

令和3年度

# ボランティアに関する基礎資料



文部科学省  
国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター



# ボランティアに関する基礎資料





# 目 次

## I ボランティア関係の法令等（令和3年10月31日現在の法令等を掲載）

1	教育基本法（平18.12.22 法律第120号）	3
2	社会教育法（抄）（昭24.6.10 法律第207号）	7
3	第3期教育振興基本計画（抄）（平30.6.15 閣議決定）	11
	（参考）第3期教育振興基本計画（概要）	20
4	学校教育法（抄）（昭22.3.31 法律第26号）	22
5	学校教育法施行規則（抄）（昭22.5.23 文部省令第11号）	23
	（参考）小学校学習指導要領（抄）（平29.3.31 文部科学省告示第63号）	23
	中学校学習指導要領（抄）（平29.3.31 文部科学省告示第64号）	25
	高等学校学習指導要領（抄）（平30.3.30 文部科学省告示第68号）	27

## II ボランティアに関する答申等

1	急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について（抄） （昭46.4.30 社会教育審議会答申）	31
2	生涯教育について（抄）（昭56.6.11 中央教育審議会答申）	34
3	教育改革に関する第二次答申（抄）（昭61.4.23 臨時教育審議会答申）	35
4	社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（報告） （昭61.12.3 社会教育審議会社会教育施設分科会）	37
5	教育改革に関する第三次答申（抄）（昭62.4.1 臨時教育審議会答申）	43
6	教育改革に関する第四次答申（最終答申）（抄）（昭62.8.7 臨時教育審議会答申）	45
7	新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について （中間報告）（抄）（昭63.2.9 社会教育審議会社会教育施設分科会）	46
8	生涯学習の基盤整備について（抄）（平2.1.30 中央教育審議会答申）	47
9	博物館の整備・運営の在り方について（中間報告）（抄） （平2.6.29 社会教育審議会社会教育施設分科会）	48
10	新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（抄） （平3.4.19 中央教育審議会答申）	49
11	公民館の整備・運営の在り方について（中間まとめ）（抄） （平3.6.11 生涯学習審議会社会教育分科会施設部会）	50
12	休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審議のまとめ） （平4.2.26 青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議）	51
13	今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（抄） （平4.7.29 生涯学習審議会答申）	54
14	21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（抄） （平8.7.19 中央教育審議会第一次答申）	65
15	教育改革プログラム（抄）（平9.1.24 文部省）	70

16	新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機－（抄） （平10.6.30 中央教育審議会答申）	73
17	社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（抄） （平10.9.17 生涯学習審議会答申）	75
18	今後の地方教育行政の在り方について（抄） （平10.9.21 中央教育審議会答申）	77
19	21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（抄） （平10.10.26 大学審議会答申）	81
20	学習の成果を幅広く生かす－生涯学習の成果を生かすための方策について－（抄） （平11.6.9 生涯学習審議会答申）	83
21	奉仕活動・体験活動に関する答申等	92
22	教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－（抄） （平12.12.22 教育改革国民会議報告）	94
23	社会教育法の一部を改正する法律について（平13.7.11 文部科学事務次官通知）	95
24	学校教育法の一部改正について（平13.7.11 文部科学事務次官通知）	97
25	学校教育及び社会教育における体験活動の促進について （平13.9.14 文部科学省生涯学習政策局長，初等中等教育局長通知）	98
26	学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進に当たっての福祉担当部局との 連携について（平14.3.29 文部科学省生涯学習政策局長，初等中等教育局長通知）	102
27	学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進について （平14.3.28 厚生労働省社会・援護局長通知）	103
28	青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について （平14.7.29 中央教育審議会答申）	104
29	地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について （平17.9.27 文部科学省生涯学習政策局長通知）	130
30	これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（抄） （平18.3 これからの図書館の在り方検討協力者会議）	132
31	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（抄） （平20.2.19 中央教育審議会答申）	134
32	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（平20.6.11 文部科学事務次官通知）	148
33	東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について（通知） （平23.4.1 文部科学副大臣通知）	154
34	今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平25.1.21 中央教育審議会答申）	157
35	新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の 推進方策について（答申）（平27.12.21 中央教育審議会答申）	185
36	「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～ （平28.1.25 文部科学大臣決定）	254
37	学習支援におけるボランティアの参加促進について（依頼）（平28.2.10 文部科学省生涯 学習政策局長，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，厚生労働省社会・援護局長通知）	263

38	学習支援における学生ボランティアの参加促進について（依頼） （平28.2.10 文部科学省生涯学習政策局長，文部科学省高等教育局長，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，厚生労働省社会・援護局長通知）	265
39	第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（抄） （令2.9 中央教育審議会生涯学習分科会）	267

### Ⅲ ボランティア活動に関連した最近の文部科学省事業

1	学校を核とした地域力強化プラン （参考）学校を核とした地域力強化プラン（令和4年度（案））	271
	（参考）地域と学校の連携・協働体制構築事業（令和4年度（案））	272

### Ⅳ ボランティア活動に関する各種制度等

1	ボランティア活動と表彰制度について	275
	（参考）社会教育功労者表彰要項	277
	（参考）候補者推薦要領	279
2	ボランティア活動の定義等について	283
3	世界ボランティア宣言	284
4	諸外国におけるボランティア活動について	287

### Ⅴ 基礎データ

1	総務省「平成28年 社会生活基本調査」（抄）	297
2	内閣府「令和元年度（2019年度）市民の社会貢献に関する実態調査」（抄）	301
3	警察庁「自主防犯活動を行う地域住民ボランティア団体の活動状況について」	307
4	財団法人 経済広報センター「ボランティア活動に関する意識・実態調査報告書」	308
5	社会教育施設におけるボランティア活動の状況	336
6	第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（抜粋）（平30.4.20）	337
7	都道府県・市区町村体験活動ボランティア活動支援センター等設置数推移表	350

## I ボランティア関係の法令等



# 1 教育基本法

〔平成18年12月22日〕  
〔法律第120号〕

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。

目 次
前 文
第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）
第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）
第3章 教育行政（第16条・第17条）
第4章 法令の制定（第18条）
附 則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く<sup>ひら</sup>教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大 学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教 員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その

職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。



4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)」を「教育基本法(平成18年法律第120号)」に改める。

一 社会教育法(昭和24年法律第207号)第1条

二 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第1条

三 理科教育振興法(昭和28年法律第186号)第1条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和28年法律第238号)第1条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和29年法律第157号)第1条

六 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第37条第1項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第16条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)第9条第2項」を「教育基本法(平成18年法律第120号)第15条第2項」に改める。

一 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第18条

二 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第20条第17項

## 2 社会教育法（抄）

昭和24年6月10日 法律第207号  
最終改正  
令和元年6月7日 法律第26号

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 社会教育主事等（第9条の2—第9条の7）
- 第3章 社会教育関係団体（第10条—第14条）
- 第4章 社会教育委員（第15条—第19条）
- 第5章 公民館（第20条—第42条）
- 第6章 学校施設の利用（第43条—第48条）
- 第7章 通信教育（第49条—第57条）
- 附 則

### 第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。

- 二 社会教育委員の委嘱に関する事。
  - 三 公民館の設置及び管理に関する事。
  - 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事。
  - 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事。
  - 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
  - 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事。
  - 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関する事。
  - 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
  - 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
  - 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
  - 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。
  - 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。
  - 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
  - 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
  - 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
  - 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
  - 十八 情報の交換及び調査研究に関する事。
  - 十九 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営，講習会の開催，資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第2項の規定は，都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては，第1項の規定にかかわらず，前条第1項第四号の事務のうち特定事務に関するものは，その長が行うものとする。

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第7条 地方公共団体の長は，その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを相当とするものにつき，教育委員会に対し，その実施を依頼し，又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は，他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき，教育委員会（特定地方公共団体にあつては，その長又は教育委員会）に対し，その実施を依頼し，又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は，社会教育に関する事務を行うために必要があるときは，当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し，必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第8条の2 特定地方公共団体の長は，特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない

2 特定地方公共団体の長は，前項の規則を制定し，又は改廃しようとするときは，あらかじめ，当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第8条の3 特定地方公共団体の教育委員会は，特定事務の管理及び執行について，その職務に関して必要と認めるときは，当該特定地方公共団体の長に対し，意見を述べることができる。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は，社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は，別に法律をもつて定める。

## 第2章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に，社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に，社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は，社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし，命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は，学校が社会教育関係団体，地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には，その求めに応じて，必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は，社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(地域学校協働活動推進員)

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### 3 第3期教育振興基本計画（抄）

[平成30年6月15日 閣議決定]

#### 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

#### IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 本計画においては、前述の生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の五つの方針により取組を整理する。
  1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
  2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
  3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
  4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
  5. 教育政策推進のための基盤を整備する

#### 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

##### （考え方）

- 第1部で示した5つの基本的な方針の下、実効ある教育政策を進めていくためには、それぞれの方針ごとに、第2期計画のフォローアップを通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要である。
- このため、本計画においては、5つの基本的な方針に沿って、平成30(2018)年度から平成34(2022)年度までの5年間における①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標、③目標を実現するために必要となる施策群を示している。
- 国の教育振興基本計画は、教育活動の多くは地方公共団体や民間において自律的に行われるものであることに留意しつつ、国全体としての目標や成果に係る指標、国自身が取り組む施策を明らかにするものである。各実施主体における具体的な教育の在り方については、国全体の目標も参考にしつつ、各地域や教育実践の現場において、それぞれの実情も踏まえながら各関係者が自主的に設定することが期待される。また、国においては、各地域の特色のある先進的な取組について把握するとともに、各地域の相互交流による取組の横展開や地域間の連携の促進、国の施策の充実に向けた活用に取り組むことが重要である。
- なお、本計画に示す測定指標及び参考指標については、以下のことに留意が必要である。
  - ① 「今後5年間の教育政策の目標」の状態を直接的・間接的に表す指標のうち、現在の水準等を踏まえ、改善の方向を明記することが必要かつ適切であることを精選の上、測定指標として設定したこと。測定指標の活用及び関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況との乖離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要である

こと。

- ② 大きな数値変動の有無を確認すれば足りるものや、今後水準を把握していくものを精選のうえ、参考指標として設定したこと。
- ③ 各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標が、課題の抽出、施策への反映により、状態の改善、展開を図るためのきっかけとなるものであることも踏まえ、当該指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。  
さらに、子供・保護者等が置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に取り組んでいくことが求められること。
- ④ 本計画の期間中においても、より適切な測定指標及び参考指標の在り方について不断に検討し、今後の計画における改善につなげることが求められること。
- ⑤ このほか、本計画のフォローアップにおいて、目標の状態を測定するために進捗状況を把握すべき指標は、参考資料として別途整理したこと。

○ さらに、教育基本法においては、地方公共団体は、国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされており、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要である。その際、国の設定する指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータとのクロス集計等による現状把握等により、PDCAサイクルを構築することが期待される。

## 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

<生涯の各段階>

### 目標（5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。

(参考指標)

- ・進路について将来の仕事に関することを意識する高校生の割合

### ○ 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。初等中等教育段階においては、地域を担う人材育成に資するためにも、地元企業等と連携した起業体験、職場体験、インターンシップの普及促進を図るとともに、特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及に取り組む。また、高校生らが働くことを意識しながらビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。高等教育段階においては、産業界と連携し、適正なインターンシップの更なる推進を図るとともに、ボランティア等の学外で行う活動の授業の一環としての位置付け、単位化を促進する。専修学校においては、企業等と密接に

連携した「職業実践専門課程」を中心に、専修学校全体の質保証・向上を推進するとともに、組織的・自立的な教育活動展開のための産学官連携の体制づくりのための取組を進める。

#### ○ 学びを通じた地方への新たな人の流れの構築

- ・ 地方にある豊かな自然，固有の歴史や伝統，文化等の魅力について子供の頃から学び，触れさせる取組を促進するとともに，学生の地方への還流や定着の促進に向けた取組を促進する。

#### 目標（6）家庭・地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進

多様化する家庭環境に対し，地域全体で家庭教育を支える。また，地域社会との様々な関わりを通じて，子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め，これからの時代に必要な力や，地域への愛着や誇りを子供たちに育成する。さらに，家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。

##### （測定指標）

- ・ 地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合の改善
- ・ 地域の行事に参加している児童生徒の割合の改善

##### （参考指標）

- ・ 保護者や地域の人との協働による取組や活動が学校の教育水準の向上に効果があると思う学校の割合

#### ○ 家庭の教育力の向上

- ・ 関係府省が連携し，妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて，地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し，教育委員会と他の部局の間，関係機関・関係者の間で，支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ・ 家庭教育支援員となる人材の育成や，訪問型家庭教育支援の充実を図るとともに，必要となる個人情報や円滑かつ適切な共有に係る好事例の収集や周知を行うなど，様々な課題を抱えながらも地域から孤立し，自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化する。
- ・ 大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう，学校休業日の分散化，有給休暇取得の促進，多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する。

#### ○ 地域の教育力の向上，学校との連携・協働の推進

- ・ 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し，各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて，コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図る。
- ・ 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実及び地域学校協働本部の整備等により，全小中学校区における幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の全国的な推進を図る。その際，関係府省が連携し，放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や，企業等の外部人材等の活用を促進する。
- ・ 児童生徒の地域行事やボランティア活動への参加や高校生らがビジネスの手法等を学び，地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。さらに，教師の担う重要な職責に対する社会における理解醸成を進める。



### 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

#### 目標(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する。

##### (測定指標)

- ・ これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を
  - ① 仕事や就職の上で生かしている者の割合の向上
  - ② 家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上
  - ③ 地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上（後掲）

#### ○ 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・ 男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、食、地域防災・安全、海洋等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。また、18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育むため、学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。
- ・ 消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。

#### ○ 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化

- ・ 女性が、結婚や出産等の様々な人生の節目も踏まえつつ、個性と能力を十分に発揮できるよう、大学等におけるリカレント教育や各種の認定教育プログラム等を活用した能力開発など、学びを通じた主体的なキャリア形成を推進し、復職や再就職、起業等を円滑に成し遂げられる社会を実現する。あわせて、産業界への働き掛け等を通じて、学びを通じたキャリア形成を促進する機運を醸成する。
- ・ 大学等における保育環境整備の仕組みのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する。

#### ○ 高齢者等の生涯学習の推進

- ・ 高齢者を含め、全ての人が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、多様な技術・経験を有するシニア層の取組など各地域における優れた取組の普及・啓発を促進し、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

#### ○ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・ 第2期スポーツ基本計画に基づき、学校体育施設など既存施設の有効活用による場の確保等を通じ、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

○ **生涯を通じた文化芸術活動の推進**

- ・ 国民が身近に文化芸術を享受できるよう、各地域における様々な文化芸術の公演、展示等に対する支援を行うとともに、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。また、国民文化祭の開催をはじめ、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る。さらに、国民の文化芸術活動への参画に資する文化ボランティア活動の促進を含め、多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。

○ **生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備**

- ・ 学習の成果を測る検定試験について、質の向上と社会的活用の促進に向け、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るなど、学習成果の活用に資する取組を進める。

**目標(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進**

少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する。

(測定指標)

- ・ これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上

○ **新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討**

- ・ 住民一人一人の人生を豊かにする学習、少子高齢化・人口減少など地域が直面する課題の解決や地域活性化のための学習などを推進し、新しい地域づくりなどの活動につなげていくため、社会教育行政の在り方について具体的な検討を進める。「学びの場」である社会教育施設を拠点に、活力ある地域コミュニティ形成のために実施される各地域の課題解決・地域活性化の取組を推進することにより、学校や地方公共団体の関係部署のみならず、NPO、民間教育事業者等の多様な主体とのネットワークづくりを促進する。また、ボランティア等、多様な主体が参画し、人づくりや地域づくりを支援する様々な取組を促す。

○ **社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成**

- ・ NPO、企業等の多様な主体と連携・協働し、地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うことができる人材を育成するため、社会教育主事の養成に係る新たな制度の円滑な実施や研修等の充実、社会教育主事資格の活用促進を図る。

○ **施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営**

- ・ 厳しい財政状況の下、公民館、図書館及び博物館が、地域の活力向上など社会の要請に応じて学習機会を提供していくことができるよう、計画的な老朽化対策を促すとともに、施設の複合化や多様な資金調達など民間の資金やノウハウも活用した持続可能な社会教育施設の運営に資する情報の収集や提供を行う。

## 目標(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する。

### (測定指標)

- ・大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

### ○ 教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施

- ・大学や専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため、「職業実践力育成プログラム」や「職業実践専門課程」の認定制度の活用を促進するとともに、社会人等が自らの知識や経験を還元して学びあうなど、社会人のニーズに応える教育プログラムを開発・実施し、全国展開を図る。

### ○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・放送大学において放送授業等に加えてオンライン授業の充実を図るとともに、放送大学を学び直しの機会を提供する先導的役割を果たす高等教育機関として位置付け、そのノウハウや技術を生かした、他大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供や各大学・大学院のプログラム開発への協力を促進する。
- ・長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やeラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。
- ・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度、検定や資格等に関する情報に、効率的に入手することができるよう、関係機関の情報発信の質の向上を図る。

### ○ 経済的な支援の実施

- ・学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用を実施するとともに、教育訓練給付なども含め、関係府省が連携して経済的な支援制度の利用促進を図る。

### ○ 労働者の学びに関する企業側の理解促進

- ・関係府省が連携し、社会人学生の就職支援の強化、企業や業界における職業能力の評価、教育訓練休暇制度等の導入や、大学や専門学校等におけるプログラムの活用に対する働き掛け、働き方改革の着実な実施を通じ、学んだ成果の活用や仕事への接続を推進する。

## 目標(13) 障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

(参考指標)

- ・学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

○ 学校卒業後における障害者の学びの支援

- ・ 障害者の各ライフステージにおける学びを支援し、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることができるよう、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するための、効果的な学習プログラムや実施体制等に関する研究や成果普及等を行う。

○ 地域学校協働活動の推進

- ・ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

- ・ 障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図る。

○ 大学等における学生支援の充実

- ・ 障害のある学生の在籍者数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関（福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等）とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

- ・ 障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。あわせて、図書館等の環境整備を促進する。

**4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する**

**目標 (14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応**

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないように、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

(測定指標)

- ・生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大

### 学等進学率の改善

- ・経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少

#### (参考指標)

- ・大学進学率の地域間格差について、地理的状况、経済的状况、県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して、地域ごとの課題を把握し、対処していくためのフォローアップの手法を開発。

### ○ 教育へのアクセスの向上，教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図る。

幼児教育について、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置を平成31（2019）年10月から全面的に実施する。

義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。また、私立小中学校等に通う児童生徒への支援に関する調査研究を進める。

### ○ 地域の教育資源の活用

- ・経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難である等、学習が遅れがちな中学生・高校生等に対して、地域住民等の協力等による学習支援の全国的な推進を図る。
- ・社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し、成果の普及を図る。

### ○ 東日本大震災をはじめとした災害への対応

- ・東日本大震災をはじめとした災害に対して、学校再開の支援、災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援、就学支援などの教育環境の確保に取り組む。

### 目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

#### (測定指標)

- ・幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加
- ・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- ・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

### ○ 不登校児童生徒の教育機会の確保

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ、個々

の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進する。児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校や教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。さらに、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図る。

○ **高校中退者等に対する支援**

- ・ 高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

○ **高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上**

- ・ 中途退学や不登校の経験者、特別な支援を必要とする生徒など課題を抱える生徒等の学びの受け皿としての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等、生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくため、その質の確保・向上を図るための施策に取り組む。

○ **地域における外国人に対する日本語教育の推進**

- ・ 日本国内に在留している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、地方公共団体やNPOなどによる地域における日本語教育に関する優れた取組の支援や、日本語教育の充実に資する研修等を行う。

## 第3期教育振興基本計画(概要)

### 第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

#### I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

#### II 教育をめぐる現状と課題

- 1 これまでの取組の成果
  - 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
  - 給付型奨学金制度、所得連動型奨学金制度の創設
  - 学校施設の耐震化の進展等
- 2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題
  - (1) 社会状況の変化
    - 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差等
  - (2) 教育をめぐる状況変化
    - 子供や若者の学習・生活面の課題
    - 地域や家庭の状況変化
    - 高等教育の質保証等の課題
  - (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
    - OECDによる教育政策レビュー等

#### IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

#### V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進
  - ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
    - 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
    - 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
    - 【職員育成、先進事例の共有】
  - ・ 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
  - ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))
    - を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

#### 3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

#### III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

- 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す
- 《個人と社会の目指すべき姿》
- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
  - (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展
- 《教育政策の重点事項》
- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
  - 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

#### 2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
  - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
  - ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
  - ◇大学の質的向上
  - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
  - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
  - ◇大学施設の改修
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要で教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理

基本的な方針

教育政策の目標

測定指標  
参考指標

施策群

基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等
	(2) 豊かな心の育成<〃>	(3) 健やかな体の育成<〃>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	○いじめ等への対応の徹底、人権教育など
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本生徒・学生の海外留学支援
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加など	○大学院教育改革の推進
	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	○社会人が働きながら学べる環境の整備
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮	○教職員指導体制・指導環境の整備
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進	○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○学校のICT環境整備の促進
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	(13) 障害者の生涯学習の推進	○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)	○学校安全の推進
	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○学校管理下における障書や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	など	など
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	など	など
	(17) ICT利活用のための基盤の整備	など	など
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	など	など
	(19) 児童生徒等の安全の確保	など	など
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	など	など
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	など	など



## 4 学校教育法（抄）

〔昭和22年3月31日 法律第26号  
最終改正  
令和元年6月26日 法律第44号〕

### 第1章 総 則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

### 第2章 義務教育

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

### 第4章 小学校

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

### 第5章 中学校

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

### 第6章 高等学校

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

## 5 学校教育法施行規則（抄）

昭和22年5月23日 文部省令第11号  
最終改正  
令和元年10月31日 文部科学省令第21号

### 第6章 高等学校

第98条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

## （参考）小学校学習指導要領（抄）

[平成29年3月31日 文部科学省告示第63号]

### 第1章 総則

#### 第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

### 第5章 総合的な学習の時間

#### 第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

#### 第2 各学校において定める目標及び内容

##### 1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

## 2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

## 第6章 特別活動

### 第1 目 標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

#### 1 目 標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

#### 2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、全校又は学年を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

#### (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

## (参考) 中学校学習指導要領(抄)

[平成29年3月31日 文部科学省告示第64号]

### 第1章 総則

#### 第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

### 第4章 総合的な学習の時間

#### 第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

#### 第2 各学校において定める目標及び内容

##### 1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

##### 2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

### 第5章 特別活動

#### 第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

- (2) 集団や自己の生活，人間関係の課題を見いだし，解決するために話し合い，合意形成を図ったり，意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的，実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして，集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに，人間としての生き方についての考えを深め，自己実現を図ろうとする態度を養う。

## 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

### 〔生徒会活動〕

#### 1 目 標

異年齢の生徒同士で協力し，学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて，計画を立て役割を分担し，協力して運営することに自主的，実践的に取り組むことを通して，第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

#### 2 内 容

1の資質・能力を育成するため，学校の全生徒をもって組織する生徒会において，次の各活動を通して，それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるよう指導する。

#### (3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見いだし，具体的な対策を考え，実践し，地域や社会に参画できるようにすること。

### 〔学校行事〕

#### 1 目 標

全校又は学年の生徒で協力し，よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養いながら，第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

#### 2 内 容

1の資質・能力を育成するため，全ての学年において，全校又は学年を単位として，次の各行事において，学校生活に秩序と変化を与え，学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して，それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し，主体的に考えて実践できるよう指導する。

#### (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得し，職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに，共に助け合って生きることの喜びを体得し，ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

## (参考) 高等学校学習指導要領 (抄)

[平成30年 3月30日 文部科学省告示第68号]

### 第1章 総 則

#### 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

#### 第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるととともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

### 第4章 総合的な探究の時間

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。



## Ⅱ ボランティアに関する答申等





# 1 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について(抄)

〔昭和46年4月30日〕  
〔社会教育審議会答申〕

## 第1部 社会的条件の変化と社会教育

### 3 生涯の各時期における社会教育の課題

#### (3) 青年

第2は青年の生活における余暇時間の増大に関するものである。零細な企業に働く青年の生活は必ずしも余暇時間は多くはないが、一般的には企業の近代化の中でとくに働く青年の余暇時間は漸次増大の方向にあり、これらの余暇時間が青年たちによってどのように消費されるかはきわめて大きな課題である。現状は単なる受動的なテレビへの接触あるいは商業娯楽への衝動的な集中が多いが、これらの余暇時間が、各種の知識・技術についての学習や、生活にうるおいをもたらすための文化的情操的活動に生かされ、また、自然との接触、スポーツ、レクリエーション、社会奉仕等に積極的に活用されることが望ましい。近年、青年の体格の向上を見つつある反面、体力の低下が指摘されており、余暇時間を利用して各種の身体的な鍛錬を行なうことも必要であろう。

#### (4) 成人

##### ア 成人一般

第3に、成人一般が社会教育の重要性を認識し、これに積極的に参加したり、青少年の社会教育に有志指導者として奉仕したり、家庭教育にそれぞれの立場で責任を果たすことは、きわめて大きな教育的意味をもっていることである。成人の学習は学習者自身を充実させるだけでなく、成人が学習しようとする態度そのものが社会や家庭、とくに青少年に対して大きな影響を及ぼすのである。

##### イ 婦人

第2に、家庭婦人は、都市においては、その居住する地域で昼間人口の大部分を構成し、農村においては、基幹的な労働力となって生活しており、いずれも居住地域における中心的な存在となっている。これらの婦人には、地域における連帯意識の形成のため、ボランティア活動の展開が期待され、その拠点として施設の設置、整備が望まれる。

##### ウ 高齢者

高齢者の学習活動には、これまで、高齢者学級の形態やこれに類似したものとしての講などの寄り合い、老人クラブ、親睦会などによって進められてきている。しかし今後の高齢者教育は、高齢者自身が老年期にふさわしい社会的な能力を養い、できるだけ長く自立的な生活を続け、世代の隔絶の幅をせばめ、生きがいのある生涯を全うすることを主眼として行なわれるべきである。高齢者は、その性別、健康、経済力、社会的地位などにより、個人差が大きいので、高齢者教育は、おのおのの年齢階層の要請や個人差などその対象の実態に応じて展開される必要がある。なお、その内容としては、今後、再就職に備えての職業的な訓練に関する事、健康管理や保健衛生に関する事、余暇を有意義に過ごすための趣味や教養に関する事、社会の変化を理解するための時事問題に関する事、若い世代の理解に関する事、話し相手やレクリエーションのた

めの仲間づくりに関すること、孫の教育や地域社会の子ども会などの指導に関すること、その他各種の社会奉仕に関することなどをとりあげる必要がある。

なお、高齢者が学習を楽しく継続し、自らの生活に生きがいを見出すためには、家族および社会のあたたかい思いやりとゆきとどいた援助とが望まれる。

## 結 語

社会の工業化・情報化の進展、中高年齢層の人口の増大、人口の都市集中、核家族化傾向の増大、国民の学力水準の上昇など、社会的条件の変化により、社会教育はいろいろな新しい問題に直面している。本審議会は、このことを念頭において、今後の社会教育がになうべき役割と課題を詳しく述べてきたが、その基本的な方向をここに概括して結語とする。

- (4) (団体活動、ボランティア活動の促進)心の豊かさを求め、社会連帯意識を高めるために、社会教育に関する団体活動がより積極的に展開される必要がある。その場合、小グループなどの目的的な活動を促進するとともに、従来の地域団体の組織運営を改善することや、団地など新しい地域社会の実情に即応した地域活動の展開を図ることに留意する必要がある。また、とくに民間人の意欲的なボランティア活動を重視する必要がある。

## 第2部 社会教育振興の方向

### 5 社会教育における指導者

#### (2) 社会的条件の変化と指導者

##### ア 指導者一般の課題

##### (ア) 民間における有志指導者の拡充

今後、国民の自主的学習の多彩な展開を促進する中心的な力となるものは、民間における有志指導者のエネルギーである。したがって、各方面の学識経験者はもとより、日常生活におけるあらゆる学習の場で、潜在的にあるいは一時的になんらかの教育的影響を他に与えている多数のひとびとを顕在化する必要がある。

##### (イ) 青少年に対する指導者の充実

青少年に対する指導者としては、青少年の中から自主的に指導者立場をとりうる者を発掘し、その力をじゅうぶんに発揮させる必要がある。さらに、青少年の健全育成をめざす成人指導者による有志的、奉仕的な活動が、今後いっそう期待される。

## 第3部 社会教育行政の役割と重点

### 1 社会教育行政の役割

#### (1) 市町村の役割

社会教育行政における市町村の役割は、みずから社会教育施設を設置・運営し、民間団体や民間指導者の自発活動を促進するうえでの指導・助言を行ない、学校開放講座、青年学級をはじめとする各種の学級・講座、各種集会、運動会などを開催しおよび奨励し、社会教育資料を配布し、設備・器材を提供する等のこととされている。

地域住民の学習要求と地域社会の教育的必要とを的確に把握し、地域住民の積極的な学習への意欲を触発することが、市町村における社会教育振興のかなめであるが、市町村の社会教育行政に関する職員組織、財源措置等は、全般的に、ふじゅうぶんな状態にある。今後、市町村における社会教育行政を進めるうえで留意されなければならないことは、地域の実情に応じてさまざまな内容・形態の特色ある社会教育活動が展開され、市町村の独自性が発揮されなければならないことである。

## (2) 都道府県の役割

社会教育行政における都道府県の役割としては、まず、自ら広域的な社会教育施設を設置運営し、また、都道府県のレベルで、民間団体や民間指導者の自発活動を促進するうえでの指導・助言を行なうことである。と同時に、市町村を包括する広域地方公共団体として都道府県内の社会教育水準の向上を図るため、市町村に対し、管内の教育機関の管理・運営の基本的事項について必要な基準を定めたり、各種の資料を提供したりして社会教育の振興に関し指導・助言・援助を行なうとともに、管内の市町村との連絡を行なうという役割をもっている。近年におけるひとびとの生活圏の拡大に伴い、広域的な地方公共団体たる都道府県のこのような役割は、今後ますます重要視されるべきである。

## 2 生涯教育について（抄）

〔昭和56年6月11日〕  
〔中央教育審議会答申〕

### 第3章 成人するまでの教育

#### 4 社会教育の推進

##### (3) 社会参加の促進

青少年が地域社会に関心や愛着を持ち、社会的に寄与しようとする気持ちを持つようにすることは大切なことである。

このため、青少年に奉仕活動などの場を与え、社会的な役割を果たすことの意義を体験的に理解させ、それを通じて地域社会に対する関心、愛着を高めるべきである。

青少年の社会参加に関しては、特に家庭の理解・協力が必要であり、また、親自らが進んで子供とともに社会的活動に参加できる姿勢が望まれる。

さらに、学校等において、青少年の社会参加を積極的に評価するような取り組みが必要である。

### 第5章 高齢期の教育

#### 3 社会参加の促進

多くの高齢者にとって、自己の経験や知識・能力を生かして社会的に活動することは、大きな生きがいの一つとなろう。

したがって、高齢期の人々が、今よりも容易に社会参加ができるよう様々な場を広く用意することが大切である。この場合、各人がその希望する形で社会参加を果たし、他の世代とのかかわりや周囲の人々との積極的な交流が図られるように配慮することが必要である。

最近、各地で行われている人材活用事業は、高齢者がその能力を積極的に生かす場を提供するものとして効果的である。なお、高齢者がこのように指導者としての役割を担い、あるいは奉仕活動などの地域活動に参加することに対し、社会がそれらの努力に正しく報いようとする配慮が肝要である。

### 3 教育改革に関する第二次答申（抄）

〔昭和61年4月23日〕  
〔臨時教育審議会答申〕

#### 第5章 社会の教育の活性化

##### 第1節 自主的な学習活動の促進

生涯学習体系への移行という観点から、従来から地域で行われている生活に役立つ学習など様々な学習活動を推進し、自主的活動を促進する。

ウ 学習活動等による地域社会への参加の促進や地域連帯の育成を図る。

エ 青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくためのボランティア活動の振興など社会参加の機会を拡大する。

① 学習内容の高度化、多様化に対応し、個人学習や自主的な団体・サークルへの参加など種々の形態によってできるだけ多くの人々が主体的に学習に参加することは、生涯学習の基盤をなすものである。このための情報提供や相談については、市町村の役場や公民館などに窓口だけを設けてあるが、実質的な対応が十分行われているとはいえない状況であった。このため、生涯教育センターや公民館等において、民間の教育・スポーツ・文化事業やボランティア活動等を含めた広範な学習情報を、地域住民にとって利用しやすく提供するとともに、地域住民の学習に関する相談に実質的にこたえられる体制を整備し、活性化する。

③ 学習・スポーツ・文化活動やボランティア活動などは、国民それぞれの自己の充実・啓発や生活の向上に資するにとどまらず、地域社会への参加の促進や地域連帯の育成という視点、さらに教育環境の人間化の視点からも非常に大きな役割を有している。これらの活動によって、地域における人々の触れ合いを創出するとともに、青少年にとって有益な教育環境を形成する必要がある。

このため、地域社会を基盤として公民館等の社会教育施設を自主的な団体・サークルなどの学習活動の拠点としてより一層活動するとともに、青少年団体など各種団体の育成や活動の充実などを図る。

また、高齢化の中で、高齢者の社会参加の促進を図るための学習機会を整備する。さらに、戦後における子どもの数の減少や平均寿命の伸び等により、子育て後の長い自由な期間のできた婦人に対して、文化的欲求のための学習や職業生活に入るに際しての心構えを学ぶための学習機会などを提供し、婦人の社会参加を推進する。

④ ボランティア活動などの社会参加については、我が国においては諸外国に比べ、参加者が大変少ないという指摘がある。青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくため、奉仕活動などボランティア活動を振興していくことが重要であるが、社会教育ではこの点についての対応が十分でなかった。このため、ボランティア活動の場の開発を図るとともに、その活動に何らかの社会的評価を与え、ボランティアに励みを与える仕組みをつくることなどについて検討する。

また、ボランティア活動などの社会参加による傷害等の事故に対する対処方策や、長期間の奉仕活動などに対し企業や官公庁等において身分保障などを行うなど、社会的基盤の整備が重要であり、

これらの施策についても検討する。

- ⑤ 社会教育を振興するためには、場の確保とともに、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育指導者に優秀な人材を確保することが重要である。

また、これら専門職としての指導者のほか、高齢者などのボランティアや学校の教員を活用する方途を考える必要がある。公民館等の施設についても、ボランティア等を活用して、学習活動の活性化を図るなど、一層住民のニーズにこたえることができるようにする。

## 4 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（報告）

昭和61年12月3日  
社会教育審議会  
社会教育施設分科会

### まえがき

ボランティア活動は、我が国の人々の間にも次第に広がってきている。それは、今日の生活水準の向上、自由時間の増大及び平均寿命の伸長などの社会的変化と無関係ではない。つまり、物質的豊かさの中で心豊かな生活を願う人々が増えてきていることの表れであろう。

ボランティア活動に対する人々の考え方も変わってきた。ボランティア活動を通して自己の成長を図るという考え方が目立つようになってきている。いわゆる生涯学習活動の一つとしてボランティア活動をとらえ、これを促進しようとする傾向が強くなってきていると見ることができる。

このような状況の中で、社会教育施設がボランティアの志を生かしていくことの意義は大きい。社会教育施設はもともと地域の人々の生涯学習活動の拠点である。ボランティア活動は社会教育施設と地域の人々との結びつきを一層強めることになる。それがまた、施設の活性化を促すと考えられる。

そこで昭和61年3月、本分科会に施設ボランティア小委員会を設置し、同小委員会において慎重な審議を重ね、ここに「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」として取りまとめ報告するものである。本報告の趣旨が十分に生かされ社会教育施設におけるボランティア活動が活発に行われるようになることを切望する。

### 第1章 生涯学習とボランティア活動

#### 1 学習意欲の高まり

臨時教育審議会の「教育改革に関する第2次答申」（昭和61年4月）は、改革の重要なポイントとして、「生涯学習体系の移行」を打ち出し、家庭、学校、社会の3者が一体となった総合的な学習機会の拡大整備を図ることを強調している。同様の趣旨の提案は、これまでの答申等においても示されている。

例えば社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年4月）は、「生涯にわたる教育課題に対応するには、変化する要求や個人、地域の多様な要求に応ずることができる柔軟性に富んだ教育が重要となる。したがって、生涯教育において特に社会教育が果たす役割がきわめて大きいといわなければならない。」と指摘し、その後の社会教育を進める上での指針となった。また、中央教育審議会答申「生涯学習について」（昭和56年6月）は、「生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備すること」を指摘している。更に、「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これらを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と強調し、生涯学習の具体化を示唆した提言として関係者に与えた影響は大きい。地方公共団体においても地域性を踏まえた生涯学習を推進するための提言、報告等が行われている。これらは、人々の学習意欲の高まりにこたえようとするものである。だれもがいつでもどこでも学習できるいわゆる



「学習社会」の方向を目指す動きが最近とみに顕著になってきたといえよう。

このような中で、社会教育は人々の生涯学習を支えるという視点から、学習活動の質・量の拡充、社会教育施設をはじめ、関連施設間の連携・協力の強化、学習情報の提供等々の面で充実を図る努力を払っている。また、人々にとっても、これからは学習活動を地域社会に広げ、社会参加を通して学習を一層発展させることが必要となろう。積極的な学習活動により、人々の生涯学習は一段と充実したものになると思われる。

## 2 ボランティア活動の意義

我が国では、ボランティア活動といえば身体障害者の介護など、いわゆる社会福祉の活動としてとらえる傾向にあったが、ボランティア活動はもっと広くとらえられるべきものである。近年、こうした傾向が次第に見られるようになってきたのは望ましいことである。このことは、今日の生活水準の向上、自由時間の増大など、ゆとりある生活の中で人々が自らを向上させる意欲をボランティア活動に求めるようになってきたためと考えることができる。

ボランティア活動は、一面ではさまざまな相互の触れ合いの中で、教えかつ学ぶという相互学習の機能を持っている。したがって、人々はボランティア活動に参加することで、自らの知的、精神的世界を広げ、生きがい意識を高めることも期待できるのである。この生涯学習としてのボランティア活動の一層の拡充を図るためには、それをごく日常的で楽しい活動としてとらえることが大切であろう。

また、ボランティア活動は、我が国に古くからある郷土愛、奉仕の精神などに通ずるものを含んでいる。精神的風土の荒廃がいわゆる今日、ボランティア活動は見失われようとする伝統を呼び起こし、更に発展させる役割を果たすことになろう。それが新しいコミュニティの形成に貢献する。ボランティア活動を広くとらえる意義もそこにある。

ボランティア活動のこのような意義からみて、それが人々の生涯を通じての活動であることは明らかである。つまり、学校や職場あるいは家庭など人々が属する立場にかかわらず行われるべきものなのである。年齢や所属を超えたボランティア活動を通して自己の新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れないものがある。

## 第2章 社会教育施設におけるボランティア活動

### 1 社会教育施設の課題

社会教育施設は、人々の生涯学習への意欲の高まりに呼応してその設置の促進が図られている。しかしその整備状況はなお十分とはいえない。今後とも需要にこたえて必要な施設の整備を進める必要がある。

社会教育施設整備の促進とともに、その活動内容の充実を図ることが重要である。そのため、社会教育施設は、人々の期待にこたえて学習情報を提供し、また、質の高い学習活動、地域連帯のつながりは一層強いものになろう。社会教育施設が行う事業活動に地域の人々が積極的に参画し、利用者と施設が一体となって施設の機能を十分に生かした各種の事業が実施されるようになることが望まれる。

利用者と施設が一体となった事業を実施するには、まず施設職員自らがその資質能力を高め、施設に対する人々の要望を的確に把握し、適切なプログラムを用意する必要がある。その際、社会教育施設間の連携、協力はもちろんのこと、地域の中の諸施設との連携も図り、各種施設が一体となって

人々に対する学習サービスを行うように配慮することが大切である。更に、人々の学習活動の広がりこたえてボランティア活動の促進を図ることが重要である。このことにより、社会教育施設はより活性化し、人々の生涯学習の要望にこたえることのできる施設として地域社会に位置づくことになる。

## 2 ボランティア活動による施設の活性化

ボランティア活動が社会教育施設で行われるようになったのは、比較的新しいことである。ボランティア活動が人々の学習活動であることはもとより、施設に新しい息吹きをもたらすことに注目したい。

ボランティア活動に参加する人々は、自由な立場にある。施設職員と異なる視点から新しい学習の課題を見つけたり、それへの対応の方向を提案するなど社会教育施設に新たな発展をもたらす独創的な力を発揮することが期待される。このような期待が実現されたとき、施設の教育機能は一層の拡大を図ることができる。

ボランティアの人々の発想が社会教育施設の運営や事業の実施に新しい工夫をもたらし、施設をより多くの人々に親しまれるものにする。施設と地域の人々とを強く結びつける面での効果は大きい。ボランティア活動という新しい流れが社会教育施設を活性化するのである。

社会教育施設にボランティアを受け入れるに際しては、施設の人的、物的体制の不備を補完する役割をボランティアに期待してはならない。仮りに、そのような考えで施設にボランティアを受け入れた場合には、ボランティア活動意欲を喪失させ、継続的なボランティア活動がむずかしくなる。

## 3 多様な活動領域

ボランティア活動の主要な場面としては、施設における事業の推進・協力、施設の環境整備及び広報・広聴活動への協力などがあげられる。ボランティア活動は、定期的、継続的なものもあるが、短期の催しや学習相談事業への助力など、不定期で随時の活動形態も比較的多く見られるようになっている。

主な社会教育施設のボランティア活動の場面をやや具体的に挙げると、次のようになる。

社会教育施設全般に比較的共通にみられるボランティア活動としては、施設利用者のための保育活動、施設の美化活動、広報活動への協力、各種の集会における会場整備、施設の特色を生かした相談活動における相談員、各種の視聴覚機器の操作援助、国際交流活動への協力などがある。以下、施設ごとに概観してみよう。

公民館では、婦人学級、家庭教育学級、成人大学講座等各種の学級・講座における指導・助言、各種の学級・講座等で使用する自主教材制作への協力、地域の伝統芸能を継承するための諸活動に対する助言・指導、子ども会、青年団、婦人会等各種の社会教育関係団体が行う諸活動に対する援助、学習相談等各種の相談活動における相談員、事業計画の企画・立案に際しての援助、公民館に対するニーズ調査を行う場合の援助、学習グループの組織化活動、学習情報の提供・収集への協力など。

図書館では、視覚障害者のための点字図書や録音テープ等の作成、子どものためのストーリー・テリング、紙芝居、読書会活動等との集会行事における指導・助言・協力、移動図書館の地域配本所における援助活動、書庫の図書整理及び破損図書の修理、レファレンス、情報提供における司書への協力、民話等の郷土資料の収集活動への協力など。

博物館では、展示資料の解説、展示資料の看視及び会場整理への協力、展示資料の収集・制作等に

おける学芸員への協力、標本作成や調査研究活動に対する協力、探求的学習活動への助言、学習活動の教材・教具の制作、野外活動等教育活動における指導・援助、来館者に対するインフォメーション活動、「友の会」等利用者グループの世話、利用者の自由研究の相談など。

青少年教育施設では、利用グループに対する野外活動・自然観察等の指導・援助、青少年団体、グループ活動に対する援助、主催事業等に対する協力活動、自然保護活動、自然環境調査、教材や教具の作成・提供など。

婦人教育施設では、婦人学級、家庭教育学級等各種の学級・講座における指導者、主催事業に対する協力活動、婦人団体・グループが行う諸活動に対する援助、情報の収集・提供への協力、学習相談・育児相談等各種の相談活動における相談員など。

スポーツ施設では、各種スポーツの指導・援助、体育用具の保守・管理、スポーツテストへの協力、スポーツグループ組織化活動、スポーツ意識の啓発活動など。

これら以外にも、それぞれの社会教育施設の特性を生かした活動領域を積極的に開発し、いろいろな領域でボランティア活動が行われるように配慮する必要がある。

### 第3章 ボランティア活動促進のための条件整備

#### 1 ボランティア活動活性化のために

##### (1) 受け入れ体制

社会教育施設の中にはボランティア活動を受け入れることに、ともすれば消極的になりがちどころも見受けられる。その要因としては、①社会教育施設の運営は施設職員自らが外部の力を借りずに自力で行うべきであると考えていること、②ボランティアを受け入れることにより、そのための準備や世話に忙殺され勤務過重になると思っていること、③ボランティアを受け入れてもどのような活動をさせてよいかわからないこと、④ボランティア活動の希望者が、どの程度いるか把握していないこと等が考えられる。

このような阻害要因を取り除き、社会教育施設におけるボランティア活動を活発にするためには、次のような事柄に留意する必要がある。

その第1は、施設職員がボランティア活動に対する認識を改めることである。社会教育施設にボランティアを受け入れるのは、施設に新たな機能を加え、施設の教育機能の充実につながるものであることを理解する必要がある、施設職員の勤務の省力化のためではない。また、ボランティア活動そのものが一つの重要な学習活動であることを考えれば、その受け入れは施設職員として当然の職務であり、積極的な姿勢が求められる。

第2は、社会教育施設がボランティアを受け入れる諸条件を整備することである。意欲のあるボランティアが社会教育施設にきても、活動領域が不明確で何をしてもよいかかわからないとか、世話役がはっきりせず、誰に相談したらよいかかわからないなどの状況では、十分なボランティア活動を期待することはできない。施設職員は、その専門性を発揮して、ボランティアを受け入れるための活動領域の設定や必要経費の計上などを計画的に準備する必要がある。

第3は、ボランティアに関するデータ・バンクを設置し、ボランティア情報のネットワークの整備を図ることである。今日、社会教育施設のこの面での対応が極めて遅れている。データ・バンクは、ボランティア希望者や施設のボランティア要請の状況を登録するなど、ボランティアに関する諸情報を収集し、提供する。また、ボランティアに関する相談にも応じられるようにする必要がある。

る。

このデータ・バンクとしての役割を果たす施設としては、人々の身近なところに設置されている公民館、図書館等の社会教育施設に期待するところが大きい。また、これら社会教育施設間のネットワーク化が計られ、人々がどの施設に行ってもボランティア情報が得られるような広域的な体制をつくることが重要である。

## (2) 費用負担

ボランティア活動は、手弁当で無償のものと考えられてきた。また、実際の活動もそのように行われていることが多い。しかし、その善意の提供に対して活動のための実費を施設等が負担することも、また、自然な行為と考えられる。例えば、活動に要した交通費、食事代を供することは、ボランティア活動の本旨を損うものでないばかりか、大方の合意が得られるものと思われる。

## (3) 事故防止

ボランティア活動中の予測しがたい事故が、ごくまれにはあるが起きている。不測の事態に備えて社会教育施設では、活動中の安全対策に十分配慮する必要がある。そのためにはまず、ボランティアの人々に安全教育の機会が提供されねばならない。

それでもなお、活動中に起こり得る不測の事故に備えるには、ボランティアに関する保険制度の活用が有効である。現状では、行政機関や団体が保険に加入しているなどさまざまな実態が見受けられる。このような措置は更に拡充されることが必要である。加入保険はボランティア活動に参加する人々に精神的なゆとりをもたらす。そのことから人々は安心して活動に活動に専念できることになり、その成果を一層高めることができる。

## 2 ボランティアの養成と研修

ボランティア活動を更に広めるためには、人々の参加を容易にする諸条件の整備を図ることが大切である。ボランティアに関する養成や研修を積極的に行うのもその一つである。

ボランティア活動を志す人々の中には、好きだからとか何かをやってみたいからというような動機で参加する例も少なくない。ボランティア活動の出発点として、そのような動機は大切なことであり、尊重されなければならない。ところが、実際の活動の中では、活動内容についての知識、技術が必要とされる場合もある。そのために、社会教育施設は、それぞれの施設の特色を生かした養成、研修のためのプログラムを用意すべきであろう。

更に、ボランティア活動として社会教育施設における学習プログラムの企画、立案への参加、あるいは各種の相談活動など、高度な知識技術を必要とする領域も増えることが予想される。それらの課題に応えるために、研修の高度化を図ることも必要であろう。

また、ボランティア活動の促進を図るためには、ボランティアの人々のまとめ役としてボランティア・リーダーの役割が重要になる。ボランティア・リーダーを養成し、その資質向上を図るための研修を積極的に行うことも大切である。

## 3 ボランティア活動の社会的評価

ボランティア活動は、まず自己のために行う自発的で無償の行為であり、その趣旨が生かされることが重要である。更に、ボランティア活動が社会教育施設における諸活動を進める上で一定の役割を

引き受ける活動であることを考えれば、そこには常に社会的責任が伴う。ボランティアの人々はこの責任を自覚し、活動に励むことが大切である。

ボランティア活動が社会的に正当に評価されることは、ボランティアの人々の励みにもなり必要なことである。我が国では、ボランティアに対する見方に問題がないわけではない。ボランティアを暖かい心で見守り、活動に対して感謝や励ましの気持ちを示す社会的雰囲気醸成する必要がある。そのためには、関係機関が新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等を通じてボランティア活動の実際を周知させたり、何らかの形で優れたボランティア活動を表彰したり、学校教育におけるボランティア活動の促進を図るなど、多くの人々にその活動が理解されるような方途を講ずる必要がある。更に、ボランティアの人々の交流や体験発表の機会を設けるなどして活動の反省や励みになる機会を提供することも大切である。

近年、ボランティア活動の社会的評価として就職や入学の選考等でボランティア活動の経歴を人物評価に取り入れる動きがみられる。それは人物評価として大切なことであり、ボランティア活動を促進する上からも望ましい。その際、ボランティア活動の趣旨を損わない配慮が必要であることはいうまでもない。

一方、ボランティア活動が活発に行われている施設を積極的に評価することも大いに意義がある。社会教育施設がボランティア活動によって事業の活性化を図っている実際を、施設運営を評価する指標の一つに加えることを提案したい。そのことが施設におけるボランティア活動を促進し、ひいては社会教育の振興の一助となる。

## まとめ

以上、社会教育施設におけるボランティア活動について、その現状を通覧し、あるべき姿を求めて検討してきた。検討に際して心がけたのは、ボランティア活動を志向する人々の立場で考察することであった。ボランティア活動にいそむことは、その人々にとって、自己実現の道であり、社会教育施設は、その志を生かす格好の舞台となる。一方、受け入れる社会教育施設にとっては、施設の目的に沿ったボランティア活動が施設に活力を呼び、新しい展開が期待できる。社会教育施設におけるボランティア活動は、施設にも、人々にも、それぞれの発展をもたらすことを確信するものである。

施設ボランティア小委員会は、検討の過程で都道府県や市町村あるいは個々の社会教育施設の先行的実践や調査・研究に多くの示唆を与えられた。それら実地に根ざす報告には、さまざまな問題点も見受けたし、実践には周到な計画と細心の工夫の必要も痛感させられた。

これらの問題点を克服し、社会教育施設におけるボランティア活動は、一層促進を図らなければならない。それは来たるべき生涯学習社会に向けての必須の課題である。豊かな時代が見出しあぐねている教育への新しい大道を開くかぎをそこにみるのである。

## 5 教育改革に関する第三次答申（抄）

〔昭和62年4月1日〕  
〔臨時教育審議会答申〕

### 第1章 生涯学習体系への移行

#### 第1節 評価の多元化

##### (3) 社会における評価

情報化，国際化，成熟化，高齢化などの社会の変化およびそれらに伴う高学歴者の増加や雇用の多様化に対応するため，上記(1)の観点から，評価の多元化を制度の弾力化を図っていくことが必要である。

エ 地域におけるボランティア活動など自発的学習活動の充実を目指して，専門的な知識や技術の習得を希望する人々に対する研修プログラムを準備する。

④ 自発的な学習は，人々の生きがいや充実した生活につながる生涯学習の基本的な活動である。自発的な学習に対する動機を高め，その活動を活性化する上で，学習によって得た知識や成果を公開の場に発表する機会や，地域のボランティア活動その他の社会参加の機会が整備されることが有効である。

とくに，ボランティア活動は，それを志す人にとっては学習成果が生かせる場であると同時に，地域の教育力の活性化や，高齢化する社会への対応に寄与するものである。その活動を充実させたいと希望する人々に対して，必要な知識・技術の習得やそのリフレッシュができるような研修プログラムを準備する。

#### 第2節 生涯学習の基盤整備

##### (1) 生涯学習を進めるまちづくり

生涯学習社会にふさわしい，本格的な学習基盤を形成し，地域特性を生かした魅力ある，活力ある地域づくりを進める必要がある。このため，各人の自発的な意思により，自己に適した手段・方法を自らの責任で選択するという生涯学習の基本を踏まえつつ，地方が主体性を発揮しながら，まち全体で生涯学習に取り組む体制を全国に整備していく。

ア 地域の人々が充実した生活を目指して，多様な活動を主体的に行えるような学習の場を提供する。

ウ 趣味等を生かした自発的学習活動が，社会生活の中で生かされるような環境を整備する。

エ 教育・学習活動の一層の活性化を促すため，民間施設を含め，教育・研究・文化・スポーツ施設の相互利用を促進するとともに，各分野の人材の有効活用を図る。

カ 生涯学習の多様なまちづくりを進めるため，国および地方において，生涯学習に取り組む市区町村の中から，特色あるものをモデル地域に指定する。

④ (略)

モデル地域では、生涯学習を推進する突破口として、先導的な試みを実施する。例えば、学校5日制の試行による学校と家庭・地域の連携、教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化（後掲）、生涯学習データバンクとネットワークの整備、ボランティア研修プログラムの展開、放送大学の機能を活用した地域学習センターの設置、宇宙衛星を使った海外とのネットワークの整備、民間の様々な活動を支える生涯学習基金の設立などが考えられる。

## 6 教育改革に関する第四次答申（最終答申）（抄）

〔昭和62年8月7日〕  
〔臨時教育審議会答申〕

### 第3章 改革のための具体的方策

#### 第1節 生涯学習体制の整備

##### 2 家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携

##### (3) 社会の教育諸機能の促進

##### ① 自主的な学習活動の促進

自主的な学習活動は、人々の生きがいや充実した生活につながるものであり、個人学習や団体、サークルへの参加など種々の形態により、各人がそのニーズに応じて主体的に学習を進めることは、生涯学習の基本である。

このため、学習情報のネットワーク化、情報提供・相談体制の整備、民間の教育・スポーツ・文化事業の支援、学習活動を通じての地域連帯の育成、研修プログラムの準備等によるボランティア活動の振興などにより社会参加の機会を拡大するとともに、社会教育指導者の確保と資質の向上、新しいメディアの活用を図る。また、学習機会の拡充等の観点から放送大学について、その特性を生かした新しい学習形態の開発などを行うとともに、いわゆる第三セクター方式の活用を含め、その将来構想を多角的に検討する。

#### 第6節 教育行財政の改革

##### 4 教育費・教育財政の在り方

##### (5) 民間活力の導入

高度化、多様化した国民の教育上のニーズに適切に対応し、教育の活性化、合理化を促進する観点から、規制の緩和等により民間活力の積極的導入を図っていく必要がある。

このような観点から、学校の設置、管理・運営に関する規制の緩和、寄附等について、税制上の措置の活用、要件・手続の簡素化、第三セクターの活用による大学や研究機関の設置、社会教育・社会体育施設にかかる非常勤職員、ボランティアの活用、施設の民間委託等を図っていく必要がある。



## 7 新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）（抄）

昭和63年2月9日  
社会教育審議会  
社会教育施設分科会

### 第1 新しい時代の公共図書館

#### 3 新しい公共図書館づくりへの対応

##### (2) 職員の資質の向上

（略）

また、今後、図書館を地域の生涯学習の中核的施設として整備していくためには、図書館における活動にボランティアなど地域の人々との協力を推し進めていくことが必要になってくるが、こうした人々に対する研修の在り方についても検討することが重要である。

##### (3) 利用の促進

これからの公共図書館は、広報活動を充実し、これら潜在利用者に積極的な働きかけを行うとともに、住民の生活時間に対応した開館日や開館時間の弾力化、住民が利用しやすい場所への分館の配置など、利用の便を図るための条件を整備する必要がある。このため、例えば、使用区分が明確に出来る施設設計、防災・防犯・空調・照明等の効率的な建物制御、さらに、ボランティアなど地域住民との協力、鉄道や商店街など民間との連携など柔軟なサービス体制の整備が必要になる。

さらに、視覚障害者のための点字図書・録音図書の作成や対面朗読奉仕、聴覚や言語の障害者のための手話のサービス、あるいは、ストーリー・テリングや読み聞かせ等の児童奉仕などの場面に専門的知識・技術を持った住民や利用者の協力を得ることも重要である。

## 8 生涯学習の基盤整備について（抄）

〔平成2年1月30日〕  
〔中央教育審議会答申〕

### 第一 生涯学習の基盤整備の必要性

3 以上のような生涯学習の考え方及び現状を踏まえると、今後生涯学習を推進するに当たり特に次の点に留意する必要がある。

③ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動の中でも行われるものであること。

生涯学習を振興するに際して国や地方公共団体に期待される役割は、人々の学習が円滑に行われるよう、生涯学習の基盤を整備して、人々の生涯学習を支援していくことである。

### 第二 生涯学習の基盤整備のための施策

#### 2 地域における生涯学習推進の中心機関等について

##### (1) 「生涯学習推進センター」について

① 地域における生涯学習をより一層推進していくためには、学習機会を提供するだけでなく、人々が学習機会を選択したり、自主的な学習活動を進めることについての援助を行うことも大切である。 今後は特に、生涯学習に関する情報を提供したり、各種の生涯学習施設相互の連携を促進し、人々の生涯学習を支援する体制を整備していくことが重要である。このため、それぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関となる「生涯学習推進センター」（以下、「推進センター」という。）を設置することが必要と考えられる。

##### iv 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関すること

生涯学習を推進するためには、多様な学習活動について指導・助言を行う者の役割が重要である。

人々の生涯学習を支援し、様々な分野において指導・助言を行う人材の確保や資質の向上を図るため、ボランティアを含め生涯学習に関する指導者・助言者の養成や研修を行う。

##### v 生涯学習の成果に対する評価に関すること

人々の学習活動を奨励するためには、学習成果を客観的かつ多面的に評価認定することが有益であると考えられる。しかし、評価認定の仕組みについては、どのような範囲を評価の対象とするか、評価の水準はどの程度のものとするかなどの課題があり、今後引き続き検討することとする。

差し当たり、地域の実情に応じて、都道府県が行うボランティアや社会教育指導員などの養成・研修事業における学習の成果を評価認定し、各種機関が行うボランティアの登録の参考となるようにするとともに、市町村が社会教育指導員を採用する際に活用できるようにする。

## 9 博物館の整備・運営の在り方について（中間報告）（抄）

平成2年6月29日  
社会教育審議会  
社会教育施設分科会

### 1 博物館活動の活性化

博物館活動の活性化を図るためには、その活動等に関わる多彩な人材が必要であり、また、人々の社会参加意識を高めるためにも教育ボランティアの導入等を促進する方策が必要である。特に、専門的知識や技術をもった人材を活用するとともに、高齢者などの生きがいを高め、その豊かな経験や知恵を発揮させるような多様なボランティア活動の場を積極的に提供することが極めて重要である。このため、既に実施している内外の博物館の事例を参考に、ボランティア養成のプログラムの作成、研修機会の拡充、活動する場の開発等を推進する必要がある。

### 3 まとめ

この中間報告では、生涯学習時代を迎えて、博物館が地域において、生涯学習を支援する中核的な施設として一層発展していくための具体的な整備・運営の在り方を示した。（略）

また、利用の促進を図るための施設整備の工夫、開館日や開館時間など運営の弾力化とともに、学習相談の実施や教育ボランティアの活用などにより学習活動を支援するほか、広報活動を充実して、親子で参加できる事業の推進を図るなど広くかつ多くの人々に利用されるようにする努力が必要である。

# 10 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（抄）

〔平成3年4月19日〕  
〔中央教育審議会答申〕

## 第2章 生涯学習の成果の評価

### 第1節 生涯学習の成果に関する評価の実態と考え方

#### (2) 学習成果の活用の実態

生涯学習の成果を活用することについても、まだ一部で行われているに過ぎない。何らかの形で学習成果を活用しているものとしては、次のような例があげられる。

教育委員会等が実施している各種の指導者研修や講座の修了者の一部は、地域における学習活動の指導者や助言者として人材登録され、さまざまな学習グループの指導・助言に当たっている。また、それらの研修や講座における修了証や認定証は、各種の社会的活動をする際にも活用されている。特に、手話や介護などの社会福祉に関する各種のボランティア活動においては、その専門にかかわる学級・講座の修了証や認定証が活用されている。

#### (4) 学習成果の評価についての考え方とその必要性

##### ① 生涯学習と学習成果の評価

平成2年1月の本審議会答申で示したように、生涯学習は、①生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、また、②必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであり、③学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものである。

生涯学習の目的や内容・方法は極めて多様であり、これに関する評価の在り方も学習の内容や学習者の希望に応じて、多様で多元的なものでなければならない。

生涯学習の成果に関する評価の実態はまだ活発なものとは言えないが、今後は、わが国の学歴編重の弊害を是正するためにも、さまざまな生涯学習の成果を広く評価し活用していくことが重要であり、来るべき生涯学習社会にふさわしい評価の体系を作っていくことが必要であろう。

### 第2節 生涯学習の成果の評価に関する方策

#### 3 第3は、学習成果を広く社会で活用することである。(略)

また、今後は、企業・官公庁の採用においても、ボランティア活動などの生涯学習の実績を評価することが期待される。このため、履歴書に学歴と並んで各種の生涯学習歴を記載を奨励することも重要であろう。

さらに、これからの社会にあっては、地域の活性化や家庭教育の充実のために、社会教育の指導者、ボランティアなどの養成・確保がますます必要になるであろう。このため、生涯学習の成果を活用して、これらの指導者などを養成する試みを一層拡充することが必要である。また、学習成果を公開の場で発表したり地域のために役立てることは、学習者にとっても生きがいや励みとなるので、そのような活用の機会を積極的に開拓することも重要である。

## 11 公民館の整備・運営の在り方について（中間まとめ）（抄）

平成3年6月11日  
生涯学習審議会  
社会教育分科会施設部会

### 3 生涯学習時代における公民館活動の在り方

#### (1) 公民館活動の多様化・活発化

##### ③ 学習成果活用の場の配慮

公民館は、学習意欲の向上や学習活動の奨励のために、例えば、多くの住民の参加が得られる文化祭、作品展示会、音楽発表会の開催に努めるなど、学習成果が活用される場としての活動や事業にも配慮することが重要である。

また、リーダー養成研修や学級・講座等の修了者を公民館等における事業の指導者、助言者としたり、地域の人々を施設のボランティアとして積極的に受け入れたりすることを一層促進することが大切である。さらに、このような指導者、助言者等を人材登録し、求めに応じ種々の事業に参加できるようにすることも考慮すべきである。

このような活動は、多彩な人材やボランティアの協力が得られ、多様な活動の展開が可能となるばかりでなく、地域住民の相互の交流を深め、地域社会全体の形成に役立つと考えられる。

## 12 休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について (審議のまとめ)

平成4年2月26日  
青少年の学校外活動に関する  
調査研究協力者会議

### 1 学校外活動の充実の必要性

#### (1) 学校教育と学校外での活動

このような学校外での総合的・体験的な活動、すなわち学校外活動の内容には、例えば、異年齢集団などの仲間による日常の遊びなどのほか、社会教育関係団体や社会教育施設が主催する種々の活動、野外活動を中心に心身の鍛練を図る団体宿泊訓練など、多様なものがある。また、活動分野も、子供同士の遊び・集団活動、親子で行う活動や自然体験活動、文化活動、奉仕等の社会参加活動、スポーツ・レクリエーション活動など多岐にわたっている。さらに、活動の範囲も、日常生活圏を中心に、日帰りの遠出、宿泊を伴うものなどがある。

なお、学校外の生活全体においては、例えば、家族の団らん、家事の手伝いなどの家庭生活や、心身を休め、くつろぐなどのゆとりも大切な要素である。学校外活動は、これらとあいまって効果が挙がる面も多く、それぞれの家庭が生活全体のバランスを考慮しながら、子供の学校外での生活をどのように過ごさせるか自ら考えていくことが求められる。

#### (3) 学校週5日制の導入と学校外活動の充実

現在、学校週5日制の試行を実施している調査研究協力校が所在する9都県・17市区町村において学校外活動の充実に関する調査研究が行われており、その一環として、これらの市区町村では、休日になった土曜日を利用して地域の実情に応じた具体的な学校外活動の試みが進められている。

この試みの中には、異年齢集団の子供達による遊びや自然体験活動、自分達の住む地域についての体験的な学習、ボランティア活動、また、親子参加や住民の世代間交流による地域活動など、通常学校や家庭では得にくい活動のプログラムが提供されている例がみられる。また、これらの活動と関連して、青少年団体やPTAをはじめとする地域団体の活動の活性化や、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等における子供向けの事業の充実が図られている。さらには、教育委員会等が中心となり、地域の関係施設、団体、学校や関係行政機関の間の連携・協力を促進したり、公民館の広報や学校だより等を通じて学校外活動に関する情報を家庭・地域に適切に周知するなどの取組みが見られる。

本協力者会議では、このような学校週5日制の導入に伴う休日の拡大という点も考慮に入れつつ、より広く日常生活全体の中で子供達がより多くの生活体験、活動体験が得られるよう、学校外活動の場や機会の充実を図るための方策について検討してきたものである。

### 2 学校外活動の基盤の強化

子供の全人的な成長にとっては、家庭をはじめ地域や学校の教育力がそれぞれに発揮されることが不

可欠であることは言うまでもない。しかしながら、先に指摘したように、今日、学校教育への過度の依存により、三者の役割と責任の分担が曖昧化している状況がみられる。学校外活動の基盤となる家庭や地域の教育力を活性化するためには、すべての人々がそれぞれの立場から一步一步改善に向かって努力することが重要である。

すなわち、それぞれの家庭での自覚と取組みはもとより、青少年団体、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体をはじめ、町内会等の住民自治団体、地域の有志活動グループ等を含めた地域の人々の取組み、さらには、学校の協力、社会全般における支援により、学校外活動の基盤の強化を図っていく必要がある。その際、文部省や教育委員会をはじめ関係行政機関における様々な形での助言、援助が要請される。

#### (4) 社会における支援

学校の外における子供の活動の充実を図る上では、地域の人々のボランティア的な活動が大切な要素となるが、我が国では、このような面での社会的な意識や環境は必ずしも十分とは言えない。特に、企業等の職員に関しては、地域で学校外活動に協力するなどのボランティア活動を行う機会が得にくい等との現状がみられる。このため、週休2日制の普及のほか、例えば、ボランティア休暇制度の導入など職員のボランティア活動に対する理解や支援が一層進められる必要がある。

### 3 学校外活動の充実のための施策

文部省及び教育委員会は、関係省庁、首長部局などの関係行政機関や関係団体との連携・協力を努めつつ、学校外活動の場や機会の充実に資するよう、種々の施策を推進する必要がある。

施策の展開に当たっては、まず、生活の大部分が営まれる日常生活圏での活動が重視されるべきである。また、近年、子供や家族の活動が、日帰りの広域的活動、宿泊型活動などへと広がっており、このような活動範囲の拡大に見合った施策も重要である。さらには、価値観や活動ニーズの多様化に応じた様々な魅力のある活動の場や機会の振興も進める必要がある。

#### (1) 日常生活圏における学校外活動の充実

子供の生活行動の大部分は、日常生活圏で行われることから、学校外活動についても、日常生活圏での充実を図ることが基本的な課題であり、これに対する積極的な取組みが必要である。

##### ア 身近な場所での遊びや多様な活動の充実

異年齢集団での遊びや活動、身近な施設等での興味・関心に応じた多様なサークル的活動等を通じ、仲間作りやリーダーシップ、フォロワーシップの経験を得させるための施策の展開が必要である。その際、地域の青少年団体、PTAその他の地域団体、住民自治団体等の協力や学校の教師のボランティアとしての積極的な協力等が期待される。

また、身近な地域におけるこれらの活動の活性化を図るためには、家庭・地域・学校等の関係者から構成され、地域の実情に即した活動の充実に必要な協力体制作りや企画を推進する場の設置を促進する必要がある。

## イ 青少年のボランティア活動の充実

我が国においては、一般にボランティア活動の意義に対する認識が不十分との指摘があり、子供が発達段階に応じてこのような活動の経験を持てるように配慮することは、主体的な社会参加の意欲を養う上でも、高齢化の急速な進展等の社会変化の中で今後求められる社会的態度を身に付ける上でも、ますます重要になってくる。

このため、地域活動や団体活動のプログラムの中に、子供達が親しみやすい形で、環境美化、福祉施設への訪問等の奉仕活動を積極的に取り入れたり、それぞれの地域において「ボランティア活動の日」を設定するなど、ボランティア活動に対する参加の機会の促進や意識の啓発を図って行くことが必要である。

## (2) 広域的な学校外活動の充実

子供の学校外活動の範囲は、日常生活圏を基盤としながらも、最近の社会生活一般における活動範囲の拡大に伴って、従来より拡大する傾向にあり、日帰りによる広域的な活動や宿泊型の活動の重要性も増大していると考えられる。

このような広域的活動による新鮮な活動体験は、身近な場所での活動体験とあいまって、子供の成長に大きく寄与するものであり、そのための場や機会の充実を促進することが必要である。

## イ 多機能広域型の活動センターの提供

日帰り圏などいわば中距離の活動範囲においては、比較的年長の子供を中心にグループを結成して、例えば、美術・音楽などの芸術活動、スポーツ活動、歴史・科学・環境保護等の特定分野に関する学習活動、国際交流活動、ボランティア活動など種々の活動に取り組む例も多い。地域の実情に応じ、このような多様な活動ができる拠点として、各々の活動にふさわしいゾーンを併せ持つ多機能型の活動センターの設置を進めることも、今後必要になってくると考える。



## 13 今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（抄）

〔平成4年7月29日〕  
〔生涯学習審議会答申〕

### 第1部 生涯学習についての基本的な考え方

#### 3 豊かな生涯学習社会を築いていくために

(4) 学習の成果を職場、地域や社会において生かすことのできる機会や場を確保する必要がある。

人々の生涯学習に対する需要は、ますます増大していくものと考えられるが、学習活動を通じて身に付けた知識や技術を、職場、地域や社会の中で活用したいという要請も大きくなっている。

生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指して行われることが多いが、学んだ知識・技術を発表したり、他の人に教えたり、それを生かして社会に貢献したいと考えることは極めて自然なことである。学習の成果を生かして、人々の生涯学習に役立てたり、地域の活性化に貢献したり、社会教育、家庭教育、青少年の学校外活動やスポーツ・文化活動などの指導者となったり、ボランティア活動に取り組むなどの活動を行うことは、学習者にとっても新たな喜びであり、生きがいや励みになるものである。

また、生涯学習の成果を地域や社会で生かしていくことは、これから学習しようとする人々や、現在学んでいる人々にとってもよい刺激となって、生涯学習への意欲を一層高めることにもつながるものである。

このため、今後、人々の生涯学習の成果を発表する機会や場を増やしたり、職場や地域で、その成果を活用できる機会や場を拡充することが重要な課題となっている。

#### 4 当面重点的に充実・振興方策を考えるべき四つの課題について

(1) 本審議会は、昨年2月、文部大臣から「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」諮問を受けた。その際、諮問理由として、これまでの施策の現状を踏まえつつ、今後一層重点を置いて推進すべき具体的課題として、社会人を対象とした体系的・継続的なリカレント教育の推進、一人一人の学習の成果を生かしたボランティア活動の推進、青少年の学校外活動の充実、時代の要請に即応した現代的課題に関する学習機会の充実の四つの課題について、検討する必要があるとの説明を受けた。

(2) 審議会は、文部大臣の諮問を受けて、これらの四つの課題について、次のような観点から、充実・振興方策を慎重に検討してきたところである。

② 近年、自由時間の増大や経済的な豊かさが進む中で、精神的な充実感や生きがいを求めて、個人の自由意思に基づき、その知識・技術や技能を、進んで社会に提供したいと考える人も増えてきている。ボランティア活動は、生涯学習と密接な関連を有しているが、多くの人々が生涯学習に取り組むとともに、学習の成果を生かして、ボランティア活動に参加したいと考えるようになってきている。

## 第2部 当面重点を置いて取り組むべき四つの課題

### 第2章 ボランティア活動の支援・推進について

#### 1 生涯学習とボランティア活動

##### (1) 生涯学習とボランティア活動

生涯学習は、人々が、自発的意思に基づいて生涯にわたって行うことを基本とするもので、意図的・組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々の様々な活動の中でも行われるものであり、幅広い範囲にわたっている。

ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することであり、ボランティア活動の基本的理念は、自発（自由意思）性、無償（無給）性、公共（公益）性、先駆（開発、発展）性にあるとする考え方が一般的である。

このような生涯学習とボランティア活動との関連は、次の三つの視点からとらえることができる。第一は、ボランティア活動そのものが自己開発、自己実現につながる生涯学習となるという視点、第二は、ボランティア活動を行うために必要な知識・技術を習得するための学習として生涯学習があり、学習の成果を生かし、深める実践としてボランティア活動があるという視点、第三は、人々の生涯学習を支援するボランティア活動によって、生涯学習の振興が一層図られるという視点である。これら三つの視点は、実際の諸活動の上で相互に関連するものである。

ボランティア活動は、このように、生涯学習との密接な関連を有するとともに、その活動は、現代社会における諸課題を背景として行われるものであることから、豊かで活力ある社会を築き、生涯学習社会の形成を進める上で重要な役割を持つ。そのため、あらゆる層の人々が学習の成果をボランティア活動の中で生かすことができる環境の整備を図ることが必要である。

##### (2) ボランティア活動の意義

ボランティア活動の領域は、幅広く日常の生活のあらゆる側面に及んでおり、例えば、地域の持つ教育機能を高めることや、高齢化社会への対応、豊かで潤いのある地域社会の形成に欠かせないものである。そのためには、子供から高齢者まですべての人々が、それぞれその立場や能力に応じて、ボランティア活動に参加することが重要である。特に、青少年期においては、身近な社会に積極的にかかわる態度を培い、自らの役割を見いだす上で、その教育的意義は大きい。

これまでの我が国のボランティア活動は、個人の自主性を重んじる欧米と異なり、地域社会との密着性と、ある程度の強制や義務感がなければ進まないという傾向が見られた。

歴史的には、近隣の人同士が世話をし合うといった地縁的な活動があり、さらに、民間団体の社会福祉運動、奉仕活動、社会教育活動などが行われてきた。昭和40年前後から「ボランティア」という言葉が普及し始め、ボランティアによる活動を支援するための組織作りが民間で始められた。昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」において、地域における連帯意識の形成との関連でボランティア活動が注目され、その後、生きがいや充実感という視点から、臨時教育審議会において指摘された。生涯学習の基盤整備の視点から、中教審の平成2年の答申においても、その重要性が指摘されている。

##### (3) ボランティアの活動分野

第1部で述べたような、科学技術の高度化、情報化、国際化、高齢化等の近年における社会の

変化を背景として、ボランティアの活動分野は、社会福祉の分野のほか、教育、文化、スポーツ、学術研究、国際交流・協力、人権擁護、自然環境保護、保健・医療、地域振興など多岐にわたっている。

今後展開されるボランティア活動としては、例えば、地球環境問題への取組、開発途上国や在日外国人に対する支援などの国際協力の分野等があり、さらには、企業等による社会貢献活動とボランティア活動との関連も注目される。

#### (4) ボランティア活動に対する評価の視点

ボランティア及びボランティア活動に対する評価としては、活動した本人の自己評価、ボランティア活動を受けた側の評価、社会全体からの評価の三つの視点が考えられる。

ボランティア及びボランティア活動に対する評価については、多様な考え方があり、活動した本人のボランティア活動を行ったことによる充実感、あるいは、ボランティア活動を受けた側の感謝の言葉で十分であるという考え方があると同時に、ボランティア活動を支援し、発展させるためには、経済的対価ではない何らかの社会的評価をするべきであるという考え方もある。

社会的評価の形態については、例えば、個々のボランティア活動を賞賛し公表すること、ボランティア活動の実績が何らかの資格取得の際に勘案されること、社会全体でボランティア活動がどの程度行われているのかを質的・量的に把握することにより、統計を整備し、認識を高めることなどが考えられる。もとより、こうした視点が、ボランティア活動の自発性、先駆性などの特質を損なうものであってはならない。

## 2 ボランティア活動の現状と課題

### (1) ボランティア活動の現状

ボランティア活動は、個人の主体的な活動が基礎となるものであり、その状況を網羅的に把握することは難しいが、社会福祉施設や在宅福祉サービス等、社会福祉の分野におけるボランティアが多い。一方、社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等）、スポーツ・文化施設、学校等においてボランティア活動をしている人々がいる。また、社会教育やスポーツ・文化関係団体等においても、ボランティア活動、あるいはボランティア活動を支援する事業を実施している。

さらに、専門的技術を持った高齢者による海外での技術協力活動、青年による青少年の非行防止活動、自然環境保護活動などのボランティア活動も行われている。

近年、多忙な職業人や高齢者など、様々な人々がボランティア活動に参加する動きが出てきている。

企業においては、近年、社会への貢献や勤労者の自己実現を目指した活動及びその支援を行う事例が、「企業市民（コーポレートシティズン）」の取組として見られるようになった。また、地域社会への貢献を目指して、地域団体や労働組合においても、ボランティア活動の意義を積極的にとらえ始めている。

さらに、関係団体が連携して、地域におけるボランティア活動を推進・援助するための組織等を検討するなどの取組も見られる。

## (2) ボランティア活動に関する学習機会の現状

ボランティア活動に関する学習の機会は、意識啓発、資質・能力の向上を図るため、ボランティア活動を希望する人、ボランティア活動を行っている人、リーダー、施設職員、教員等、あらゆる人々を対象として、行政や民間団体等により幅広く提供されている。

学校においては、児童生徒に勤労の尊さや社会奉仕の精神を培う体験的な活動として、道徳や特別活動を中心に、ボランティア活動にかかわる指導が行われている。

## (3) ボランティア活動の支援・推進に向けての課題

### ① ボランティア活動をめぐる社会的文化的風土づくり

ボランティア活動は即ち福祉・慈善活動という、社会一般の限定された認識や、活動に消極的な意識を改め、生涯を通じて、あらゆる層の人々が、様々なボランティア活動に取り組むことができる社会的文化的風土づくりが重要である。

そのためには、家庭教育、学校教育、社会教育を通して、ボランティアに関する基礎的な理解を深め、社会参加の精神を培う学習を充実させる必要がある。

### ② ボランティア層の拡大と活動の場の開発

誰もが社会の一員として、自然に無理なく、そして楽しくボランティア活動を行えるような条件を整えることにより、ボランティア層の拡大を目指すことが重要である。とりわけ、男女共同参画型社会の形成を視野に入れ、今までの主婦を中心とした活動から、児童、生徒及び学生や、勤労者、退職後間もないシニア層等、幅広い層の活動への発展が期待される。

そのためには、ボランティアとして活動するための基礎的な学習機会の充実や、学習の成果と能力を生かした活動の場の開発が今後の課題であり、特に公的施設・機関等の役割が期待される。

また、行政とかかわりを持ってボランティア活動が行われる場合、行政として行うべきことと、ボランティアが行う活動とが明確にされず、その活動を行政の補助的なものとみなす認識があつて、行政職員、ボランティア双方において問題となることが多く、相互の役割とボランティア活動等に対する正しい認識を深めることが望まれる。

### ③ 情報の提供と相談体制の整備充実、連携・協力の推進

ボランティア活動を求める側のニーズと、ボランティアの意欲が効果的に結びつくよう、活動をする側と受ける側の実態を把握して、求めに応じた情報の提供及び相談体制の整備充実を行うことが求められている。また、ボランティア、民間団体、企業、勤労者、行政など関係者の連携・協力が重要であり、相互の情報交換等を推進することが必要である。

### ④ 事故等への対応と過剰な負担の軽減のための支援

ボランティア活動中に事故等が発生した場合、責任や補償について争われることがある。そのため、事故等を懸念してボランティアが活動を自ら控えたり、国民一般の活動への参加意欲をそぐことのないよう、責任を明確にして活動が行われるような方策が必要である。

さらに、ボランティア活動の無償性の理念を堅持しつつ、過剰な負担を個人に強いることを避けて、志ある人がボランティア活動を継続して行えるような方策が求められる。

### ⑤ 企業における課題

ボランティア活動をどうとらえるかについて模索している企業も多いが、勤労者の自己実現を支援する意義を理解して、企業が自ら、地域の一員としての役割を十分踏まえた積極的な対

応を行うことが期待される。

#### ⑥ 評価に関する課題

ボランティア活動に対する評価については多様な考え方があるが、何らかの評価を行うことがボランティア活動の発展につながるという観点から、自発性、無償性等の理念を考慮しながら評価の在り方を検討することが必要である。

### 第3章 青少年の学校外活動の充実について

#### 2 家庭や地域における現状と学校外活動の充実に向けての課題

##### (1) 家庭生活の変化と地域での活動体験の現状

家庭の状況については、子供が親の働く姿を目にしたたり、家庭の中で親子が共に過ごす、きょうだい間で切磋琢磨するなどの経験が減少していることがうかがわれる。このような状況下で、日常生活の中で他の人々と共に活動する意欲や能力の基盤が培われにくくなっているとの指摘がある。

地域における子供の活動については、異年齢の仲間と自発的に活動したり、多様な直接体験を積み重ねる等の機会が少なくなっていることがうかがわれる。

##### (2) 学校外活動の充実に向けての課題

国や地方公共団体によって、家庭教育に関する親の学習機会等の充実のための施策や、青少年教育活動に係る各種事業の推進及び青少年団体等の育成、各種社会教育施設等の整備などが図られているが、これらの施策の充実を一層積極的に推進する必要がある。

今後の活動の促進に当たっては、社会変化によって生じている様々な課題を視野に入れ、子供が今日の社会動向に対する基礎的な興味・関心を養えるよう、活動の新しい視点を工夫することが重要である。

特に、身近な地域における子供の活動の場の充実・確保、青少年教育施設等の整備・充実、地域の青少年団体等の育成・活性化、学校外活動を支援する人材の確保に努める必要があり、また、学校の施設も高機能・多機能化を図り、身近な活動の場として十分活用されるよう整備・充実を図っていくことが望ましい。

さらに、社会一般における休日の拡大傾向を踏まえ、地域に密着している市町村等において、休日を活用した学校外活動の総合的な振興方策を計画的に推進していくことが有意義と考える。

また、心身に障害のある子供が、地域における活動に参加しやすいよう配慮することが大切である。

今日の子供の価値観や活動ニーズには個性化・多様化の傾向が見られるので、学校外活動の充実を図るに当たっては、現代の子供にとって魅力のある活動の内容・方法、多様な活動の場や機会の提供に努めることにより、子供が主体的に活動経験を積み重ねていくことを支援する環境作りを進めることが必要である。

学校外活動の中でもとりわけスポーツは、それ自体楽しさと喜びを与えるものであるが、また同時に、異年齢集団が共通のルールの下に活動を行い、公正さ、協調性、規律、忍耐力等を養い、体力作りにも資するなど青少年の発育に大きな意義を有するものであるので、青少年のスポーツ活動を一層振興していく必要がある。

また、青少年が優れた芸術文化に親しみ、豊かな情操をはぐくむとともに、地域の歴史的文化的

的環境を理解し、伝統文化への関心を高めることができるよう、青少年の芸術鑑賞、文化活動への参加や、地域の長い歴史の中で伝承されてきた文化財に親しむ機会の充実等について、一層の配慮を払う必要がある。

なお、学校における部活動などの課外活動と学校外活動との連携を必要に応じて図るなどの配慮も必要である。

学校外活動の充実を図る上では、子供の生活行動に極めて大きな影響を与える親をはじめ、地域の人々や学校の教員を含めた、関係者の適切な配慮が重要である。

とりわけ、子供の人間形成の上で第一義的な役割と責任を持っている各家庭において、日常生活体験を豊かにするよう努めるとともに、家庭や学校では得にくい活動の経験の機会を、地域で子供に積極的に与えるよう配慮することが重要である。

また、学校外活動の多様性から、活動に関連を持つ施設・団体・事業・関係行政機関は多岐にわたるので、これらの相互の連携・協力を一層促進することが重要である。

## 第4章 現代的課題に関する学習機会の充実について

### 2 現代的課題に関する学習の現状と課題

#### (1) 学習への関心

人々の学習への関心の現状を見ると、人々の身近な問題や実益を伴う問題についての関心が高く、比較的自分と空間的・時間的に遠い問題には、余り関心を示さない傾向が見られる。

最近では、青少年や女性、高齢者等の中には、学習成果を生かしたボランティア活動を活発に実践する人々が見られるものの、必ずしも、多くの人々が地域社会や国際社会の一員としての生き方を追求し、その学習成果を社会に還元しようとする視点を持って学習しているわけではない。また、学習している人は、その過程において一層学習への関心を高めていくため、学習していない人との認識の差が広がる傾向にある。

## 第3部 四つの課題についての充実・振興方策

### 1 適切な学習機会の拡充

#### (2) ボランティア活動に関する学習機会の拡充

ボランティア活動を希望する人のために、ボランティアの精神、ボランティア活動の理念等について学習する機会を、様々な形で拡充することが重要である。

ボランティアを受け入れる公的施設・機関等においては、職員を対象に、ボランティア活動に対する正しい認識を培う研修を行うことが必要である。

また、学校教育においては、児童、生徒及び学生がボランティア精神などを培う体験的活動を行うことや、教育活動全体を通じて積極的な指導がなされることが重要である。

なお、これらの学習機会の目的、内容に応じた学習プログラムや活動メニューの開発、学習資料・事例集の作成・配布が必要である。

#### (3) 青少年の学校外活動における学習機会の拡充

子供の発達段階に応じて、自然や社会への基礎的な興味・関心を養う観点から、次のような学習機会の拡充や活動の充実を促進する必要がある。

- ① 自然環境や社会環境など環境とのかかわりや、科学技術への興味・関心を培う活動
- ② 地域の生活に密着した国際交流活動など、国際化社会に生きるための素養を身に付ける活動
- ③ 地域社会におけるボランティア活動，高齢者や障害者との交流活動，勤労体験活動など，多様な社会参加を経験する活動
- ④ 身近な地域において，異年齢の仲間作りを促進し，自発的な活動意欲を育てる活動

## 2 学習情報の提供と学習相談体制の整備充実

人々の学習活動を支援するためには，最も適した学習機会を選択することができるよう，学習機会を提供する機関，指導者などに関する情報を収集・整理し，適切な情報を提供する情報提供体制や，学習者をその求めに適した学習機会等に結び付けるための学習相談体制を，各地域で整備することが必要である。また，公的施設だけでなく，人々の身近なところで必要な情報が入手できることが望ましい。

その際，コンピュータ等の活用により，人々の学習ニーズに迅速かつ的確に対応する，生涯学習情報提供システムなどのネットワークの整備が重要である。この場合，都道府県においては生涯学習推進センター等が，市町村においては中央公民館等が，それぞれの圏域の中心となることが望ましい。

さらに，大学等を含めた教育機関や生涯学習関連施設等との連携を図り，民間の諸活動との関連も考慮しつつ，都道府県域を越えたネットワークを整備し，将来的にはネットワークを全国化することが期待される。

### (2) ボランティア活動に関する情報の提供と相談体制の整備充実

ボランティア活動を希望する人，活動している人，受ける側の人のそれぞれのニーズに適切に対応できるよう，各種の学習や活動に関する情報の収集・提供を行う体制を整備する必要がある。

ボランティアを受け入れる施設・機関は，ボランティア活動について総合的に連絡調整するための窓口を設置するとともに，専門的職員を配置することが必要である。

市町村，都道府県において，公民館などの社会教育施設等を活用し，各種のボランティア関係団体と連携して，情報の提供や相談を行うボランティア活動の支援のための拠点，例えば「生涯学習ボランティアセンター」のような場を整備し，その運営に当たっては，ボランティアによる相談員を置くことも考えられる。

さらに，全国的な規模でボランティア活動に関する各種情報の収集・提供，学習資料の作成，調査研究などを行う，生涯学習ボランティアの支援のための全国的なセンターの機能を整備することも考えられる。

## 3 関係機関等の連携・協力の推進

生涯学習の振興のためには，文部省，関係省庁，教育委員会，首長部局，大学等の高等教育機関，社会教育関係団体，スポーツ・文化関係団体，民間教育事業者，産業界等の関係者による，相互の幅広くかつ密接な連携・協力が必要である。

特に，国においては，文部省及び関係省庁が生涯学習の振興のための協議の場を設け，施策の推進等について十分な連携・協力を図っていく必要がある。

## (2) ボランティア活動に関する連携・協力の推進

都道府県・市町村の教育委員会は、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携を取りつつ、「生涯学習ボランティア活動推進会議」等を開催することが必要である。

また、全国的な規模での連携・協力を図るための会議等の開催も望まれる。

## 4 人材の育成及び活用等

生涯学習の振興のためには、人材の育成・活用及び関係団体の育成が重要である。特に、生涯学習に関する専門的職員、指導者の養成や、メディアを有効に活用できるような資質を持った職員の養成が必要である。

施設の長や社会教育主事、学芸員、司書、公民館主事等の専門的職員の研修の一層の充実を図るとともに、大学等における高度の資質向上のための研修プログラムについて検討する必要がある。また、このような専門的職員の資格の在り方について検討することが望ましい。

さらに、生涯学習関連施設等の関係職員について、各種の研修等を実施することにより、相互の交流を図り、その資質の向上を図ることが重要である。

講師、助言者等には、大学等、企業、地域社会における特定分野の専門的指導者、生涯学習関連施設等の関係職員など幅広く求めていくことが大切である。

特定分野の専門的指導者については、これを積極的に発掘・確保するとともに、「人材バンク」等に登録して、活動への協力を得ることが重要である。

生涯学習を実践し、支援する関係団体の活動は、生涯学習を推進する上で大きな役割を果たしており、特にボランティア活動や青少年の学校外活動に関して、今後もその推進の重要な担い手となることが期待される。

## (1) ボランティア活動におけるリーダーの育成

ボランティア活動においては、その中心となる経験豊富な世話役的リーダーの役割が大きいことから、ボランティアを受け入れる施設及び機関等は、必要に応じ、ボランティア活動のリーダーとなる人の資質・能力の向上を図る機会を設けることが必要である。

## 7 学習者等に対する経済的支援

生涯学習は、基本的に人々が自発的意思に基づいて行うものであるが、必要がある場合には、その活動に対して経済的支援が行われることが望ましい。

## (2) ボランティア活動を行う個人・団体に対する経済的な支援

ボランティア活動は、無償性の理念に基づくものであるが、継続的で充実した活動を行うことができるよう、ボランティア活動を行う個人・団体に対して、活動のための連絡・通信、運営等に必要資金などを支援することは有意義である。

また、ボランティア活動に伴う経済的な負担の軽減のため、ボランティア活動の実費補償の在り方を検討する必要がある。

特に、事故等を適切に対処し、負担等を軽減するため、ボランティア保険の充実と普及を積極的に推進する必要がある。

なお、ボランティア活動に対する民間の助成を促進するため、団体の設置や、既存の団体がボラ



ンティア活動を助成するよう働き掛けることも重要である。

個人・企業等がボランティア活動を行う団体等に対して経済的支援を行った場合の税制上の配慮等について検討する必要がある。

## 8 企業等の役割とそれに対する支援

### (1) 企業等による支援

企業等において、勤労者の生涯学習を支援するため、有給教育訓練休暇制度などを活用したリカレント教育休暇や、ボランティア休暇・休職制度の積極的な導入・普及が期待される。

また、企業等において、研修や退職準備教育の一部として、ボランティア活動に関する学習が行われることが望ましい。その際、独自にこのような取組を行うことが難しい中小企業等においては、例えば数社で共同して行うことも考えられる。

さらに、ボランティア活動や青少年の学校外活動に関し、企業等の持つノウハウの社会への還元、勤労者の参加の支援、企業施設の地域への開放や場所の提供等の便宜供与などを図ることが期待される。

## 9 評価

### (2) ボランティア活動に対する社会的評価

ボランティア活動を今後一層支援し、発展させるために必要な社会的な評価の在り方として、例えば次のような点について検討する必要がある。

- ① 学校外のボランティア活動の経験やその経験を通して得た成果を適切に学校における教育指導に生かすこと。
- ② ボランティア活動の経験やその成果を賞賛すること。
- ③ ボランティア活動の経験やその成果を資格要件として評価すること。
- ④ ボランティア活動の経験やその成果を入学試験や官公庁・企業等の採用時における評価の観点の一つとすること。

履歴書にボランティア活動歴を記載することを奨励したり、そのために履歴書の様式を工夫すること等も検討に値する事柄であろう。

ボランティア活動の経験やその成果は、社会的な評価項目の一つとして考えられるものであるが、社会的評価を行う場合は、無償性、自発性等ボランティア活動の基本的理念を損なうことのないよう留意する必要がある。

また、ボランティア活動を社会において量的・質的に把握する統計的な調査研究を行うことが望ましい。

## 10 その他

### (2) ボランティア活動の場の開発等

ボランティア活動の分野、活動場所の開発に当たっては、ボランティアの自主性、自発性を尊重することを前提とし、青少年から高齢者まであらゆる層の人々が、楽しく、無理なく参加できるよう留意し、活動場所を幅広く柔軟にとらえることが大切である。

また、人々の学習の成果を社会のあらゆる分野で生かすため、ボランティア活動に関する調査研究が必要となっている。

なお、行政と関連したボランティア活動については、行政機関が果たす役割とボランティアが行う活動を明らかにし、ボランティアが単なる行政の補助でなく、サービスの質を高める上で一定の役割を担っていることを、職員とボランティアが相互に理解し合うことが重要である。

## 第4部 生涯学習の振興に向けて～豊かな生涯学習社会を築いていくために～

### (2) 身近なところから自発的に生涯学習を

生涯学習は、いつでも、どこでも、誰でも自由に取り組み得るものであり、組織的な学習活動だけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など、幅広い活動の中でも行われるものである。人は学習することで新しい可能性を身付け、新しい自己を発見することもできるのであり、充実した人生を送るために、一人一人が身近なところから行動し、まず生涯学習に取り組んでみることを望まれる。

### (4) 地域の生涯学習の振興を

豊かな生涯学習社会を築いていく上で、地域への期待は大きい。地域は、人々の日常生活圏において、住民の生活、活動の拠点であると同時に、人々の交流、助け合いの場でもあり、自治会や町内会、商店街、各種の組織や様々なサークル等により、生涯学習に関する多彩な活動が行われている。近年、生涯学習のまちづくりを施策の中核とする地方公共団体も増えてきている。

また、都市化の進展とともに、ともすれば希薄になりがちな人と人との心の触れ合いの機会を増やし、郷土の文化や歴史への理解と愛着を深めるなど、生涯学習の観点から日々の生活や人生をより豊かにしていく上で、地域は重要な役割を担っている。

地域の教育機能を高め、青少年の健全育成や学校外活動の充実を図ることは重要な課題であり、そのためにも、生涯学習の振興に積極的に取り組んでいくことが期待される。

## ○ 家庭へ

(2) 子供を、学力偏差値だけでなくその個性や能力を様々な角度から多面的に評価し、生きていくために必要な真の意味での学力を身に付けさせることが必要になってきている。また、健やかな心と体を育てるため、過度の塾通いの弊害に留意するとともに、学校週五日制の導入や、週休二日制の普及により増加する自由な時間を生かし、自然や芸術に触れたり、ボランティア活動やスポーツをするなど、それぞれの家庭で、子供が家族と共に休日を効果的に活用することが期待される。

## ○ 学校へ

(1) 学校では、生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実を図るとともに、自己教育力の育成を図ることが期待されている。

特に学力については、単なる知識や技能の量の問題としてとらえるのではなく、学校、家庭及び地域における学習や生活を通して子供が自ら考え、主体的に判断し、行動するために必要な資質や能力として身に付けるものであるという認識を持つことが重要である。

(2) 小学校、中学校、高等学校などの学校も、発達段階に伴う一定の年齢層の児童生徒に対する教育機関としての役割のみでなく、幅広く地域の生涯学習のための役割を果たすよう、その教育機能を、社会や地域に広げることが期待される。また、地域の生涯学習関連機関や団体との、密接な連携・

協力を図ることが重要である。

- (4) 学校の教員が自らの生涯学習に取り組むことは、教員自身にとっても、新しい発見と自己の充実・向上に結び付くものであり、使命感の高揚や指導力の向上にも役立つとともに、学校教育そのものにも好ましい影響を与えるものである。

また、経験豊かな社会人や生涯学習の指導者などを、幅広く学校教育の場に迎え入れることは、学校の教育機能を高めることに役立ち、学校教育の活性化にもつながるものであり、積極的な対応が望まれる。

#### ○ 企業等へ

- (2) 勤労者の生涯学習の振興のためには、企業等の理解と協力が不可欠である。リカレント休暇、ボランティア休暇の導入などにより積極的に支援するとともに、勤労者が生涯学習しやすい条件作りのため、時短、週休二日制など、勤労者の自由時間、余暇時間の増大などの方策を一層促進することが望まれる。また、ボランティア活動の経験やリカレント教育などの生涯学習の成果を、採用、昇任などの際に適切に評価することが望まれる。

#### ○ 生涯学習関連団体へ

今日、生涯学習の必要性が一般に認識されるようになった背景には、これまでの社会教育関係者等の永年にわたる地道な努力がある。特に、社会教育関係団体はじめ、福祉やボランティア関係団体等、生涯学習関連団体の果たしてきた役割は大きい。また、スポーツや文化関係の団体も大きな役割を果たしており、民間のカルチャーセンター、スポーツセンター等も多様な学習機会を提供している。これら民間の諸団体は、生涯学習の振興を図る上で重要な役割を担っており、今後とも、新しい視点に立って、生涯学習の振興のため、その活動を一層充実することが期待される。

## 14 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（抄）

〔平成8年7月19日〕  
〔中央教育審議会第一次答申〕

### 第1部 今後における教育の在り方

#### (3) 今後における教育の在り方の基本的な方向

〔生きる力〕は、理性的な判断力や合理的な精神だけでなく、美しいものや自然に感動する心といった柔らかな感性を含むものである。さらに、よい行いに感銘し、間違った行いを憎むといった正義感や公正さを重んじる心、生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観や、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考えたり、共感することのできる温かい心、ボランティアなど社会貢献の精神も、〔生きる力〕を形作る大切な柱である。

### 第2部 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方

#### 第1章 これからの学校教育の在り方

##### (1) これからの学校教育の目指す方向

##### ② 教育内容の厳選と基礎・基本の徹底

（育成すべき資質・能力）

初等中等教育においては、学校段階や子どもたちの心身の発達段階によって、その程度、内容、重点の置き方等が異なるものの、特に、次のような資質・能力の育成を重視し、教育内容を基礎・基本に絞り、その厳選を図る必要がある。

(f) 他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感、公德心、ボランティア精神、郷土や国を愛する心、世界の平和、国際親善に努める心など豊かな人間性を育てるとともに、自分の生き方を主体的に考える態度を育てること。

##### ③ 一人一人の個性を生かすための教育の改善

（高等学校における改善）

生徒の多様な学習ニーズにこたえるため、他の高等学校や専修学校における学習成果を単位認定する制度の一層の活用を図っていく必要がある。

さらに、生徒の学校外における体験的な活動や、自らの在り方・生き方を考えて努力した結果をこれまで以上に積極的に評価していくこととし、ボランティア、企業実習、農業体験実習、各種資格取得、大学の単位取得、文化・スポーツ行事における成果、放送大学の放送授業等を利用した学習、各種学校・公開講座等における学習、テレビやインターネット、通信衛星などマルチメディアを利用した自己学習などについて、各高等学校の措置により、高等学校の単位として認定できる道を開くことを積極的に検討していく必要がある。

##### ④ 豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育の改善

これまでもしばしば指摘されてきたことであるが、よい行いに感銘し、間違った行いを憎むといった正義感や公正さを重んじる心や実践的な態度、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、美しいものに感動する心、ボランティア精神などの育成とともに、学校教育においては、

特に、集団生活が営まれているという特質を生かしつつ、望ましい人間関係の形成や社会生活のルール習得などの社会性、社会の基本的なモラルなどの倫理観の育成に一層努める必要がある。

また、子どもたちの発達段階を踏まえながら、人間としての生き方や在り方を考えさせることも大切であり、特に勤労観や職業観の育成を図ることの重要性も指摘しておきたい。

このような豊かな人間性をはぐくむための教育は、道徳教育はもちろんのこと、特別活動や各教科などのあらゆる教育活動を通じて、一層の充実を図るべきであるが、その際には、特に、ボランティア活動、自然体験、職場体験などの体験活動の充実を図る必要があると考える。

#### ⑤ 横断的・総合的な学習の推進

今日、国際理解教育、情報教育、環境教育などを行う社会的要請が強まってきているが、これらはいずれの教科等にもかかわる内容を持った教育であり、そうした観点からも、横断的・総合的な指導を推進していく必要性は高まっていると言える。

このため、上記の②の視点から各教科の教育内容を厳選することにより時間を生み出し、一定のまとまった時間（以下、「総合的な学習の時間」と称する。）を設けて横断的・総合的な指導を行うことを提言したい。

この時間における学習活動としては、国際理解、情報、環境のほか、ボランティア、自然体験などについての総合的な学習や課題学習、体験的な学習等が考えられるが、その具体的な扱いについては、子供たちの発達段階や学校段階、学校や地域の実態等に応じて、各学校の判断により、その創意工夫を生かして展開される必要がある。

### (2) 新しい学校教育の実現のための条件整備等

#### ② 教員の資質・能力の向上

教員の採用に当たっては、人物評価重視の方向で選考方法の多様化や評価の在り方を改善し、教員にふさわしい優秀な人材を確保していく必要がある。具体的には、面接や実技試験の充実、筆記試験とその他の試験との比重の見直し、ボランティア活動等の生活体験・社会経験の適切な評価、あるいは、同一の採用枠においても異なる尺度で多様な選考方法を採用することなどにより、人間的魅力や使命感、教育的実践力を備えた多様な人材を教育界に迎えることができるようになることが望まれる。

## 第2章 これからの家庭教育の在り方

### (2) 家庭教育の条件整備と充実方策

#### ① 家庭教育の在り方と条件整備

親がPTA活動、ボランティア活動、地域の様々な行事等に参加し、それらを通じて得た経験や、人々とのつながりを家庭教育に生かしていくことも重要だと考えられるほか、育児の経験者として子育ての様々な智慧を持っている祖父母が孫の教育に参加していくことは、一層重要になってくると考える。

#### ② 家庭教育の具体的な充実方策

##### (a) 家庭教育に関する学習機会の充実

これから親になる青年を対象に、意識啓発や保育ボランティア等の育児体験など人生の早い時期から子育てに関する学習機会を提供することも必要なことである。

(c) 親子の共同体験の機会の充実

親子で様々な共同体験、交流活動を行う機会（例えば、ボランティア活動、植物栽培体験、動物飼育体験、スポーツ活動や芸術鑑賞、創作活動、地域の歴史探訪、読書会の開催など）を行政は積極的に提供すべきだと考える。親と子が同じ体験を持つことは、親のものの見方、子供の考え方をお互いが知り合う上で、また、場合によっては同じ価値観を共有する上で非常に有効であり、これを機に親子のきずなが一層深まることが期待される。

### 第3章 これからの地域社会における教育の在り方

#### (2) 地域社会における条件整備と充実方策

##### ② 地域社会における教育の具体的な充実方策

(a) 活動の場の充実

(学校施設の活用)

今後は、学校図書館や特別教室も含め、学校の施設を一層開放し、様々な活動を行っていく必要がある。その際、親や地域の人々のボランティア参加による活動などは、子供たちの活動を豊かにするためにも大いに推奨したい。

(b) 活動の機会の充実

(ボランティア活動の推進)

近年、我が国でもボランティア活動への関心が急速な高まりを見せている。参加者は増加し、活動分野も、福祉の領域のみならず、街づくり、国際協力、環境保護など幅広い分野にわたっている。ボランティア活動への参加は、それぞれの自発性に基づくものであるだけに、こうした活動に参加することによって、高齢者をいたわる気持ちを培い、自分たちの街づくりを通して身近な社会にかかわることの大切さを学ぶことなどの教育的意義は極めて大きい。さきの阪神・淡路大震災では多数の若者が救援活動に参加し、被害を受けた人々をいたわることや街を復興するということの重要性を強く実感したが、この体験は、極めて貴重なものと言わなければならない。

このようなボランティア活動の持つ意義を考えると、他者の存在を意識し、コミュニティの一員であることを自覚し、お互いが支え合う社会の仕組みを考える中で自己を形成し、実際の活動を通じて自己実現を図っていくなど、青少年期におけるボランティア体験の教育的意義は特に大きい。子供たちの、社会性の不足が指摘される今日、体験的な学習としてのボランティア活動に青少年が気軽に参加できる機会を提供することは急務であると考えられる。

子供たちが、学校や地域社会でのそれぞれの役割に即した活動を通して、ボランティア活動を経験し、将来、ボランティア活動を自然に行っていく契機としていってほしい。そして、「ボランティア活動は特別なことでなく、自分自身にとって身近なこと、必要なこと、大切なこと、だれにでも日常的にできることである」という認識が社会全体に広がることが望まれる。

このため、行政においては、ボランティア活動を実際に体験したり、活動の理念や必要な知識・技術等について学習する機会を様々な形で提供することが必要である。様々な民間団体などが、ボランティア活動の機会を積極的に提供することも期待したい。学校も、その実態に応じてボランティア活動に取り組むことを望みたい。その一つとして、例えば、PTAや地域の様々な民間団体と手を結んで、子供たちのためにボランティア活動の機会を作っていくような試みもあってよいと考える。また、ボランティア活動全般が広く展開される環境を作るため、

ボランティア活動を求める側のニーズとボランティアの活動意欲を効果的に結びつけることができるよう、情報提供やコーディネーターの養成などボランティア活動に取り組みやすく、かつ、続けていきやすい条件整備を図っていくことが急がれる。

(e) 情報提供の充実

市町村教育委員会が中心となって地域社会における活動に関する各種の情報をデータベース化するとともに、学校や関係機関などの情報通信ネットワークを形成して、子供たちに情報を十分に提供する体制を整備することが急がれる。

その際は、社会教育・文化・スポーツ施設や関係機関、民間団体、地域のグループなどが実施する個々の活動の場所や内容、プログラムに関する情報だけでなく、指導者やボランティアなど、地域社会における活動を支援する人材に関する情報も積極的に提供することが重要である。

(f) 「第4の領域」の育成

これからの地域社会における教育は、同じ目的や興味・関心に応じて、大人たちを結びつけ、そうした活動の中で子供たちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う「第4の領域」とも言うべきものを育成していくことを提唱したい。

例えば、青少年団体では、地縁的なものよりも、最近ではむしろ、スポーツやキャンプ、ボランティアといった目的指向的なものの方が人気が高いと言われているが、これなどは、ここでいう「第4の領域」の一つの例と言えよう。

③ 地域社会における教育を充実させるための体制の整備

(b) 地域教育連絡協議会や地域教育活性化センターの設置

関係者間の連絡・協議を行うだけでなく、自ら地域社会における活動に関する事業を行ったり、各種の情報提供や相談活動、指導者やボランティアの登録、紹介などを行うため、地域の実態に応じ、行政組織の一部又は公益法人などとして、地域教育活性化センターを設置することも考えられる。

## 第4章 学校・家庭・地域社会の連携

### (開かれた学校)

学校がその教育活動を展開するに当たっては、もっと地域の教育力を生かしたり、家庭や地域社会の支援を受けることに積極的であってほしいと考える。例えば、地域の人々を非常勤講師として採用したり、あるいは、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力してもらうなどの努力を一層すべきである。

### (学校外活動の評価)

子供たちの学校外活動を活性化する観点から、子供たちが、社会教育団体や青少年団体における活動、ボランティア活動、文化・スポーツ活動などに積極的に取り組んだ場合、これらを学校においても奨励する意味で評価する方法などが検討されてよいと考える。しかし、学校外の活動は、言うまでもなく、子供たちの自主性・自発性に基づいて行われるものであり、子供たちのそうした積極的な意欲や態度を励ますという視点を忘れてはならない。

## 第3部 国際化，情報化，科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方

### 第2章 国際化と教育

#### ④ 海外に在留している子供たち等の教育の改善・充実

(日本に在留している外国人の子供たちの教育の改善・充実)

日本に在留している外国人の子供たちの教育の改善・充実を図るためには，学校をはじめ地域の関係機関やボランティア等の協力の下，地域社会一体となった取組が求められるところである。このため，モデル地域の育成，相談体制の整備や，ボランティアや指導協力者に対し市町村教育委員会や関係団体等が支援する取組を奨励するなど，地域における受入れ体制の一層の充実が望まれるところである。

### 第5章 環境問題と教育

#### ③ 地域社会における様々な学習機会の提供

環境問題への取組としては，一人一人が身の回りのできることから実践していくということが重要である。その意味でも子供たちが学校や地域社会でのそれぞれの役割に即した活動を通して，ボランティア活動を経験し，将来，環境保全を含めたボランティア活動を自然に行っていく契機となることを望みたい。



## 15 教育改革プログラム（抄）

〔平成9年1月24日〕  
〔文 部 省〕

### 1 教育制度の革新と豊かな人間性の育成

#### (4) 豊かな人間性の育成

##### ○家庭や地域社会における取組

親が子供に思いやりの心や善悪の判断などの基本的な倫理観を身に付けさせる家庭教育の充実やボランティア活動、自然体験活動、青少年団体活動、文化・スポーツ活動を通じた地域社会の活動を支援し、学校・家庭・地域社会が連携しつつ、子どもの豊かな人間性の育成を図る。

#### (6) 養成、採用、研修の各段階を通じた教員の資質向上

##### ○教員養成カリキュラムの改善等

新たな時代に向けた教員養成課程のカリキュラムの改善について、教育職員養成審議会において平成9年7月を目途に結論を得る。その際、養成カリキュラムにボランティア活動や福祉活動等の体験を導入することも検討する。さらに大学院を活用した養成等について検討を行う。

##### ○教員の研修プログラムの改善

長期社会体験研修を進めるなど教員の研修プログラムの改善を推進する。その際、研修カリキュラムにボランティア活動や福祉活動等の体験を導入する。

### 3 学校外の社会との積極的な連携

教育改革を進めるに当たっては、学校、家庭、地域社会が幅広く連携することが必要であり、このため、その連携を強化するとともに、学校外の体験活動の推進、ボランティア活動の促進、社会人や地域人材の学校への活用、いじめ問題や薬物乱用問題などへの適切な対応を進める。

#### (1) 学校、家庭、地域社会の連携強化

##### ○地域の関係機関・団体等の連携の強化

学校外の体験活動についての多様なメニューの開発・提供などを通じ、子供の健やかな育成を地域全体で推進するため、PTA、青少年団体、スポーツ団体、文化団体などとともに、町内会、ボランティア団体、地元企業など地域の様々な機関・団体と学校からなる自発的な教育支援組織の形成を促進する。

また、地域において青少年の活動の援助に当たる民間団体指導者、リーダー等の資質向上を図る。

## (2) 学校外の体験活動の推進

### ○青少年団体における活動など学校外活動への参加の奨励

子供の学校外の体験活動を促進するため、学校やPTA等において、ボーイスカウト、子ども会、スポーツ少年団など青少年団体、ボランティア団体、文化・スポーツ団体等の地域における活動についての理解を深め、参加を奨励するなどの取組を推進する。

### ○学校外活動の評価

ボランティア活動、文化・スポーツ活動など子供たちの学校外活動を奨励するため、社会における多様な評価の在り方などについて、生涯学習審議会において検討し、平成9年度中に結論を得る。

### ○身近な体験活動の場の充実

地域における学校外活動を促進するため、子供にとって魅力ある教育用教材の宝庫である科学博物館、歴史民族博物館、美術館、動植物園や公民館、図書館等の活動の活性化やマルチメディアの活用等の工夫を進める。

また、学校施設を活用した活動の場の充実のため、地域住民や青少年団体、文化・スポーツ団体、ボランティア等の協力を得ながら、学校施設の開放を促進する。

## (3) ボランティア活動の促進

### ○学校におけるボランティア教育の充実

学校におけるボランティア教育のあり方についての教育課程審議会における検討を促進するとともに、環境保全活動や社会福祉活動等のボランティアに関する地域の関係施設・機関や団体と学校との積極的な連携を推進する。

また、大学生の環境保全活動、社会福祉活動、青少年育成活動、海外援助・協力活動などの各種のボランティア活動を普及・奨励するための方策について、平成9年度中に検討を行う。

### ○教員の養成・研修カリキュラムへの導入

教員の養成・研修カリキュラムにボランティア活動や福祉等の体験を導入することを検討する。  
(再掲)

### ○地域におけるボランティア活動の参加促進

青少年の地域社会への貢献を促進し、豊かな心をはぐくむため、地域における身近な施設やボランティア団体等間の連携協力、ボランティア活動の場の充実のための取組を推進する。

### ○ボランティア活動に関する情報提供の充実

青少年の自主的なボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する情報収集・提供や相談等の体制づくりを進め、学校、ボランティア団体とのネットワークの形成を推進する。

(4) 社会人や地域人材の学校への活用

○学校支援ボランティア活動の推進

学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動（学校支援ボランティア活動）を推進する。

#### 4 留学生交流等国際化の推進

(2) 教員等の国際体験・国際貢献の充実

○教員による教育協力への参加奨励・促進等

教員による国際貢献と国際体験の機会を充実するため、青年海外協力隊などの国際教育協力活動への教員の参加を奨励し、参加に当たっての制約を緩和すべく検討する。なお、NGO（非政府組織）が行う教育関係の海外ボランティア活動との連携・協力や支援の在り方についても検討する。

## 16 新しい時代を拓く心を育てるために — 次世代を育てる心を失う危機 — (抄)

[平成10年6月30日]  
中央教育審議会答申]

### 第3章 地域社会の力を生かそう

#### (2) 異年齢集団の中で子どもたちに豊かで多彩な体験の機会を与えよう

##### ② ボランティア・スポーツ・文化活動、青少年団体の活動等を活発に展開しよう

###### (a) 自分の大切さに気付かせ、社会貢献の心をはぐくむボランティア活動を振興しよう

(ア) 子どもたちは、自ら主体的に参加したボランティア活動を通じて、他の人々や社会のために役立つ体験をし、自分が価値のある大切な存在であることを実感する。また、ボランティア活動の中で、子どもたちは社会とかかわり、様々な人々と接する体験をし、他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範やルールを学ぶ。さらに、ボランティア活動は、国際協力、環境保護、高齢社会への対応といった様々な社会問題に対する子どもたちの問題意識に広がり、深みを与え、社会貢献の心をはぐくむ。今日の子どもたちをめぐる状況を踏まえると、こうしたボランティア活動の体験学習としての意義は極めて大きい。

(イ) 近年、大規模な災害に際して多数の若者がボランティア活動に参加し、様々な面で重要な貢献を果たしたことは記憶に新しい。しかし、我が国のボランティアは、社会の中で十分に広がり、定着したとは言い難い。調査によれば、青少年の中でボランティア活動を体験した経験がある者は全体の3割程度にとどまっている。また、高校生等を対象に国際比較を行うと、ボランティア活動を現在行っている者の割合は、米国が6割を超えるのに対して、日本はわずか4%となっている。

(ウ) 現時点ではボランティア活動に参加している子どもは多くないが、調査によると、若い世代では多くの者が今後活動に参加したいという意志を持っている。今後は、一層多くの子どもたちがボランティア活動に気軽に参加できるよう、行政や民間団体が活動の機会や情報を十分に提供していくことが必要である。

なお、こうした働きかけの際には、「ボランティア活動は特別なことではなく、だれでも日常的にできることである」という考え方を伝え、子どもたちが身構えず、自然にボランティア活動を行えるようにすることが重要である。

(エ) また、学校でのボランティア体験活動は、そうした考え方を広げ、子どもたちが息の長い活動を行っていく契機となるものであり、特別活動や総合的な学習の時間等を活用して、その一層の充実を図ることを望みたい。

## 第4章 心を育てる場として学校を見直そう

### (2) 小学校以降の学校教育の役割を見直そう

#### ① 我が国の文化と伝統の価値について理解を深め、未来を拓く心を育てよう

- (f) 子どもたちに信頼され、心を育てることのできる先生を養成しよう
  - (ア) 教員養成カリキュラムについては、教え方の指導や子どもとの触れ合いを重視する観点から、発達心理、教育相談、道徳の指導法、教育実習などを含む「教職に関する科目」の改善・充実を進めていくことが必要である。さらに、福祉体験・ボランティア体験、自然体験等の体験活動をカリキュラムの中に積極的に取り入れていくことが求められる。
  - (イ) 採用に当たっては、強い使命感を持ち、豊かな人間性を備えた指導力のある人材を確保するという観点を特に重視すべきである。これからの子どもたちに「生きる力」をはぐくむ教育を行っていくためには、人間的な魅力にあふれた教員を確保していく必要がある。このため、知識の量を問うような筆記試験に比重を置き過ぎることなく、選考方法の多様化等を一層進めていくことが必要である。例えば、面接の重視はもとより、ボランティア活動や自然体験活動の経験の有無を採用の重要な資料とすること、社会教育関係団体やスポーツ団体等からの推薦などにより地域での実践活動を評価すること、選考に当たって地域の有識者等を起用することなどといった人物評価重視の取組を各都道府県等において積極的に進めてほしい。
  - (ウ) 現職研修については、初任者研修、教職経験5年目・10年目等の研修、各教科や今日的な教育課題に関する研修などが体系的に整備されてきており、それらの一層の充実を図るとともに、学校外での長期の研修として、大学院レベルの現職教育や、民間企業等での体験的な研修を更に充実していくことが望まれる。また、若い世代の教員を中心に、自然体験や生活体験が希薄な者も少なくないことから、教員のライフステージに応じて、自然体験活動、福祉・環境保護ボランティア等の社会貢献活動、郷土の学習などを研修内容に盛り込んでいくといった工夫が求められる。さらに、社会人を学校現場で一層活用するため、特別免許状制度や特別非常勤講師制度のより積極的な活用を期待したい。

# 17 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（抄）

〔平成10年9月17日〕  
生涯学習審議会答申

## 第2章 社会教育行政を巡る新たな状況と今後の方向

### 5 民間の諸活動の活発化への対応

民間の社会教育活動が活発化し、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体等が積極的な活動を行っている。これからの社会教育行政は、これら民間活動についての環境の整備や支援を行うとともに、ボランティア団体をはじめとするNPOを含め、民間団体との連携協力を進めることが必要である。

民間の社会教育施設が未発達な状態においては、社会教育行政が、住民の社会教育活動の先導的役割を果たしてきた。しかしながら、住民の学習ニーズが多様化、高度化する中、民間教育事業者等、社会教育分野における民間の諸活動が活発化しており、こうした民間活動を視野に入れ、それと連携しつつ社会教育行政を展開する必要がある。

特に都市部においては、民間教育事業が発達し、社会教育における重要な役割を占めるようになってきている。また、ボランティア活動も活発化するなど、社会教育活動の領域がこれまで以上に拡大している。従来、社会教育行政が行ってきた民間活動支援施策は、主として、社会教育関係団体に対する補助金や指導・助言というものであった。今後の社会教育行政にあつては、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO等とも幅広く連携協力を進めるとともに、これら民間活動がより一層活性化し、人々の学習活動をより豊かにする上で貢献し得るよう環境を整備していくことが必要である。

## 第3章 社会教育行政の今後の展開

### 第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開

#### 2 地域づくりと社会教育行政の取組

住民が共同して行う地域づくり活動を支援するなど地域社会の活性化に向け、社会教育行政は重要な役割を持つ。今後の社会教育行政は、住民の個々の学習活動の支援という観点のほか、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点から推進する必要がある。

#### (1) 社会教育行政を通じた地域社会の活性化

地域社会の活性化に向け、社会教育行政は、地域住民が地域に根ざした活動を行えるような環境を創り出すことや住民が一体となって地域づくりをしていくような活動（地域共創）を支援していくことに取り組む必要がある。社会教育施設における、どちらかといえば受け身の学習活動から、発信型の学習活動の支援、例えば、学習成果を生かしたボランティア活動の支援、地域社会というフィールドで行う実践的活動の振興、住民の交流促進などを積極的に推進していかなく

ればならない。このためには、社会教育活動に関する情報の収集・提供や、地域の社会教育に関する人材情報の収集・提供等を推進するとともに、社会教育諸活動における地域の人材の登用、ボランティアが活躍できる場の開発を推進する必要がある。社会教育施設の運営に一層住民の参加を求めることについても、積極的に取り組んでみるべき課題である。今後の社会教育行政は、住民の学習活動の支援という観点とともに、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点を加味して推進する必要がある。

### (3) 地域の人材が活躍できる場としての社会教育施設

人々の学習活動が進むにつれ、その学習成果を地域で活用したいと希望する人が増えてきている。こうした人々が活躍する場として、社会教育施設が率先してその役割を果たすことが期待されている。公民館をはじめ、図書館や博物館等においてボランティア活動が盛んになってきていることは、そうした人々のニーズの現れである。しかしながら、多くの社会教育施設においては、ボランティアを受け入れる体制ができていない、受入れのための事務が繁雑である、受入れ予算がないなどを理由として、ボランティアの受入れ等に消極的なものが見受けられる。

学習成果を生かす場が広がることは、学習者に達成感や充実感等が生まれ、さらに学習意欲が増すという相乗効果が期待できるなど、生涯学習社会の構築にとって有効なものである。このような学習支援・社会参加支援は社会教育行政の重要な使命であり、社会教育施設は学習成果の活用場としてその役割を果たしていかなければならない。

## 3 民間の諸活動との連携

社会教育行政は、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには、町内会等の地縁による団体を含めた民間の諸団体と新たなパートナーシップを形成していくことが必要である。

### (2) 社会教育関係団体との連携

これまで社会教育団体は、民間の行う社会教育活動の中心として重要な役割を担ってきた。しかしながら、ボランティア団体をはじめとするNPOによる活動など、新たな団体の活動が盛んになっている。平成10年3月には、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立している。同法では、社会教育の推進を図る活動等を特定非営利活動としており、こうした活動を行う団体に対して法人格を付与することができるようになった。

これまで、社会教育行政は、社会教育関係団体の活動を重視し、奨励すべき活動に対して補助金を交付して支援する等、連携を密にとってきた。その結果、団体側も行政の支援を前提とした事業展開となり、本来の自立的な意識が希薄となったとの指摘もある。今後、社会教育関係団体は、それぞれの設立の趣旨・目的に沿った一層自立した活動の展開が求められる。社会教育行政は、社会教育法第11条及び第12条の規定を踏まえ、社会教育関係団体、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには町内会等の地縁による団体をも含め、これらとの新たなパートナーシップ（対等な立場から相互に連携・協力しあう関係）を形成していくことが大切である。

## 18 今後の地方教育行政の在り方について（抄）

〔平成10年 9月21日〕  
〔中央教育審議会答申〕

### 第4章 地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成及び地域振興に教育委員会の果たすべき役割について

#### 2 地域の教育機能の向上

子どもの生きる力をはぐくむため、地域社会の力を生かすことや家庭教育の在り方を見直すことが求められている。このため、地域が一体となって子育てを支援することや異年齢集団活動など様々な体験活動を充実することを通じて、地域社会を挙げて子どもを心豊かにはぐくんでいく環境を整備していくことが地方教育行政上の極めて重要な課題となっている。

また、家庭教育については、保護者に対する学習機会の提供などその充実を図るための施策が推進されているが、家庭への支援をより充実していくことが求められている。

さらに、中央教育審議会第一次答申において述べているように、子どもの育成は学校・家庭・地域社会の連携協力なしにはなし得ず、学校の教育活動を展開するに当たってはこのことを踏まえた工夫が必要である。本審議会が6月に行った「幼児期からの心の教育の在り方について」の答申においても、心の教育の充実を図る上で、社会全体、家庭、地域社会、学校それぞれについてその在り方を見直し、子どもたちの成長を目指して、どのような点に今取り組んでいくべきかということを具体的に提言したが、この提言においても各地方公共団体に対し、家庭、地域社会の教育機能を高めるための施策を積極的に講じていくことを求めている。

豊かな社会の中で、子どもに適切な勤労観や職業観を育成することが課題となっており、地域の商店、農家、工場や老人ホームなどの社会福祉施設等と連携し、その協力を得て、働くことや社会に奉仕することの喜び、それによって得られる達成感を子どもに体得させることができるような様々な教育活動を展開することが効果的と考えられる。

中央教育審議会第一次答申においては、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは異なる「第4の領域」の育成を提唱したが、今後、地域全体の教育力の向上については、従来の学校など関係機関・団体の自発的な連携協力という域を超えて、学校をはじめとする地域の様々な教育機能が協調・融合して、子どもの成長を担うことが求められており、このような地域の教育機能の協調・融合を支援し、促していくことが教育委員会の新たな役割として期待されている。教育委員会においては、このような観点から、生涯学習、社会教育、芸術文化、スポーツ等の事業の企画、実施に際して、学校教育との協調・連携に十分配慮するとともに、学校教育に地域の活力を生かすための様々な工夫を講じる必要がある。なお、その際、首長部局の行う関係施策についても、地域の教育機能の向上の観点から、有機的な関連を持って行われるよう、首長部局との連携協力を努める必要がある。

以上のような観点から、これに関連する制度等について以下のように見直し、改善を図る必要がある。



## 具体的改善方策

(地域の教育機能の向上)

ア 教育委員会の行う教育，文化，スポーツに関する種々の施策を学校教育の振興や地域の教育機能の向上の観点から，総合的に実施するよう努めること。

イ 学校など関係機関・団体が連携協力し，その機能の協調・融合を通じて，地域全体の教育力の向上を図る観点から，関係者の共通理解を深めるとともに，例えば，様々な機関・団体により実施される芸術文化やスポーツ，社会教育などの事業・活動に関するコーディネーターを配置するなど教育委員会の企画調整，幹旋等の支援機能を充実するための工夫を講じること。

ウ 地域全体の教育機能の向上のため，例えば，幼稚園を地域の子育て支援の拠点として相談・情報提供機能を付加したり，公民館が当該地域における教育機能の向上に関連する事業・活動に関するコーディネート機能を発揮できるよう職員の資質の向上に取り組むなど，教育機関や文化・スポーツ施設の活用にも努めること。なお，保育所や各種の児童施設，コミュニティセンターなどについても同様の観点からの取組が期待される。

(学校・家庭・地域社会の連携の推進)

エ 教育委員会によっては，その設置する文化・体育施設などの管理運営のための公益法人を設立しているところもあるが，地域の協力を得つつ，施設管理以外の積極的な事業展開を図るなどの工夫を講じること。

オ 地域教育連絡協議会の構成員に，第3章6で触れた学校評議員を加えることなどにより，学校区単位での教育行政に対する要望の把握とそれに基づく地域社会とのきめ細かな連携の促進に努めること。

カ 学校の運営組織の在り方に関して，家庭や地域社会との連携を念頭において校務分掌組織を整備するよう努めること。

(家庭教育への支援等)

キ 教育委員会においては，地域社会が一体となって家庭教育を支援する体制を整備していくことが必要であり，特に学校と家庭・地域社会を結ぶ懸け橋となるべきPTAの活動をより一層活性化させるよう努めること。

(学校の教育活動への地域の活力の導入・活用)

ク 開かれた学校づくりを推進し，豊かな教育内容を実現するため，豊富な経験を持った学校外の社会人が教壇に立つことができる特別非常勤講師制度を一層活用する方策について検討すること。

ケ 校長の判断により機動的に学校の教育活動に地域住民の協力を求めることができるよう，教育委員会が学校支援ボランティアを登録・活用する仕組みを導入するなど工夫を講じること。

コ 高校生の在学中の就業体験（インターンシップ）の積極的推進，企業等の施設における学習を高等学校の単位として認定することができる技能連携制度の一層の活用や，平成10年度から導入された学校外における体験的な活動等の高等学校における単位認定制度の積極的な活用など地域の関係機関との連携に努めること。

サ 読書指導の充実のための近隣の図書館の活用や体験的学習の充実のための博物館や美術館の活用、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を養うための老人ホームでの奉仕活動など、地域の教育施設や首長部局所管の青少年関係施設、社会福祉施設の機能の活用に努めること。

シ 保護者、地域におけるスポーツ指導者や伝統文化継承者、さらに企業等の専門家などの地域住民の協力を得て、教科指導、道徳教育、特別活動、部活動などの学校の教育活動の多彩な展開に努めること。特に運動部活動の実施に際しては、地域や民間のスポーツクラブの指導者やスポーツ施設を活用するなど工夫を講じること。

## 5 学校以外の教育機関の運営の在り方

公民館等の社会教育施設、体育・スポーツ施設、文化施設などの学校以外の教育機関の在り方については、その運営も含め、生涯学習審議会、保健体育審議会、文化政策推進会議等において、専門的立場から審議、答申が行われている。

すなわち、生涯学習審議会では、平成10年9月に「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の答申を行い、規制の廃止・緩和、社会教育施設の運営等の弾力化、社会教育行政における住民参加の推進などについて提言を行っている。

また、保健体育審議会では、平成9年9月に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」の答申を行い、地域社会におけるスポーツの充実のための方策等を提言している。

文化政策推進会議では、平成10年3月に「文化振興マスタープラン」の報告を行い、文化立国の実現に向けての各般の提言を行っている。

学校以外の教育機関の在り方については、これらの答申等に沿ってその改善の取組が行われるべきものであるが、本審議会としても、地域の教育機能の向上、地域コミュニティの育成、地域振興の観点から、特に以下の点について配慮を求めるものである。

### 具体的改善方策

ア 勤労者、高齢者などを含むすべての人が施設を利用しやすいようにするため、例えば、施設の開館日・時間の弾力化、住民に身近な分館の拡充、施設間のネットワークの推進、障害者等に配慮した施設設備の整備などの取組に努めること。

イ 公民館、図書館及び博物館に係る各種の規制や基準等をできるだけ廃止、緩和すること。

ウ 施設運営に関し、一層積極的に住民の参加を求め、住民の意向を的確に把握・反映できる仕組みについて検討していくこと。さらに、スポーツ施設においては、住民や利用者の組織する団体に運営を委ねる例も見られることから、このような取組を推進する方策を検討すること。

エ ボランティア登録システムや研修体制を充実するなどにより、施設の特性や状況に応じたボランティア受入れ体制の整備の積極的な推進に努めること。

オ 例えば、学校の教育活動に沿ったプログラムを開発すること、施設の事業情報を積極的に学校に提供すること、施設やその指導者を学校の部活動や自然体験学習などの教育活動のために活用することなどの取組の充実に努めること。

カ 教育委員会所管の各施設、首長部局等所管の各施設、民間団体等の事業について、例えば、生涯

学習の振興の視点から連携協力を進め、学習講座や学習情報の提供を共同で実施するなど工夫を講ずること。また、青少年の健全育成という視点から、教育機関と児童館等の福祉施設などが効果的な連携を図るよう努めること。

# 19 21世紀の大学像と今後の改革方策について －競争的環境の中で個性が輝く大学－（抄）

〔平成10年10月26日〕  
〔大学審議会答申〕

## 第2章 大学の個性化を目指す改革方策 教育研究システムの柔構造化 ー大学の自律性の確保ー

- (1) 多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化  
ー学生の主体的学習意欲とその成果の積極的評価ー
- ii) 秋季（9月）入学の拡大等

学年暦の異なる諸外国への留学及び我が国への留学生の受入れを促進するため、また、秋季（9月）入学をより柔軟に導入できるようにするため、学年の途中における入学に関する学校教育法施行規則の規定を改正するとともに、学習効果の高い Semester 制を、これまで以上に積極的に推進していく必要がある。

### (7) 秋季（9月）入学拡大の趣旨

- a. 我が国では、大学の学年の始期は4月とされているが、諸外国においては学年の始期は9月あるいは10月が多い。現在の我が国の制度では、「特別の必要があり、かつ、教育上支障がないとき」には、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができることとされているが、現在のところ、秋季（9月）入学はごく一部の大学が取り組んでいるにとどまっている。今後、我が国の学生の外国への留学、外国の学生の我が国の大学への留学、帰国子女の我が国の大学への入学など、我が国の大学と我が国と学年暦の異なる諸外国の学校との間を学生が円滑に移動できるよう、各大学における秋季（9月）入学の一層の推進を図ることが重要である。
- b. また、大学入学機会の複数回化という観点から、秋季（9月）入学の導入の促進を求める声もある。受験者の選択の幅を広げ、多様な学習計画を可能とするという点で秋季（9月）入学の導入による入学機会を拡大することも有効である。

### (4) 実施に際しての配慮事項等

- a. このため、学年の始期と終期を定める学校教育法施行規則を改正して、各大学がより柔軟に秋季（9月）入学を導入できるようにすることが必要である。なお、秋季（9月）入学者については、大学を卒業する時点が他の学生と異なる場合を考慮し、企業の採用活動における配慮を期待したい。
- b. この点に関連して、学期ごとに授業が完結する Semester 制は、学習上の効果が高いだけでなく、外国を含めた他の大学との交流を容易にする一つの方策として有効であり、各大学における積極的な活用を推進していく必要がある。

### (3) 地域社会や産業界との連携・交流の推進

大学は、今後、その知的資源等をもって積極的に社会発展に資する開かれた教育機関となることが一層重要となる。

各大学が地域社会や産業界の要請等に積極的に対応し、それらの機関との連携・交流を通じて社会貢献の機能を果たしていくため、リフレッシュ教育の実施、国立試験研究機関や民間等の研究所等との連携大学院方式の実施、共同研究の実施、受託研究や寄附講座の受入れなど産学連携の推進を図っていく必要がある。

企業と大学が共同した教育プログラムの開発や、本校以外の教育研究の場の設定などを通じて、社会人が企業と大学を往復して学習するための環境の整備を図っていくことが必要である。

その際、テレビ会議システム等により大学の授業を社会人が企業の会議室等で受講できるようにするなど、発展の著しい情報通信技術を効果的に利用する試みも大学の授業の将来的可能性を広げるものとして積極的に推進する必要がある。

また、インターンシップ制度の積極的な導入や、学生のボランティア活動等地域社会に貢献する活動の促進に積極的に取り組むことも重要である。

#### (I) 学生の多様な体験活動の充実

大学と企業とが協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターンシップ制度を積極的に導入すること、ボランティア活動等地域社会に貢献する活動を授業に取り入れたり学生の自主的活動を支援することに大学が積極的に取り組むことも重要である。

## 20 学習の成果を幅広く生かす －生涯学習の成果を生かすための方策について－（抄）

〔平成11年6月9日〕  
生涯学習審議会答申

### 第3章 学習成果を「ボランティア活動」に生かす

#### 1 なぜ、今、学習の成果を「ボランティア活動」に生かすのか

##### (1) ボランティアを志向する社会の進展

我が国の近年におけるボランティア志向の高まりは、国民の間に、個人の経済的・物質的な利益を求める生き方ばかりでなく、他者のため、社会・公共のために積極的に自分を役立てたいとする意識が高まってきていることの証左である。

ボランティアを志向する社会は、個人が、共同体社会への共感に立って、自主的にその営みに参加し、貢献することに価値を置く社会であり、こうした方向を促進することは、社会をより望ましいものへと変革していくことにつながることである。そのような意味で、人々のボランティア活動を促進していくことは、今後の我々にとって極めて重大な課題であるということができる。

現代の社会は、少子・高齢化、国際化、情報化等の社会状況の急激な変化の中で、多くの課題が複雑に広がっている。しかし、これら複雑・多岐にわたる様々な課題解決をすべて行政に頼ることには自ずと限界がある。山積する喫緊の課題に迅速かつ柔軟に対応するためには、国民一人一人が自己責任と信頼を基調とする自覚・自立した意識に基づいてボランティア活動に積極的に関わっていくことが求められるところとなっている。

また、国連は、21世紀にはボランティア活動が今世紀以上に活発化することを期待し、21世紀の最初の年である西暦2001年を「ボランティア国際年」とするとの決議を採択した。これを契機に、国際交流や国際的な場でのボランティア活動の展開が予想され、我が国のボランティア活動の一層の進展が期待される。

ボランティア活動は、本来、志さえあれば誰にでもできるものであるが、実際に活動しようとするれば、活動にかかわる分野の知識や技術の習得のための学習が必要なものもあり、また、ボランティア活動に参加することによって、必然的にさらなる学習が発展することになるなど、生涯学習と密接な関係にある。ボランティア活動の促進と生涯学習の推進とは実質的に切り離すことが出来ない関係にあると言って過言ではない。ボランティア活動は学習成果を生かし、体験的にその成果を深める実践の場そのものである。

したがって、ボランティアを志向する社会をさらに進めていくためには、人々のあらゆる場における学習活動を振興することが必要であり、それとともに、学習によって得た知識や技術などの成果を積極的にボランティア活動に生かすことができるような社会的システムを構築するなど、様々な施策を講じることが求められている。

##### (2) 生涯学習によるボランティア活動の深化と発展

本審議会の平成4年7月の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策等について」（答申）において、ボランティア活動と生涯学習の関係が明確にされたことにより、生涯学習の理念に

支えられて、ボランティア活動に参加する人々が増えるとともに、その活動範囲も、例えば、学習活動やスポーツでの指導、公共施設での活動支援、自然環境の保全や地域美化、国際交流・貢献等、極めて広範な領域に広がった。

生涯学習の考え方においては学習を通じて自己を成長させ、社会に参加し自己実現を図ることが強く認識されることから、ボランティア活動においても、他者のためであると同時に、自己のための活動でもあるという、意識の上での自然な融合が図られつつある。生涯学習によるボランティア理念の深化が見られる。

今後、ボランティア活動を、それぞれの人々の志に沿う実りあるものに深め発展させるためには、ボランティア活動とこれに伴う学習活動を一体のものとして捉え、誰もが参加できるものとする雰囲気醸成するとともに、積極的に生涯学習の成果を生かすようにすることが大切になっている。

### (3) 社会教育関係団体や民間非営利公益活動の進展

社会的な要請に応じて、問題解決能力を持つ専門性や継続性のある活動を進めるためには、個人やグループによるボランティア活動が、専任の職員や継続性のある活動を進めるためには、個人やグループによるボランティア活動が、専任の職員や必要な施設、設備、ノウハウ等を備えた民間の非営利の組織体（いわゆるNPO）による公益的な活動へと進展していくことが求められる。

学習成果の活用を考える場合、個人としてのボランティア活動ばかりでなく、非営利の組織的な公益的活動に生かすことにも配慮することが大切である。

今後、生涯学習社会の活性化のためには、社会教育関係団体はもとより、民間非営利の公益的組織が行政とのパートナーシップのもとに、自主的・自発的な活動を多様に展開していくことが大いに期待される。

## 2 学習成果をボランティア活動に生かすにあたっての課題と対応方策

### ーボランティア活動の充実・発展のためにー

#### (1) 多様な活動の発見・創造

ボランティア活動は、何かきまった活動が、どこかきまったところで、与えられるというものではない。ボランティア自身が、現実社会の中でその必要性に気づき、共感を持って創り出すものである。それぞれの個人の気持ちや都合に合った、多様でユニークな内容・形態の活動が豊かに発見され、創造されていくことが期待される。

#### ●青森県平内高等学校「みちくさボランティア」

高校生が学校からの帰宅途中、一人暮らしの高齢者の家に立ち寄って話をしたり世話をしたりする活動

#### ●新潟県小千谷市立小千谷小学校PTA

保護者が、PTA活動の一環として、担任の教員と協力して全学年全教科で授業の指導補助をする活動

#### ●山形県YYボランティア

高校生が近所の子どもたちと一緒に遊んだり、スポーツやラジオ体操をしたりするサークル活動など全国各地で今までにない新しい活動が芽生えてきている。

図書館、博物館等の社会教育施設等においては、住民のボランティアの受入れを社会的な責務として捉え、積極的に受け入れることが望まれる。ボランティア活動はある意味で生涯学習そのものであって、ボランティアの受入れは、施設にとっては、学習者に学習活動の機会を提供するという施設の本来の目的ともいうべきものであり、施設の運営の活性化にも役立つと期待される。ボランティアにとっても、活動の場が広がるとともに、学習の場において学習効果の活用が図られることになり、学習を進める上で極めて効果的であるなどメリットが大きい。

ボランティアを施設に円滑に受け入れるため、施設側の担当者の指名、ボランティア及び職員双方への研修の実施などが必要となってくるが、施設の設置者においては、規則などの整備のほか、受入れに必要な予算措置についても配慮することが必要である。

そのほか、地方公共団体においても、新たな活動の場として、庁舎、郵便局、病院、駅等の公的施設やスポーツ競技大会等イベントの組織運営等、一層幅広いボランティア活動の場の開発が待たれる。

また、ボランティア活動に対する多様なニーズに伴い、国内外で、比較的長期間にわたり、特定のボランティア活動に専従することを希望する者も増えており、その分野や内容も様々な形態になってきている。今後一層こうした活動に対する企業や関係団体による理解やそれに基づく支援等の広がりが望まれる。

- 国際協力事業団の「青年海外協力隊」、●(財)日本シルバーボランティアズの海外途上地域派遣、
- (社)日本青年奉仕協会(JYVA)の「ボランティア365」などがある。

なお、ボランティアの無償性の原則の内容については、それぞれがボランティアが判断すべきことであるが、交通費、材料費、光熱費等の実費や食事代等の支給を受けるものも、その範囲内と考えることが一般的になってきている。そうした支援を受けても、ボランティア精神にもとるものとはいえない。むしろ、より多くの人達にボランティア活動を可能にするという意味で、ボランティアを励ましその活動を促すことになるものと考えられる。

## (2) ボランティア活動のもつ社会的責任

ボランティア活動は、志さえあれば、本来、いつでも、どこでも、誰にでもできるものである。しかし、ボランティア活動が無償の、他人や社会に貢献しようとする行為であるとはいえ、それが社会的な活動である限りは、ボランティア活動に対する責任や義務が問われるのは当然のことである。一人一人がボランティアの責任・義務について自覚を持って参加するという意識を醸成していくことが大切になってきている。

そのために重要なのは、志や熱意ばかりでなく、受け手の気持ちへの配慮、活動を支える知識・技術の獲得や仲間との協調性ということであり、そうした学習も大切になる。

ボランティアとしての責任を全うするためには、活動における安全管理の確保、危機回避のための手だての習得が特に大切であり、そのための学習機会が整備、提供されることが必要である。

また、万一の事故に備えて、近年、多様な保険制度が創設されるようになってきている。個人が加入するものばかりでなく、市町村等の事業者が一括して加入するものなど、活動の形態に即応して、適切な保険を活用することが必要になっている。



### (3) ボランティア活動についての自己評価の促進

充実したボランティア活動を行うためには、第一義的に活動についての自己評価が重要である。ボランティア活動が誰のためでもなく、自分のために行うものである以上、当初の目的に比して結果はどうであったか、何が身についたのか、何が足りなかったのかなど自分で評価するのが基本である。受け手の評価も自己評価する上では次の活動の改善につなげることができるという意味で重要である。

そして、しばしば、自分で自分の活動を評価してみることによって、それまで気がつかなかった自分の良さを発見するなど自分の成長を確認できることがある。そうした場合には、それを自分の中にとどめ置かないで、積極的に社会にアピールすることも大切である。自分に対する肯定感が新たな行動を切り開く自信をもたらすことにつながるからである。

#### (入学試験等における評価の促進)

入学試験や就職試験においても、自己をアピールする一つの方法としてボランティア活動における学習成果を積極的に活用することが適当である。学校や企業としても、それらを多様な評価項目の一つとして、取り入れるようにすることが望まれる。

平成9年10月現在で、大学入学者選抜（推薦入学を含む。）においてボランティア活動の経験を評価している大学は、国公私立併せて587校中188校（32.0%）となっている。

また、平成11年度の公立高等学校入学者選抜では、ボランティア活動の評価について、全都道府県において、調査書の何らかの欄に記載することができる状況にあり、特にボランティア活動の名称を冠した記載欄があるのは13県となっている。

入学試験が、当該学校の教育を施すに足る資質と能力を判定するためのものであることからすれば、ボランティア活動を通して得た学習成果を、多様な評価の一つとして問うことは、ボランティア活動を重視する学校にあっては、当然のことといえよう。

今後、大学、高等学校の入学者選抜においては、例えば推薦入学におけるボランティア活動の積極的な評価など広くボランティア活動の経験を評価するよう求めたい。

また、企業においても、例えばボランティア活動の経験を評価して採用する枠を設けるなど採用における積極的なボランティア活動の評価が望まれる。

### (4) ボランティア活動に対する共感の輪の拡大

ボランティア活動を一層盛んにするためには、社会の様々な場において、ボランティア活動を互いに認め合い、それを社会的に表すことが大切である。

ボランティア活動をすばらしいこととして賞賛したりすることはボランティア活動の本質になじまないとの意見もあるが、むしろ、ボランティア活動を奨励し、促進するために、社会の様々な場所において積極的に賞賛し、顕彰し、社会全体にボランティア活動への共感の輪を広げることが重要と考える。現に、多くの団体などで顕彰事業等が行われている。具体的な賞賛、顕彰の方法は、それを行う個人、団体、企業等がボランティアに対するそれぞれの基本的な姿勢を明確にする中で、検討、実施すべきものと考えられる。

## ●北九州ボランティア顕彰会

北九州において、ボランティアとして社会に積極的に貢献し他の模範となるような個人・団体を顕彰し、また、日本病院ボランティア協会では、長くボランティア活動を続けた人に、協会として感謝の意を表することとし、協会加盟の病院ボランティア・グループの活動に対して、活動が1,000時間に達したときに、グループ代表からの申請をもとに選考し、「1000時間活動感謝状」を交付するなどしている。

### (社会的な支援システムの整備—行政による支援拡充)

#### i) ライフサイクルに応じたボランティア活動のプログラム開発

人生の各期の特性等に応じ、かつ、個人の興味や関心に応じた多様な活動の実践的なプログラム(活動内容、形態、活動先との連絡方法等)を早急に研究、開発する必要がある。教育委員会、社会教育施設等が中心になり、ボランティア団体や関係行政機関等とも連携をとって、プログラム及びその活動の場の開発を進めることが望まれる。

##### 【学校において】

小・中学校にあつては、将来のボランティアのための準備教育としてのボランティア教育を一層推進すべきである。道徳、特別活動等において活動体験を通して、ボランティア活動の意義、特質、喜びなどについて基本的な理解を得させる必要がある。

高等学校については、学校外で行われたボランティア活動を、校長の判断により、当該高等学校の教科・科目の履修と見なして単位を与えることができるよう、平成10年4月に制度改正が図られたところである。平成10年度においては、ボランティア活動等に係る学修成果の単位認定を行った高等学校は、9府県20校で、平成11年度には、さらに多くの学校で実施される予定となっている。

また、大学については、ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している大学は、平成9年度では全国で104校(全体の17.7%)で、学生の自主的なボランティア活動を正規の授業科目の中に位置づけて単位認定したことがある大学は、阪神・淡路大震災の際のボランティア活動の場合を除いて、全体の1.7%とわずかなものとなっている。

高等学校・大学において、ボランティア活動を単位認定する場合の課題の一つとしては、単位認定の方式があげられる。学生・生徒のボランティア活動に対する単位認定については大学においては、正規の授業科目の中に位置づける必要があるものの、教員が学生のボランティア活動の現場に居合わせておらず、活動そのものに対する評価が難しい場合が多い。このため、学生・生徒の活動後のレポート提出に加え、今後は、受入れ団体の協力を得ながら活動そのものについて評価する方式なども研究される必要がある。

さらに、大学が休学制度を活用して学生にボランティア活動に参加する機会を与えたり、正課外のものとして行われるボランティア養成講座を開設することも望まれる。

##### 【成人において】

成人にあつては、勤務の実態に即して無理なく行える多様な活動形態、職業上の経験や能力が生かせる活動の開発、地域での子育て支援等の地域社会からのニーズに的確に応えられる活動の開発など、教育委員会が中心になって、企業や関係機関とも連携を図りながら、具体的なプログラムを多様に研究・開発していく必要がある。

## 【高齢者において】

高齢者にあっては、子どもとの交流を通じて子どもを育成指導する活動、地域の伝統文化を次世代へ継承する活動、あるいは、高齢者相互の介護活動等、高齢者の興味や関心に応じた活動の具体的なプログラムの開発が望まれる。高齢者が学校に関わる事業として、市町村が行う事業には、例えば、北海道東神楽町立東神楽町小学校での、地域の高齢者と学校教職員からなる「G T A」（祖父母と教職員の会）がある。児童と高齢者の異世代間交流の推進を目指して、運動会や学芸会などの学校行事に積極的に参加し、学校農園での農作業指導をするなどしている。また、福岡県糸島地区ボランティア人材派遣事業では、糸島地区1市2町（前原市・志摩町・二丈町）教育委員会の共同事業で、地域で特技を持つ高齢者等を人材バンクに登録し、小・中学校や地域のグループに要請に基づき派遣して、様々な学習活動を支援している。ボランティアは学校の部活動において手話、編み物、英会話、リサイクル花器作りなどの指導を行うほか、授業においても、習字、読み聞かせ、絵画等の指導を行う。また、夏休みには親子手作り教室（手芸）を公民館で開催するなどしている。

## ii) 民間非営利の公益活動への支援促進

特定非営利活動促進法の成立により、都道府県知事又は経済企画庁長官の認証により、社会教育、文化、芸術、スポーツ等教育・学習を推進する活動を行っている民間非営利の団体も、法人格の取得が可能になった。このことは、活力ある社会を創っていく上で大きな役割を果たす民間非営利団体の活動の発展に大きく寄与するものと期待される。今後、行政では、法人格取得のための必要な手続き等について、積極的に周知を図ることが必要である。

民間非営利団体が充実した事業を円滑に実施していくためには、組織や事業の運営についての適切なマネジメントが必要になり、このための研修や養成プログラムの開発が望まれる。

ボランティア・グループや民間非営利団体がそれぞれの活動目的を実現するためには、行政とのパートナーシップの確立が求められる。団体・行政とも相互の役割を理解し、信頼感の醸成を図り、お互いの立場を尊重しつつ、必要に応じ事業の協力や共同事業の実施を進めたりするなどして、パートナーシップを創り、深めることが大切になる。このため、よりよいパートナーシップの定着に関して必要な方策を検討することもこれからの課題である。

その際、例えば福祉・教育・文化等の各分野を横割りにしたまちづくり、地域づくりのための連絡組織を作り、これを民間非営利団体として登録するなど、民間非営利団体の活動の拠点として公民館を活用したり、公民館が連携の要の役割を果たすなどの積極的な工夫も考えられる。

## (6) ボランティア・バンクの構築

### (全国ボランティア・バンクのネットワーク化)

ボランティア活動へのきっかけづくりのためには、人々のボランティア活動に参加する動機づけを促進し、希望に沿った活動に結びつける機会を提供することが重要である。実際、各種の調査においても、ボランティア活動に参加しない理由として、「参加するきっかけがない」とか「活動の情報がない」といったものをあげる人が多い。

このため、ボランティア活動について適切な情報提供を行うという観点から、ボランティア活動を希望する人、特にこれからボランティア活動を始めようとする人に対しては、どこに問い合わせれば、希望するボランティア活動の情報が得られるかなどの情報を提供することが必要である。

そこで、ボランティア活動に関する情報提供・相談窓口を開設し、電話やインターネット等による情報提供および相談事業を実施することを検討すべきである。特に、これからボランティア活動を始めようとする人にとっては、どこに問い合わせればよいかわからないという声を多く聞くことから、まずボランティア活動に触れるきっかけとなる窓口を設け、その窓口から具体的な活動に結びつく情報を提供するシステムを考えるべきである。そのため、全国的なシステムを整備する方策と検討することが望まれる。

文部省が策定し、推進している「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」においては、子どもセンターを全国津々浦々に整備し、地域の子どもの体験活動機会や家庭教育支援活動に関する情報収集、相談紹介を行うこととしており、子どもセンターを通して地域のボランティア情報を提供することが可能となる。

このことにより、先に述べたように、近年様々な領域でのボランティア活動が盛んになってきているという状況も踏まえ、関係する機関とも連携を図りながら、ボランティアの派遣や受入れ等の情報を提供している様々な分野のボランティア活動推進機関を紹介し、その機関ではどのような情報が得られるかについての情報提供を行ったり、相談に応じることにより、人々を希望するボランティア活動に結び付けることが可能になるであろう。今後ボランティア活動を一層広げていくためには、前述のインターネット情報提供システムにおいてこのようなボランティア活動も盛り込み、全国津々浦々で誰もが情報を手に入れることができるようにすることが必要である。

また、国立婦人教育会館では、すでにW I N E T（Women's Information NETwork system）と称して、女性や家庭教育に関するデータベースを構築し、ホームページ上で情報検索が可能となっていることから、今後、ボランティアに関する情報についてもこのシステムを活用した窓口を整備することが考えられる。

さらにインターネットを活用して、ボランティア・センターに勤務するコーディネーター等の職員が互いに情報を提供し、交換する場としてこうした窓口を活用することも、今後大いに期待することができよう。

## (7) ボランティア・コーディネーターの養成、研修

適切で円滑なボランティア活動を実現させるためには、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要とする人の双方のニーズを総合的に調整し、マッチングする役割を持つボランティア・コーディネーターが重要である。希望者・受入れ双方のニーズの把握、活動の場の募集・紹介・開拓、活動の調整、相談・助言等を行うボランティア・コーディネーターの役割を果たす職員は、生涯学習ボランティア・センターだけではなく、社会教育施設・公共施設等の受け入れを行う施設、送り出す側である学校、企業等にも必要となる。

コーディネーターの養成については、社会福祉分野では取組が行われてきたところであるが、なお今後とも充実すべき課題であり、養成にあたる適格者が地域レベルではまだ十分人材が得られていないという現状を考えれば、社会教育の関係機関・団体において、まず養成プログラムの内容・方法を確立し、養成プログラムの体系化を図る必要がある。その場合、考慮されるべき点としては、おおむね、(1)ボランティア活動の今日的意義や生涯学習との関係の理解、コーディネーターの役割と倫理についての理解等、(2)マッチングやその後の活動支援についての技術の獲得、(3)グループ・団体の組織化、指導助言についての能力の獲得、(4)関係団体、行政機関等との連携調整の能力の獲得等があげられる。

なお、適切で円滑なボランティア活動を実現させるためには、ボランティアを受け入れる社会教育施設・公共施設等の職員に対するボランティア活動に関する研修等を充実することも重要である。

## 第4章 学習の成果を「地域社会の発展」に生かす

### 2 学習成果を地域の発展に生かすにあたっての課題と対応方策

#### (2) 活動の場づくり

##### A 学校での活動参加

##### 1) 学校支援ボランティアの推進

地域社会の重要な核である学校を、地域に支えられ、また、地域に貢献するという「地域に根ざした学校」にするためには、学校をより開かれた存在にするとともに、地域住民による多様な学校支援ボランティア活動の充実が重要である。

また、ボランティアによる学校支援は、学校の持つ閉鎖性を排除し、地域住民の学校への理解・共感を深めるためにも必要なこととなっている。さらに、平成14年度から施行される新学習指導要領の趣旨を生かして、学校においては、特色ある活動を推進し学校を活性化していくうえで、地域の人々にボランティアなどとして学校の場に参加していただく取組が重要となってくる。

なお、こうした地域社会からの支援の受入れにあたり、学校の教員の意識改革はもとより、学校施設等のあり方の見直しも必要となる。学校開放事業の実質的な促進のための施設整備、余裕教室の活用によるPTAや地域の人々のためのスペースの整備、さらには、社会教育施設や社会福祉施設等との複合化なども前向きに検討されるべきである。

学校支援ボランティアの例としては、次のようなものがあげられる。

#### (授業)

郷土学習、環境学習、勤労生産学習等の学習において、地域の伝統芸能、自然環境等を教材化するとともに、地域の人々を指導補助者として授業に参加させることが行われるようになってきている。

##### ●長野県阿南高等学校

3年生の選択科目「理科Ⅱ」を「環境講座」と位置づけ、県教育委員会の社会人講師活用制度を生かし、地元の有識者、企業人、博物館の学芸員等から話を聞くなどして、野外観察から環境問題へと発展させる教育を行っている。

##### ●新潟県小千谷市小千谷小学校PTA

月1回程度の保護者の学習参加日（保護者が子どもとともに授業に参加、教員の指導補助を行う）や学級担任からの学習参加要請があったとき、教員のアシスタントとして、教材を作ったり、子どもたちと一緒に活動したりする。1年生の国語では読み聞かせ、音読チェックなど、2年生の算数では九九のチェック、5年生の家庭科ではミシン縫いの指導など、全学年、全教科において実施している。

(部活動)

個々の学校ごとに、地域の指導者がクラブ活動・部活動の指導補助を行う例は少なくないが、最近では、学校の枠を越えて複数校でまとめて活動を実施する場合も出てきている。その際、多くの住民ボランティアが組織的に指導を担当するケースも出ている。

●新潟県長岡市

小中学校の課外に、学年・学区の枠を越え、体育・芸能・言語の3分野で、教育委員会派遣の市民ボランティアにより指導が行われる。

●秋田県秋田市

小中学校の正課のクラブ活動を学校の枠を越えて複数校で共同で実施する。学校のほか体育館・公民館等でも実施されており、市民ボランティアの多数の参加がある。

(特別活動)

様々な学校行事等が地域の人々や団体の協力で実施されるようになってきている。

●千葉県習志野市立秋津小学校

秋津まちづくり会議、連合町会と共催して「秋津小学校と地域の運動会」を実施している。学校では、余裕教室を改造して、地域の大人の学習団体「秋津コミュニティー」に学習の場「コミュニティールーム」を提供するが、この「工作クラブ」の父親達が、運動会で使う小道具を作成、提供している。

(学校図書館運営)

学校図書館の管理・運営については、特に、ボランティアによる支援が求められており、地域住民や保護者により、児童生徒の読書活動の支援と併せて地域への貸出事業等も行われるようになってきている。

●栃木県鹿沼市「鹿沼図書館ボランティア」

市教育委員会、市立図書館の支援を受けて、司書資格をもつ市民あるいは研修により必要な知識・能力を身につけた市民のボランティアが、学校図書館や公立図書館の要請に応じ、それらの図書館に派遣され、図書館の運営を支援している。

●愛知県西尾市立東部中学校PTA「図書館ボランティア」

本好きのPTAの母親が、月曜から土曜の午後一定時間(夏休み中も30日間)、数名のグループで、学校の生徒や地域の人々への図書の貸出し、新着本や寄贈本の登録、図書の修理や整理、図書館環境の整備(ペンキ塗り、楽しむコーナー作りなど)、アンケートの実施、本の寄贈の呼びかけ、図書館ボランティア便りの発行、司書業務についての研修、学級活動の時間でのチーム・ティーチングによるブック・トークの実施などの活動を行っている。

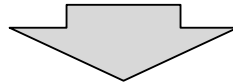
## 21 奉仕活動・体験活動に関する答申等

### 教育改革国民会議報告（平成12年12月22日）

#### 2. 人間性豊かな日本人を育成する

##### ◎奉仕活動を全員が行うようにする

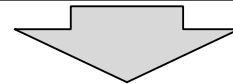
個人の自立と発見は、自然に自分の周囲にいる他者への献身や奉仕を可能にし、さらにはまだ会ったことないもっと大勢の人の幸福を願う公的な視野にまで広がる方向性を持つ。思いやりの心を育てるためにも奉仕学習を進めることが必要である。



### 21世紀教育新生プラン（平成13年1月25日）

7つの重点戦略の一つとして、「多様な奉仕活動・体験活動で心豊かな日本人を育む」が掲げられる。

- 奉仕活動・体験活動の充実
- 「学校教育法」、「社会教育法」の改正案
- 中央教育審議会における検討



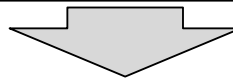
### 学校教育法、社会教育法の改正（平成13年7月11日）施行

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から見直しを行い、学校教育と社会教育とが相互に連携し、体験活動の充実を図ることを規定した。

#### ○社会教育法（市町村の教育委員会の事務）

##### 第5条第12号

青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。



### 中央教育審議会答申（平成14年7月29日）

「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申

- 奉仕活動等に対する社会的気運の醸成
- 国民の奉仕活動・体験活動を推進する社会的仕組みの整備
- 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援



### 教育基本法の改正（平成18年12月22日）

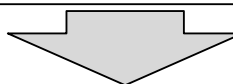
（生涯学習の理念）新設

第3条 国民一人一人が、自己の性格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（大学）新設

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。



## 教育再生会議（平成18年10月10日設置）

### 『第1次報告』（平成19年1月24日）

3. すべての子供に規範を教え社会人としての基本を徹底する。
  - (1) 社会人として最低限必要な決まりをきちんと教える
    - ・高校での奉仕活動の必修化
    - ・大学の9月入学の普及促進

### 『第2次報告』（平成19年6月1日）

- II 心と体—調和の取れた人間形成を目指す
  - ・高等学校で、奉仕活動を必修化
- III 地域、世界に貢献する大学、大学院の再生
  - ・ボランティア活動体験の大学教育への導入
  - ・若者の多様な体験の機会を充実させる観点から大学・大学院における9月入学の大幅促進

### 『第3次報告』（平成19年12月25日）

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる ～子供たちに感動を与える教育を～
  - (3) 体験活動により子供の心と体を育てる
    - 小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推進する
3. 大学・大学院の抜本的な改革 ～世界トップレベルの大学・大学院を作る～
  - ・大学の4月入学原則を撤廃する学校教育法施行規則の改正が行われたとを踏まえ、9月入学をさらに促進する。

### 『最終報告』（平成20年1月31日）

1. 提言の実現に向けて
  - ・ボランティアや奉仕活動を充実し、人、自然、社会、世界と共に生きる心を育てる。
2. これまでに実施された提言実現のための取組
  - ・9月入学の促進のため、学校教育法施行規則の改正により、大学4月入学原則を撤廃(H19、12)
3. 提言の実効性の担保のために(フォローアップ)
  - ・高等学校での奉仕活動推進・学校支援地域本部の全国展開

## 中央教育審議会答申（平成20年2月19日）

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～

4. 具体的方策
  - (1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援 — 国民の「学ぶ意欲」を支える
    - ② 多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備
      - ・学習成果を生かす機会の充実
  - (2) 社会全体の教育力の向上—学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり—
    - ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進

## 社会教育法の一部を改正する法律（平成20年6月11日）

- ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等
  - 教育委員会の事務に、地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供と主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務を追加
- エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大

## 教育振興基本計画（平成20年7月1日）

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

- ① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる
  - ◇ 地域ぐるみで学校を支援子どもたちをはぐむ活動の推進（学校支援地域本部・放課後子どもプラン）
- ④ いつでもどこでも学べる環境をつくる
  - ◇ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり(学習の成果としてのボランティア活動)



## 22 教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－（抄）

〔平成12年12月22日  
教育改革国民会議報告〕

### ◎奉仕活動を全員が行うようにする

今までの教育は要求することに主力を置いたものであった。しかしこれからは、与えられ、与えることの双方が、個人と社会の中で温かい潮流をつくることが望まれる。個人の自立と発見は、自然に自分の周囲にいる他者への献身や奉仕を可能にし、さらにはまだ会ったことのないもっと大勢の人の幸福を願う公的な視野にまで広がる方向性を持つ。思いやり心を育てるためにも奉仕学習を進める必要がある。

#### 提 言

- (1) 小・中学校では2週間、高等学校では1か月間、共同生活などによる奉仕活動を行う。その具体的な内容や実施方法については、子どもの成長段階などに応じて各学校の工夫によるものとする。
- (2) 奉仕活動の指導には、社会各分野の経験者、青少年活動指導者などの参加を求める。親や教師をはじめとする大人も様々な機会に奉仕活動の参加に努める。
- (3) 将来的には、満18歳後の青年が一定期間、環境の保全や農作業、高齢者介護など様々な分野において奉仕活動を行うことを検討する。学校、大学、企業、地域団体などが協力してその実現のために、速やかに社会的な仕組みをつくる。

## 23 社会教育法の一部を改正する法律について

平成13年7月11日，13文科生第279号

各国公私立大学長，各国公私立高等専門学校長，国立久里浜養護学校長，放送大学長，各都道府県教育委員会教育長，各都道府県知事，独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長，独立行政法人国立女性教育会館理事長，独立行政法人国立青年の家理事長，独立行政法人国立少年自然の家理事長，独立行政法人国立科学博物館長，独立行政法人国立美術館理事長，独立行政法人国立博物館理事長，独立行政法人文化財研究所理事長あて

文部科学事務次官通知

先の第151回国会において「社会教育法の一部を改正する法律」が成立し，別添のとおり，平成13年7月11日付けをもって，法律第106号として公布され，同日から施行されました。

今回の改正は，家庭教育の向上のため，家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設等を教育委員会の事務として規定するとともに，社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱できるようにするものであります。また，青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動等の体験活動を促進するため，様々な体験活動の機会の提供等を教育委員会の事務として規定するとともに，社会教育行政の活性化を図るため，社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和する等，所要の改正を行うものであります。

その概要等は下記のとおりですので，十分に御了知の上，適切に御対処くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては，域内の市町村教育委員会，市町村長等に対しても，改正の趣旨について周知を図るとともに，必要な指導，助言又は援助をお願いいたします。

なお，今回の改正事項に係る社会教育主事の実務経験に関する告示の制定については，追ってこれを行い，別途通知する予定ですので，予め御承知おき下さい。

### 記

1. 家庭教育に関する学習機会の充実等（第5条第7号関係）（略）
2. ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の充実（第5条第12号関係）

#### (1) 改正内容の概要

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため，「青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」を教育委員会の事務として規定したこと。

#### (2) 基本的な留意点

- ① 今回の改正の趣旨は，教育委員会や公民館等の社会教育施設が自ら体験活動の機会を提供する事業を実施すること，及び民間の社会教育団体等が実施する事業を奨励することを教育委員会の

事務として規定するものであること。

- ② 併せて学校教育法を改正し、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校において、児童生徒の「体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする」とともに、「社会教育団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」としており、これは、学校教育と社会教育とがあいまって体験活動を促進していく趣旨であること。
  - ③ 体験活動の実施に当たってのその他の留意点については、別途通知する予定であること。
3. 社会教育主事の資格要件の緩和（第9条の4関係）（略）
  4. 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱範囲の拡大（第15条第1項及び第30条第1項関係）（略）
  5. 国及び地方公共団体の任務に関する規定の改正（第3条第2項関係）（略）

## 24 学校教育法の一部改正について

平成13年7月11日，13文科初第466号

各国公立大学長，各国公立高等専門学校長，国立久里浜養護学校長，  
放送大学長，各都道府県教育委員会，各都道府県知事あて

文部科学事務次官通知

先の第151回国会において「学校教育法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、別添のとおり、平成13年7月11日付けをもって、法律第105号として公布されました。

今回の改正は、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む観点から、小学校等におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を促進するとともに、一人一人の能力・適性に合った教育を進め、その能力の伸長を図るため、大学における飛び入学の促進等を図るものであります。また、児童生徒の問題行動への適切な対応を図るため、小学校及び中学校の出席停止制度の改善を行うとともに、男女共同参画社会の形成の促進の観点から、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎に置かれる寮母の名称を変更するものであります。

その概要等は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

### 記

#### 1 ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実（第18条の2，第40条，第51条，第51条の9，第76条関係）

小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校及び養護学校について，各学校種の教育目標の達成に資するよう，教育指導を行うに当たり，児童生徒の体験的な学習活動，特にボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするとともに，社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしたこと。

また，学校教育法の改正とあわせて社会教育法を改正し，教育委員会の事務として，青少年に対する体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することを規定しており，これは，学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進していく趣旨であること。

なお，体験活動の実施に当たっての留意点に関しては，別途通知する予定であり，これに留意して適切に対処すること。

#### 2 出席停止（第26条関係），3 大学への飛び入学（第56条関係），4 夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科（第66条の2関係），5 大学院への飛び入学（第67条関係），6 名誉教授（第68条の3関係），7 寄宿舎指導員（第73条の3関係），8 その他の事項（第52条の2，第54条，第55条，第57条，第69条の2，第76条，第82条の10関係），9 改正法附則関係（略）

## 25 学校教育及び社会教育における体験活動の促進について

平成13年9月14日，13文科初第597号

各国公立大学長，各国公立高等専門学校長，国立久里浜養護学校長，放送大学長，各都道府県教育委員会，各都道府県知事，独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター理事長，独立行政法人国立女性教育会館理事長，独立行政法人国立青年の家理事長，独立行政法人国立少年自然の家理事長，独立行政法人国立科学博物館長，独立行政法人国立美術館理事長，独立行政法人国立博物館理事長，独立行政法人文化財研究所理事長あて

文部科学省生涯学習政策局長，初等中等教育局長通知

先の第151回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」及び「社会教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については，既に本年7月11日付け文部科学事務次官通知（13文科初第466号，13文科生第279号）により通知したところでありますが，このたび，同改正を踏まえた学校教育及び社会教育における体験活動の促進について，下記のとおり留意点をとりまとめましたので，適切に対処くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては，域内の市町村教育委員会，市町村長，所管又は所轄の学校及び学校法人，社会教育施設，社会教育関係団体等に対しても，改正の趣旨について周知を図るとともに，必要な指導，助言又は援助をお願いします。

### 記

#### 1 体験活動に関する規定の概要

- (1) 学校教育法を改正し，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校及び養護学校について，各学校種の教育目標の達成に資するよう，教育指導を行うに当たり，児童生徒の体験的な学習活動，特にボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするとともに，社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしたこと（学校教育法第18条の2）。
- (2) 社会教育法を改正し，教育委員会の事務として，青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することを規定したこと（社会教育法第5条第12号）。また，国及び地方公共団体は，法第3条第1項に規定する任務を行うに当たっては，学校教育との連携の確保に努めるよう規定したこと（社会教育法第3条第2項）。

#### 2 学校教育及び社会教育に共通する体験活動に関する留意点

- (1) このたびの法改正は，学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進し，児童生徒及び青少年の社会性や豊かな人間性などを育む観点から行われたものであり，このような趣旨を踏まえ，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動をはじめ，勤労生産体験活動，職業体験活動，芸術文化体験活動など多様な体験活動の充実に努めること。

- (2) 各教育委員会は、学校教育担当部局と社会教育担当部局との密接な連携のもと、地域の実情に応じ、地方公共団体の首長部局、学校関係者、PTAや青少年団体などの社会教育関係団体をはじめ、広く関係者との連携を図り、都道府県及び市町村のそれぞれに協議会を設けるなど、学校教育及び社会教育を通じた体験活動の推進体制を整備すること。
- (3) 各教育委員会は、民間の社会教育団体等が行うものも含めて、広く様々な体験活動についての情報を収集し、これを学校や地域住民に提供するとともに、相談への対応や、参加者の希望と受入先との間の必要な調整を行う仕組みを整備すること。
- (4) 各教育委員会は、上記(2)及び(3)の推進体制等を活用し、青少年教育施設や公民館等の社会教育施設、社会福祉施設、児童館、勤労青少年センター等の関係機関、関係団体、地域の企業等の協力を得て、多様な体験活動の場や機会の確保に努めること。
- (5) 各教育委員会は、体験活動を主催する社会教育関係団体、NPO等の民間グループに対して、活動の趣旨、内容等に応じ、公民館などの社会教育施設をはじめ管下の施設の利用について、便宜を図るよう努めること。
- (6) 各教育委員会は、上記(2)及び(3)の推進体制等を活用し、教職員や教育委員会関係者にとどまらず、広く社会教育関係団体や地域住民、地域の企業等から体験活動の指導者や協力者を確保するとともに、研修等を通じてこれらの人材の養成に努めること。
- (7) 体験活動を行う学校及び教育委員会は、団体・施設の任意の協力を得て体験活動を実施するに当たっては、受入団体・施設の利用者又は入所者のプライバシーや団体・施設の保有する情報の保護等に十分留意するとともに、特に施設において体験活動を実施する場合には、参加者の人数等の適正化に努めるなど、当該団体・施設の本来の業務に支障が生じないように配慮すること。このため、受入団体・施設と連絡を密にし、体験活動を実施するに当たっての留意点などについて事前に十分情報交換を行うこと。また、体験活動の参加者に対し、事前に十分な指導や研修を行うなどして、体験活動に参加するに当たって必要な知識・技能やマナーなどを習得できるようにするとともに、併せて体験活動に意欲を持って参加できるように工夫すること。
- (8) 体験活動を行う学校及び教育委員会は、参加者、指導者、受入団体・施設の利用者、入所者又は職員等の安全の確保に十分配慮すること。このため、実地調査による事前の検討・点検、活動の際の指導者の立会等適切な配慮をすること。さらに、体験活動中に事故等が発生した場合に適切な措置がとれる体制を整えるとともに、事故が発生した場合の補償について、保険の利用などに配慮すること。万一、事故が発生した場合は、直ちに状況に応じた適切な応急処置を行うこと。

### 3 学校教育における体験活動に関する留意点

- (1) 各学校においては、現行の学習指導要領に基づき、体験活動の充実が図られてきているところであるが、平成10年に告示された小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、平成11年に告示された高等学校学習指導要領及び盲・聾・養護学校学習指導要領を踏まえ、体験活動の一層の充実に努めること。その際、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性などの「生きる力」を育成していく上で、体験活動の充実を図ることが必要であることに留意すること。
- (2) 各学校においては、自校の教育目標、児童生徒の発達段階や実態、地域の実情等を踏まえ、6学年間又は3学年間を見通しながら特別活動、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動に体験活動を適切に位置づけ、その計画的・継続的な実施に努めること。その際、体験活動のねらいを踏まえ、各教科等における学習指導との関連を図ることに配慮すること。なお、体験活動の充実につ

いては、学校運営や教育課程の改善全体の中において行うように留意すること。

- (3) 学校でどのような体験活動の充実を図るかについては、各学校において、それぞれの地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて適切に判断するとともに、当該学校の教育活動として、それぞれの教育計画に基づき、教師の適切な指導の下で実施すること。その際、保護者や児童生徒の意向や要望等を踏まえつつ、地域の協力を得ながら行うことが大切であること。また、体験活動の実施に当たっては、児童生徒の発達段階や活動内容に応じ、その自発性に配慮するとともに、地域の実情に応じて様々な体験活動の場や機会を工夫し、多様な活動が展開されるようにすることが大切であること。
- (4) 各学校において体験活動を実施する際には、全教職員の協力の下に校内の指導体制の確立を図るとともに、地域の関係機関、関係団体等との連携に十分配慮し、学校外の指導者の協力を得ること、地域における活動の場を確保することをはじめ、体験活動が円滑に実施できるよう、学校としての推進体制づくりに努めること。このため、地域や学校の実情に応じて、保護者、地域の自治会、社会教育関係団体、企業等の関係者で構成する委員会を設けるなど、学校の活動に支援を得る体制を整えること。その際、青少年の健全育成や学校・家庭・地域の連携などの観点から設けられている既存の組織の活用に留意すること。
- (5) 学校の教育課程に位置づけて実施される体験活動については、他の教育活動と同様、評価を行うこととなるが、その際、体験活動が行われる特別活動、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動のそれぞれの目標やねらいを踏まえつつ、体験活動の特質に即して行われることが必要であり、各学校において評価方法等について工夫を行い、児童生徒の体験活動の成果を適切に評価していくことが大切であること。体験活動の評価は、点数化した評価ではなく、児童生徒の優れている点や長所を評価していく観点に立って行われることが望ましいこと。
- (6) 各学校においては、児童生徒に対して様々な学校外活動の場や機会についての情報の積極的な提供に努めるとともに、児童生徒の学校外での体験活動の成果を学校における教育指導に生かしたり、適切に評価したりすることが望ましいこと。また、学校が、土曜日、日曜日及び長期休業期間中において、児童生徒が任意に参加する教育課程外の活動として、体験活動を計画・実施することも考えられること。

#### 4 社会教育における体験活動に関する留意点

- (1) 社会教育においては、地域住民が青少年と一緒に活動に参加する、親子で一緒に活動に参加する、異年齢の子どもたちが一緒に活動に取り組むなど、社会教育の特色を生かした活動を行うことができることを踏まえ、体験活動を企画、実施し、その奨励を行う教育委員会においては、様々な関係機関、関係団体等の協力を得ながら、青少年の発達段階や地域の実情に応じて多様な体験活動の場や機会を提供するよう努めること。
- (2) 初等中等教育段階にある青少年の放課後や土曜日、日曜日、長期休業期間中の体験活動はもとより、初等中等教育を終えた18歳後の青年のボランティア活動などの体験活動の場や機会の提供についても、その充実に努めること。
- (3) 青少年の体験活動の充実を図るには、まず地域の成人一般のボランティア活動等の振興を図ることが重要であることを踏まえ、これらの者が率先してボランティア活動等に取り組むことのできる機会の充実に努めること。
- (4) 各教育委員会は、民間団体が実施する体験活動等への助成を行う独立行政法人国立オリンピック

記念青少年総合センターの「子どもゆめ基金」について、関係機関、関係団体等への周知を図るよう努めること。



## 26 学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進に当たっての福祉担当部局との連携について

平成14年3月29日，13文科生第1112号

附属学校を置く各国立大学長，各国公立高等専門学校長，国立  
久里浜養護学校長，各都道府県教育委員会，各都道府県知事あて  
文部科学省生涯学習政策局長，初等中等教育局長通知

文部科学省では，青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため，ボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の様々な体験活動の機会の充実を図ることとし，国・都道府県・市町村において，幅広い関係機関や団体と連携等を図るための協議会や，情報提供やコーディネート等を行う支援センターの設置など，学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の全国的な整備を図ることとしています。

奉仕活動・体験活動の推進に当たっては，これまで「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」（平成13年9月14日付け，13文科初第597号）や各種会合において，都道府県及び市町村において関係機関等との連携を図るようお願いするとともに，国においても関係府省との連携関係の構築に努めてきたところです。

このたび，文部科学省と厚生労働省との協議を踏まえ，厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事等に対し，別添のとおり奉仕活動・体験活動の推進について，教育委員会及び私立学校所管部局との緊密な連携や円滑な実施について格段の配慮を福祉担当部局に要請する通知がなされました。

つきましては，域内の市町村教育委員会，市町村長，所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても当該通知の趣旨について周知いただくとともに，奉仕活動・体験活動の推進に当たって，福祉担当部局や社会福祉協議会，社会福祉施設など幅広い関係機関等との一層の連携の強化に努めていただくようお願いいたします。

## 27 学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進について

平成14年3月28日，社援発第0328001号  
各都道府県知事，指定都市市長，中核市市長あて  
厚生労働省社会・援護局長通知

昨年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され，小学校，中学校，高等学校等において児童生徒の社会奉仕体験活動等の充実に努めるとともに関係団体，関係機関との連携に十分に配慮するものとされ，また，教育委員会の事務として，青少年に社会奉仕体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事務が明記されたところである。この改正は，青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育む上で発達段階等に応じて社会奉仕体験活動等の様々な体験活動を行うことが有意義であることから，学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の充実を行うことを目的とするものである。

奉仕活動・体験活動の対象分野は，環境・自然保護や農林水産業，まちづくり，芸術・文化など多岐にわたるが，社会福祉の分野もその対象として期待されているものである。奉仕活動・体験活動を通じて社会福祉施設等と学校教育や社会教育の場との連携を図ることは重要であり，また，活動を通じて福祉に対する理解が深まることは社会福祉の増進にとっても有意義であることから，社会福祉施設等がその業務に支障のない範囲で協力していくことは望ましいことである。

このような学校内外を通じた青少年の活動など奉仕活動・体験活動の推進に向けた体制整備のために文部科学省において必要な予算措置等がなされているところであるが，その推進にあたっては，福祉担当部局におかれても，下記に留意しつつ，教育委員会及び私立学校所管部局と緊密な連携を図り，円滑な実施について格段のご配慮をお願いしたい。併せて，貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係者への周知徹底を図られたい。

なお，本通知については，地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

### 記

- 1 社会福祉分野における奉仕活動・体験活動の実施に当たっての留意事項を別紙1（省略）にとりまとめたので参考とされたいこと。その中でも特に，「事前協議の実施」，「役割分担の明確化」，「安全の確保及び事故等への対応」について留意されたいこと。
- 2 奉仕活動・体験活動の例を別紙2（省略）にとりまとめたので活動内容の設定のための参考とされたいこと。なお，この活動例は例示でありすべての活動を網羅したものではなく，また，実際の奉仕活動・体験活動の内容については学校，社会教育関係者と社会福祉施設等との協議によって決定されるものであることに留意されたいこと。
- 3 奉仕活動・体験活動の推進に当たって，貴管内市町村教育委員会から当該市町村社会福祉協議会のボランティアセンターに対して要請があった場合には，当該社会福祉協議会ボランティアセンターの実情に応じ可能な範囲で協力を図るよう指導されたいこと。

## 28 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について

〔平成14年7月29日〕  
〔中央教育審議会答申〕

### はじめに

中央教育審議会は、昨年4月11日に文部科学大臣から「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」諮問を受けた。その際、具体的審議事項として、初等中等教育段階までの青少年に対し、学校内外を通じて様々な奉仕活動・体験活動を充実する方策について、初等中等教育を修了した18歳以降の青年が様々な分野において奉仕活動を行える社会の仕組みづくりについて、社会人が生涯にわたって奉仕活動等を行うことができる環境づくりについての三つの検討事項が挙げられている。

今日、いじめ、暴力行為、ひきこもり、凶悪犯罪の増加など青少年をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会的問題となっている。こうした問題の背景には、様々な要因が考えられるが、思いやりの心や社会性など豊かな人間性が青少年にはぐくまれていない現実とともに、他者を省みない自己中心的な大人の意識や生き方、さらには様々な社会的課題に対し行政だけでは適切に対処できないという状況等が深くかかわっている。

社会の形成者となる青少年に自信を持って未来を託すためには、今こそ、こうした問題に正面から向き合い、手立てを講じないと取返しがつかなくなる状況にあると言える。

中央教育審議会では、こうした認識に立って、諮問事項について検討し、「奉仕活動・体験活動」が、我々が直面する問題を解く糸口となると考えた。「奉仕活動・体験活動」は、人、社会、自然とかがかわる直接的な体験を通じて、青少年の望ましい人格形成に寄与する。大人にとっても、家族や周囲の人々、地域や社会のために何かをすることで喜びを感じるという人間としてごく自然な暖かい感情を湧き起こし、個人が生涯にわたって、「より良く生き、より良い社会を作る」ための鍵となる。国民一人一人が「奉仕活動・体験活動」を日常生活の中で身近なものにとらえ、相互に支え合う意識を共有し活動を重ねていくことができるような環境を、皆で協力して作り上げていくことが不可欠であると考える。

今回の答申では、「奉仕活動・体験活動」が個人や社会にとってどのような意味を持ち、社会においてなぜ推進する必要があるのか、「奉仕活動・体験活動」の範囲をどのようにとらえるのか等について整理し、その上で、初等中等教育段階までの青少年、18歳以降の青年や勤労者等の個人の「奉仕活動・体験活動」の奨励・支援のための方策、「奉仕活動・体験活動」を社会全体で推進していくための社会的仕組みの在り方や社会的気運を醸成していくための方策等についてまとめた。

本答申をきっかけとして、個人がごく自然に、日常的に「奉仕活動・体験活動」を行い自立した個人が社会に参加し、相互に支え合うような社会の実現に向けての取組を推し進める気運が高まることを切に願うものである。

## I. 今なぜ「奉仕活動・体験活動」を推進する必要があるのか

### 1. 奉仕活動・体験活動を推進する必要性及び意義

～個人の豊かな人生と新たな「公共」による社会を目指して～

都市化や核家族化・少子化等の進展により、地域の連帯感、人間関係の希薄化が進み、個人が主体的に地域や社会のために活動することが少なくなっている。個人と社会との関わりが薄らぐ中で、青少年の健全育成、地域の医療・福祉、環境保全など社会が直面する様々な課題に適切に対応することが難しくなっている。

このような社会状況の中にあつて、個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支え合う互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が、従来の「官」と「民」という二分法では捉えきれない、新たな「公共」のための活動とも言うべきものとして評価されるようになってきている。

本答申では、このような、個人が経験や能力を生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」を創り出すことに寄与する活動を幅広く「奉仕活動」として捉え、社会全体として推進する必要があると考えた。

また、青少年の時期には、学校内外における奉仕活動・体験活動を推進する等、多様な体験活動の機会を充実し、豊かな人間性や社会性などを培っていくことが必要である。そのような機会の充実を図ることが、社会に役立つ活動に主体的に取り組む、新たな「公共」を支える人間に成長していく基盤にもなると期待される。

現在、我が国では、都市化の進展や核家族化・少子化等により、地域の連帯感が薄れ、地域社会における人間関係の希薄化が進んでいる。こうした傾向は、自分に直接かかわる事柄以外は行政にゆだねる傾向を招き、政府や地方自治体など行政を肥大化させ、社会における自己中心的な考え方とあいまって、個人が地域や社会のために活動を行うことができにくい一因となっている。

社会の主要な構成者である企業も、社員のもつ、親、家族の一員、地域の一員としての役割について理解し、尊重してきたとは言えず、「会社人間」と言われるように、会社以外に居場所や活動の場を持たない個人を生み出してきた。高齢化の急速な進展により、我が国の老年人口は平成25年までに800万人増加して3000万人を突破すると言われており、高齢者が社会との関わりを維持し、活力を持ちながら生きることができるようにすることや、高齢者の能力をいかに活用するかが社会において重要な問題になっている。

また、今日、地域社会の様々な分野で、例えば、青少年の健全育成、地域の福祉・医療、災害・防災への対応、治安の維持、環境保全など解決が求められる様々な問題が生じている。しかしながら、迅速かつ機動的な対応や状況に応じたきめ細やかな対応という点では、公平・公正を基本とする行政のみの対応ではおのずと限界がある。

一方、こうした社会状況の中にあつて、新たな動きが見られるようになってきている。我が国を含め多くの国々で、個人や団体の地域社会におけるボランティア活動やNPO活動など、利潤追求を目的としない、様々な社会問題の解決に貢献するための活動を行うことが社会の中で大きな機能を果たすようになってきている。このような活動は、個人が社会の一員であることを自覚し、互いに連帯して個人がより良く生き、より良い社会を創るための活動に取り組むという、従来の「官」と「民」という二分法では捉えきれない、言わば新たな「公共」のための活動とでも言うべきものであり、豊か

な市民社会を支えるための大きな原動力となっている。

こうした活動を貫く考え方は、社会が成り立つためには、個人の利潤の追求や競争のみならず、互いに支え合うという互惠の精神が必要であり、同時に個人が自己実現や豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学習を重ね、日常的に社会の様々な課題の解決のための活動に継続して取り組むことが必要であるというものである。

本答申においては、このような、個人が経験や能力を生かし、個人や団体が支え合う新たな「公共」を創り出すことに寄与する活動を幅広く「奉仕活動」として捉え、個人や団体が支えあう新たな「公共」による社会をつくっていくために、このような「奉仕活動」を社会全体として推進する必要があると考えた。

また、「奉仕活動・体験活動」の意義は、個人の側、特に成長段階にある青少年の側からもとらえることができる。

人間は生まれてから、次々と経験を蓄積して人間としての成長を遂げていく。新たな経験をする時、それが既に蓄積されている経験の中の関連する要素と結合して、その一部を変形したり、切り捨てたりしながら、新たに蓄積される経験を形成していく。そのような経験には、奉仕活動・体験活動などのような直接経験もあるし、書物、テレビやコンピュータなどによる間接経験もある。それらが様々な結合して、その人の行動の仕方やものの考え方を形成していく。

したがって、経験は直接、間接の両方をバランスよく豊かにした方が良いとされる。青少年の奉仕活動・体験活動は、まだ直接経験の乏しい段階において、直接経験を豊かにするという貢献をする。

青少年の現状を見ると、多くの人や社会、自然などと直接触れ合う体験の機会が乏しくなっている。特に、情報化や科学技術の進展は、直接経験の機会を減少させている。青少年の豊かな成長を支えるためには、学校や地域において、青少年に対し意図的、計画的に「奉仕活動」をはじめ多様な体験活動の機会の充実を図り、思いやりの心や豊かな人間性や社会性、自ら考え行動できる力などを培っていくことが必要である。いじめ、暴力行為、引きこもりなど青少年をめぐる様々な深刻な問題が生じており、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足などが見られる。このような中で、青少年に、社会の構成員としての規範意識や、他人を思いやる心など豊かな人間性をはぐくんでいくためには、社会奉仕体験活動、自然体験活動など様々な体験を積み重ね、社会のルールや自ら考え行動する力を身に付け、自立や自我の確立に向けて成長していくことができる環境を整備することが求められている。また、そのような機会の充実を図ることが、将来にわたって、日常的に社会に役立つ活動に主体的に取り組む人間に成長していく基盤を作ることにつながる。

#### ○ 青少年にとっての意義

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職業体験活動など様々な体験活動を通じて、他人に共感すること、自分が大切な存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識をはぐくむことができる。また、広く物事への関心を高め、問題を発見したり、困難に挑戦し解決したり、人との信頼関係を築いて共に物事を進めていく喜びや充実感を体得し、指導力やコミュニケーション能力をはぐくむとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力などを総合的に高め、生きて働く学力を向上させることができる。

さらに、幼少期より積み重ねた様々な体験が心に残り、自立的な活動を行う原動力となることも期待され、このような体験を通じて市民性、社会性を獲得し、新しい「公共」を支える基盤を作ることにつながるものである。

### ○ 18歳以降の青年にとっての意義

社会人に移行する時期ないしは社会人として歩み出したばかりの時期に、地域や社会の構成員としての自覚や良き市民としての自覚を、実社会における経験を通して確認することができる。また、青年期の比較的自由にまとまった時間を活用して、例えば、長期間の奉仕活動等に取り組んだり、職業経験を積んで再度大学等に入り直したりなど、実体験によって現実社会の課題に触れ、視野を広げ、今後の自分の生き方を切り開く力を身に付けることができる。

また、特に、学生にとっては、何を目指して学ぶかが明確になって学ぶ意欲が高まり、就職を含め将来の人生設計に役立てることができる。

### ○ 成人にとっての意義

これまでに培った知識や経験を生かして様々な活動を行うことにより、自己の存在意義を確認し、生きがいにつながる。また、企業等で働く者、主婦、退職者など成人は、市民の一員として、新たな「公共」を支える担い手となることが期待される。

将来的にはワークシェアリングなどを通じて労働時間の短縮や多様な就業形態が進展し、社会人にとって職場での労働以外の時間を生み出すことも予想されるが、奉仕活動等は、社会人にとっての新たな「公共」を生み出すための活動の場となり得る。

## 2. 奉仕活動・体験活動のとらえ方

### ～奉仕活動・体験活動を幅広くとらえる～

○ 「奉仕活動」を、自分の能力や経験などを生かし、個人や団体が支えあう、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め地域や社会のために役立つ活動」としてできる限り幅広く考える。

「体験活動」については、特に初等中等教育段階の青少年がその成長段階において必要な体験をすることの教育的側面に注目し、社会、自然などに積極的に関わる様々な活動ととらえることとする。

○ 奉仕活動には、活動に必要な物品やコーディネートに係る費用など一定の社会的なコストが生じるものであり、個々の事例により、適切に分担することも認められる。

○ 個人の自発性は奉仕活動の重要な要素であるが、様々なきっかけから活動を始め活動を通じてその意義を深く認識し、活動を続けるというかわり方も認められてよい。

1. で述べたように「奉仕活動・体験活動」を身近なものとしてとらえ、日常生活の中で継続して行う活動として定着させていくことが大事であり、こうした観点から、本審議会では、奉仕活動や体験活動に関する基本的事項、すなわち、「奉仕活動・体験活動」の概念や「奉仕活動」に係る自発性や無償性の考え方等について、以下のように整理した。

#### (1) 奉仕活動・体験活動の概念

「奉仕活動」という用語をめぐるには様々な議論がある。例えば、「奉仕活動」は押し付けの印象を与えることから、むしろ個人の自発性に着目し「ボランティア活動」としてとらえるべきではないかという意見がある。一方、青少年の時期には発達段階に応じて、教育活動として人や社会のために役立つ活動などを体験し、社会の一員としての意識や責任感を身に付けるようにすることも必要であり、そのようなことを考慮すると「奉仕活動」という用語が適当であるとする意見もある。

しかしながら、用語の厳密な定義やその相違などに拘泥することの意義は乏しいと考える。

我々は、個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとしたい。ただし、言葉として、広く一般に定着していると考えられる場合など、「ボランティア」、「ボランティア活動」という用語を用いることがよりふさわしい場合には、そのまま「ボランティア」「ボランティア活動」としても用いることにする。

こうした観点から見れば、実際、我々の周りには、様々な種類や形態の活動が存在している。a) 気軽に取り組める身近な活動から専門的能力が必要な活動や常勤で関わることが必要な活動、b) 個人や子どもが参加する活動から、グループや大人と子どもが一緒になって参加する活動、c) コーディネーターやボランティア団体等の仲介が必要な活動から仲介者を介せず直接参加できる活動、などがある。さらに、地域においては、例えば、自治会活動、青年団活動、消防団活動、祭りなどの伝統行事への参加など従来から行われている地域の一員としての活動もある。

また、特に初等中等教育段階での青少年の活動については、その成長段階において必要な体験をして、社会性や豊かな人間性をはぐくむという教育的側面に着目し、社会、自然などに積極的にかかわる様々な活動を幅広く「体験活動」としてとらえることとする。

これらを踏まえ、本報告では、社会全体で奨励していくべき幅広い活動の総体を「奉仕活動・体験活動」と捉えたい。

## (2) 無償性の取扱い

国民にとって「奉仕活動」を身近なものとしてとらえる観点から、活動にかかわる無償性や自発性の問題については、次のようにとらえることが適当と考えられる。

すなわち、「奉仕活動」、「ボランティア活動」とも、無償性が強調されがちであるが、このような活動を行う際には、交通費や保険料、活動に必要な物品やコーディネート等に係る経費など、一定の社会的なコストを要し、このコストをどのように分担するかについては、個々の事例により、様々な判断があり得る。このような活動を一般的に定着させていく過程では一部を行政が負担することも考えられる。また、寄附など社会がいろいろな形で負担する仕組みが形成される中で、実費等の一定の経費について、労働の対価とされない範囲で実費や謝金の支払いなど有償となる場合もあり得ると考えることができる。

## (3) 自発性の取り扱い

奉仕活動等においては個人の自発性は重要な要素であるが、社会に役立つ活動を幅広くとらえる観点からすれば、個人が様々なきっかけから活動を始め、活動を通じてその意義を深く認識し活動を続けるということが認められてよいと考えられる。特に学校教育においては、「自発性は活動の要件でなく活動の成果」ととらえることもできる。

## (4) 日常性

「奉仕活動」を特別な人が行う特別な活動ではなく、新たな「公共」のための幅広い活動としてとらえることにより、日常的に参加できる活動として無理なく定着させていく必要がある。「奉仕活動」を行う立場と受ける立場は固定したものではなく、活動の内容に応じて、常に替わるものであ

る。また、活動に楽しみを見いだせる工夫や心の余裕を持つこと、特定の個人に負担が集中しないような活動の企画や支援体制への配慮などが求められる。

#### ◎ 新たな「公共」を担う「奉仕活動」の例

##### 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(例) 高齢者・障害者・子どもたちへの支援活動、子育て支援、ホームヘルプ活動・デイケア、グループホーム、移送、食事サービス、家事援助、介護、福祉マップ作成、声かけ・見守り・話し相手、病院ボランティア、献血支援 等

##### 2. 教育の推進を図る活動

(例) 社会教育講座の講師、行事の運営、いじめ110番などの相談活動、図書館・博物館等でのボランティア、「総合的学習の時間」等の学校の活動の指導者・協力者、場の提供 等

##### 3. まちづくりの推進を図る活動

(例) 地域興し、町並み保存、商店街の活性化、花いっぱい運動、町の清掃、都市と農村の交流、地域情報誌の発行、街づくりの政策提言 等

##### 4. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(例) オーケストラ、劇団などの運営、音楽会、演劇や映画などの開催、博物館・美術館等のガイドボランティア、祭りなど伝統文化の継承・発展、スポーツ大会の開催、地域でのスポーツ指導 等

##### 5. 環境保全を図る活動

(例) リサイクル、募金、ナショナルトラスト、大気汚染調査、公園ボランティア、野鳥・森林の保護、道路、河川や港湾の清掃

##### 6. 災害救援活動

(例) 震災・風水害被害復旧支援、災害ボランティア、消防団活動、防災 等

##### 7. 地域安全活動

(例) 防犯、街灯の設置・点検、安全の維持 等

##### 8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(例) 社会を明るくする運動、犯罪被害者の支援 等

##### 9. 国際協力活動

(例) 発展途上国・紛争地域への人道支援（募金、援助物資送付）、ホームステイの受入れ、留学生支援、外国人への観光案内、NGO活動への参加・協力 等

##### 10. 男女共同参画社会の形成の促進を図るための活動

(例) 性差別の撤廃、セクハラ撲滅 等

##### 11. 子どもの健全育成を図る活動

(例) 子どもの世話や遊びへの協力、青少年の体験活動への協力（活動の指導者、職業体験、自然体験等活動の場所の提供）、地域の見回り 等

##### 12. 以上の活動を行う団体等の運営又は活動に関する連絡、助言、援助

(例) 団体への情報提供、相互調整、経理処理・人事・労務管理等運営ノウハウ提供、活動にかかわる安全管理 等

(注) 特定非営利活動促進法による分類を参考として作成



## Ⅱ. 奉仕活動・体験活動をどのように推進していくのか

### 1. 奉仕活動・体験活動に関する現状

我が国の国民は、奉仕活動、ボランティア活動に興味・関心は持つものの、それらの活動の経験は総じて少なく、情報不足、技術力・知識不足、相談体制の未整備、時間的制約などの理由から、参加することを思いとどまっている人がかなり多いということが伺える。また、子どもについては、現在、活動に参加している割合は低くなっているが、一方で、ふだん地域の人たちとふれあいのある子どもほど、ボランティア活動等の地域活動に関心を持っているという傾向がある。

これらを踏まえ、興味・関心を持っている人に「もう一步を踏み出すきっかけ」や「もう一步を踏み出す後押し」となるような仕組みづくりを行うとともに、大人が率先して活動に取り組み、子どもたちが活動に参加しやすいような環境を作ることが必要である。

#### (1) 国民の活動、意識の現状

全国で活動するボランティアは700万人を超えており、環境保護や社会福祉、国際交流等幅広い分野にわたっている。

平成10年の特定非営利活動法人（NPO）法の制定により、NPO法人の活動を支援する基本的枠組みができ、NPO法に基づき法人格を取得した団体が7,439団体（平成14年7月）になる等、非営利の活動が多様な場面で継続的に行われる機会が増大している。

ただ、アメリカやイギリスに比較すると我が国のボランティア活動参加率は低く、特に30代前半の若い世代で低いという特徴がある。（「国民生活白書」平成12年度）

一方、ボランティア活動に対する意識については、「国民生活選考度調査」（平成12年）によれば、国民の4人に3人は社会の役に立ちたいと考え、実際にボランティア活動への参加意識を持つ人は3人に2人の割合となっており、ボランティア活動に対する関心は非常に高い。しかし、現在活動を行っている人（又は過去に活動を行ったことがある人）は、3人に1人に過ぎない状況にある。活動の妨げの原因としては「ボランティア団体に関する情報がないこと」を挙げる人が約4割を占め、国や地方公共団体に望むこととして、情報提供や相談体制の整備を挙げる人が多い。

#### (2) 青少年の活動、意識の現状

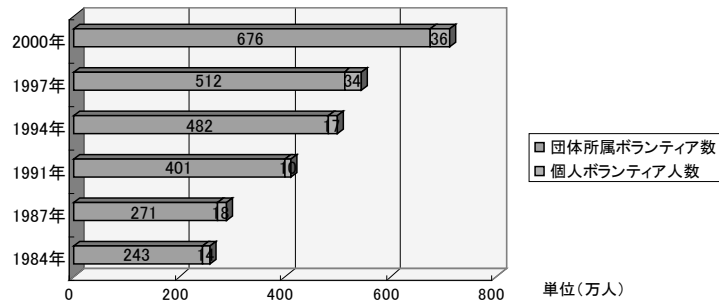
子どもの地域社会との関わりについては、小学校、中学校、高等学校と学年があがるにつれ少なくなる傾向にあり、ボランティア活動についても、小学校、中学校、高等学校と進むにつれ少なくなる傾向にある。学校における体験活動についても、小学校、中学校、高等学校と進むにつれ少なくなる傾向にある。（「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査（平成13年9月・10月調査）」（子どもの体験活動研究会）「学校における体験活動の実施状況（平成12年度）（文部科学省調べ）」）

青少年のボランティア活動に対する印象としては、「やりがいがある」「勉強になる」といった項目については肯定的に回答するものが多くいる一方、「遊びより面白い」「かっこいい」といった項目については否定的に回答するものが多い。（「青少年のボランティア活動に関する調査」総務省（平成6年））

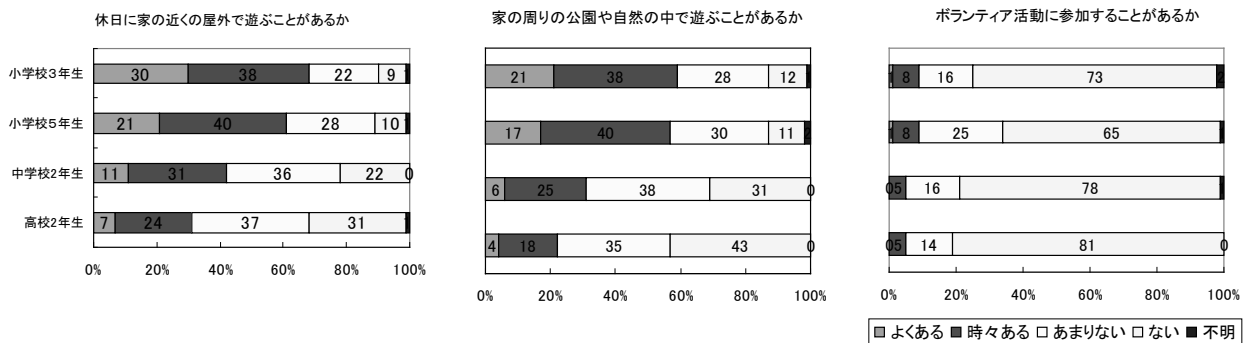
また、「学生のボランティア活動に関する調査報告書」内外学生センター（平成10年）では、大学生がボランティア活動を始めるにあたっての障害要因について「大学の時間が忙しい」「情報不足」

「活動のための技術や知識がない」などが挙げられ、支援策として「情報提供」「研修会等の実施」「単位認定」等が挙げられている。

団体所属ボランティアと個人ボランティアの人数推移



(備考)「ボランティア活動年報2000年」(社会福祉法人全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター)により作成



(備考)「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査報告書(平成13年9月・10月調査)」(子どもの体験活動研究会)により作成

## 2. 初等中等教育段階の青少年の学校内外における奉仕活動・体験活動の推進

～多様な体験を重ね、豊かな人間形成と将来の社会参加の基盤作りを～

初等中等教育段階のすべての青少年に対し多様な奉仕活動・体験活動の機会が与えられるように、学校内外を通じて質量共に充実した活動の機会を拡充していく必要があり、小・中・高等学校、専修学校高等課程など、初等中等教育段階の時期における発達段階に応じたふさわしい活動を行うことが重要である。

学校においては、活動の連絡調整の窓口を明らかにするとともに、すべての教職員が協力して取り組むための校内推進体制の整備、地域の協力を得るための学校サポート(学校協力)委員会(仮称)を設けるなど体制作りを努める必要がある。また、実施に際しては、発達段階に応じた活動の実施、興味関心を引き出し自発性を高める工夫や、自発的なボランティア活動等の高校における単位認定など、活動の適切な評価などに配慮して取り組む必要がある。また、教育委員会においては、各学校における取組が円滑に行われるよう、学校での具体の活動の実施のために必要な支援措置を講じるなど様々な措置を行う必要がある。

教育委員会においては、地域の関係団体や関係行政機関等と連携しつつ、支援センターなどの推進体制を整備し、学校の教育活動と地域の活動の効果的な連携に留意しながら、教材・プログラムの開

発、指導者の養成・確保とともに、ボランティア活動等を積極的に評価する高校入試の工夫や「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」の作成、活用などによる地域における活動の促進等に努める必要がある。また、企業においても、社会を担う主要な構成者として、学校や地域における様々な体験活動に対する施設の開放や、社員の指導者としての派遣、青少年の受入れなど、青少年の奉仕活動・体験活動に対する積極的協力を求めたい。

国においては、こうした学校や地域における取組を支援するため、推進体制の整備や教職員研修等に対する支援、参考となるプログラムの開発や事例集の作成等を行うとともに、すべての青少年が発達段階に応じて、奉仕活動・体験活動を着実に経験できるようにするため、奉仕活動・体験活動の実施状況の全国調査、学校や地域を通じた活動の目標の検討、ボランティア活動等と関連付けた大学入試の推進が求められる。

平成13年7月の学校教育法及び社会教育法の改正により学校内外を通じた体験活動の促進が求められることとなった。学校においては、平成14年度から実施される新学習指導要領において、「生きる力」の育成を目指す観点から体験活動を重視するとともに、新たに「総合的な学習の時間」の創設等を行ったところであり、体験活動を教育活動に適切に位置付け、その充実を図ることが求められている。

また、平成14年度から学校週5日制が完全実施されることを受け、家庭や地域における多様な体験活動の振興や奨励を一層推進する必要がある。

高校までの青少年の時期においては、豊かな人間性や社会性を培うため、学校教育や地域において、社会奉仕体験活動、自然体験活動、職業体験活動など、質量共に充実した多様な体験活動を提供していくことが求められる。子どもたちの豊かな直接体験は、人や社会、自然などへの興味や関心を高め、思考や理解の基盤となるとともに、問題解決的に活動に取り組むことで各教科等で学んだ知識・技能等が生活と結び付き、総合的に働くようになることが期待される。また、様々な対象と直接かかわることは、机の上だけの学習と異なり、大きな成就感や充実感などが得られるとともに、他者との関係の在り方を学び、生き方の探求などにつながり、豊かな心の育成や望ましい人間形成に資するものと考えられる。

青少年の時期においては、子どもたちの成長が著しいことから、それぞれの発達段階にふさわしいねらいや内容を創意工夫し、多様な体験活動を行うことが重要である。小学校の時期においては、具体的な活動を通じた思考から徐々に物事を対象化して認識できるようになり、例えば、身近な対象にかかわる体験から、教科等の学習も生かして社会や自然などに広く目を向け、かかわる体験に発展させていくことが考えられる。中学校の時期においては、自己の内面に気付いていくという特徴が見られ、例えば、自分の思いを生かしながら大人の社会にかかわったり、友達と共に活動し感動を味わったりする体験が考えられる。また、高校生の時期においては、自己を確立し、成人となる基礎を培う段階に当たることから、例えば、社会奉仕や職業など社会にかかわる体験は、自己の在り方や生き方を考え、将来の進路を主体的に選択する能力や態度を身に付けるとともに、社会についての認識を深める上で重要な要素と考えられる。

なお、いうまでもなく、すべての教育の出発点は家庭教育にある。家庭は基本的な生活習慣や倫理観、自制心、他人に対する思いやり、自立心などを育成する上で重要な役割を果たしている。家庭において、子どもに毎日決まった手伝いをさせるなど家庭での役割を与える、親子で地域の様々な活動に参加する等、社会を支える一員としての自覚を育む基盤づくりをしていくことが重要である。

## (1) 学校における体験活動の充実のための取組

学校においては、地域における活動との連携と適切な役割分担を図りながら、奉仕活動・体験活動を学校の教育計画に適切に位置付けて実施する必要がある。その際、学校において次のことに配慮することが重要である。

### 1) 学校としての体制作り

各学校においては、奉仕活動・体験活動の連絡調整の窓口となる担当を明らかにし校長の指導の下に全教職員が協力して校内推進体制を整備する必要がある。また、地域の人々の協力を得るとともに関係団体等との継続的な連携関係を構築し学校の活動に幅広い支援が得られるように、保護者、地域の関係者等による学校サポート（学校協力）委員会（仮称）を設けるなど推進体制を整備することが求められる。更には、地域のボランティア団体や青少年関係団体等の人材の協力を得て、学校における活動の推進のための助言者として、具体の活動の企画や校内研修などに対する支援を受けることも考えられる。

### 2) 教職員の意識・能力の向上

学校の体制作りとあわせて、教職員一人一人が奉仕活動・体験活動の意義や理念を正しく理解し、これらの活動に係る指導の力量を高めていくことが不可欠である。奉仕活動等の経験のない教職員も多い現状を踏まえ、教職員一人一人が自信を持って指導に当たることができるように、校内の研修はもとより、後述のような教育委員会等が実施する研修や、ボランティア団体や青少年関係団体等の外部機関が実施する研修等に積極的に参加することが求められる。

## 【学校における多様な体験活動の例】

○ ボランティア活動 など社会奉仕にかかわる体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の周辺や駅前、公園、河川や海岸等の清掃、空き缶回収</li> <li>・花いっぱい運動へ参加しての地域での花作りや環境美化</li> <li>・老人ホーム等福祉施設を訪問し話相手や手伝い、清掃、交流</li> <li>・幼児への本の読み聞かせや簡単な点訳</li> <li>・得意な技術や学習を生かして、車椅子、お年寄り宅の電気製品、子どものおもちゃ、公園のベンチ等の簡単な修理・整備 など</li> </ul>
○ 自然にかかわる体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を離れ豊かな自然の中や農山漁村での自然とのふれあいや農山漁村体験、登山、郷土食作り</li> <li>・学校林等での野鳥の保護活動</li> <li>・身近な公園や川等の自然を生かした探求活動、フィールドワーク</li> <li>・地域の特色を生かしウミガメの産卵地の保護、生態観察、放流 など</li> </ul>
○ 勤労生産にかかわる体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農家の指導を得ながら米作りや野菜作り</li> <li>・鶏、やぎ、羊、豚などの家畜や魚の飼育</li> <li>・地域産業を生かした漁労や加工品製造の体験</li> <li>・森林での植林、下草刈り、枝打ち、伐採、椎茸栽培、炭焼き など</li> </ul>
○ 職場や就業にかかわる体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の希望を生かして地域の事業所や商店などでの職場体験</li> <li>・将来の進路について学ぶインターンシップ など</li> </ul>
○ 文化や芸術にかかわる体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域に伝わる和紙作り、染物、竹細工、焼き物等に触れる活動</li> <li>・踊り、太鼓、浄瑠璃など伝統文化や芸能を地域の人等から学び伝える活</li> </ul>

<p>○ 交流にかかわる体験</p>	<p>動，地域の祭りへの参加 など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人会や一人暮らしのお年寄りを招いてのレクリエーション等の交流体験会</li> <li>・幼稚園・保育所を訪ねたり幼児を招いたりしての幼児との遊び，ふれあい</li> <li>・小・中・高等学校と盲・聾・養護学校との共同行事等を通じた交流</li> <li>・学習を生かした地域の人との学び合いの交流 (生徒から：パソコン，野菜栽培等⇄地域の人々から：わらじ作り，郷土料理等)</li> <li>・地域に在住する外国の人々を招いて生活や文化を紹介し合うなどの交流</li> <li>・農山漁村部の学校と都市部の学校など特色が異なる学校の相互訪問交流など</li> </ul>
--------------------	---

### 3) 活動実施上の配慮

体験活動を学校の教育活動として実施する場合，以下の点への配慮が求められる。

#### ◇教育活動全体を通じた体験活動の充実

発達段階に応じた適切な活動の機会の提供が行われるよう，自校の教育目標や地域の実情を踏まえ，学校として活動のねらいを明確にし，現状の教育活動全体を見直し，(a)学校行事等の特別活動，総合的な学習の時間をはじめ教科等の学習指導，及び部活動等の課外活動など教育活動において適切な位置付けを行うこと，(b)小・中・高等学校等のそれぞれの取組に継続性を持たせ，発達段階に即して活動の内容や期間等を工夫すること，(c)各教科等における学習指導との関連を図ることなどが求められる。特に教科担任制を採る中学校・高等学校においては，教科担任の教員の間での緊密な連携協力が求められる。

また，長期休業日は，まとまった体験活動を行いやすい。学校も，児童生徒が任意で参加する活動などを計画，実施したり，地域における社会福祉協議会，NPO関係団体，青少年団体，少年自然の家や青年の家等の青少年教育施設などの関係団体等による取組に協力したり，様々な活動の場や機会についての情報の提供を行うなどして，子どもたちの体験活動の充実に努めることが大切である。

#### ◇興味・関心を引き出し，自発性を高める工夫

子どもの興味・関心を引き出し，自発性を育てる工夫として，例えば，(a)発達段階や活動の内容に応じ，活動の企画段階から子どもを参加させたり，(b)子どもが選択できるよう多様な活動の場を用意することも考えられる。

#### ◇事前指導・事後指導

活動前に，体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分理解させ，子どもたちがこれから取り組む活動についてあらかじめ調べたり，準備をしたりすることを通じ，意欲を持って活動できるようにするとともに，活動後は，感じたり気付いたことを振り返り，まとめたり発表したりするなど，適切な事前指導・事後指導が大切である。

#### ◇活動の円滑な実施のための配慮

活動を効果的かつ安全に行うために必要な知識・技能やマナー等の習得のための事前指導が必要である。また，活動内容によってはあらかじめ実地調査による点検等を行う必要がある。

さらに、活動によっては、例えば、受入人数の適正化や受入先との綿密な連絡調整など企画段階での配慮、活動を実施する際の留意点などについての十分な調整、参加者への周知・活動を支援するボランティア等の参加など受入先等への十分な配慮が必要である。また、例えば、学校において受入先を公表すること、感謝状や受入先であることを示す証（あかし）を贈呈するなど活動の場を提供した受入先が社会的にも評価されるような取組も重要である。

#### ◇活動の適切な評価

体験活動の評価については、点数化した評価ではなく、子どもの良い面を積極的に評価し、どのような資質や能力が育っているのかという観点を重視して適切に行う必要がある。その際、子どもの感想・意見、保護者の感想・意見、受入先の感想・意見等を把握するなど適切な評価を行うための工夫をするとともに、その結果を次年度以降のプログラムの内容や活動の在り方に反映させていくことが求められる。また、高等学校においては、生徒の地域での自主的なボランティア活動等について、後述の「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」等の活用などにより、これらの活動を単位認定するなど積極的に評価することが考えられる。

#### ◇事故発生時の備え

緊急時対応マニュアルを作成するとともに、必要に応じた地域の警察・消防等への事前の連絡、緊急時の連絡先リストの作成などの準備、保険の利用を行うことが必要である。また、事故の事例や事故予防の取組についての情報を提供することも求められる。なお、指導者等を含め損害事故や賠償事故を安価な保険料でカバーする保険の開発が望まれる。

### 4) 教育委員会の役割

#### ◇学校での取組の推進・支援

都道府県、市町村の教育委員会においては、学校における取組が着実に実施されるように、後述の協議会・支援センター等を通じて、関係団体等と連携しつつ、基本的な活動方針等の策定や、児童生徒の発達段階に応じた適切な活動プログラムの開発や教職員向け手引書の作成を行うほか、学校での具体の活動の実施のために必要な支援措置を講じ、学校の取組を推進し、支援することが求められる。

#### ◇教職員の意識・能力の向上

教育委員会においては、教職員の資質能力の向上のため、地域のボランティア推進団体等の協力も得ながら、次のような取組を行うことが考えられる。

- ・教職員の初任者研修を始め各種研修においてボランティア講座や体験活動等の機会を設ける（初任者研修においては、奉仕体験活動、自然体験活動に関する指導力の向上を重視する）。
- ・活動の企画や指導などの中心となる教職員を養成するために、地域のボランティア推進団体等が実施するコーディネーターや指導者の養成講座等への参加を研修に位置付ける、ボランティアセンター、NPO等での長期社会体験研修を実施する。

また、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ・夏休み等の長期休業期間など、授業がない期間を利用して、教職員に奉仕活動・体験活動等も含めた研修の実施や機会の提供を図る。
- ・児童生徒の受入れ先となる施設や団体等で教職員の研修を行う等により、学校と受入施設や団体等との連携を深めるとともに、受入先の施設や団体等の実情を学ぶことにより、教職員の連絡調整能力を高める。

また、教育委員会においては、教員養成大学等と連携し教員を志望する学生を教育支援ボラ

ンティアとして活用すること、教員採用選考においてボランティア活動等の経験を一層重視するための工夫（例：ボランティア活動等の有無を記載する欄を充実させる。）、も求められる。

## (2) 青少年の学校及び地域における奉仕活動・体験活動の促進のための取組

学校及び地域を通じて、初等中等教育段階の児童生徒に対して、奉仕活動・体験活動を推進するためには、学校・地域・家庭が連携してこれらの活動を支援することができるような仕組み作りをすることが必要である。個別の教職員や地域の有志の属人的な努力や善意だけにその推進を依存している場合は、活動を長期にわたって存続させることができず、その効果も減殺されてしまう。

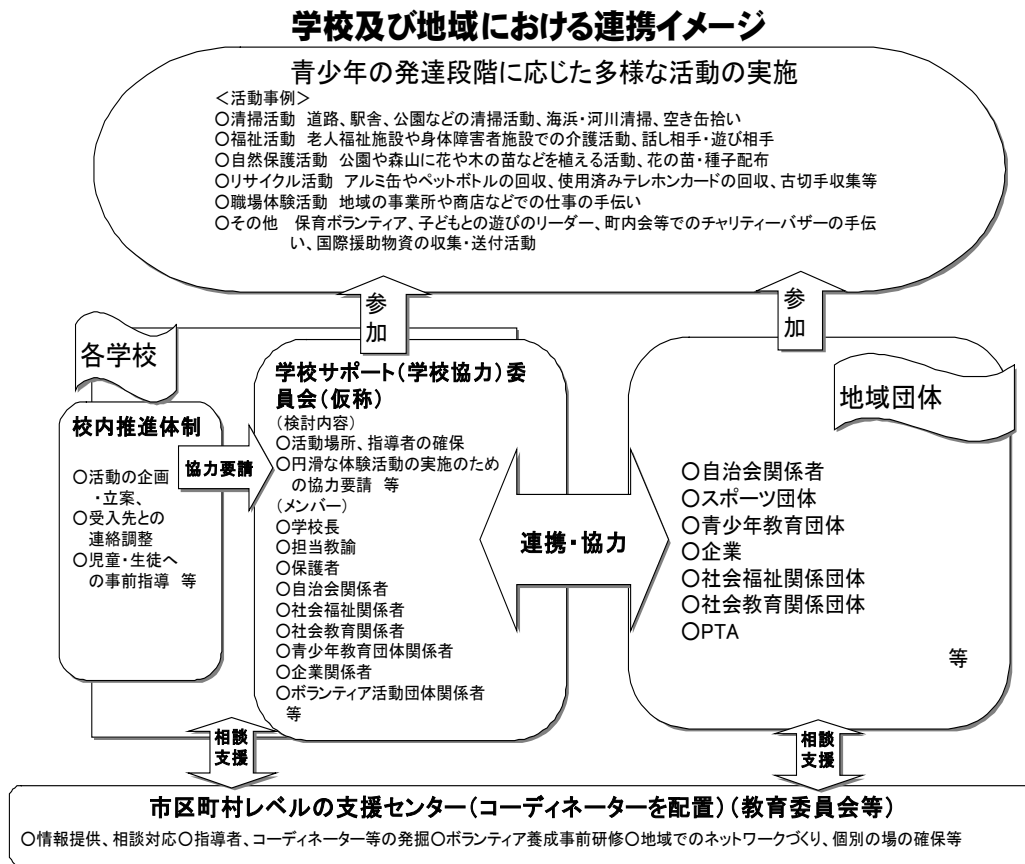
このため、これらの活動の推進を図るために、以下のような体制等を整備していく必要がある。

### 1) 学校及び地域の連携の在り方

学校の教育活動と地域の活動のそれぞれの特性を生かすとともに、相互の有機的な連携が求められる。

このため、特に市町村レベルにおいては、教育委員会が中心となり、あるいは主唱して、地域のボランティア推進団体や、福祉、農林水産、商工などの関連行政部局が密接に連携し、後述の支援センターなどの推進体制を整備することが重要である。

また、地域での活動と学校での教育活動が日常的に密接な関係を持つ必要があり、学校サポート（学校協力）委員会などの学校の推進体制への地域の関係団体の参加や、地域で行われる奉仕活動・体験活動について、学校を通じて児童生徒やその保護者に情報提供を行うなど、日常的な連携協力関係を保つ工夫が必要である。



※奉仕活動・体験活動を推進する仕組みの全体のイメージについてはこちらを参照。

## 2) 地域における活動の促進

教育委員会、社会福祉協議会、NPO関係団体、スポーツ団体、青少年団体等地域の関係機関・団体が連携し、地域での多様な幅広い奉仕活動・体験活動の機会を拡充し、青少年の活動への参加を促していく必要がある。その際、例えば、a)高校生と小・中学生など地域の異年齢の青少年が協力して自ら活動を企画し実施する、b)親子が共に活動に参加する、c)従来、地域社会とのかかわりが薄い傾向にあった中高年が協力して活動を企画し実施する、d)小・中学生の活動への参加のきっかけや励みの証を作る（例：ボランティア活動等を記録するシール等）、など地域ぐるみで活動を活発にしていく工夫が求められる。このため、後述のように、学校の余裕教室等を活用し、地域住民が関係機関・団体等の協力を得て活動を行う拠点（地域プラットフォーム）を整備するなどの取組が期待される。

また、企業においても、社会を担う主要な構成員として、学校や地域における様々な体験活動に対する施設の開放や、社員の指導者としての派遣、青少年の受入れなど、青少年の体験活動に対する積極的協力を求めたい。

地域での自発的なボランティア活動は、特に中・高生にとって、人間としての幅を広げ、大人となる基礎を培う意味で教育的意義が大きい。現状では十分に行われているとは言い難い。このため、例えば、(a)高校入試においてボランティア活動等を積極的に評価する選抜方法等を工夫する（例：調査書に活動の有無を記載する欄を充実させる。推薦入試において活動経験について報告書を提出させる等）、(b)高校生等が行う学校や地域におけるボランティア活動などの実績を記録する「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」を都道府県や市町村単位で作成し活用する、などの方策について検討する必要がある。

特に「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」については、青少年の日常の活動の証としたり、高等学校における単位認定や、就職や入試への活用、文化施設、スポーツ施設等公共施設の割引や表彰を行うなど、いろいろな形での奨励策を検討することが考えられる。国においても、「ヤング・ボランティア・パスポート（仮称）」の全国的な普及・活用が促進されるように、例えば全国的なボランティア推進団体、関係行政機関・団体等が連携協力しパスポートの標準的なモデルを作成する、入試や就職等で適切に活用されるよう大学や企業等に対し働き掛けるとともに、国等の行政機関においても、採用等に活用する、青少年が文化施設、スポーツ施設を利用する場合の割引などを関係機関・団体等に呼び掛けを行うなどの取組を検討する。

## (3) 国等において取り組むべき方策

国等においては、以上のような学校や地域における取組を支援するため、関係省庁とも連携しつつ、(a)地域における推進体制の整備及び様々な場や施設・団体等における活動の受入れの促進、(b)奉仕活動・体験活動に関する教職員研修の充実、(c)青少年を対象とした学校や地域における発達段階を踏まえた魅力ある活動プログラムや活動に携わる指導者養成プログラムの開発・支援や、他のモデルとなる先駆的な実践の促進と学校や地域の参考となる事例集の作成、教職員向け手引書の作成、(d)教員志望学生による教育支援ボランティアの全国的普及、(e)子どもゆめ基金（注1）等を通じた体験活動を行う団体等に対する助成の取組を推進するとともに、青少年が小・中・高等学校それぞれの段階において、その発達段階に応じた活動の機会を得ることができるようにするために、次のような取組の検討が求められる。



### 1) 奉仕活動・体験活動の実施状況の全国調査

現状においては、青少年の奉仕活動・体験活動が必ずしも十分行われていない状況にかんがみ、学校内外を通じた青少年の活動の全国的な実施状況調査を実施し、その結果を分析・公表し、各学校及び地域での取組を促す。

### 2) 学校内外を通じた活動の目標の検討

活動の実施状況や支援体制の整備の進展状況等を見極めた上で、今後、青少年が高等学校卒業段階までに学校や地域を通じて行うことが期待される活動の目標を検討する。

### 3) ボランティア活動等と関連付けた大学入試の推進

高等学校段階までの青少年の学校内外の生活において、大学入学者選抜の在り方が与える影響が大きい。大学にとっても、高等学校段階までに多様な体験活動を行った生徒は、大学入学後の学ぶ姿勢や意欲が高く大学教育の活性化にも資するものと考えられる。このため、大学においては、受入方針において、ボランティア活動等を積極的に行う学生を評価することを明確にし、例えば、論文試験にボランティア活動の実践を含め高等学校時代の活動を前提とした出題も含める、先述のヤング・ボランティア・パスポート（仮称）を活用する等、高等学校段階までの活動経験と関連付けた大学入学者選抜の取組が期待される。

## 3. 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援

### ～奉仕活動を日常生活の一部として気軽に行う～

Ⅱの1で見たように、我が国では、多くの人が奉仕活動等について興味を抱いてはいるが、一步を踏み出せないという状況にある。大学等の学生も含め、18歳以降の個人が日常的に奉仕活動等に取り組むことができるように、以下のような奨励・支援の方策を検討することが求められる。

#### (1) 学生に対する奨励・支援等

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などにおいては、学生が行うボランティア活動等を積極的に奨励するため、正規の教育活動として、ボランティア講座やサービスマニカリング科目、NPOに関する専門科目等の開設やインターンシップを含め学生の自主的なボランティア活動等の単位認定等を積極的に進めることが適当である。

また、学生の自主的な活動を奨励・支援するため、大学ボランティアセンターの開設など学内のサポート体制の充実、セメスター制度や、ボランティア休学制度など活動を行いやすい環境の整備、学内におけるボランティア活動等の機会の提供などに取り組むことが望ましい。

こうした大学等や学生の取組を支援するため、国においてボランティア教育や活動を積極的に推進する大学等に対する支援措置を講じることが適当である。さらに、公務員や民間企業の採用に当たって、学生のボランティア活動等を通じて得られた経験、能力等を一層重視することが期待される。

#### 1) 大学等による奨励・支援

##### ① 教育活動としての取組

ア) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）などにおいて、地元自治体、地域の社会福祉協議会、国際協力団体、NPO、スポーツ団体、青少年団体等関係団体等と連携協力し、ボランティア講座やサービスマニカリング科目（注2）、NPOに関する科目等を開設することが望ましい。また、複数の大学等で協力してこうした科目に関するモ

デルカリキュラムや教材等を共同開発することも適当である。

- イ) インターンシップを含め学生の自主的な活動について、大学等において、教育効果などを勘案しつつ、大学等の単位として積極的に認定することが求められる。なお、専門学校においては、既にボランティア活動やインターンシップを授業科目の履修としてみなすことができるようになっており、今後、この制度をより一層活用することが期待される。
- ロ) こうした取組に当たっては、特定教員のみならず全学的に教職員の啓発を図り大学全体で進めることが求められる。

## ② 学生の自主的活動に対する奨励・支援策

大学等においては、学生の自主的な活動に対する奨励・支援策として以下のような取組を検討することが望ましい。

### ア) 学生に対する学内のボランティア活動等の機会の提供

大学そのものが最大の活動の場となり得る要素を備えている。例えば、学内の環境整備、学内のコンピュータやネットワークに関する技術的支援、図書館、学内のスポーツ施設の地域住民への開放などでの業務支援、留学生や障害を持った学生に対する支援などにおいて、ボランティア活動等の機会を積極的に学生に提供する。

### イ) 学生に対する支援体制の充実

地域のボランティアセンター、学生関係団体等とも連携しつつ、大学内において、以下のような支援体制を整備する。

a) 学生部等に情報提供、相談窓口の開設

b) 大学等のボランティアセンターの開設（専任職員、学生ボランティアの配置）

（センターにおいては、(a)学生のボランティア活動等に関する情報収集・提供、(b)学生向けプログラムの開発、場の開拓、(c)ボランティア養成講座等の開催等の事業を行うことが想定される。）

### ロ) 学生が活動を行いやすい環境の整備

セメスター制度（注3）、ボランティア休学制度（休学期間中の授業料の不徴収、在籍年数制限からの除外等）の実施、9月入学の促進、いわゆるギャップイヤー（注4）など学生が長期的な活動を行いやすい環境を整備する。

### ハ) ボランティア活動等に関する啓発

地域のボランティア推進団体等との連携協力によるボランティア活動等に関する解説書の作成、ボランティアセミナー等の開催、入学時における学生に対する説明会などの啓発を行う。

## 2) 国等による奨励・支援

上記のような大学等及び学生の取組を奨励・支援するため、例えば、以下のような取組が検討されることが望ましい。

### ① 大学等に対する国等の奨励・支援

- ・ボランティア教育や活動を積極的に推進する大学等に対する支援を行う（例：ボランティア関係カリキュラムやサービス・ラーニング科目の開発に対する支援等）とともに、学生関係団体による学生ボランティアに関する解説書の作成・配布を支援する。
- ・さらに、今後、大学等の評価において、ボランティア等に係る教育の取組や学生の自主的ボランティア活動等への支援等を評価指標の一つとして適切に位置付けることも検討すること

が期待される。

## ② 就職の際に評価

- ・関係府省と経済団体等が連携協力し、公務員や民間企業の採用に当たって学生のボランティア活動等を通じて得られた経験、能力等を一層重視することを明確にする。
- ・関係府省と経済団体等が連携し、企業等に対し、学生に求める履歴書等にボランティア活動歴の有無を記載する欄を設けるよう呼び掛けを行うとともに、国等の行政機関においては、履歴書等にボランティア活動歴の有無を記載する欄を設けることを検討する。

## (2) 企業、社会人に対する奨励・支援

国、地方公共団体、企業や労働組合などにおいては、気軽に参加できる職場環境作り、柔軟な勤務形態の導入など社会人が参加しやすい環境の整備や、地域での諸活動への参加を含め勤労者が行う幅広いボランティア活動等を奨励するための支援が期待される。

国においても、こうした取組を支援するため、取組の事例紹介など情報提供を積極的に行うとともに、社会人に適した活動の機会の充実を図ることが適当である。また公務員や教員の活動を奨励するため、研修の一環として活動を位置付けることや、公務員や教員の経験を生かした活動のプログラムの開発等を検討することが望ましい。

社会人の幅広いボランティア活動等を奨励・支援するため、国、地方公共団体、企業等においては、職員や社員が気軽に参加できる職場環境作り、柔軟な勤務形態の導入など社会人が参加しやすい環境の整備が期待される。

また、企業や労働組合などにおいては、社会の主要な構成者としての役割や社会的責任を踏まえ、自らがボランティア活動等に対する支援を行うことや、社員が活動を行うことに対する積極的な支援を期待したい。

### 1) 企業の社会的役割

企業等においては社会の主要な構成者としての役割や社会的責任を踏まえ、市民社会の一員として、企業自身がボランティア活動やNPO活動に対し継続的に助成や支援を行うことを通じ、社会に貢献することが期待される。また、青少年に社会体験やインターンシップなどの就業体験の場を積極的に提供することを通じ、一定の教育機能を果たすことも求められている。

### 2) 社員が気軽に活動に参加できる職場環境の整備等

企業等においては、長期間にわたる活動の実施に適したボランティア休暇制度の導入のみならず、地域での諸活動への親子や家族での参加を含め活動を幅広くとらえるとともに、(a)気軽に参加できる職場環境作り（定時退社の奨励、有給休暇の取得促進、サービス残業の解消など）、(b)柔軟な勤務形態（短時間の継続的な活動の実施に適したフレックスタイム制など）の導入に積極的に取り組むことが期待される。

### ◇企業等のボランティア活動等に対する奨励・支援

さらに、企業や労働組合等が社員のボランティア活動や地域の活動を支援するため、次のような取組を行うことが期待される。

- ・ボランティア推進団体等との協力による社員向けボランティアセミナー等の開催
- ・社員が属している活動団体への助成、社員が活動支援のために団体に寄附する際に企業等が一定の上乗せをするなどの支援の拡大

- ・地域社会の一員としての企業や労働組合等の社会貢献活動の推進（例：地域の清掃活動，寄附，献血等の呼び掛け等）
- ・地域や学校での青少年の体験活動等への協力（例：施設の開放，社員を指導者として派遣，青少年の受入れ等）

#### ◇国等の奨励・支援

こうした企業等の取組や社会人のボランティア活動を奨励・支援するために，国等においては，以下のような取組の一層の充実が望ましい。

- ・ボランティア推進団体，経営者団体，NPO等の連携による社会人に適したボランティア活動等の機会の提供
- ・社員のボランティア活動等を支援する企業等の支援方策やその導入に当たっての取組などの事例紹介などの情報提供 等

### 3) 公務員・教職員のボランティア活動等の奨励

ボランティア活動は公務員や教職員にとっては，行政や学校現場を離れて，新たな社会とのかかわりを持つ場となる。特に教職員にとってはボランティア活動等の経験を教育指導に生かすことができるとともに，一方で，文化・運動部活動等で培った指導技術を地域における活動に活用するなど，日常業務で得た経験を社会に還元することもできるなどの意義がある。

公務員や教職員が自発的にボランティア活動を行うことができる機会を整備するため，特に以下のような取組を検討することが望ましい。

#### 7) 公務員

○公務員の自主的な奉仕活動を支援

- ・ボランティアに関するセミナーの開催，事例集の作成等による啓発の充実
- ・現行のボランティア休暇制度（国家公務員）の一層の活用・促進に努める。

○公務員の研修の一環としての体験研修

- ・一定期間介護等を実地に体験することを研修カリキュラムに位置付ける

#### 8) 教職員

○初任者研修等教員の研修のプログラムとしてボランティア活動等を積極的に導入

○教職員生涯福祉関係団体等によるボランティア活動等に係る啓発の一層の充実

さらに，関係行政機関が，ボランティア推進団体等と連携協力し，公務員や教職員の専門性を生かした活動のプログラムの開発についても検討することが適当である。

### (3) 個人が参加できる多彩なプログラム等の開発・支援

奉仕活動・体験活動は，基本的には個人が自らプログラムを立て，自主的に活動を行うことが望まれるが，奉仕活動・体験活動を気軽に行うことができるようにするためには，様々な魅力的な活動の受け皿やプログラムを用意することが必要である。そこで，そのような取組の一例として，(a) 青年，勤労者向けの長期の社会参加プログラム，(b) 公共施設等におけるボランティアの受入れの促進，(c) ボランティア・パスポートなどボランティア活動等の実績に応じて，活動を行う個人一般や団体に対する支援を行う仕組み作り (d) 国際ボランティアの裾野（すその）の拡大などを提案したい。

## 1) 青年・社会人向け長期参加プログラム

奉仕活動等を長期間にわたって行うことは、青年にとっては知識・技術を習得し将来の人生設計に役立てることができ、また、社会人にとっても視野を広げ新たな人間関係を構築し、転職を含め新たな人生を切り開く契機となるものである。また活動を行う施設等においても、こうした活動に参加する青年や社会人を人材として期待できる。諸外国においても、こうしたプログラムが実施されている例もある。

関係府省、ボランティア推進団体等が協力して、例えば、以下のような国内外の長期の社会参加プログラムを創設することを提案したい。また、こうしたプログラムの経験者について、官公庁、企業等の採用において積極的な評価が行われることが期待される。

### ○青年，社会人向け長期参加プログラム（案）

- ・対象：18歳以上
- ・活動場所：社会福祉施設，社会教育施設，学校，青少年教育施設，子どもの遊び場，NPO，ボランティアセンター等のボランティア推進機関，官公庁，環境保全，国際協力のフィールド等
- ・活動期間：1年～2年
- ・支援措置：大学，職業訓練施設等と提携し資格等の取得も含めた学習プログラムを適宜取り入れる（企業等の協力も得ながら，一定の実費等の支給も検討）。

## 2) 身近に参加できる魅力あるプログラムの開発

活動を行う主体や、活動分野などそれぞれの特性を踏まえつつ、参加者の能力や経験、興味や関心に応じて身近に参加できるように多彩な活動の機会が用意される必要がある。

活動プログラムの開発に当たっては、例えば若者を引き付けることができるようにゲーム性や娯楽性を持たせたプログラムや、親子で参加できる活動、中高年齢者が技能や経験を生かしてできる活動など、活動に参加する者の特性に応じた配慮が必要である。また、プログラムのアイデアを公募したり、各分野で活動する多彩な人材の参加協力によるプログラムなどの工夫も求められる。特に、今後、本格的に高齢化社会を迎える我が国において、高齢者が社会とのかかわりを維持し、活力を持ちながら生きることができるよう、社会参加の場として高齢者のボランティア活動の機会を拡充していくことが必要である。

さらに、地域においては、環境保全，国際理解，高齢化社会への対応など現代的課題の学習機会が充実されてきており、また、IT普及国民運動の一環としての全国民を対象としてのIT講習が実施されたところである。こうした学習の成果等を活用した活動の機会の提供やプログラム開発についても検討することが適当である。

### ① 公共施設等におけるボランティアの受入れの促進

近年、社会人、主婦、退職者等が、知識や経験、技術を生かして、地域の学校、社会教育施設、青少年教育施設、文化施設、スポーツ施設・病院などの公共施設においてボランティア活動を行う例が増えている。例えば、学校での教科や部活動の指導、地域でのスポーツや文化活動の指導、公民館、図書館等社会教育施設でのボランティア、博物館・美術館等でのガイドボランティア、スポーツ大会での組織運営・通訳など幅広い活動が行われている。こうした活動は個人の能力や経験、学習成果を生かし日常的に取り組めるものであり、活動の裾野（すその）を広げる上で意義が深い。また、地域に開かれた施設としての事業や運営の改善充実や活性化

に資する面も大きい。

このため、公共施設等においては、ボランティアの受け入れ・活用を組み込んだ事業の運営、施設の担当者の指定、ボランティア及び職員双方への研修など受け入れに必要な環境整備を行うことを求めたい。

さらに、特別非常勤講師制度、スポーツや文化の指導者派遣制度など学校教育への社会人の活用のための施策の一層の充実を図る必要がある。

## ② 個人一般に対する奨励・支援

個人が、生涯にわたってボランティア活動を行うことを社会的に奨励し、こうした活動が持続的に行われる仕組みを検討していく必要がある。こうした観点から、試行的な取組として以下の取組を提起したい。

### ○ボランティア・パスポート（仮称）

市町村など地域単位で、地方自治体ないしボランティア推進団体等が、ボランティア活動等の実績等を記録・証明するボランティア・パスポートを発行し、希望する住民に交付する。

住民がボランティア活動等を行った場合に、これをポイントとして付加し、活動実績に応じて、公共施設の利用割引などの優遇措置、協賛団体等からの様々なサービス、利用する住民の様々な助け合いなどを受けることができるようにすること等が考えられる。

国の機関・団体等に広く協力を呼び掛け、例えば、博物館・美術館の割引など特典や優遇措置を広げていくことも検討に値する。

地域通貨など既に取組を実施している地域や団体等の協力を得て、こうした取組を試行的に実施し、持続可能な取組として広域的に広げていく方策について検討する。

## ③ ボランティア団体・NPO等への援助

NPOやボランティア団体の活動の財源は、基本的には寄附や会費による収入が中心となっている。安定的な資金の確保のためには、ボランティア活動に対する個人や法人のNPO等への寄附を促す税制上の優遇措置等の一層の充実について検討が進められる必要がある。また、個人の寄附を広く募る方策として、例えば、ボランティア推進団体等において以下のような仕組みについて検討することも考えられる。

- ・幅広く民間企業の協力を得て商品にポイントを付加し、売上げに伴うポイント数に応じて企業から団体に寄附するもの
- ・カード会社、航空会社等の協力を得て、クレジットカードやマイレージカードのポイントをボランティア活動の財源として寄附できるようにするもの

### 3) 国際ボランティアの裾野（すその）の拡大

学生や退職者などを中心に開発途上国での援助活動や技術協力など国際ボランティア活動に対する関心が高まっている。また、国内においても、異文化交流の手伝い、ホームステイやバザーの開催等による留学生の支援など様々な形で活動が行われている。このような活動は、参加者個人にとって国際的な視野を広げ、多様な価値観の中で生きる寛容の精神を養うとともに、草の根レベルでの国際貢献を推進する上で意義が大きい。

今後、国際的なボランティアの裾野（すその）を拡大していくために、国の関係行政機関、国際協力事業団、学校関係者、NGOなど関係団体等が連携協力し、次のような方策について検討

することが望ましい。

① **大学等における国際ボランティアの養成及び大学関係者の積極的参加のための取組の充実**

大学関係団体、青年海外協力隊、NGO等が連携協力し、例えば、(a)大学等における国際ボランティア経験者の積極的活用（例：大学等の要請に応じ国際ボランティア経験者を担当教官やコーディネーター等として国際ボランティア講座や大学ボランティアセンター等へ派遣する「国際ボランティア養成人材バンク（仮称）」の設立等）、(b)受入国の要請の把握、語学や専門性の向上のための大学での指導体制、学生の参加の便宜等を勘案した国際ボランティアの養成のためのプログラムの開発、(c)教育援助や環境保全など専門性を生かし青年海外協力隊の活動等を支援する事業、(d)大学教員等がその専門性を生かし、NGO等の国際ボランティアに積極的に参加できるような環境作りなどの取組を図る。

② **国際ボランティアに対する協力**

シニアを含め、海外ボランティアの一層の拡充を図るため、国際協力事業団やNGOなどの団体が地域で行う海外ボランティアのシニア海外ボランティアの募集や説明会の開催等に協力するなど、連携協力を図る。

③ **学校教育における裾野（すその）の拡充**

青年海外協力隊やシニア海外ボランティア等、教職員の国際ボランティアへの参加を一層拡充するため、派遣元である地方自治体の主体性を高め、より長期的な計画をもって派遣を可能とする更なる工夫や、より生産的で効果のある派遣方法など現行制度の一層の改善を図る。また、児童生徒の国際理解教育や進路指導に国際ボランティア経験者等を社会人講師として活用する取組の充実を図る。

**4. 国民の奉仕活動・体験活動を支援する社会的仕組みの整備**

奉仕活動・体験活動を支援していくためには、個人、ボランティア団体、企業、学校及び行政などが共に協力して、推進体制をつくっていく必要がある。

そのため、国、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、関係者による連携協力関係を構築するための協議の場（協議会）や、活動に関する情報提供、相談・仲介などを通じて個人、学校、関係団体等が行う奉仕活動・体験活動を支援する拠点（センター）を設ける必要がある。

また、こうした推進体制が有効に機能していくためには、a)だれもがいつでも容易に必要な情報を得ることができる国及び地方を通じた情報システムの構築、b)地域におけるボランティア団体、受入施設、送出施設など関係機関・団体等が日常的に連絡・交流する市区町村のセンター等を中心とした地域ネットワークの形成、c)センター等において活動が円滑に実施されるために必要な連絡調整等を担うコーディネーターの養成・確保が求められる。

奉仕活動・体験活動に関する現状及び課題を踏まえ、個人、学校、関係団体等の活動を支援できるような以下のような仕組みを作ることが有効である。

**(1) 奉仕活動・体験活動を支援する仕組みづくり**

**1) 協議会・センターの設置**

特に学校内外での青少年の奉仕活動・体験活動の円滑な実施のためには、国、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、ボランティア推進団体、学校、関係行政機関をはじめ関係者による

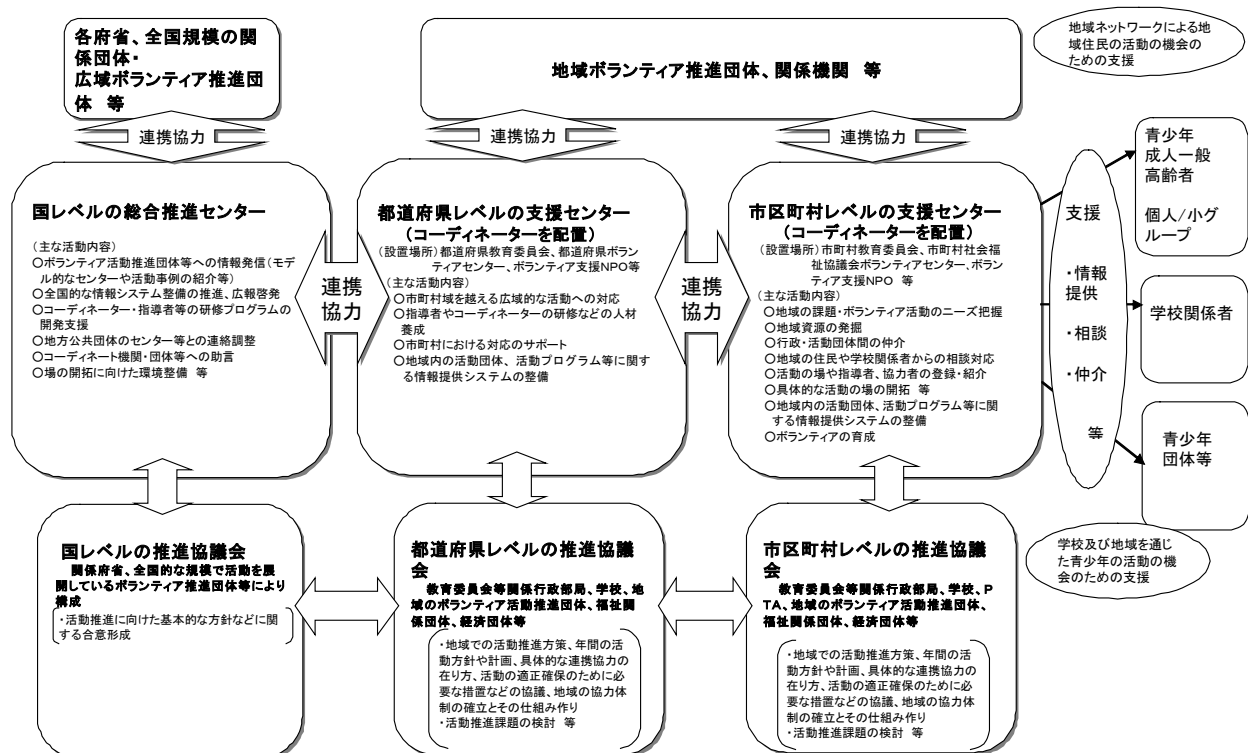
連携協力関係を構築するための協議の場（協議会）を設けるとともに、コーディネーターを配置し、活動に関する情報提供、相談・仲介などを通じて、奉仕活動・体験活動を支援する拠点を設けることが必要である。このような拠点は、一般の社会人や学生等の活動のセンターとしても機能し得ると考えられる。

また、協議会やセンターの設置・運営、さらには各種施策等の展開に当たっては、国レベルにおける関係府省や全国規模の関係団体等による連携はもとより、地方においても教育委員会と首長部局、さらには行政と学校、社会教育施設、青少年教育施設、社会福祉協議会等の関係団体、地域の経済団体、地域の代表者など活動にかかわる様々な関係機関・団体等の密接な連携が必要である。

なお、協議会については、関係する行政部局が多く、広く関係団体等の協力を得ることが必要であるため、ネットワーク作りなど行政が一定の役割を果たすことが適当である。

一方、センターについては、既に蓄積されたノウハウ等を活用するとともに、機動的かつ柔軟な運営を確保するため、教育委員会など行政がその機能を担うほか、状況に応じてボランティア推進団体等にゆだねることも有効である。特に市区町村のセンターについては、幅広い関係団体等との協力関係が構築できる場合には、教育委員会のほか、社会福祉協議会ボランティアセンターその他既にコーディネート等を活発に行っている団体等にゆだねるなど地域の実情を勘案した柔軟な対応が適当であると考えられる。

### 奉仕活動・体験活動を支援する仕組み(イメージ)



## 2) 国及び地方を通じた情報システムの構築

だれもがいつでも容易に必要な情報を得ることができるシステムが求められる。

特に市区町村、都道府県レベルでは、前述のセンターを中心に、既存のボランティア活動や体験活動に関する情報データベース等を活用しつつ、地域内の活動の場や指導者、活動団体や活動



プログラム等に関する情報を整理し、活動を始めようとする個人、学校関係者、ボランティア活動関係者等様々な個人や団体の求めに応じて必要な情報を提供するシステムを構築する必要がある。

国レベルにおいても、関係府省、ボランティアや体験活動にかかわる関係機関・団体等が連携協力し、全国的なボランティアや体験活動に関する情報等を利用しやすい体系に整理し、上記の地方のセンターの情報とともに関連するすべての情報が総覧できる情報システムの構築が必要である。その際、利用者が居住する地域以外の情報も容易に入手できるように配慮することが大切である。

なお、情報システムの整備に当たっては、可能な限り広く収集し掲載することが適当であるが、例えば、特定の団体の誹謗中傷、政治や宗教への利用など不適切な活動の可能性があるると判断される場合には管理者で削除するなどの規則を決めておくことが適当である。また、指導者等の人材等についての情報の登録に当たって、センターのコーディネーターなどが適切な判断を行うことが適当である。

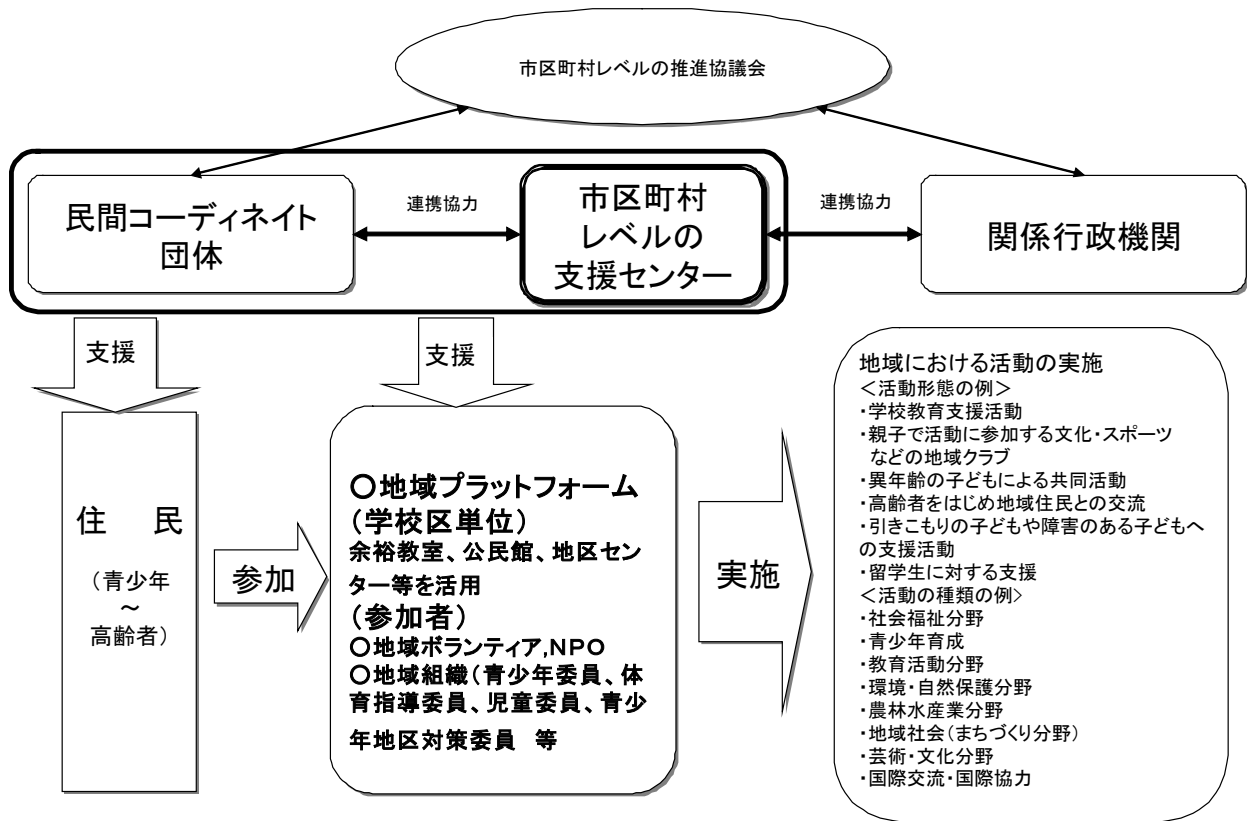
さらに、将来的には、国及び地方を通じて、各種情報をデータベース化し、活動分野、年齢、親子など参加形態、地域等により参加し得る活動が検索できるシステムや、生涯学習の視点を踏まえた活動手法や活動事例などの情報提供、希望団体自体による情報提供のために開放できる場の提供などの工夫が求められる。

## (2) 地域ネットワークの形成

奉仕活動・体験活動を日常的な活動として、着実に実施していくためには、市区町村のセンターのほか、地域の実情に応じて、社会福祉協議会、自治会、民生委員、青年会議所、商店会等地域の団体が連携協力して、小学校区単位で公民館や余裕教室、地区センター等を活用し、地域住民が日常的に活動に取り組むために集うことができる身近な地域拠点（地域プラットフォーム）を整備することも有効であると考えられる。ここでは、市区町村のセンターを補完して、身近な活動の場の開拓や地域住民の活動への参加を促すことが想定される。

一方、地域住民の生活圏域に応じた広域的な活動の要請にこたえるため、例えば、市区町村単位などで、県内のボランティア推進団体、大学、NPO等が連携協力して、広域的な拠点（広域プラットフォーム）を整備していくことも検討に値する。

## 地域ネットワークのイメージ



### (3) コーディネーターの養成・確保

#### 1) コーディネーターに期待される役割

コーディネーターは、奉仕活動・体験活動の推進において重要な存在であり、センターないし仲介機関にあっては、活動参加を希望する者と活動の場を円滑に結び付けるため、活動の準備、実施、事後のフォローアップなど活動の各過程を通じて、参加者に対する活動の動機付け、情報収集・提供、活動の場の開拓、受入先の活動メニューの提供、活動の円滑な実施のための関係機関等との各種の連絡調整などの役割を担う。

また、学校などの参加者を送り出す施設や福祉施設などの参加者を受け入れる施設にあっては、コーディネーターの役割を担う担当者が必要であり、送出し側では事前指導や関係機関等との連絡調整、受入れ側では参加者へのガイダンス、活動内容の企画、施設内での連絡調整等の役割を担う。

#### 2) 養成・確保

コーディネーターには、ボランティア活動や体験活動、企画・広報、面接技法等に関する専門的知見とともに、関係機関との人的ネットワークやその背景にある豊かな人間性など幅広い素養・経験等が求められる。さらには、活動の適正さを確保するため、活動に関する情報や団体や人物に対する確かな目利きといった能力も必要である。このため、関係する行政部局や団体等の協力を得つつ、都道府県と市町村が共同して人材の積極的な発掘、計画的な養成が必要である。

コーディネーターの養成については、社会福祉協議会、ボランティア推進団体、教育委員会、スポーツ団体、青少年団体をはじめ、関係機関・団体等が連携協力して、養成講座の体系化を図り、養成講座を共同で開設することや、さらには関係機関・団体が協力して養成のための各種の

モデルプログラムの開発等を行うことも検討する必要がある。また、受講者の経験や知識のレベルに応じた必要事項の補完や、担当する分野の特性に応じた多様なプログラムを用意する必要があることから、基本的には一定人数をまとめ得る都道府県単位で養成講座を行うことが効果的と考えられる。

#### (4) 行政機関におけるボランティア活動や体験活動を担当する部局の設置・明確化等

ボランティア活動や体験活動を効果的に推進していくためには、行政機関とNPO、ボランティア団体その他関係団体などが連携・協力しやすい仕組みを作ることが重要である。また、活動を行うおうとする個人にとっても、行政機関の窓口が明確であれば、情報提供や相談対応を求めることができ、活動に気軽に参加しやすくなる。そこで、各行政機関等に、これらの活動を担当する部局を設置（「ボランティア課」等）、又は明確化し、それらの推進に取り組むとともに、国民にアピールするなどの取組も求められる。

### 5. 社会的気運の醸成

～皆が参加したくなる雰囲気づくりを～

国民一人一人が奉仕活動・体験活動の意義を理解し、身近なものとしてとらえ、日常生活の一部として継続して取り組んでいくためには、社会全体でこれらの活動を推進していく気運を醸成していくことが不可欠である。このため、奉仕活動・体験活動に関する年次報告など奉仕活動・体験活動に関する積極的な広報・啓発、ボランティア活動推進月間など活動に気軽に参加できる雰囲気作り、活動を継続して取り組む者に対する顕彰の工夫などに取り組む必要がある。

また、奉仕活動・体験活動の推進の上で果たすべき役割が大きい企業等の取組を促す方策として、積極的に取り組む企業の社会的奨励や関係府省と経済団体等との協議の場の設置などについても検討する必要がある。

#### (1) 奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成

##### 1) 奉仕活動・体験活動の魅力のアピールする取組の実施

奉仕活動等に対する社会的気運を醸成するため、関係機関等が連携協力し、例えば、以下の取組について検討することが適当である。

- 「ボランティア活動推進月間」などを設けて、関係府省、民間団体等が協力して奉仕活動等に対する国民的な啓発運動を実施
- 奉仕活動・体験活動の全国的な概況をまとめた年次報告書等の作成
- 国民の関心を引き付ける広報・啓発の実施
  - ・奉仕活動等を自ら実践している各界の著名人が集まり、その意義を国民に対し働き掛ける活動等の実施
  - ・テレビ等の媒体を通じ活動への参加が若者にふさわしいライフスタイルとしての印象を与えるような工夫
- 地域の未経験者の参加者を促す工夫
  - ・例えば、地域でのボランティア活動経験者に「語りべ」となってもらい、地域で友人や仲間に参加の喜びや感動を伝えて一緒に活動に参加する

- ・地域における行事などの身近な活動に家族一緒に参加するように呼び掛けを行う

## 2) 活動の顕彰

奉仕活動・体験活動に継続的に取り組む者を幅広く社会的に認知し、その取組を顕彰していくことも重要である。ボランティア活動等に関する表彰・顕彰については、既に国や地方公共団体、企業や民間団体等により様々なものがあるが、例えば、以下のような点について検討することが望ましい。

○活動に携わるあらゆる人や団体が対象となる工夫

- ・例えば、青少年の奉仕活動等に対する顕彰など既存の表彰・顕彰の対象となりにくい者に対する新たな制度の創設、既存の表彰・顕彰の実施の工夫による対象者の拡大

○国民の関心を集める顕彰の工夫

- ・積極的に活動を行っている個人や団体などが社会から脚光を浴びるような環境を作り、関係者の意欲を鼓舞し、国民にその功績を広める顕彰の工夫（例：前述の推進月間に合わせて顕彰を実施（「ボランティア大賞」の創設等）、顕彰と合わせて行事の開催等）

## (2) 企業等の取組を促す方策

奉仕活動・体験活動を社会的に定着させるためには、(a) 青少年の体験活動への協力、(b) ボランティア団体等への支援、(c) 社員のボランティア活動等への支援など企業等の取組が果たす役割が大きい。このため、以下のような方策についても検討する必要がある。

### 1) 積極的に取り組む企業の社会的奨励

- ・奉仕活動・体験活動を積極的に支援する企業を、例えば、「ボランティア活動支援企業（仮称）」のような形で広く公表する方策の検討

### 2) 関係府省と経済団体等との連携

- ・奉仕活動・体験活動の推進に関する官民を通じた共通認識の醸成、推進のための具体的な方策を検討するための関係府省と経済団体等による協議の場を設置

## おわりに

今回の答申では、奉仕活動を特別な人が行う特別な活動ではなく、新たな「公共」を担う幅広い活動として捉え、日常的に参加できる気軽な活動として無理なく定着していくことができるよう、様々な提言を行った。

また、豊かな人間性や社会性を培うとともに、将来、社会に役に立つ活動に主体的に取り組む基盤をつくるため、青少年の時期から、多様な体験活動の機会を提供するための方策についても提言を行った。

これらの提言に実効性を持たせるためには、関係する行政機関や団体をはじめ、個人や家庭、地域、企業などが、それぞれ意識的に連携・協力して、奉仕活動・体験活動の推進に取り組むことが最も重要である。

本提言を契機として、個人、ボランティア団体、企業、学校、行政などが、社会の一員であることを自覚し、従来の組織の枠を超えて、互いに連携して、社会全体で新たな「公共」を担う活動に参加していくことを心から期待したい。

## 29 地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について

〔平成17年9月27日 17文科生第354号  
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知〕

日頃より、生涯学習行政、社会教育行政の推進に御尽力頂き、ありがとうございます。

近年、住居に犯罪者が侵入したり、街頭で犯罪の被害に遭ったりする事案が急増しているほか、子どもを標的とした社会を震撼させる事件の続発など、犯罪情勢の急激な変化が見られています。これに伴い、全国では、地域住民自らが自主的にパトロールを行ったり、地域安全に関する情報発信をするなど、様々な自主的・自発的な防犯に関する取組が行われています。

政府においても、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議において、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を決定（別紙参照）し、こうした地域の自主的な取組を支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりのための取組を、積極的に全国に展開しているところです。

このような状況にかんがみ、文部科学省と警察庁が連携・協力して、地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動を推進していくこととしました。

貴委員会におかれては、地域の防犯意識の向上、地域の安全・安心の確保に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き、下記の項目について、貴委員会内及び所管の施設、及び域内の市町村教育委員会への周知及び御協力方よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 公民館、生涯学習推進センター等における、防犯教育・啓発活動、防犯教室・訓練、防犯活動の積極的な推進

公民館、生涯学習推進センター等の社会教育施設等が地域における防犯の拠点として果たしうる役割は、非常に大きいものと考えられます。各社会教育施設等においては、これらの活動を積極的に企画・立案され、推進されるようお願い申し上げます。

なお、各社会教育施設等が防犯教育・啓発活動、防犯教室・訓練、防犯活動を実施するに当たって、警察官等防犯に知見のある講師を円滑に確保できるよう、地元の警察署に対して講師派遣の相談を行うことが可能になっています。

#### 2. 地域住民の防犯ボランティア活動への参加促進

昨今、犯罪被害が身近になりつつあり、かつ平穏な日常生活を脅かしているという実感が生まれている中で、地域においては、地域の安全・安心を再構築するため、地域住民が、主体的に、自らの安全・安心を守るため、「防犯ボランティア活動」の取組が活発になっています。

文部科学省においては、このような防犯ボランティア活動を通して、地域住民が、主体的に安全・安心なまちづくりという課題に取り組むことは、地域づくり、地域の教育力再生の観点から、極めて有効なことと認識しており、この度、警察庁と連携して、地域住民の防犯ボランティア活動の促進のための体制の整備を図りました。

具体的には、別添の警察庁通達により、「地域ボランティア活動推進事業」の活用などによる防犯ボ

ランティア活動を実施する際、その活動内容の充実・向上を図るため、オリエンテーションへの講師（指導者）の派遣や各種指導・助言などについて、地元の警察署に相談を行うことが可能となっています。

なお、本通知発出に当たっては、その内容について、警察庁の了解を得ていることを申し添えます。また、警察庁より、各都道府県警察あてに本件内容につき、周知が図られております。（別添省略）

（別 紙）

## 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（抄）

（平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議決定）

### 第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

#### 2 防犯ボランティア活動等の支援

##### ③ 大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進

地域社会における防犯ボランティア活動の担い手の拡大を目指し、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う「地域ボランティア活動推進事業」の一環として、大学生、企業人を含む地域住民全体を対象とした防犯ボランティア活動への参加を促進する。

##### ⑥ 公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進

教育委員会や警察の協力の下、情報提供や講師派遣を行うことなどにより、地域の公民館や生涯学習センター等を活用した防犯教育・啓発活動、防犯訓練・教室、防犯活動、これらの活動にかかる学習講座等の開催を促進する。

## 30 これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～ (抄)

平成18年3月  
これからの図書館の  
在り方検討協力者会議

### 第1章 よびかけ

#### 2. 図書館で働く方々へ

図書館で働く皆さんは、図書館が、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料を提供し、住民の生活上の問題解決を提供する役割を担う施設であることをしっかり認識してください。皆さんの中には、貸出やリクエストサービスのみを重要視し、その他の業務は付随的なサービスだと考えている人もいるかもしれませんが、この点で、みなさんも意識改革を図ることが必要です。

また、図書館は、住民の社会参加の場としても大きな役割を担っています。図書館の活動や事業に対して支援・協力をしてくれるボランティアや住民の自主的な組織が、その活動を効果的に行えるよう体制を整備し、参加しやすい環境づくりに努めてください。

### 第2章 提 案

#### これからの図書館の在り方

##### (6) 児童・青少年サービスの充実

子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにするため、学校との連携を図りつつ、図書館の児童サービスを充実することが必要である。(略)

青少年に対しては、これまでヤングアダルトサービスが行われてきたが、このサービスを普及させるとともに、不登校などの問題を抱えた青少年に対しても、地域全体の取組の中で図書館として必要な支援を行っていく必要がある。読書離れが進む中学生や高校生への対応として、図書館で本に関する案内や助言が行われることが望ましい。また、読書会の開催など本をめぐる意見交換の場を提供することも効果的である。

児童・青少年サービスを効果あるものとするためには、PTAや子ども会、児童会等子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携が必要であり、図書館では、それらを対象とした研修会を実施することも必要である。

#### 事例4 ヤングアダルトサービス（鳥取県倉吉市立図書館）

倉吉市立図書館では、一般や児童とは別に、独立したヤングアダルト資料収集方針を作成し、資料収集を行っている。読み継がれた資料、大人や教師が薦めたい資料だけでなく、現在の若い人に支持されている資料にも重点をおき、資料収集している。

当館では、ヤングアダルトサービスとして、講演会及びテーマ展示、中・高校生による本の紹介の作成、学校との連携（団体貸出、朝の読書用セット貸出、授業への講師派遣（読み聞かせ指導、情報検索指導）、職場体験受け入れ、ブックトーク）等の取組を展開している。ここでは特に特徴的

な取組として、「ヤングアダルト向けとしょかんNEWS」の発行について紹介する。

#### ○ヤングアダルト向けとしょかんNEWS

ヤングアダルト層に図書館をPRするとともに読書に関する興味を深めてもらい、情報交換の場を提供することを目的とし、平成15年7月から年4回発行している。図書館カウンター、市立中学校、市内文房具店などで無料配布し、ホームページでも公開している。また、読者投稿用の箱を図書館、市内文房具店等に配置し、イラストや特集コーナーへの参加作品を募っている。

編集委員は、図書館職員と中高生ボランティアからなる。中高生ボランティアは、現在3人で、特集のテーマや紹介する新着図書の選定、本文の作成、HP編集作業や紙面上のイラスト提供等を行う。基本的な運営はボランティアの自主性に任されており、図書館職員はアドバイスや校正を行っている。ボランティアの募集は、当紙のほか、学校図書館に募集ポスターを掲示し、呼びかけている。

当紙を発行した平成15年度は、中学生の総貸出冊数が前年度費120%の伸びとなった。特集「図書館へ行こう！」や毎号の新着図書紹介が利用像につながったようだ。



# 31 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（抄）

〔昭和20年2月19日〕  
中央教育審議会答申

## 第1部 今後の生涯学習の振興方策について

### 4. 具体的方策

目指すべき施策の方向性を踏まえ、今後国及び地方公共団体では以下のような具体的方策を推進することが考えられる。

#### (1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

#### ② 多様な学習機会の提供、再チャレンジが可能な環境の整備

○ さらに、各個人の学習機会の充実のため、また、同時に学習成果の活用のために身近な地域で誰もがボランティア活動に参加できるようにするため、地域社会におけるボランティア活動支援センターの在り方を検討し、ボランティア活動の支援機能の充実を図ることが求められる。このような取組は地域社会全体の教育力を高める様々な活動における人材の確保や、今後特に期待される団塊の世代の力を生かす観点からも重要である。

#### (2) 社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

○ それぞれの地域社会の教育力向上のためには、学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育力の向上を図ることとあわせて、学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等の関係者が、それぞれに期待される役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の教育課題等に取り組むことが重要である。国及び地方公共団体は、以下に掲げる施策等を実施することにより、これらの関係者・関係機関が十分に連携できるようにするための仕組みづくりを積極的に支援することが必要である。

#### (身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等)

- これまでの家庭教育支援の取組として、家庭教育に関する理解を深める場や機会を保護者等に対して提供することを中心とした支援策が行われてきた。今後は、子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者等に対しても十分な支援を行うことが必要である。このため、このような保護者も含めた様々な保護者に対するきめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題であり、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくことが重要である。
- 具体的には、就学時健診や入学説明会等多くの親等が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、父親の家庭教育への参加促進を図るための企業等への働きかけ等、様々な状況にある子育て中の保護者等がいることを踏まえた多様かつきめ細かな家庭教育支援策を講ずることが必要である。
- このような家庭教育支援策を講ずるに当たっては、教育委員会のみならず、福祉・労働部局や、学

校、家庭教育支援団体、企業等の関係者の参画を得るなど、首長部局や子育て支援団体等との連携も意義深いと考えられる。また、子育てサポーターリーダー等の地域の人材が中心となって、各家庭の求めに応じ、個別の対応をすること等も含め、きめ細かな情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を身近な地域で行う仕組みをつくることも有効である。なお、子どもの教育が困難な状況にある家庭等のきめ細かい支援のためには、福祉・労働行政等との連携が重要である。

- さらに、子どもの生活リズム向上の取組としてこれまでも行われてきた「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地域において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。このような活動を通じて、地域社会の関係者の意識の共有化や地域社会の関係者の連携と教育力向上を図ることが期待される。

#### **(家庭教育を支援する人材の養成)**

- 地縁的なつながりの減少等により、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境が崩れてきているとの指摘もある。家庭教育支援を行うに当たっては、上述のとおり地域社会や企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが必要であり、地域において関係機関との連携や保護者同士をつなぐこと等を担う人材が求められている。このため、家庭教育の支援のための取組に携わる子育てサポーターや子育て経験者等を対象として講習を行い、地域における支援活動全般の企画・運営や子育てサポーター等の資質向上を担う人材（子育てサポーターリーダー等）を養成する必要がある。

#### **(学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進)**

- 子どもたちを健やかに育むため、地域全体で学校を支えることができるよう、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築いていくという意味からも重要な取組である。
- このような取組を行うことにより、学校と地域が子どもたちの健やかな成長のために共通の目的に向かって緊密に連携することは、学校と地域の信頼関係を深めることになる。また、学校を支援する地域住民にとっては、これまで培ってきた知識や経験、学習の成果を生かすことにもつながるものであり、ひいては地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。
- 先行事例では、この取組がうまく機能するためには、地域住民が学校支援活動に参加することについての教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアとなる人材や学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保、地域住民の活動経費の確保、また、これらが円滑に進むための教育委員会における学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携等が特に重要であると指摘されている。したがって、今後、国や地方公共団体においては、これらの指摘を踏まえつつ、地域社会全体で学校を支援する取組を推進する必要がある。
- また、地域における学校という場を核とした取組として、平成19年度から全国の小学校区で実施されている「放課後子どもプラン」は、学校教育外において子どもたちの学習・多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも重要である。具体的な取組の在り方は各地域の実情に応じた創意工夫が期待されるが、このような取組に地域の人材が幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待できる。なお、子どもの安全な居場所を確保することは同時に保護者等が安心して働く環境づくりにもつながり、結果としてワーク・ライフ・バランスの確保にも資するものである。

### (学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実)

- PTAは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。
- 近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるPTAの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

### (地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

- 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになってきているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要である。
- 具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。
- 図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。
- 博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

### (大学等の高等教育機関と地域の連携)

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献としてそれぞれの特色を活かして行う公開講座等の地域振興に貢献する取組を促すことも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。

その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を国又は地方公共団体が支援することも重要となってくる。行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。また、その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。

- また、地域社会において若者に多様な体験の機会を提供し、社会の変化等に対応した実践的な学習機会の充実を図るため、地域の専修学校の職業教育機能を一層発揮することができるよう、例えば、高等学校等と連携を行うなどして、子どもたちの職業体験等の機会の確保を図ることや、専修学校と地域の中小企業等とが連携を図ることにより、地域において必要とする職業人材を育成すること等についてその支援方策を充実することが重要である。

## 第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

### 2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

- 今後より積極的な生涯学習振興行政・社会教育行政を展開していくに当たっては、行政の関係者がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、効果的に連携を図った上で施策を推進することが可能となるよう行政の在り方についても検討する必要がある。
- 特に、専門的職員や予算の減少等、社会教育行政の基盤が弱体化してきている現状等を踏まえ、さらに、今後必要とされる第1部4. に述べた具体的な施策や教育基本法の改正の趣旨を踏まえた施策を講じるに当たって、国、都道府県、市町村のそれぞれの果たすべき任務の内容や施策を推進する拠点となる社会教育施設等の在り方、関係機関の連携を促進するための制度等、行政の在り方について検討する必要がある。

#### (1) 国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

##### (国、都道府県及び市町村の任務)

- 今後、目指すべき施策を実施する上で、国や地方公共団体等の新たな任務や制度上より明確に位置付けるべき任務等について検討を行うことが求められる。
- 生涯学習振興行政を推進するに当たり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである。このことを前提に、また、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」が新設されたこと等を踏まえれば、社会教育法第3条に規定されている国及び地方公共団体の任務について、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。
- また、教育行政においてこれまで以上に関係者の連携・協力が必要となっている実態を踏まえ、さらに改正教育基本法第13条において、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で大きな役割を担っている学校・家庭・地域住民等が、相互に連携・協力を努めることについて新たに規定されたことを考慮し、三者の連携について社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

これら三者の連携促進にあつては、当然のことながら、社会教育のみに大きな比重がかかるものではないが、社会教育は内容や手段等に広がりがあり、弾力的な手法によりこれら三者の連携に当たって積極的な役割を果たすことが期待されるものである。このため、このことを明確にすることは、社

会教育行政のより積極的な展開を推進する上で意義深いものである。

- 家庭教育支援については、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、情報や学習の機会の提供の重要性が高まっており、家庭教育支援をより充実させることが求められている。このことから、家庭教育支援を社会教育行政の重要な任務としてより明確にすることは重要である。また、改正教育基本法第10条第2項に、国及び地方公共団体による家庭教育の支援の手段として保護者に対する学習の機会の提供とともに情報の提供が規定されていることから、家庭教育に関する情報の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付け、市町村による取組の推進を図ることが必要である。
- 各個人の学習の成果が社会において実際に活用され、社会教育やそれを通じた学習の意義を実感できるような環境を整備することは生涯学習の理念の実現の上で重要である。また、地域の教育力の向上のために、学校・家庭・地域が協力した地域ぐるみの教育活動等の重要性は高まっており、社会教育が積極的に地域における子どもたちの健全育成等を支援することが求められているのは前述のとおりである。したがって、学校を支援する活動等の地域における教育活動等、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付けることは、このような取組を推進する上で必要である。特に、これまでも学社融合等の重要性については指摘されてきたものの、学校の支援等については、学校教育行政との関係で社会教育行政の役割が必ずしも明確にされてこなかったが、社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすることは、地域における取組を制度的に後押しする上で意義があるものであり、今後、社会教育行政の新たな積極的な展開を図っていく上で極めて重要である。
- このほか、教育委員会の事務の見直しについては、改正教育基本法第12条に、国及び地方公共団体による社会教育の振興の手段として「情報の提供」が追加されたことを踏まえ、教育委員会の事務に社会教育に係る情報の収集、整理及び提供に関する事項を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

さらに、情報化社会の進展に伴い、情報リテラシーに関する学習、情報格差（デジタルデバイド）への対応、有害情報対策等が必要となっている状況に対応し、教育委員会の事務の見直しを行う際には、情報の活用に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが求められる。これにより、情報リテラシーの向上、情報格差の解消や社会の有害環境から子どもたちを守るための有害情報対策の充実を図ること等、社会の要請に応じた施策が講じられることが期待される。

#### （生涯学習振興行政・社会教育行政の実態把握の在り方等）

- 生涯学習の理念の下、より積極的に行政を展開していくためには、生涯学習振興行政・社会教育行政に係る関連施策の基礎データの的確な整備を行うことは極めて重要と考えられる。したがって、社会教育調査等の関連統計調査について、都道府県・市町村の教育委員会だけでなく首長部局の協力も得ながら、生涯学習・社会教育の全体像を把握し、施策に関係する基礎データを整備する観点から改善・充実を図ることが必要である。
- また、生涯学習振興行政・社会教育行政において、その在り方について、自らその実施状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、その改善を図ることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の視点を持つことが重要である。

## (2) 社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

○ より積極的に取り組むことが望まれるこれらの新たな任務も含め、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として、積極的に活用される必要がある。

○ 家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。

これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。

○ 例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実を努め、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。

○ また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん、旧教育基本法にあっては、地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。

○ 同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。

特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。このため、自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、インタープリター（解説員）やサイエンスコミュニケーター等の、一般的には難解な印象を持たれがちな現代芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組が求められ

る。

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、例えば自然史博物館と動物園等の館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

- また、図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。
- さらに、少年自然の家や青年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年を対象に、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、青少年が行う自主的な活動の支援などを実施し、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたところである。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。なお、その際には、国公立の青少年教育施設が一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設がもつ教育機能や指導者等の有効活用を推進していくことにも努める必要がある。
- また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む。）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参加しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待される所であり、女性教育施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。
- このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。
- 地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設等が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。
- なお、これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより、その水準の向上を図るよう努めることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施は、社会教育施設についても求められるものである。また、その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは、地域における連携を促進するものである。

このことから、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

### (3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

- 社会の変化に対応するための国民の学習機会の充実を図り、また社会全体の教育力を向上させる取組等を推進するに当たっては、行政の専門的職員がその中核的役割を果たすことが期待されているのは言うまでもない。また、それらの活動の実施に当たっては、地域の様々な人材との連携・協力が不可欠である。
- このような中、行政の職務に従事する専門的職員である社会教育主事、司書、学芸員の在り方について見直すべき点がないか検討することや、社会教育団体等のNPO、地域において様々な学習活動を支援する人材や他の行政分野の職員等も含め、これらの地域の人材全体でどのように国民の学習ニーズを支えていくかが課題となっている。

#### (社会教育主事等の在り方)

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしてきた。その職務は「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と規定されている。
- 社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられるが、社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている。
- 今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。
- 子どもがこれからの社会を生き抜く上で必要となる「生きる力」を身に付けるための学習は学校教育を中心に行われることはもちろんであるが、学校・家庭・地域住民等の連携が求められる中（改正教育基本法第13条）、社会教育としてもそれを支援していくことが、今、求められている。また、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域住民等の連携がこれまで以上に求められている。これまでの学社融合の必要性についての指摘も踏まえつつ、社会教育行政のより踏み込んだ積極的な展開を実現するため、学校・家庭・地域住民等の連携に関する事務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、社会教育主事が学校長の求めに応じて助言することができることを社会教育主事の職務として明確に位置付けることが有効と考えられる。
- 公民館の館長や主事等の職員については、公民館が地域住民に最も身近な社会教育施設として適切な学習機会を提供するなど能動的、積極的な活動を行うため、一人一人が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請及び地域の課題等の調査分析能力や、地域住民のニーズを的確に把握する能力を持つことが期待され、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質の向上を図ることが望まれる。



### (司書等の在り方)

- 図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため、司書及び司書補が、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため、その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。
- このため、具体的な方策の一つとしては、司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお、司書等が現代的課題に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、今後引き続き検討する必要がある。
- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことから、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
- このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的にすることも重要である。

### (学芸員等の在り方)

- 博物館に置かれる専門的職員である学芸員は、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている。
- これに対応する具体的な方策として、多様化、高度化する人々の学習ニーズや現代的課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、学芸員及び学芸員補の研修について、その重要性についてより明確にするため、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、博物館も自らの事業として、学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や博物館実習を行う大学生等、博物館に関する人材の養成及び研修等を積極的にすることも重要である。

- 学芸員及び学芸員補については、大学等における養成課程等において、専門的な知識・能力に加え、より実践的な能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。近年、国際的な博物館間の交流や相互貸借・協力等が進展している状況を踏まえ、学芸員が現代的課題に対応し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である。

#### (社会教育に関する専門的職員について)

- このほか、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身に付けられるようにするべきではないかとの指摘がある。他方で、これらの専門的職員については、それぞれ勤務する場所も専門性も異なるとの指摘もなされている。また、現在も養成における共通科目として「生涯学習概論」が設けられているが、社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多い。このことにかんがみれば、例えば、大学等で必要な科目を取得していない者が社会教育主事の資格を得るためには、社会教育主事補として3年勤務し、講習を受講する必要があるが、司書や学芸員等の社会教育の専門職としての実務経験を同等のものと評価できるようにし、同様に司書や学芸員の資格を得るための実務経験についても他の社会教育の専門職としての実務経験を評価できるようにすること等が必要と考える。
- また、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育に関する専門的職員について、「社会教育士」や「地域教育士」のような汎用資格を設けることを検討することについて指摘がなされている。これについては、各地域において社会教育に関わる専門的職員が社会教育を推進するに当たり、各専門的職員にはその地域の実情やニーズを広く吸い上げるとともに、それぞれの分野で高度化するニーズ等への対応も求められていること、また、教育サポーター等各地で活用されている人材制度の現状等を踏まえ、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体を今後どのように考えるかということとあわせて検討する必要がある。

#### (地域の人材・専門的職員との連携等について)

- 各地域における学習ニーズに応え、社会教育を推進するに当たっては、社会教育主事が行政として、企画立案・事業の運営等を通じた地域における仕組みづくりを行い、当該地域における広域的な調整機能を担うことにより、中核的な役割を担うのは当然であるが、各地域において、関係者・関係機関が連携し、具体的な学習活動の場を提供・実施していくに当たっては、個々の活動を実施するためのコーディネートをする者、実際の学習活動を講師等として支援する者、学習者の需要と供給を結び付けるマッチングのための相談や支援を行う者等、様々な地域の人材との連携・協力が必要である。地域における学習活動の支援や社会全体の教育力の向上を図るためには、行政や社会教育施設の専門的職員のみならず、地域の人材がこれらの専門的職員と連携し、学習活動が円滑に行われるように地域全体で仕組みづくりを行う必要がある。
- 様々な教育課題や地域の課題がある中、地域の学習ニーズの高まりに応えるため、各地域ではそのための人材の確保に苦慮し、また厳しい財政状況を背景に人材育成や研修等のための予算を十分に確保できない状況が見られる。一方、各地域において、多様かつ増大する学習ニーズに応え、継続的にこれらの学習活動を支援する人材を確保し、育成するシステムが求められている。これについては、例えば、各地域において学習ニーズに応じた人材バンクや需給のマッチングを行うセンター等の機能

を置くことにより、継続的に人材を確保することが考えられる。これまでも学習支援の人材等に関する広域的な情報提供システム等が構築されてきたところであるが、その一層有効な活用について検討を進める必要がある。また、各地域において、学校教育支援、家庭教育支援、子どもたちの体験活動の支援等に関わる地域の人材の総合的な把握に努め、その活用のための仕組みを確立する必要がある。その際、これらの人材バンク等が地域全体に広く周知されたものとなることが重要であり、登録者の活動の場が十分確保されるなど、身近な地域の人材が継続的に生かされる仕組みとすることが重要である。また、地域におけるボランティアセンターとの連携も重要である。

人材の確保や育成については、その時々事情に合わせて対応するだけでなく、より中長期的な視点に立った地域の人材確保・育成のための仕組みを築くことが急務であり、そのためにこれまで実施されてきた国や地方公共団体の様々な事業の成果等の蓄積を活用することが有効であると考えられる。

#### (4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。
- また、このような民間団体と行政の連携については、NPOや民間事業者等の自主的な活動によるものでもあり、今後連携が進んだ際には、地域による格差が生じていくことも考えられる。一般的には、民間事業者等が多く存在する都市部では活発な連携が促進されることが可能であるが、そもそもこれらの民間事業者等が少ない地方においては、地域住民等のニーズに十分に対応することが困難な場合も多い。このことから、行政の役割として、国においては国民の教育の機会を確保する観点からも、地域に配慮した方策についても今後検討していく必要がある。
- なお、民間団体も含めた地域における教育力を向上させるための様々な取組においてその財政基盤の強化の必要性に対する指摘等もあるが、これについては例えば各地域において地域の教育力向上のための基金等を創設し、地域における企業等も財政的に貢献できるような仕組みをつくること等が考えられるとの指摘もある。このような仕組みは、同時に地域の関係者の意識改革にもつながり、持続可能な仕組みを構築するものと考えられる。

- このようなNPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、例えば行政とこれらのNPO、民間事業者等との協議会を設けることや、既に取組がなされている様々な事業等において同様の場がある場合にはその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう工夫がなされることが必要である。

#### (5) 地方公共団体における体制について－教育委員会と首長との関係等

- 地方公共団体において生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していく上で、地方公共団体の任務の内容や役割等を明確にすることとともに、それらを推進するに当たって、地方公共団体における教育委員会と首長との関係を明確にし、それぞれがその役割を果たし積極的に連携を図っていくことが必要である。
- 地方公共団体の長と教育委員会の関係については、平成17年の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）において、「今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当である。」との基本的な考え方が示されている。  
その上で、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることが適当である。」と提言されている。
- また、平成19年の中央教育審議会答申（「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」）においても、教育委員会制度については、「教育における政治的中立性や継続性・安全性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。」という基本的な考え方が述べられており、その上で、具体的には「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとすること」が適当であると提言されている。
- このようにこれまでの本審議会の答申においては、生涯学習支援に係る行政については、首長が行うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であることが示されている。
- 生涯学習振興行政の固有の領域が、生涯学習の理念を実現させるため、社会教育行政や学校教育行政等の個別に実施される教育に係る施策や、その他首長において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政であることにかんがみ、生涯学習振興行政は、その中核を担う学校教育や社会教育行政を担う教育委員会と、学校教育・社会教育以外で生涯学習に資する施策等を担う首長とが、それぞれの役割や機能が確保されることを前提に連携して進められるべきものである。その際、教育委員会及び首長が第1部3. で述べた目標の共有化を図っていくことも必要である。
- 前述の「生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育

と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている。

- なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。
- このほか、生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等についていずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、第2部1.(2)に述べた概念整理に基づき、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。

#### (地域の実情に応じた手続きの弾力化)

- 地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に、社会教育法第13条は、社会教育委員の会議の意見を聴くことが必要であるとしている。この手続きについては、同条が補助金の配分と使途に慎重を期する目的をもって設けられた規定であることを考慮する必要があるが、その趣旨を十分に確保することが可能である場合は、社会教育委員の会議への意見聴取を原則としつつも、各地方公共団体の多様な実態を踏まえた弾力的な対応が可能となるような措置を構ることが適当である。

#### (6) 国の教育行政の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割は、各地方公共団体における多様な実情を可能な限り踏まえつつ、全国的な観点から今後の方策について基本的な方針等を策定し、地方公共団体における施策の参考となるよう努めること、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供、様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための制度の改善等を行うこと等が考えられる。
- 本答申で提言するこれからの生涯学習振興行政・社会教育行政の効果的な推進に当たっては、関係者・関係機関の連携を図り、そのためのネットワークを構築する視点が重要である。現在、国及び地方公共団体で実施されている事業等においてもこのような視点が重視されており、様々な関係者が連携し、各教育課題や行政課題へ対応するための地域における機能・仕組みづくりが行われている。
- このような国の事業の実施等を通じた地方公共団体におけるいわば「面」としての、各機能に応じた仕組みづくりに対応して、国の教育行政においてもこれまでの縦割りの個別の分野や施設等を対象としてではなく、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援していくための仕組みを今後検討していく必要がある。例えば、社会教育行政と学校教育行政が連携を効率的・効果的に行うために様々

な横断的な課題に対応し、支援していくことが、これまで以上に両者の連携を促進していくことになると考えられ、各地域における機能に応じた「面」としての連携を国においても総合的に支援していく視点が求められる。

- 今後政府で策定される教育振興基本計画等も踏まえ、各地方公共団体における取組を支援すべく、国において本答申を受けた具体的な取組が推進される必要がある。

## 32 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について

平成20年6月11日，20文科生第167号

各都道府県教育委員会，各指定都市教育委員会，各都道府県知事，各指定都市市長，各国公私立大学長，各国公私立高等専門学校長，各大学共同利用機関法人機構長，大学を設置する各地方公共団体の長各公立大学法人の理事長，文部科学省が所管する関係独立行政法人の長大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長，大学を設置する各学校設置会社の代表取締役，放送大学学園理事長あて

文部科学事務次官通知

第169回国会（常会）において成立した「社会教育法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が，別添1のとおり，平成20年6月11日，平成20年法律第59号として公布され，一部を除き，同日より施行されました。なお，改正法附則第1項により，大学における図書館に関する科目を文部科学省令で定めることに関する事項については，平成22年4月1日より施行されることとなります。

また，この改正法の公布及び施行に伴い，関係する省令及び告示について，同日付けで所要の規定の整備を行ったところです。

これら省令の施行及び告示の実施は，改正法の施行日である平成20年6月11日からとなります。

改正の概要，主な改正条文の趣旨及び内容等は，下記のとおりですので，適切な事務処理を願います。

なお，改正法並びに改正した省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は，文部科学省のホームページ（[www.mext.go.jp](http://www.mext.go.jp)）に掲載していますので，御参照ください。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

今回の改正は，教育基本法の改正（平成18年12月）を踏まえ，社会教育行政の体制の整備等を図るため，社会教育に関する国及び地方公共団体の任務，教育委員会の事務，公民館，図書館及び博物館の運営，司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであること。

#### 第二 改正の内容

##### I 改正法の概要（平成20年法律第59号）

##### 1 社会教育法の一部改正関係

##### ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等（第3条及び第5条関係）

- ① 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって，国民の学習に対する多様な需要を踏まえ，これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより，生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。
- ② 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として，社会教育が学校，家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよ

う努めることを加えること。

③ 教育委員会の事務に、次の事務を規定すること。

(i) 家庭教育に関する情報の提供に関する事務

(ii) 情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務

(iii) 主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務

(iv) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務

(v) 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務

イ 公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第32条及び第32条の2関係）

公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。

ウ 社会教育関係団体に対する補助金の交付に係る諮問の例外（第13条関係）

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について、当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもって、これに代えることができることとする。

エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大（第9条の4関係）

社会教育主事となる資格を得るために必要な3年以上の実務経験の対象として、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職を加えること。

オ その他（第9条の3関係）

① 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができることとする。

## 2 図書館法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備（第3条及び第15条関係）

① 図書館が行う事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。

② 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに、図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等（第7条の2から第7条の4まで関係）

① 文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することとする。

② 図書館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等（第5条及び第7条関係）

① 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることとする。



- ② 司書となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。
- ③ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とする。
- ④ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとする。

エ その他（第3条関係）

- ① 図書館が収集し一般の公衆の利用に供する「図書館資料」について、「電磁的記録」を含むことを明示すること。

3 博物館法の一部改正関係（第3条及び第21条関係）

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

- ① 博物館が行う事業として、2のアの①と同様の改正を行うこと。
- ② 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供

（第9条及び第9条の2関係）

博物館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上

（第5条及び第7条関係）

- ① 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。
- ② 学芸員及び学芸員補の研修について、2のウの④と同様の改正を行うこと。

エ その他（第2条関係）

- ① 博物館が収集・展示等を行う「博物館資料」について、2のエの①と同様の改正を行うこと。

4 施行期日等

ア この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2のウの①に定める事項については、平成22年4月1日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

II 社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の概要（平成20年省令第18号）

1 社会教育主事講習等規程の一部改正関係

社会教育主事講習の受講資格に関して、法第9条の4第一号イ及びロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間の合計を「4年以上」から「2年以上」とすること。（第2条関係）

2 図書館法施行規則の一部改正関係

ア 司書の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や学芸員その他の一定の職を加えることに伴い、司書講習の受講資格に必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第2条関係）

イ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とするに伴い所要の改正を行うこと。（第3条及び第11条関係）

### 3 博物館法施行規則の一部改正関係

ア 学芸員の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や司書その他の一定の職を加えることに伴い、学芸員の試験認定の受験資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。(第5条関係)

### 4 施行期日等

ア この省令は、公布の日から施行すること。(附則関係)  
イ その他所要の改正を行うこと。

## III 改正告示の概要

### 1 社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正関係(平成20年告示第89号)

ア 社会教育法第9条の4第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職として以下の職を追加又は削除すること。(一関係)

- ① 内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職を削除すること。
- ② 大学等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。
- ③ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

イ 社会教育法第9条の4第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして以下の業務を追加すること。(二関係)

- ① アの②と同様の改正を行うこと。
- ② アの③と同様の改正を行うこと。

### ウ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

### 2 司書補の職と同等以上の職の指定関係(平成20年告示第90号)

ア 図書館法第5条第1項第三号ハに規定する司書補の職と同等以上の職として以下の職を指定すること

- ① 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。), 大学共同利用機関法人, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 独立行政法人大学入試センター, 独立行政法人国立女性教育会館, 独立行政法人国立科学博物館, 独立行政法人国立美術館, 独立行政法人国立文化財機構, 独立行政法人科学技術振興機構, 独立行政法人宇宙航空研究開発機構, 独立行政法人日本スポーツ振興センター, 独立行政法人日本芸術文化振興会, 独立行政法人大学評価・学位授与機

構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職

- ② 地方公共団体の教育委員会において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ③ 学校において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ④ 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ⑤ 社会教育主事の職
- ⑥ 学芸員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

3 学芸員補の職に相当する職等の指定の一部改正関係（平成20年告示第91号）

ア 博物館法第5条第2項に規定する学芸員補の職と同等以上の職として以下の職を追加すること。

- ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- ② 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部改正関係（平成20年告示第92号）所要の改正を行うこと。

### 第三 留意事項

1 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等について（社会教育法第5条第十五号、図書館法第3条第八号、博物館法第3条第1項第九号）

各号で規定している「教育活動その他の活動」とは、具体的には、例えば、学校における「学校支援地域本部事業」(※)として行われるボランティア等による支援活動、図書館における子どもへの読み聞かせ活動、博物館における展示解説活動などが挙げられる。

このような活動の機会を提供する事業の実施については、社会の要請や地方公共団体や各教育機関における必要性などの観点から、最終的には教育委員会が、学校長や社会教育施設の長の判断を尊重しつつ、判断するものである。したがって、学校、社会教育施設及び教育委員会は、このような活動の機会の提供に関する地域住民等の要望についても、これを受け入れるか否かを適切に判断することに留意すること。

※学校支援地域本部事業：平成20年度より新たに実施している地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する事業で、例えば、地域住民等の協力を得て、授業や部活動指導、校内環境整備、学校図書館の読書活動など学校における教育活動を支援する。

2 公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価及び改善について（社会教育法第32条、図書館法第7条の3、博物館法第9条）

公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価の具体的な内容については、第一義的には評価の実施主体である各館が定めるものであるが、その際、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、例えば公民館運営審議会や図書館協議会、博物館協議会等を活用するなど、外部の視点を入れた評価を導入することが望ましいこと。

3 社会教育委員の役割について（社会教育法第13条）

本条の改正後も社会教育委員の役割の重要性は変わらないこと。したがって、引き続き各地方公共団体においては、社会教育に関する諸計画の立案や青少年教育に関する助言、指導など社会教育委員の積極的な活動が展開されるよう留意すること。

4 図書館協議会及び博物館協議会の委員について（図書館法第15条、博物館法第21条）

図書館協議会及び博物館協議会は、地域住民をはじめとする利用者の声を十分に反映して運営を行うために設置するものであり、地域の実情に応じて多様な人材の参画を得るよう努めること。なお、今回の改正で追加された「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供に携わっている者等が想定される。これらの者を委嘱するか否かは、他の委員の構成や各館の目的・使命や地域の状況等を踏まえ、設置者である各教育委員会が適切に判断することに留意すること。

5 図書館及び博物館資料における電磁的記録の扱いについて（図書館法第3条第一号、博物館法第2条第3項）

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定される。従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものであること。なお、図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではないこと。

### 33 東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について (通知)

〔平成23年4月1日 23文科高第7号  
各国公立大学長，各公立短期大学長，各国公立高等専門学校長あて 文部科学副大臣通知〕

このたびの東北地方太平洋沖地震等により被害や影響を受けている大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）においては、被災した学生の修学上の配慮等について、文部科学省から発出した通知等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいておりますこと改めて感謝申し上げる次第です。

今後、災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生が出てくることが見込まれます。

学生が、大学等の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生への指導等をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、学生がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができること。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など学生の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

#### 2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等（参考1「学生ボランティア活動に関わる保険の例」参照）への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

被災地における状況や学生ボランティアによる支援要請等に関する情報について、文部科学省ポータルサイト（参考2「子どもの学び支援ポータルサイト」参照）などを活用しつつ、学生に情報提供を行うこと。

## 学生ボランティア活動に関わる保険の例（平成 22 年度時点）

### ① 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）

（他に学生教育研究賠償責任保険）

【（財）日本国際教育支援協会】

大学が窓口

保険支払いの対象となるボランティア活動：大学で認めた団体の管理下での届け出た活動に限る（学研災でカバーできない場合の保証内容については、付帯学生生活総合保険（任意加入）あり）

- ・ 保険期間 1 年～ 4 年
- ・ 保険料 専攻分野に応じて 650 円～ 900 円（標準・ 1 年間）
- ・ 保険金 死亡 2000 万円 後遺障害 3000 万円（最高）

※付帯学生生活総合保険は基本的に通年（4 年間）での保険制度。

保険料 補償タイプに応じて約 25000 円～ 40000 円程度

保険金 死亡・後遺障害：100 万円～ 500 万円

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

### ② 社会福祉協議会のボランティア活動保険

【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】

社会福祉協議会に登録した個人又は団体に所属する個人のボランティア活動での事故に対応

- ・ 保険期間 1 年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 31）
- ・ 年間保険料 補償額に応じて 490 円又は 720 円
- ・ 保険金 死亡・後遺障害 1418 万円又は 2000 万円

<http://www.fukushihoken.co.jp/volunteer/menu.html>

### ③ スポーツ安全保険

【（財）スポーツ安全協会】

加入手続きを行った 5 名以上のアマチュアの団体の構成員を補償対象

- ・ 保険期間 1 年間（毎年度 4. 1～翌年 3. 31）
- ・ 年間保険料 600 円
- ・ 保険金 死亡 2000 万円、後遺障害 3000 万円（最高）

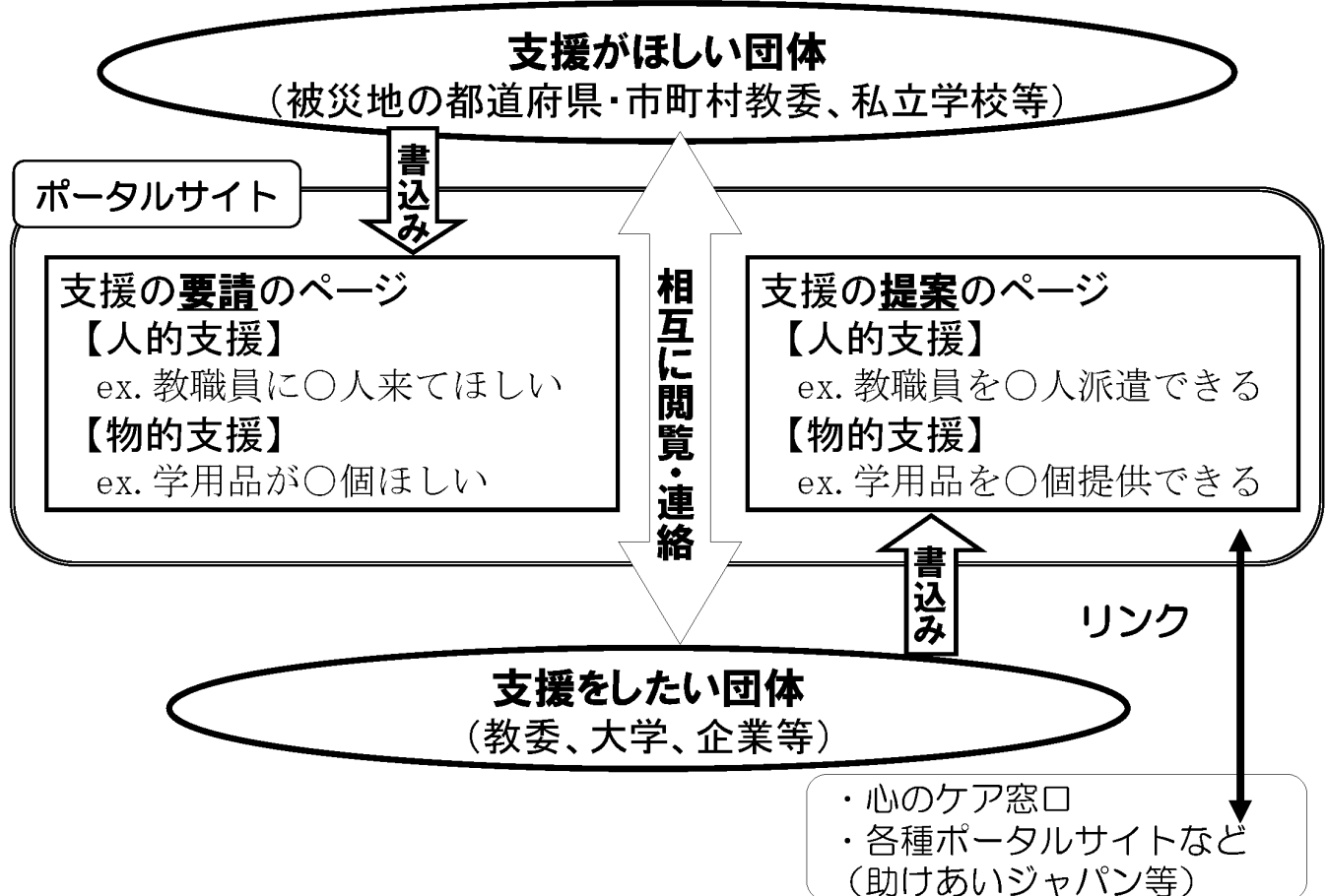
<http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>

# 東北地方太平洋沖地震 子どもの学び支援ポータルサイト(イメージ)

(※4月1日(金)14:00開設予定)  
http://manabishien.mext.go.jp/

## メリット

- ① 被災地の要求内容と支援者のニーズの相互提供
- ② 子どもの学び支援に関する情報を一元化



## (掲載する支援内容と関連情報の例)

### ①人的支援

・支援内容： 教職員、専門スタッフ、その他ボランティア等

※関連情報： 人数、派遣形態、業務内容、期間、資格の有無、交通費等  
支給の有無、滞在期間中の待遇など

### ②物的支援

・支援内容： 備品・学用品等(教材・筆記用具・パソコン)、一般図書  
その他(玩具含む)

※関連情報： 物品詳細、数量など

### ③被災した子どもの学校への受け入れなどその他支援

・支援内容： 被災した子どもの学校への受け入れ等

※関連情報： 受け入れ人数、期間、学校種、住宅事情等の生活情報など

## 34 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）

〔平成 25 年 1 月 21 日〕  
〔中央教育審議会答申〕

### はじめに

- 平成 20 年 4 月 18 日に文部科学大臣により中央教育審議会に対し、「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」の諮問が行われた。諮問理由では、「青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にある」こと、また「昨今の行財政改革や規制改革の動向等も踏まえるととも、新しい時代における青少年教育施設に対する要請に応えつつ、その設置や管理運営の在り方を検討する必要がある」こととされており、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について検討することが求められている。
- 本諮問を受け、平成 20 年 5 月に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の下に青少年教育特別委員会を設置し、審議を行ってきたが、新しい時代に求められる青少年教育について審議すべき事項は広範多岐にわたることから、まず青少年の体験活動という観点から議論を進めることとし、平成 23 年 5 月に同委員会を廃止した上で青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会を設置し、13 回にわたる審議及び委員による青少年教育施設の視察等を行いながら、審議を進めてきたものである。
- 従来より学校教育法及び社会教育法、教育振興基本計画等において、体験活動については規定がなされている。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査研究等により、体験活動が青少年に与える様々な教育的効果や発達段階に応じた効果的、具体的な体験活動について、明らかになってきており、こうした結果等を踏まえ、今後の体験活動を効果的に推進する方策を示していくことが必要である。
- 本答申は、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言するものである。



## 1. 今なぜ青少年の体験活動か

### (体験活動の機会の創出)

- かつて多くの子どもたちは、仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活、成長していく過程で、様々な自然体験・社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていた。しかしながら、今の子どもたちをめぐる環境は、心や体を鍛えるための負荷がかからないいわば「無重力状態」であり、青少年の健全育成にとって深刻な事態に直面している。
- 便利・快適・安全な現代社会においては、青少年は全力を出す「スイッチ」を入れるチャンスを失っているのではないか。青少年の「生きる力」を育むためには、意識的に、目標を持って体験活動等にチャレンジする機会を創出する必要がある。リスクを恐れるあまり、周りの大人が子どもに対して過保護になってしまい、青少年期に必要な体験活動の機会を奪っている面もある。
- 都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場や「本物」を見る機会が少なくなり、そのノウハウも継承されなくなっている。他方、青少年教育施設<sup>1</sup>の減少<sup>2</sup>、社会教育主事の減少<sup>3</sup>等により、これらの状況に拍車がかかっている。
- また、保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡、学校の判断によって、青少年の体験活動の機会に「体験格差」が生じているとの指摘もある。
- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。

### (社会経済の変化と「社会を生き抜く力」)

- 都市化・過疎化や核家族化が進み、価値観やライフスタイルが多様化し、社会とのつながりが希薄化する中で、親戚や異年齢の子どもたち、地域の人たち等との「ナナメの関係」が希薄となり、子どもたちの人間関係能力が低下している。
- 個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、新しい価値観を創造したり、異なる他者と協働したりする能力等が必要とされている。
- さらに、グローバル化等に対応しつつ、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、リー

<sup>1</sup> 青少年教育施設：青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供を行うとともに、青少年団体等の利用に供するために設置される社会教育施設。本報告においては、少年の自然体験を推進する「少年自然の家」及び青年に研修や交流の場や機会を提供する「青年の家」（宿泊設備を備えるものと備えないもの双方を含む）をいう。

<sup>2</sup> 国立・公立の青少年教育施設は、平成14年：746施設、平成17年：719施設、平成20年：544施設、平成23年：471施設と、9年間で約35%にあたる275施設が減少している。（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

<sup>3</sup> 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担う。年々減少しており、平成23年度は2,521人である。（平成8年度は、6,796人）（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

ダーシップ，国境を越えて人々と協働するためのコミュニケーション能力等を身につけた人材が求められている。

- 少子・高齢化の進行，グローバル化や情報通信技術の進展，経済環境や雇用環境の急激な変容など，変化の激しい社会において，「社会を生き抜く力」の養成が求められている。「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」（平成24年8月24日）においても，基本的方向性の第一に掲げられている。また，平成23年3月11日に発生した東日本大震災は，「生きる力」の意義を再認識させたといえよう。

#### **（体験活動を推進する社会的な仕組みの構築）**

- 体験活動は，学力向上の取組と相反するものではないが，学校現場や保護者の間では，学力向上の取組と比べると，体験活動の重要性が必ずしも認識されていないことが多いとの意見もある。また，体験活動の重要性が認識されてはいても，教員は生徒指導上の問題への対応等の様々な課題で忙殺されており，体験活動の機会の確保が十分になされていない現状がある。
- こうした中で，社会全体として体験活動を推進していくためには，国や地方公共団体のほか，地域・学校・家庭・民間団体・民間企業等がそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし，連携していくことが必要である。
- 青少年の体験活動の機会と場の提供を行っている国立青少年教育施設の在り方については，行政改革の観点から見直しが求められているところであり，その機能と役割を明確化するなど，今後の方向性を示していくことが求められている。
- また，NPOや子ども会，青年団，青年会議所など多くの民間団体が，青少年の健全育成のため，様々な体験活動プログラムを企画・実施しており，各地域における青少年の体験活動の機会の提供や地域の絆（きずな）づくりに重要な役割を果たしているが，これらの団体等の活性化が求められている。
- これらを踏まえ，体験活動の位置付けや関係者の責務を含め，青少年の体験活動を総合的に推進するための法的な枠組みの整備やその財源の在り方など，社会的な仕組みの構築に向けて，関係者の合意を得ていくことが必要である。

## 2. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について

### (1) 体験活動の定義について

○ 体験活動は、意図的かどうかを問わず、直接自然や人・社会等とかがかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。体験活動の定義については、平成 19 年の中央教育審議会答申<sup>4</sup>において、主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」とされており、特に社会教育や学校教育の場で提供される場合は、教育的な目的・効果を考慮して体験活動を進めている。本報告においては、主として上記答申の定義の体験活動を念頭において提言している。

また、体験活動そのものを目的とする場合、体験活動を手段として何かを学び取らせる場合を区別しながら、議論することが必要である。

○ 「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事である。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動である。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職場体験活動、インターンシップである。

### (2) 青少年体験活動の意義・効果について

#### (「社会を生き抜く力」の養成)

○ 体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかわりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

○ メディアを中心に世の中に流通している情報は、心地よく感じられるよう計算され加工された情報であり、そのような環境の中でのみ育つてくると人間としての「許容量」が狭いままになってしまう。自然の中で、これまで触れたことのない物にも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、大人になり思い通りにならない他者や状況に直面したときにも、うまく対応していくことができるようになると考えられる。

○ また、スポーツの役割は大きいですが、こうしたスポーツを始めとして集団で活動するためには、他人との意見調整やストレスの対処方法など、いわゆる「ヒューマンスキル」が重要であるとの指摘があるが、近年の若者はこの力が低下しており、体験活動や冒険的な活動などを行い、体験の中で育んでいくことが求められている。

○ さらに、自然環境や海外の人々とのつながりを持って生きる次世代のリーダー育成のためには、自然の偉大さを体験したり、切磋琢磨（せつさたくま）の機会を通じて、海外の人々と共に自然の

<sup>4</sup> 中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（平成 19 年 1 月 30 日）

中で問題を解決しながら進んでいく体験をしたりすることが重要である。

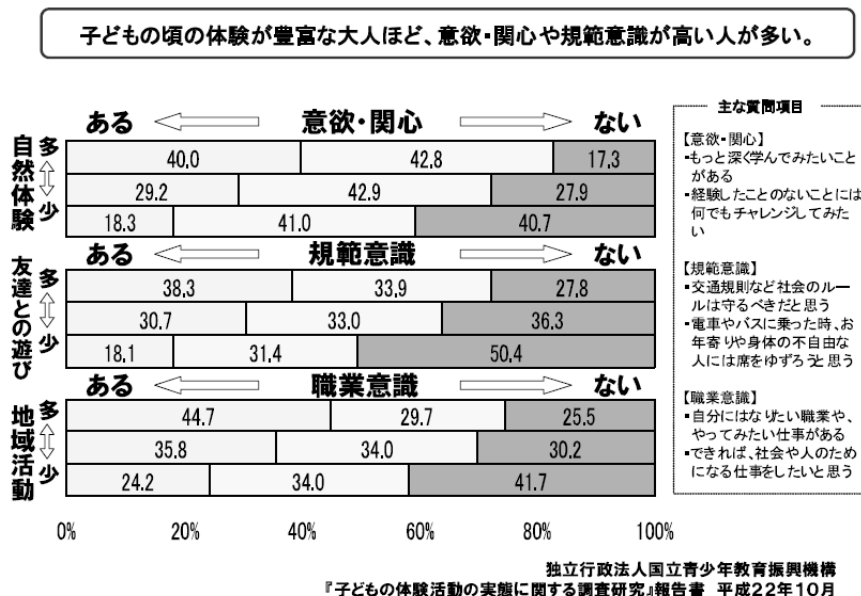
### (自然や人とのかかわり)

- 体験活動は、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会とのかかわり等を考える契機となり、結果、他社への共感や日本人としての心の成長、個人や社会の歴史の形成につながっていく。また、自然や人とのかかわりの中で命の尊さについて学ぶことができる。青少年期にその基盤を作ることが重要である。他者や生き物への配慮を含め、社会全体を考える人間を育むためには、教育的視点に裏打ちされた自然や文化などに触れる幅広い体験が必要である。

### (規範意識・道徳心等の育成)

- 規範意識や道徳心の育成においても、体験活動の意義は大きい。現在、「思いやり」や「礼儀正しさ」など日本人が古来大切にしてきた精神性の重要性が再認識されており、そのような道徳的価値観の涵養（かんよう）を図る上で、日本古来の精神性を学ぶことができるような場の教育力を活かした体験活動が有効である。
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、「青少年機構」という。）が実施した調査では、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・職業意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲や関心等が高い傾向にあることが明らかになっている<sup>5</sup>。

【図表1】体験活動の効果

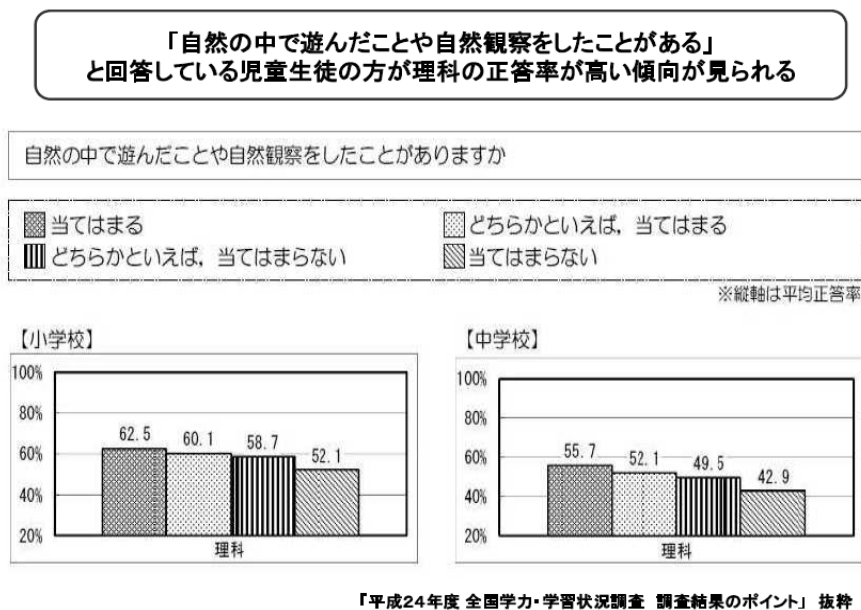


<sup>5</sup> 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書—子どもの頃の体験は、その後の人生に影響する—（平成22年10月14日）

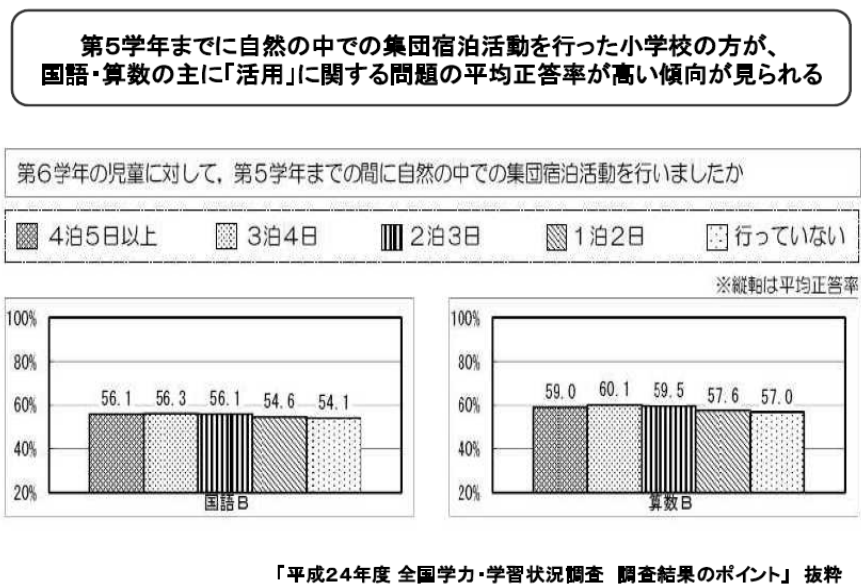
## (学力と体験活動)

- 全国学力・学習状況調査においては、自然の中で遊んだことや自然観察したことがある児童生徒の方が、理科の平均正答率が高く、自然の中での集団宿泊活動を長い日数行った小学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向が見られた。PISA調査（OECD生徒の学習到達度調査）においてもクラブ活動などの様々な学校の活動が行われているほど読解力の得点が高いという結果となっている。

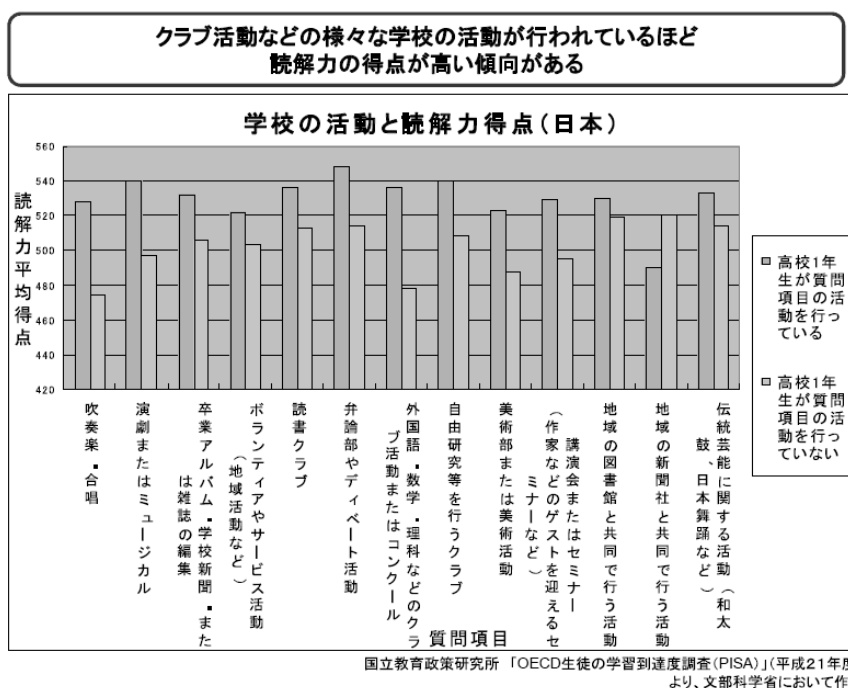
【図表2】理科の平均正答率



【図表3】国語・算数の活用



【図表4】PISA（OECD生徒の学習到達度調査）



### （勤労観・職業観の醸成）

○ 職場においては、近年、若年層のうつ病件数の増加や早期退職、コミュニケーション不足等の課題が深刻化しているとの指摘がある。

○ 近年の若者は、衣食住に不自由なく育ってきており、職業観として、仕事に対し、「食べるため」以上のことを追求するが、まず「働く」ことの意味を実感として理解する必要がある。その際、自然豊かな環境で、自然と向き合いながら生きる人々の暮らしぶりに触れるなど、生活の原点に戻る体験をすることが有効である。

### （社会的・職業的自立に必要な力の育成）

○ 学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにしていくため、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせることが重要である。子どもたちに自らの将来を考えさせるためには、多様な年齢・立場の人や社会の職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。

○ 地域の企業等における職場体験活動・インターンシップは、「働くこと」の意義を実感として理解し、また社会・職業についての現実的理解を深めるために、極めて重要な取組と言える<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日）

### (課題を抱える青少年への対応)

- 体験活動は、ニート・引きこもり等の青少年が抱える様々な課題の解決の一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効である。特に、不登校などの課題を抱える子どもたちに対しては、楽しみながらいろいろな世界の入り口をみせることができる体験活動を取り入れた教育が重要である。個々の子どもの状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けていくことができる。
- また、いじめの問題については、自然や地域社会と深くかかわる機会の減少や集団活動の不足等により、人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、些細(ささい)なことでも感情を抑制できないなど、いじめを生む要因となっているという指摘がある。いじめの未然防止のためには、様々な体験活動を通じて、子どもの社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要である。
- また、近年のうつ病などいわゆるメンタルヘルスの問題への対処においては、職場や学校から離れた自然の中で人や自然とつながる体験をし、ふだんの生活を客観的に見つめ直すことが重要である。

#### 【コラム1】課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラム開発

(独)国立青少年教育振興機構では、平成22年度・23年度に本部での調査研究のほか、中部・北陸ブロックのプロジェクトとして、課題を抱える青少年を対象とした自然体験活動や集団宿泊体験活動プログラムの開発を行った。

少年院や適応指導教室、児童養護施設、教育委員会等と連携して、それぞれの課題や年齢等に応じたプログラムを各施設が実施し、その成果を検証した。

例えば、国立妙高青少年自然の家においては、「妙高ひまわりキャンプ」として、児童養護施設に入寮している子どもたちを対象に、プログラムづくりから子どもたちが参画し、主体性・自主性を発揮しながら自己実現できる2泊3日のキャンプを実施した。

実施前と実施後の比較により、ストレスの軽減を思いやり、「徳育的能力」や「身体能力」で得点が向上するなど、一定の成果が報告されている。

### (発達段階別の体験活動)

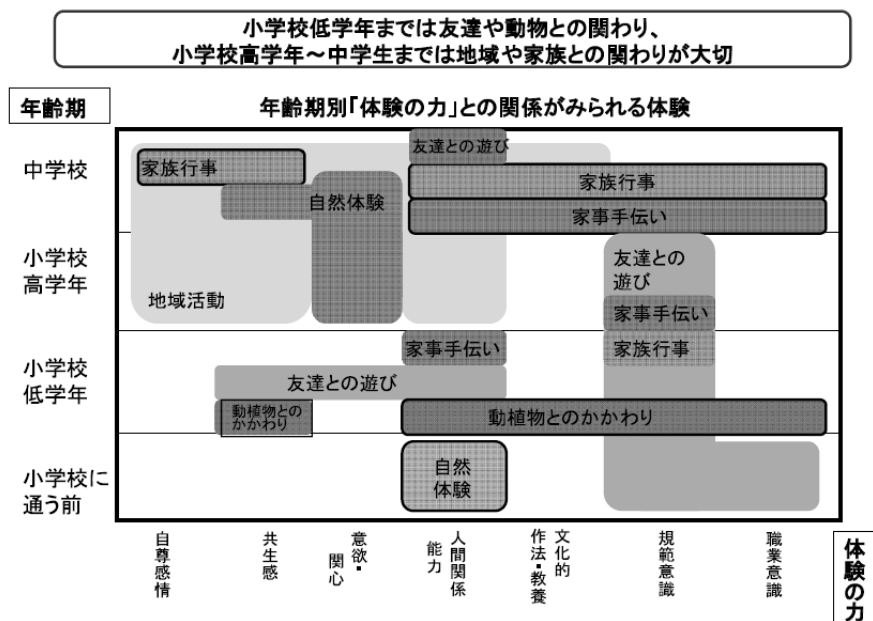
- 幼少期においては、子どもたち同士での「群れ遊び」を通じて、自然と力加減や人の痛みを知り、思いやりが育まれる。また、遊びの中での「ひらめき」が創造力や柔軟な思考力を養うこととなる。さらに、脳機能等の発達には、乳幼児期からの、家族や地域、自然の中での豊富な刺激・体験が重要であるという指摘もある。
- 発達段階に応じた効果的な体験活動については、小学校低学年までは「友達との遊び」「動植物とのかかわり」、小学校高学年から中学生までは「地域活動」「家族行事」「家事手伝い」等の体験

が効果的であることが明らかになっている<sup>7</sup>。学習指導要領では、主として小学校では集団宿泊活動や自然体験活動、中学校では職場体験活動、高等学校では就業やボランティアにかかわる体験的な学習を行うこととなっている。学校、家庭、地域で体験活動を実施する際には、こうした発達段階に応じた体験活動を行うことが効果的である。

さらに、今後、高校生や大学生を含めた青年期の若者に向けた体験活動についても、どのようなものが効果的であるのか明らかにして取組を進めていくことが望まれる。

- なお、現在、幼稚園等から小学校、中学校、高等学校まで学校段階間の連携・接続が進められているが、子どもの体験活動についても、連続性に留意することにより、一層効果的なものとすることが望まれる。例えば、キャリア教育を一つの切り口とするなどして、各学校段階を通じた体系的・系統的な体験活動のプログラムを検討することも重要と考えられる。

【図表5】発達段階別の体験活動



<sup>7</sup> 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書—子どもの頃の体験は、その後の人生に影響する—(平成22年10月14日)



### 3. 青少年の体験活動を推進するための取組について

#### (1) 学校教育における体験活動の推進について

##### ① 学校教育における子どもの体験活動の推進

###### (学校における取組)

- 学校教育法では、「小学校においては、(略) 教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準備)とされており、また、学習指導要領では、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」とされており、各学校において、発達の段階を踏まえ、教育課程に計画的・効果的に体験活動を組み込むことにより、今後、より一層体験活動を充実していくことが必要である。
  
- 学校教育における自然体験等については、長期の集団宿泊活動により、人間的に大きな成長が見られることなど効果がある一方で、学校から遠く離れた所に行かないと実施できないと考えられていることや、費用負担の問題、大人社会の体験活動への理解不足、教員の多忙感の増加等の懸念が、大きな課題であるとの意見があった。また、職場体験活動については、学校側が地域の企業に体験活動の依頼をしても断られる場合などもあり、活動場所の確保に苦慮している事例もみられる。
  
- 学校教育の中に体験活動を取り入れる際には、指導内容の増加、授業時数の増加という現状の中で、子どもや教員・家庭の過重な負担とならないようにするなど、学校現場の状況を十分把握して検討する必要がある。地域内の学校間での連携や、教育委員会が企画・調整するなどして、より効率的に体験活動の場の確保が十分になされるような取組が期待される。また、職場体験活動については、例えばPTAなど地域コミュニティがコーディネート機能を担っている事例もあり、地域全体の協働により、学校の取組を支援していくことも重要と考えられる。
  
- また、理科における実験、図画工作、美術における創作活動、生活、保健体育、技術・家庭、総合的な学習の時間その他の各教科等における様々な活動のような、学校の授業中にできる体験活動は、知識・技能の活用や問題探求等のきっかけとなるほか、子どもが自分自身の興味関心・得意分野を見つける重要な機会となっており、将来のキャリア形成にも大きく影響するという指摘もあるので、「体験的に学ぶ」という観点からのアプローチも重要である。  
今後、教育内容・方法が問題解決型、協働型・双方向型の学習をより重視していく中で、各教科等においても、体験的な学習を適切に取り入れ、子どもの学びを深める取組が進められることが期待される。

###### (学校教育・社会教育の連携強化とコーディネート)

- 平成20年の社会教育法の一部改正により、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることが加えられた。また、社会教育主事が学校の求めに応じ、助言を行うことができることとした。

- 青少年の体験活動の推進のためには、学校教育と社会教育の連携強化による体験活動の充実を図ることが不可欠であり、目標の共有や発達段階に応じた実践プログラムの整備・普及啓発のほか、学校教育と社会教育をつなぐ役割を果たすコーディネーターを教育委員会等に配置するなどの体制整備が必要である。
- このような取組を進めるためには、教育委員会の主体的な役割が重要であり、学校教育と社会教育の担当が連携し、その他の機関・団体等とも連携・協働して地域内の学校教育を含めた体験活動の具体的な推進方策を検討することが有効である。また、体験活動は、学級づくりや学校運営の観点からも極めて重要であり、教育委員会等は、社会教育に関する専門職員である社会教育主事によるコーディネート等を通じ、体験活動に精通した人材やそのノウハウを活用し、学校を支援する体制を構築していく必要がある。

## 【コラム2】島根県雲南市の取組

### ○「コーディネーター」の配置

島根県雲南市では、平成23年度から、各中学校区の小学校7校を拠点校に「社会教育コーディネーター7名（教育委員会職員4名・嘱託職員3名）」を配置している。

「社会教育コーディネーター」が企画・運営する「不登校児童・生徒対象の体験プログラム」や「健康体力づくりプログラム」「ふるさと体験プログラム」を通して、学校教育と社会教育の連携・協働を推進するとともに、地域における通学宿舎や自然体験、放課後子ども教室、地域自主組織等の体験活動との連携・情報交換など学校と家庭、地域との連携・協働の中で子どもたちの体験活動の充実を図っている。

また、平成18年度からは、市内全ての中学校7校に、不登校や特別支援教育に関する業務、危機管理等に関する業務を支援する「教育支援コーディネーター」（教育委員会職員）7名を配置するとともに、平成20年度からは、市内全ての小学校19校に「地域コーディネーター」（地域住民）19名の配置を行っており、これらの人材が連携して学校を支援する取組を進めている。

### ○学校・教育委員会等が連携した職場体験学習の実施

中学3年生を対象とした『『夢』発見ウィーク』では、学校現場と教育委員会が連携し、市内全ての中学3年生を同じ日程で、市内の事業所（175か所）の協力を得て職場体験学習を実施している。

「教育支援コーディネーター」「地域コーディネーター」の配置により、生徒の受け入れ先の開拓、地域生徒を対象としたバスの運行、無料乗車券の発行や広報活動を連携して効率的に行うことが可能となり、学校側は、学校事務（手続や調整等）の負担が軽減され、生徒への指導に力を入れることができるなど、校区を越えた幅広い体験学習の場を生徒に提供することができるようになっている。

- 今後、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、誠実性、責任感を育むためには、社会貢献活動や集団活動等様々な体験活動が重要であり、学校教育と社会教育が協働して体験活動の充実を図る必要がある。

### (大学の学修における取組)

- 大学においても、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められており、そのためには、インターンシップやサービス・ラーニング<sup>8</sup>、社会体験活動や留学体験等といった教室外学修プログラムを提供することが必要であることが指摘されている（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」平成24年8月28日中央教育審議会）。それにより、学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果をもつことができる。

### ②教員の体験活動に関する指導力向上

- 教員が、体験活動の意義・効果や実施の際の留意点等を理解し、体験活動に関する指導力を修得できるよう、養成段階や現職段階において、体験活動を実施する際の指導力向上につながる機会を積極的に設ける必要がある。

### (教員養成での取組)

- 教員養成段階において、子どもたちが体験活動を行う際に、学生が自ら企画を行ったり、引率したりするボランティア等として参加できる機会を取り入れることで、子どもの成長を実感したり、予期せぬ子どもの行動も予見し対応したりするといった教員に必要な能力を身に付けることができる。
- 島根大学教育学部では、教員志望の学生に対し「1000時間体験学修」プログラムの履修を卒業要件として導入しており、学生は4年間を通じて、学校現場や社会教育施設等で様々な体験活動を行い成果を上げている。こうした体験活動を取り入れた取組例やその効果を事例集にまとめることにより、教員養成課程を設置する大学等に広く周知する必要がある。
- 教員養成課程で体験活動を実施する際の課題としては、学生の希望と受け入れ側の学校・機関の意図との間のミスマッチや、受け入れ側の理解不足等があるが、学生の活動の成果や課題を次の年度の取組に活かすために事例発表の場を設けたり、大学側と受け入れ側の機関の意識共有を図るため定期的に会議を設けたり、また学生への事前・事後の指導を徹底したりする等の対応が効果的である。

---

<sup>8</sup> サービス・ラーニングとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。サービス・ラーニングの導入は、①専門教育を通して獲得した専門的な知識・技能の現実社会で実際に活用できる知識・技能への変化、②将来の職業について考える機会の付与、③自らの社会的役割を意識することによる、市民として必要な資質・能力の向上、などの効果が期待できる。（中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」用語集（平成24年8月24日））

### (現職の教員研修等における取組)

- 現職段階においても、教育委員会が青少年教育施設等と連携しながら、体験活動に関する研修を実施している例がある。また、免許状更新講習においては、大学や青少年教育施設等において、体験活動の講習を提供している。今後、体験活動を実施する際の指導力向上を図るため、学校現場のニーズを踏まえつつ、研修や講習の内容の見直しと充実を図ることが期待される。

### 【コラム3】島根大学教育学部の取組

#### ○「1000 時間体験学修」プログラム

島根大学教育学部では、平成 16 年度より、「多様な体験活動を通じてこそ、高度な教育実践力を培える」との観点から、「1000 時間体験学修」プログラムを必修として導入している。

1 年次から体験活動を積み重ね、事後指導を受けて振り返りを行うとともに、自己評価を行っている。

#### 「1000 時間体験学修」の内容

- ・基礎体力領域 (510 時間：必修 110 時間、選択 400 時間)  
 <選択分野>行政連携事業、社会教育施設での体験、各種団体での体験等
- ・学校教育体験領域 (340 時間：教育実習等)
- ・臨床・カウンセリング体験領域 (150 時間：カウンセリング等の実習、講義等)

具体的には、大学の教育支援センターが地域の学校、社会福祉施設、NPO等の団体から学習支援、放課後学童クラブ・授業補助、各種行事活動等の受入れ希望をまとめて学生に情報提供し、学生が希望に合わせて登録し、事前指導を行った上でそれぞれの活動に送り出している。

学生のアンケートによると、「1000 時間体験学修」を終了後は、「子ども理解」「協力」「コミュニケーション力」が高くなっていることが判明している。また、教育現場で働く卒業生からは「いろいろな現場に行って、たくさんの人と出会い、物事の考え方や捉え方、視野が広がった」「机上の勉強だけでは学ぶことのできない本当に社会に出て必要な経験をできた」等の感想が寄せられている。また、学生を受け入れた学校等からは、「生徒の心に寄り添いつつ、やる気を引き出すよい指導をしてくれた」「特別支援学級の子どもたちと一緒によく遊んでくれ、子どもたちも大喜びだった」等の、学生だけでなく受入れた学校等の子どもたちにも良い影響があるとの感想が寄せられている。

#### ○国立三瓶青少年交流野家との連携

島根大学教育学部では、「1000 時間体験学修」の中で青少年教育施設とも連携して体験活動を行っている。国立三瓶青少年交流の家の「さんべ祭」(施設開放事業)に合わせて、学生自らがステージでのイベントや子ども向けの体験活動(そば打ち体験・紙すき体験などのプログラム)の企画・運営を通して、リーダーシップを身に付ける活動がある。この中で、他大学の学生とも合宿を重ねることで絆(きずな)を深め、コミュニケーション能力・合意形成能力・問題解決能力が鍛えられ、多角的にものごとを見る力を養う場になったというメリットが指摘されている。

### ③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進

- 現在、東京大学を中心に大学の秋季入学への移行が議論となっており、東京大学の「入学時期の在り方に関する懇親会」報告書（平成 24 年 3 月）においては、「ギャップターム」期間中に、研究の現場に接する体験活動、学術を俯瞰（ふかん）する体験活動、ボランティア等の社会貢献活動、インターンシップなど勤労体験活動等の多様な体験を行うことが提言されている。青年期に幅広い分野の様々な体験を行いグローバルでタフな人材を育成するとの検討の方向性について、大いに共感し、高く評価したい。
- また、秋季入学への対応のみならず大学生を対象として、在学時及び卒業後から就職までの時期に様々な体験活動を行うことが、社会に出る前の重要な経験となることを改めて指摘しておきたい。現在、秋季入学移行については、東京大学において、引き続き検討が行われているが、実際に「ギャップターム」期間中において、体験活動を推進するためには、年間何万人もの若者が様々な体験活動を実施できるよう、社会全体で支援していく必要がある。
- その際、全国 28 の国立青少年教育施設は、年間約 500 万人が活用しており、かつ、青年期を対象とした様々な事業も実施しているため、そのスケールメリットやプログラム開発のノウハウを広く活用できるのではないかと考えられる。
- イギリスでは、「ギャップイヤー」が導入されているが、経済的な理由により、体験活動ができない人もいるとの意見もあり、家庭の経済状況の格差が体験活動の格差によらないように、様々な機関と連携し支援策を講じていくことが必要である。

#### 【コラム 4】東京大学の秋季入学の構想について

東京大学は、大学教育の国際化の必要性等から、大学を秋季入学とし、約半年間の「ギャップターム」期間を設け、各種の体験活動を推進する構想を提案し（平成 24 年 3 月）、これを契機として各界での議論が活発化している。

「ギャップターム」では、先端の研究や社会との接点を持つ多様な経験を通じて、①大学で学ぶ目的意識を明確化、動機付け、②偏差値重視の価値観のリセット、学ぶ姿勢への転換、③入学後の海外留学等に挑戦する素地づくりなどが期待されている。

さらに、「ギャップターム」期間中の体験活動については、複数の大学や産業界との連携の下、各種の体験活動のプログラムの開発や認証、情報収集・提供を行う非営利団体を設けて対応する体制を整備することも一策であると提言されている。

政府としては、関係大学や産業界等の自主的・自発的な議論の実りある進展を期待しつつ、環境整備が必要となる課題その他の論点につき、その解決に向けて幅広く検討を進めることとしている。

## (2) 社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成について

### ①体験活動に関する理解の促進

- 子どもや保護者、学校それぞれにとっての体験活動の意義や目的を提示するなど、社会に対して啓発を行っていくこととともに、その目的に沿ったプログラムや実施体制の整備等を検討する必要がある。
- 特に、保護者に対しては、子どもの発達段階に応じて実施することが望ましい体験活動とその効果を青少年機構の調査研究結果等の根拠を示しつつ積極的に情報発信することにより、体験活動への理解を広げられると考えられる。
- 青少年育成に関する顕在的・潜在的な社会のニーズを踏まえ、体験活動の意義や効果をそのニーズに合わせてストーリーとして組み立てて、進学塾やゲームなどの他の選択肢に比べどのような利点や面白さがあるかを示していくことが重要である。
- 近年では、企業が必要と考える「社会人基礎力」を身に付けるためには、体験活動が有効であるという指摘がなされているところであり、社会人として必要とされる資質能力の育成や自己実現し幸福な人生を送るために体験活動がどのように有効かということを明らかにしていくことが望まれる。
- また、青少年教育施設や民間団体等において、取組事例や体験活動プログラムをホームページ等で取りまとめて紹介しており、これらの効果的な周知を図っていくべきである。

### ②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進

- 学校外での子どもの体験活動の充実においては、地域や家庭が果たす役割が大きく、子どもの成長に合わせて様々な体験ができるよう、地域社会や保護者が積極的に働きかける必要がある。そのため、地域や行政、学校、民間団体等が子どもや保護者が参加できる体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進していく必要がある。保護者自身も、乳幼児期からの多様な体験を通じて生活のために必要な習慣等を身に付けさせるなど、家庭教育の中で子どもの心身の発達を図るよう努め、更に日頃の家庭や地域での取組を広げていくという意識が重要である。
- 学校で体験活動に取り組む際は、学校と地域との連携が極めて重要である。様々な立場の人とのコミュニケーションの体験が子どもにとって必要であり、地域の人々と交流する機会などを盛り込むことが効果的である。
- 学校では同学年の子ども同士で遊ぶことが多いが、子どもは異年齢の子どもと交わることで成長するので、そのような機会を学校が地域や家庭と連携しつつ、意識的に提供する必要がある。  
また、インクルーシブ教育システムの構築が進められる中で、障害のある子どもが地域の同世代の子どもや人々との交流等を進めるためにも、障害のある子どもの体験活動についても推進していく必要がある。

- 子どもの体験活動の充実のためには、地域住民の参画による学校支援地域本部や放課後子ども教室等の仕組みを活用した取組の推進、地域住民が主体となって活動を展開する総合型地域スポーツクラブでの取組など、地域づくりの活動の中に位置付けて行っていくことも必要である。また、廃校施設を活用して体験学習施設を整備し、地方公共団体や民間団体等が学校や家庭に体験学習の場を提供している事例があり、このような取組の更なる展開も期待される。
- さらに、各都道府県では、体験活動・ボランティア活動の窓口が置かれ、県によってはセンターが設置されている場合があり、学校や青少年教育施設等においても、これらの窓口とも連携しながら取組を進めることが有効である。

#### **【コラム5】地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(兵庫県教育委員会の取組)**

兵庫県では、「心の教育」の充実を図ることの大切さを認識し、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、「生きる力」の育成を図っていくため、中学2年生全員を対象に、地域や自然の中で1週間の体験活動を実施している。活動は、農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動など、生徒の興味・関心に応じて行われている。

この事業では、学校・家庭・地域の連携を不可欠な要素としており、中学校区で学校長、PTA、地域団体代表等で組織した推進委員会を設け、学校が調査した生徒の希望に応える受け入れ先や指導ボランティアの確保も行っている。

### **③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進**

- NPOや子ども会、青年団、青年会議所等多くの民間団体が青少年の健全育成のため、様々な体験活動プログラムを企画・実施している。自然体験活動の場の提供、環境教育や持続可能な開発のための教育としての体験プログラムの実施、異年齢や異世代交流の機会の提供、海外の青少年との交流など、地域や社会の要望を踏まえた幅広い内容となっており、各地域における青少年の体験活動の推進や、地域の絆(きずな)づくりにおいて、重要な役割を果たしている。
- 近年では、国や地方公共団体、そして民間団体のみならず、民間企業がその特色やアイデアを活かした様々な形で、社会貢献活動として、青少年の体験活動の機会と場を提供したり、独自に民間団体等を表彰するなどの取組が見られる。こうした民間企業が提供する体験活動は、青少年に多様な体験活動を提供する上で、有意義であることから、今後更なる広がり期待したい。
- 東日本大震災に際しては、様々な企業が被災地の子どもたちを支援するため、自然体験活動等の機会を提供する取組を実施している。例えば、青少年機構において平成23年夏から実施している「リフレッシュ・キャンプ」においては、複数の民間企業が協賛を行い、行政の取組と民間企業の社会貢献のコラボレーションの姿勢について、被災地の子どもたちや保護者等から高い評価を得た。
- 国や地方公共団体等と民間団体・民間企業の連携は、更に広がりある充実した体験活動の機会の提供につながることを期待され、国等から積極的に民間団体・民間企業に働きかけるなどして、今後更に推進していくことが必要である。

## 【コラム6】民間団体・民間企業の取組事例

### ○やまもりキャンプ（公益財団法人キープ協会の取組）

公益財団法人キープ協会は、幼稚園・保育園のお泊まり保育、小中学校・高校の校外学習、自然体験教室、体験型修学旅行や大学のゼミ等の合宿など、乳幼児から大人まで広く利用できる「キープ自然学校」（山梨県）を運営しており、自然学校周辺の豊かな自然環境を活かして「やまもりキャンプ」を不定期で年間10回程度開催している。同キャンプでは、登山や溪谷ハイキング及び雪遊びなどの様々な自然体験活動や、異年齢集団による共同生活などを通じて、児童の主体性やコミュニケーション能力等を育てている。



### ○OA機器会社R社の取組事例

R社の社会貢献活動は、「地球環境保全」と「青少年の健全育成」を重点分野として、神奈川県の間地に「市村自然塾」を開設し、「生きる力を大地から学ぶ」という理念の下、平成14年から農作業と共同生活を体験できる場の提供を行っている。

毎年3月上旬～11月末までの9か月間、男女28名ずつ子どもたち（小学4年生～中学2年生）が、金曜夕方～日曜昼まで自然塾に集い（男女隔週）、2泊3日で全18回の活動を実施している。

さらに、今年度より卒業生を対象とし、「社会と人とのかかわり」を教材として広げ、生きる力を育むためのプログラムを開始している。

### ○食品会社N社の取組事例

N社では、創業者の設立した公益財団法人が、「自然とのふれあいが子どもたちの創造力を豊かにする」という考えのもとに進めている自然体験活動の普及に関する事業を支援している。

平成14年からは、全国の学校や団体が企画する自然体験活動を支援・表彰するコンテストを実施している。さらに、平成22年には、自然体験活動の指導者養成センターを長野県に設立し、自然体験活動の上級者養成や指導カリキュラムの研究・開発等を行っている。

### ○清涼飲料水製造販売会社C社の取組事例

C社では、公益財団法人を設立し、「心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に小中学生を対象にした地域社会の環境教育に関する活動実績の顕彰や高校生・大学生による環境保全・環境啓発に寄与する新しい企画の支援を実施している。また、廃校を宿泊型体験施設として再生し、豊かな自然環境の中の次世代を担う青少年の育成のために団体等に提供している。



#### ④体験活動の評価・顕彰制度の創設

- これまで議論してきたように、体験活動はコミュニケーション能力や自ら考え自ら動く力を身につけることにつながり、結果として人間性豊かでたくましい青少年の育成につながるものである。こうした青少年を更に養成していくため、体験活動を積極的に行った青少年を学校や社会がしっかりと評価するよう、その機運を高めていく必要がある。
- 例えば、イギリスにおいては、青少年を対象に、奉仕活動、冒険旅行などを通じて、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じ賞（アワード）を授与する取組（インターナショナル・アワード）を行っている。この賞（アワード）は、就職や進学、奨学金獲得の際に評価材料ともなっている。
- 日本においても、体験活動を積極的に行い様々な力を身につけた青少年が社会で評価されるよう、イギリスの事例等も参考にしつつ、日本の実情に応じた評価・顕彰制度の創設に向けて早急に検討する必要がある。特に民間企業等と連携することで、社会に大きく広がる可能性がある。その際、日本においては、用具が購入できないため部活動に参加できないなど経済格差がそのまま体験格差につながっているとの指摘もあり、経済的に余裕のない家庭の子どもも参加できるよう配慮する必要がある。

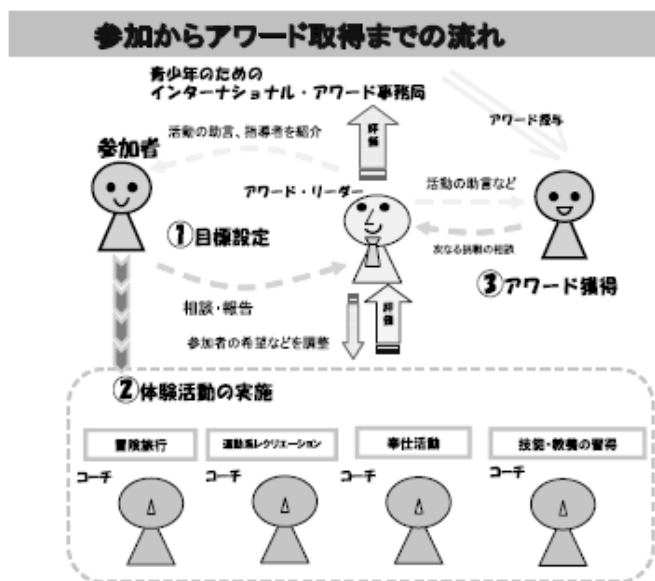
#### 【コラム7】インターナショナル・アワード

インターナショナル・アワードは、1956年にイギリスのエディンバラ侯爵殿下の創設により、「デューク・オブ・エディンバラ・アワード（The Duke of Edinburgh's Award (D of E)）」としてスタートした。以下4つの活動を通じて、14～24歳までの青少年を対象に、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じて賞（アワード）を授与する取組である。

- Service（奉仕活動）
- Skills（技能・教養の修得）
- Physical Recreation（運動系レクリエーション）
- Adventurous Journey（冒険旅行）

ブロンズ、シルバー、ゴールドと三つのレベルが設けられており、レベルが上がるにつれて、より高い目標設定とより多くの時間数が要求される。例えばブロンズ・レベルでは、奉仕活動、技能・教養の習得、運動系レクリエーションは、3か月～6か月の期間に継続的に活動したことが評価される。また、冒険旅行は、1泊2日のグループによる活動が評価される。現在までに、131か国で実施されており、約700万人の青少年が参加している。

また、62か国では、国レベルで制度が運営されている。



## ⑤体験活動の指導者養成

### (地域や学校における指導者養成)

- 青少年には良質な体験と指導者を用意することが必要不可欠であり、青少年機構は指導者養成に関する実績やノウハウを有する民間団体と連携しつつ指導者資格を付与する仕組みについて検討し、併せて国においてもその取組を支援する必要がある。その際には、養成した人材がどのような役割を果たすのかということを考えて検討することが求められる。
  
- 特に、学校と地域の連携による体験活動の推進に当たっては、例えば、学校支援地域本部や放課後子ども教室等のコーディネーターやボランティア、既に学校の活動にかかわっている保護者・地域の人材等が、体験活動の指導・引率などを行うことを想定したプログラムの提供など、学校や地域のニーズを踏まえた指導者養成の在り方についても検討する必要がある。  
また、仕組みを検討する際には、現場のニーズを踏まえつつ、人間関係づくりやカウンセリング等、青少年に接する指導者として不可欠な資質を高めるような内容を盛り込む必要がある。
  
- 体験活動を推進するためのプログラムの企画とともに、その実施体制を検討する必要がある。プログラムの企画・実施が、担当者の異動や個々の教員の経験の多寡等、属人的な事情により大きな影響を受けないよう、組織としてプログラムの成果を蓄積・共有できるようにする必要がある。
  
- 特に学校において、より質の高い体験活動を実施するため、プログラムの企画・実施においては社会教育主事の活用や、民間団体に既に指導者としての能力や実績を有する者や地域の人材等との連携について、積極的に検討する必要がある。このほか、質の高い指導者養成や、指導者等をコーディネートできる人の育成が急務である。

### (安全性の確保)

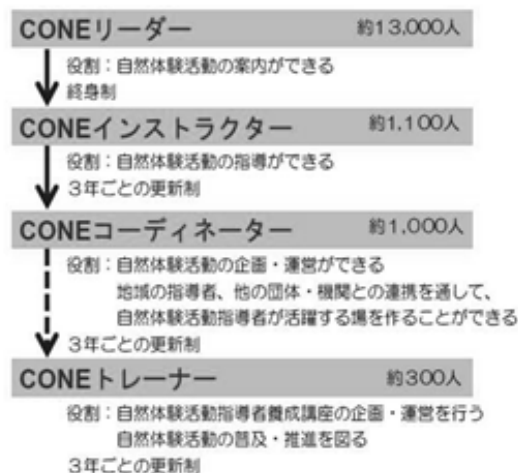
- 体験活動のうち特に自然体験活動は、生命にかかわる事態が発生する危険性があり、安全管理は最も優先されるべきである。ただし、不測の事態に臨機応変に対応する力を身に付けることが体験活動の目的の一つでもあり、過度に保護的な環境を創出することはその趣旨に反する。指導者等を活用し、安全確保ができる範囲を可能な限り広げるように努め、安全確保のために活動範囲を縮小することのないよう留意する必要がある。
  
- 利用者の安全確保のために、施設・設備の維持管理や研修による指導者の能力向上や連絡体制の整備、情報共有等について、国及び地方公共団体が適切な支援を行うことが必要である。また、国及び青少年機構は、安全確保のための指導事例集やマニュアルの開発を進め、教育関係者が広く活用できるようにするなど、安全指導に関する具体的な情報提供の方法を検討する必要がある。

### 【コラム8】CONE指導者養成制度（NPO法人自然体験活動推進協議会：CONE）

自然体験活動推進協議会（CONE）とは、自然体験をキーワードに、全国300団体が連携しながら、豊かな自然体験活動の推進と普及を行っている団体である。CONEでは、自然体験活動指導者の養成・紹介や、安全な活動の普及啓発、調査研究などを行っている。

CONEでは、2000年から「CONEリーダー」という指導者の登録を始め、現在約15,000人が民間の自然体験活動の指導者として登録している。さらに、「リーダー」の上に、「インストラクター」「コーディネーター」「トレーナー」などの資格を設けているが、社会の認知度が低いことや、活用が不十分なことなどが課題となっている。

#### CONE指導者制度のしくみ

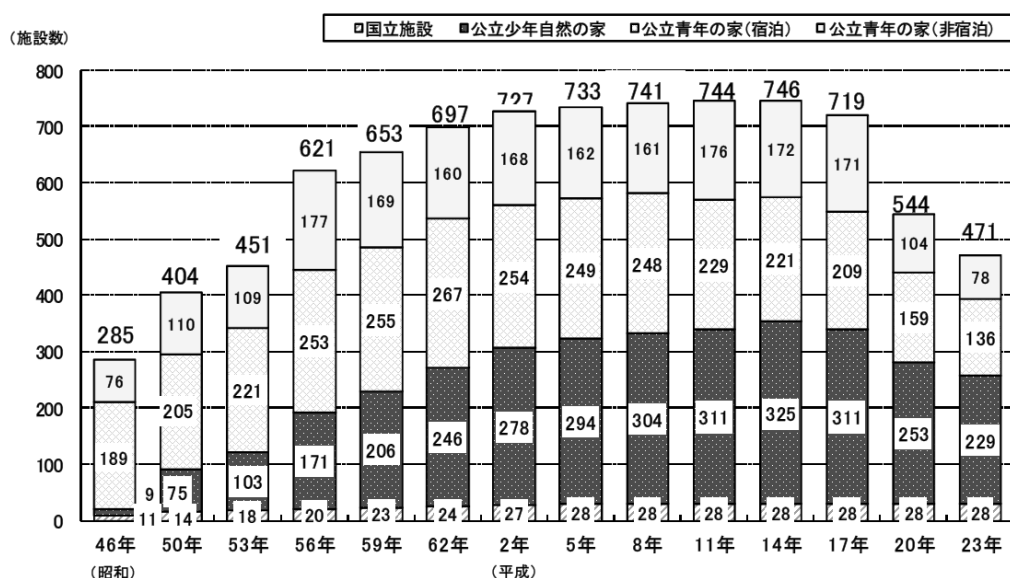


### （3）青少年教育施設の役割・取組について

#### （青少年教育施設の現状）

- 青少年教育施設は、現在、全国に国立は28、公立は443あり、青少年の体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っているが、近年その数が減少してきている。また、青少年教育施設では職員の指導による自然体験活動だけではなく、集団で食事や入浴をするなど協調性を養ったり、規則正しい生活体験の機会を提供する場でもあり、青少年の成長に大きな影響を与えている。

【図表6】国立・公立の青少年教育施設数の推移



注1) 国立施設(独立行政法人)が調査対象となったのは平成20年度調査以降。

平成17年度以前の国立施設数については、文部科学省調べ。

注2) 国立施設には、「その他青少年教育施設(国立オリンピック記念青少年総合センター)」を含む。

文部科学省「社会教育調査」(平成23年度は、中間報告)

### (国立青少年教育施設の役割)

- 全国 28 の国立青少年教育施設は、青少年の体験活動を推進するナショナルセンターとして、常駐の指導者のもと年間約 500 万人もの青少年等に利用されており、指導者養成・指導者の資質能力向上のための研修、幼少期から青年期まで体系的な体験活動についての実証的な調査研究、モデル的なプログラムの開発・普及等を実施している。また、学校・企業・民間団体など地域社会との連携や、国公立及び民間の青少年教育施設・青少年教育団体相互のネットワーク作りを担っている。今後、これらの機能を更に強化する必要がある。
- 一方で、「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において、「国立青少年交流の家等の自治体・民間への移管等に向けた取組や稼働率の低い施設の廃止に向けた検討を積極的に進め」ることとされており、今後、例えば、職員研修等にも配慮しつつ、閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討するなど、体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある。
- なお、「稼働率の低い施設」については、過去の閣議決定<sup>9</sup>において「原則として、稼働率が 5 割を下回り今後もその向上が期待できないもの」とされており、引き続き、それを踏まえることが適切である。
- 一方で、国立青少年教育施設は単なる宿泊施設ではなく、あくまで教育施設であることにかんがみれば、宿泊室稼働率と合わせて、国立青少年教育施設において活動した青少年に教育上どのような効果が得られたのか、ナショナルセンターとしての機能がどれだけ発揮されたのか等の多面的な評価を行っていく必要がある。

### (新たな管理運営の在り方)

- また、国立青少年教育施設を民間活力によって活性化することは重要である。青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、地域住民の方々等多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「新しい公共」型の管理運営の更なる推進や、所長から一般職員までの幅広い人事交流、民間出身所長の活用等が必要である。また、各地域において、少子化や地域の絆（きずな）の希薄化により、地域を担う青少年のネットワークが薄れつつある中、地域づくりや地域の青年リーダー養成等の中核としての機能を担うことも求められている。

#### 【コラム 9】新たな管理運営の導入に向けた研究

(独) 国立青少年教育振興機構では、平成 23 年 6 月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成 23 年 9 月より、新たな管理運営に向けた試行を、民間から所長を登用した赤城青少年交流の家と淡路青少年交流の家の 2 施設で実施している。

この試行においては、青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、学識経験者等幅広い関係者で構成された「運営協議会」を設置し、当該施設の運営に実際に参画していただくこととした。

平成 23 年度においては、運営協議会の委員の得意分野を活かしながら、教育事業、広報、財務・施

<sup>9</sup> 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

設管理など、施設側と委員側が協働して、業務の改善・見直しが実施できるよう協働委員会や協働プロジェクトを設置した。また「活かそう！学ぼう！ぐんまの体験学習データブック」の作成、運営協議会委員によるターゲットを明確にした事業の企画・実施などの取組が行われるとともに、運営協議会において、職員の任用や施策の予算について改善方策が検討され、これらを踏まえ、平成 24 年度の運営計画が策定された。

今後、運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることが期待されている。

- 公立青少年教育施設では、効率的な管理運営の観点から指定管理者制度の導入が進んでいるが、民間の力を活用した創意工夫のある運営や、効率的な運営に資する等の利点がある一方で、優秀な人材の継続的な確保をはじめとする安定的な運営の面、そして何よりも安全面で問題が生じているとの意見もあった。公立青少年教育施設が、学校や各種団体と連携し、地域の体験活動の拠点として、より一層活用されるように、これまでの制度や運用のメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的に支援する必要がある。
- 国立オリンピック記念青少年総合センターは、都市型の青少年教育施設として、青少年の学習活動・体験活動や研修を実施する場として活用されている。都市部の青少年は体験活動の不足が深刻であるという指摘があり、ニーズ調査等も行いながら都市型の青少年教育施設についても今後検討する必要がある。このほか、地方の青少年についても、遠方に所在する体験活動を実施できる施設に行く機会は少なく、屋内でのゲームが遊びの大半を占めている場合も多いため、家の近所で体験的な遊びができる環境づくりが求められている。
- 青少年教育施設での指導方法や活動内容の充実だけでなく、青少年教育施設の指導者を学校や教育委員会主催の研修会に講師等として派遣する等の取組や、教育委員会と連携して教員指導育成プログラム作りを考える必要がある。

#### 4. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について

- 今回の東日本大震災のような非常事態では、用意された答えを探すだけの勉強では、適切な対応をとることが不可能である。瞬時に適切な対応をとることができる感性や生き物としての、いわば「野生の勘」を磨くためには、青少年期に自然の中で様々な体験を行うことが必要である。
- 東日本大震災において、多くの青少年がボランティア活動を通じて成長したように、社会の一員としての自覚と責任感を高めるため、平常時においても、様々なボランティア活動等の社会貢献活動を積極的に推奨すべきである。社会貢献活動は、相手の役に立つという意義だけでなく、活動を行う側にとっても、多くのことを学ぶことができる学習の機会であるという認識を持つべきである。
- 東日本大震災では、多くの被災者の方々が、長い間、避難所となった学校の体育館等での共同生活を送る事態となったことを踏まえ、今後、平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊事といった非常時の生活を想定した体験を行う機会を設けることが必要である。このような取組は、非常時

にどのような行動をとるべきかを体験的に学ぶ機会となるとともに、親子や高齢者を含めた幅広い年代の地域住民が協働して取り組むことによって、災害時にも互いに助け合うことのできる地域の絆（きずな）づくりにもつながる。

- このため、国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所として想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」（平成 24 年度から実施）の更なる推進と成果の普及に努めることとする<sup>10</sup>。

### 【コラム 10】「防災キャンプ推進事業」：新潟県・北海道の事例

#### 「防災キャンプ in みつけ」（新潟県見附教育委員会（共催：新潟県教育委員会））

概要：地域の児童とその保護者・住民を対象に、豪雨の影響による水害について理解するとともに、学校での宿泊体験（2泊3日）や着衣泳などの体験プログラムを通して、被災時の対応能力や災害時の人としての在り方を身に付けるためのプログラム

実施場所：見附市立名木野小学校

参加者：約 100 名（市内小学校及び特別支援学校の児童、その保護者、地域住民）

プログラムの例：水害についての学習（避難体験やハザードマップの見方等）、レスキュー体験（搬送体験、着衣体験等）、非常食・炊き出し体験



成果：参加者からは、「災害から自他の命を守るスキルを身に付けることができた」、「仲間との関わりを深め、協調性や地域の方々へ感謝の気持ちを高めることができた」等という意見があり、地域防災・防災教育等にかかわる意識の醸成が図られた。県においては、県内全域において学校と地域が連携した「防災キャンプ」が実施されるよう、この事業の評価や成果を県内に周知することとしている。

#### 「壮瞥町防災キャンプ」（北海道壮瞥町教育委員会）

概要：地域の児童とその保護者を対象に、火山の噴火による災害発生時の適切な対応や、地域における過去の災害を学ぶとともに、東日本大震災からの教訓についての講義の受講、また避難所設営・火おこし体験などの体験プログラムを通じて、防災意識を高めたり、地域の絆（きずな）をつくるプログラム

実施場所：壮瞥町久保内小学校等

参加者：計 80 名（小学生・中学生・高校生・保護者・関係者）

プログラム：昭和新山・有珠山フィールドワーク、避難所設営、火おこし・炊き出し体験、集団での入浴体験



<sup>10</sup> 「学校安全の推進に関する計画」（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）において、国は「防災キャンプ推進事業」の実施と成果の普及に努めることとされている。

成果：参加した児童生徒からは、「自然災害と恵みについて学ぶことができた」、「日頃の備え、勉強と訓練の大切さを学んだ」等の意見・感想が寄せられ、防災意識の醸成が図られた。また、スタッフとして運営にあたった若手町職員にとっても貴重な研修機会となった。今回の成果を踏まえて、壮瞥町教育委員会では、今後も地域の歴史と自然を理解する取組を一層推進することとしている。

- 国立青少年教育施設は、今回の大震災で延べ約6万人の被災者及び国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて1千人を超える帰宅困難者等を受け入れるなど、その宿泊機能や職員の持つノウハウ、これまでの活動を通じた地域との信頼関係・ネットワークを活かした受け入れ支援を積極的に実施した。また、国立岩手山青少年交流の家では、自衛隊からの要請に基づき、被災地支援に要する燃料補給や延べ約2万6千人の自衛隊員の休息基地として対応するなど、被災地支援において重要な役割を果たした。
- 東日本大震災後、福島県の子どもたちは、東京電力福島第一原子力発電所の事故や、限られたスペースで活動しなければならない避難所生活の影響で、日常生活の中で多くのストレスを抱えることとなった。こうした子どもたちに対し、文部科学省及び青少年機構が実施した様々な自然体験活動等を提供する「リフレッシュ・キャンプ」では、参加者の子どもたちのやる気が向上（無気力感が低下）する等、様々なよい効果が見られた。

### 【コラム11】「リフレッシュ・キャンプ」

平成23年夏季以降、東日本大震災の被災地の子どもたちが、震災による様々な影響により、日常生活の中で多くのストレスを抱えている実態があることから、(独)国立青少年教育振興機構において、児童・生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、国立青少年教育施設を活用し、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を提供した。平成23年度夏季のリフレッシュ・キャンプでは、トップアスリートによるスポーツ・プログラムの他、ハイキングや屋内プールでの水泳等のプログラムが実施された。



参加者アンケートの結果、96%の参加者が「とても楽しかった」、「楽しかった」と回答しており、特に「無気力感」に顕著な改善がみられるなど、子どもたちの心身の状態にもかなりの改善がみられた。

なお、本事業の一部は、文部科学省との共催や、複数の民間企業からの協賛金・to to (スポーツ振興くじ)の助成金等を得ている。

実施場所：国立岩手山青少年交流の家（岩手県）、国立花山青少年自然の家（宮城県）  
国立磐梯青少年交流の家（福島県）、国立那須甲子青少年自然の家（福島県）  
国立妙高青少年自然の家（新潟県）  
国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都）

実施回数・参加者数：平成23年7月～平成24年8月

(平成 24 年 8 月時点) 6 施設合計で 87 回実施 (計約 9,700 名が参加)

※平成 24 年 8 月以降も引き続き同様の事業を実施している。

対象：被災 3 県の子ども等

- 引き続き、被災地では子どもの心のケアが大きな課題となっており、福島県をはじめとする被災地の子どもたちに対して、こうした体験活動の機会を積極的に設けることが必要である。特に被災地にある国立青少年教育施設は、体験活動を通じて被災地の子どもたちの心のケアを行う中心的機関として積極的に機能することが必要である。
- また、被災地を中心に、国公立の青少年教育施設を拠点として、災害現場から学ぶ体験的な防災教育の仕組み作りを被災者・行政・ボランティアなど多様な主体が一体となって進めるべきである。
- これらを踏まえ、広い敷地や多数の研修・宿泊施設をもち、質の高い職員を擁する国公立青少年教育施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラム、「サバイバル」の要素を持った研修プログラムの開発・実施などを行い、青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の被災地でのボランティアに参加したいという大学生等も多くいるが、休学中の学費や単位取得への影響を懸念する意見もある。国内の大きな課題に取り組む体験活動は重要であり、大学等が必要な配慮を図ることが望まれる。

## 5. グローバル化に対応した国際交流の推進について

- グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人と共に問題解決に向けた行動ができる力が求められている。
- そのためには、学習指導要領において「言語活動」の充実が求められていることも踏まえ、学校教育の中でもディベートやプレゼンテーション等を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、日本の豊かな伝統や文化を理解し、世界へ情報発信する力の修得を図ることが重要である。
- 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。また、海外の青少年は日本の文化を体験したいというニーズが高く、日本文化の発信という面でも意義がある。
- 例えば、4年に1度開催されるボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリーでは、



様々な国の青少年が、言葉は分からなくても、共に行う体験を通じて自然にうち解けて交流を深め、互いの文化を学び合う場が形成される。このような国際交流の体験は、自国の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成に資するものである<sup>11</sup>。平成27年には、日本（山口県山口市きらら浜）で世界から約3万人が集う第23回大会が44年ぶりに開催されることとなっており、これを契機として、青少年の国際交流の機運を醸成していく必要がある。また本大会に対し、政府としても積極的に支援を行う必要がある<sup>12</sup>。

#### 【コラム12】第23回世界スカウトジャンボリーの日本開催（山口県山口市）

世界スカウトジャンボリーは、4年に1度開催される世界スカウト機構主催の青少年大会で、世界161の国と地域から約3万人が集まり、キャンプをしながら「世界の仲間」と体験を共にする。様々な国からの参加者たちと共に生活することで、異文化を理解し世界中に友達の輪を広げるとともに、環境や平和などについて学ぶプログラムや、体を動かして体験するプログラムが提供されている。

会期：平成27年7月28日（火）～8月8日（土）12日間

会場：山口県山口市阿知須・きらら浜

対象：世界スカウト機構に加盟する161の国と地域の14歳から17歳の中・高生を中心に約3万人

※ 第23回世界スカウトジャンボリーのリハーサルとして、第16回日本ジャンボリー（兼第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリー）が同じく、山口県山口市きらら浜で開催される予定。（平成25年7月31日（水）～8月8日（木）9日間、小学6年生から高校3年生を中心に約1万5千人（海外からは約1,500人が参加予定）

○ また、若者の「内向き志向」が指摘され、海外留学者数が減少傾向にある中、グローバル人材の育成は急務である<sup>13</sup>。このためには、海外に留学する生徒・学生に対する経済的支援のみならず、青少年に対して、国際交流体験などを通して国際的な視野を持たせ、海外留学への関心を持ってもらうほか、国際的に活躍できる人材の育成につながるきっかけを提供することが必要である。

<sup>11</sup> 第22回世界スカウトジャンボリー（22 WSJ）調査報告書－国際的な集団野外生活が青少年に与える影響－（平成24年3月10日）

<sup>12</sup> 第23回世界スカウトジャンボリーの実施については、平成23年12月16日に「関係行政機関は必要な協力を行うものとする」との閣議了解が行われている。

<sup>13</sup> 「グローバル人材育成戦略」（グローバル人材育成推進会議「審議まとめ」）（平成24年6月4日）

### 【コラム13】若者の「内向き志向」

近年、日本の若者は「内向き志向」にあるとも指摘されており、実際に統計を見てみると、「留学したい」と考えている日本の高校生は半数以下で、米国・中国・韓国に比べるとその割合は低い。(図1)

また、新入社員に対する調査において、「海外で働きたいとは思わない」割合が、2001年の3人に1人から、2010年は2人に1人へ増えている。(図2)

図1：高校生の留学に関する意識調査（各国比較）

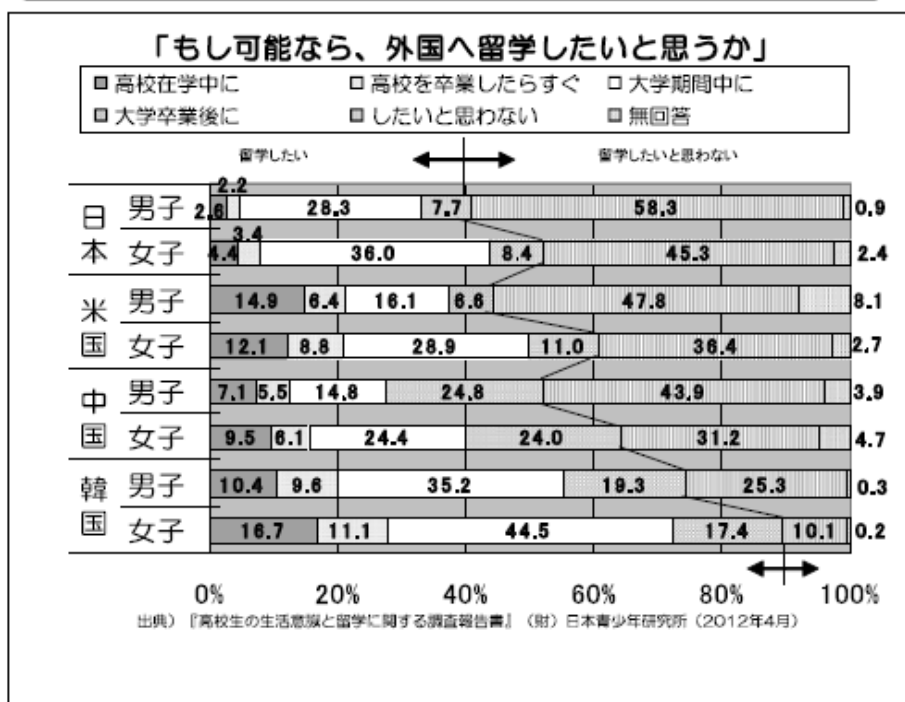
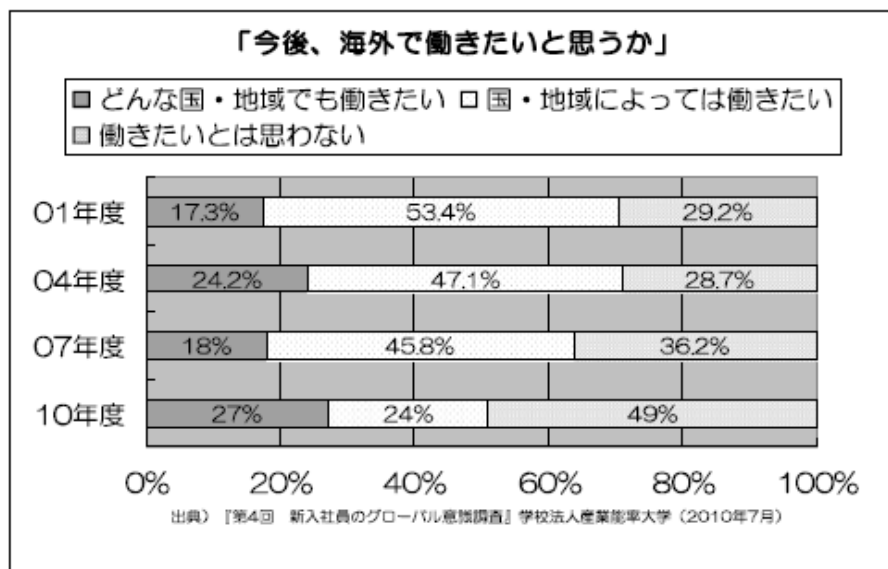


図2：新入社員のグローバル意識調査（経年比較）



○ 青少年の国際交流の推進にあつては、例えば、青少年教育施設を活用した国際交流事業などを通して、より多くの青少年が機会を得られるよう、今後、取組をより一層充実させることが重要である。そのためには、国の明確な方針の下、地方公共団体への財政的支援等についても検討し、円滑に活動が推進されるよう環境整備を図る必要がある。

## おわりに

- 今後、この答申の内容を実現するためには、今日の青少年をめぐる状況について、全ての大人が危機感を共有するとともに、体験活動の重要性を認識し、多様な体験活動を提供するためにできることから急速に取り組んでいくことが求められる。

家庭・地域における日常生活の場面から学校教育の場や企業活動などあらゆる場面において、大人が青少年にきっかけを与え、様々なプログラムの提供ができるよう積極的に展開していかねばならない。

学校・家庭・地域など社会の全ての構成員が自らの果たす役割と責任を自覚し、社会総ぐるみでこれからの社会を担う青少年の「社会を生き抜く力」の養成に向けて具体的に行動していくことを期待したい。

## 35 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）

〔平成27年12月21日〕  
中央教育審議会答申

### はじめに

平成27年4月14日に文部科学大臣より中央教育審議会に対し、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」の諮問が行われた。諮問においては、社会情勢の変化や教育改革の動向等を踏まえたコミュニティ・スクールの在り方や、今後全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための総合的な方策、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置のための方策、地域の人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となる仕組みづくり等について審議が要請された。

これらのうち、コミュニティ・スクールに関わる事項に関して専門的な審議を深めるため、初等中等教育分科会の下に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」が設置され、地域における学校との協働体制の在り方に関わる事項に関して専門的な審議を深めるため、生涯学習分科会の下に「学校地域協働部会」が設置された。両部会は、平成27年4月以降、必要に応じて合同審議を行うなど緊密な連携を図りながら、学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策に関し、集中的に審議を行った。

本答申全体を流れている理念は、未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくということである。

この理念を実現すべく、本答申では、これからの教育改革や地方創生の動向を踏まえながら、学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや方策を提言している。

具体的には、まず、第1章では、学校と地域の「パートナーとしての連携・協働関係」への発展の必要ととともに、これからの学校と地域が目指すべき連携・協働の姿を示した。

次に、第2章では、学校が抱える課題の解決を図り、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換していくための持続可能な仕組みとして、コミュニティ・スクールの仕組みの制度的な見直しや推進方策を提言している。

さらに、第3章では、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、子供たちの成長を地域で担うとともに、持続可能な地域社会を構築する観点から、社会教育の体制として、地域住民や団体等のネットワーク化等により学校との協働活動を推進する「地域学校協働本部」の整備を提言している。

最後に、第4章では、コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくための在り方について提言している。

本審議会としては、本答申が、子供たちの豊かな学びと確かな成長の保障と、子供を軸に据えて人々が参画・協働していく社会の実現に寄与することを切に願う。

## 第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

### 第1節 教育改革，地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

#### 【ポイント】

- ◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や，家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また，子供たちの規範意識等に関する課題に加え，学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。
- ◆「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂や，チームとしての学校の実現，教員の資質能力の向上等，昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において，学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆これからの厳しい時代を生き抜く力の育成，地域から信頼される学校づくり，社会的な教育基盤の構築等の観点から，学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり，そのことを通じ，社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

#### 1. 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等

##### (1) 社会の動向

##### (少子高齢化，グローバル化等の進行)

我が国は，現在，急激な少子化・高齢化の中にあり，2030年には，65歳以上の割合は総人口の3分の1に達し，そうすると生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている。日本全体として，人口減少を克服し，地方創生を成し遂げるため，人口，経済，地域社会の課題に一体的に取り組むこと，また，そのために国民一人一人がより主体的に社会を創り出していくことが求められている。

また，グローバル化や情報化が進展する社会の中で，多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い，一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播してきているために，先を見通すことが一層困難になっている<sup>1</sup>。

##### (地域社会の教育力の低下)

都市化や過疎化の進行，家族形態の変容，価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって，「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されている。教育は，言うまでもなく，単に学校だけで行われるものではない。家庭や地域社会が，教育の場として十分な機能を発揮することなしに，子供たちの健やかな成長はあり得ない。家庭を巡る状況の変化や，地域社会の教育力の低下に伴い，子供の教育に関する当事者意識も失われていくことで，学校だけに様々な課題や責任が課される事態になっていないだろうか。家庭や地域社会での教育の充実を図るとともに，社会の幅広い教育機能を活性化していくことは，喫緊の課題となっていると言わなければならない。また，特に地域を巡る状況は，上述の現代的事情を背景に，世論調査結果によれば，国や社会のことに目を向けるよりも，個人生活の充実など個人個人の利益を大切にする傾向にあり，そのため，互助・共助の意識も希薄なことから，貴重な学びや成長の機会・場が失われ，地域社会の停滞につ

<sup>1</sup> 子供たちが将来就くことになる職業の在り方についても，技術革新等の影響により大きく変化することになると予測されている。子供たちの65%は将来，今は存在していない職業に就く（キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授，2011）との予測や，今後10年～20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高い（マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授，2013）などの予測がある。また，2045年には人工知能が人類を越える「シンギュラリティ」に到達するという指摘もある。

ながる一因となっている。これまで活躍してきた社会教育関係団体も、活動への参加者が十分集まらず、その役割を十分に果たせていないケースが見られる。これからの時代においては、地域社会での教育の充実に向けて、様々な機関や団体等が連携し、ネットワーク化を図っていくことが求められている。

#### (地域コミュニティを創出する動きの広がり)

その一方で、各種の取組を通じて、地域住民や保護者等の側に、自ら子供たちに積極的に関わり支援することによって、自分たちの手で学校をより良くし、子供たちを育てていこうとする意識や志が生まれつつある。また、幾つかの地域では、子供も大人も自らが主体となって地域を活性化する取組に挑戦し、学校を核に、地域全体を「学びの場」と捉え、街全体の元気を取り戻しつつある。こうした意識の高まりを的確に受け止め、あるいは、一層醸成していくこと等を通じ、かつての地縁を再生するという視点にとどまらず、新たに地域コミュニティを創り出すという視点に立って、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて子供たちの学びや育ちを支援する地域基盤を再構築していくこと、さらには、こうした取組を広げ、常に社会全体で互いの幸せについて考え、そのために何ができるかを問い、学び続ける社会の形成を進めていくことが課題となっている。

#### (家庭教育の持つ重要性等)

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子供たちが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナー等を身につける上で重要な役割を担っている。家庭では、子供が社会を生き抜く力を持つことができるよう、様々な教育資源の情報収集や活用を図るなど、それぞれできることを努力している現状がある。

他方、近年、家庭の教育力の低下が指摘されている。特に、核家族やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容や、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、子育ての不安を抱える保護者の増加などが見られる。生きる力の資質や能力を身につけていく基礎をつくるため、適切な家庭教育を受けることは全ての子供にとって重要であり、親の学びや育ちを応援するとともに、家庭と地域をつなげることで、家庭教育の更なる充実を図ることが求められている。

このほか、昨今、子供たちが被害者や加害者となる様々な事件が発生しており、地域で家庭や子供たちを見守り支えることの必要性が指摘されている。こうした観点からも、学校と地域の連携・協働を一層進めることの重要性が増している。

## (2) 子供たちの教育環境を取り巻く状況

#### (児童生徒数の減少等の状況)

現在、児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に、小・中学校の統廃合や、高等学校の再編・統合が進んでいる。今後、少子化の更なる進行により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められている。

#### (子供たちの規範意識等に関する課題)

地域社会や家庭を巡る問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少等を背景として、子供たちの規範意識や社会性、自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下の課題等が指摘されている。その一方で、社会貢献への高い意欲や、柔軟で豊かな感性

と国際性を備えている一面も見受けられるなど、子供たちは、未来を創っていく主役として大きな可能性に満ちており、自らがこれからの未来を創り出していくという主体性ととも、その可能性を最大限引き出し、開花させていくことが求められている。

#### (学校が抱える課題の複雑化・困難化等の状況)

学校における状況に目を転じると、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数、日本語指導が必要な外国人児童生徒数等の増加など、多様な児童生徒への対応が必要な状況となっているなど、その環境は複雑化・困難化を極めており、教員だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっている。また、子供たちが自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の充実など、授業革新を図っていくことが求められている。

このような中、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査(TALIS)において、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出るなど、教員の勤務負担の軽減が課題となっている。教員が新たな教育課題に的確に対応し、教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、教員が子供と向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務となっている。

このほか、これまで、学校のガバナンス強化の視点から、学校評議員<sup>2</sup>、学校運営協議会<sup>3</sup>、学校関係者評価<sup>4</sup>の制度化等により、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みの構築が推進されてきたが、子供たちの育成の視点、学校運営の改善・充実の視点からも、地域との一層の連携・協働が課題となっている。

#### (3) 教育改革、地方創生等の動向

昨今の学習指導要領の改訂や教員の資質能力の向上等、様々な学校教育を巡る教育改革の方向性や地方創生の動向において、子供たちの成長過程における地域・社会との関わりの重要性や学校と地域の連携・協働の重要性等が示されている。学校と地域の連携・協働の在り方を検討する上で押さえるべき主な動向は、以下のとおりである。

#### (学習指導要領の改訂について)

学習指導要領の改訂については、その基本的な方向性について教育課程企画特別部会で審議が進められ、本年8月に「論点整理」が取りまとめられたところである。ここでは、社会の加速度的な変化の中でも、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められるとしている。

同部会の「論点整理」では、これからの教育課程には、社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根

<sup>2</sup> 平成12年に学校教育法施行規則の改正により設けられた制度で、校長の求めに応じ、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者が学校運営に関して意見を述べることができる仕組み。

<sup>3</sup> 平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設けられた制度で、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組み。

<sup>4</sup> 平成19年に学校教育法及び同法施行規則の改正により設けられた制度で、地域住民や保護者等の学校関係者が、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものとして、学校に対し努力義務が課されている。

幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」<sup>5</sup>としての役割が期待されている。「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」として、次の点が重要であると示している。

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

このような状況を踏まえ、今後、学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域との連携・協働を一層進めていくとともに、地域においても、子供たちの成長を支える活動により主体的に参画していくことが求められる。

#### (チームとしての学校の在り方の検討)

従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応し、学校全体の総合力を一層高めていく必要性から、平成27年12月の本審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」では、学校は、複雑化・困難化した課題に対応し、子供たちに求められる力を身に付けさせるため、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要とされている。また、学校と地域の連携を推進するため、学校内において地域との連携の推進の中核を担う教職員を地域連携担当教職員（仮称）として法令上明確化することを検討するとされている。

#### (これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上に関する検討)

平成27年12月の本審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」では、学校は、「チーム学校」の考え方の下、学校現場以外での様々な専門性を持つ地域の人々と効果的に連携しつつ、教員とこれらの者がチームを組んで組織的に諸課題に対応するとともに、保護者や地域の力を学校運営に生かしていくことが必要であること、また、新たな教育的課題に対応していくためには、学校が地域づくりの中核を担うという意識を持ち、学校教育と社会教育の連携の視点から、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくことも重要であるとされている。

---

<sup>5</sup> 「論点整理」においては、各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められていると示している。その上で、「カリキュラム・マネジメント」を捉える三つの側面として、

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

を挙げており、また、「社会に開かれた教育課程」の観点からは学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラム・マネジメント」を確立していくことが重要であるとされている。



### (小中一貫教育の制度化)

平成27年6月、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が公布され、28年4月から施行される。本改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度を創設するものである。組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す小中一貫型小学校・中学校（仮称）についても、今後、省令改正により制度化される。

これらの制度改正の基本的な考え方は、平成26年12月の本審議会答申<sup>6</sup>にまとめられているが、同答申では、小中一貫教育の総合的な推進方策として、地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える仕組みとして、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせる実施することが有効であり、中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある旨、提言されている。

### (高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革)

高等学校教育及び大学教育において、義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で、一人一人に育まれた力を更に発展・向上させる観点から、平成26年12月の本審議会答申<sup>7</sup>を踏まえ、平成27年1月「高大接続改革実行プラン」が公表された。現在、同プランに基づき、具体的な方策が検討されている。

高校生を地域の活動に積極的に参画させ、地域課題の解決に取り組む学習は、「確かな学力」を構成する思考力・判断力・表現力等の育成に寄与するとともに、学びへの興味と努力し続ける意志を喚起することにつながると期待される。（高等学校の特性を踏まえた学校と地域の連携・協働の在り方については第2章第2節2（3）及び第3章第4節2（3）参照）

### (教育委員会制度の改革)

平成27年4月、教育委員会制度改革を柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行された。新たな制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなり、同会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育等の振興を図るための重点施策等について協議を行うこととなる。

今後、総合教育会議の活用をはじめ、首長と教育委員会が共に手を取りながら、子供たちの豊かな学びと成長を一層支援していくことが重要視されており、両者のパートナーシップの構築は、学校と地域の連携・協働を推進していく力となる。

### (まち・ひと・しごと創生総合戦略等の決定)

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域の特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年11月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、同年12月には、同法に基づき、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための目標や施策等を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。同戦略の中には、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育を推進するとともに、公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援を行う旨が盛り込まれた<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」

<sup>7</sup> 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について」

<sup>8</sup> これに基づき、平成27年1月に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、

また、平成27年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」では、学校を核とした地域力強化の観点から、全公立小・中学校において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の取組を一層促進する旨が示されている。地方創生の実現に向けて、これからの子供たちには、地域への愛着や誇り、地域課題を解決していく力が求められる。

## 2. 学校と地域の連携・協働の必要性

教育は、地域社会を動かしていくエンジンの役割を担っており、教育により、子供たち一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子供たちが幸福に、より良く生きられるようにすることが求められている。

学校は、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供たちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていかなければならない。一方、地域は実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子供たちの学びを豊かにしていく役割を果たす必要がある。

今なぜ、学校と地域の連携・協働が必要なのか。主な理由は以下のとおりである。

### (これからの時代を生き抜く力の育成の観点)

これからの子供たちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する力が求められている。子供たちの生きる力は、学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していく。地域住民や企業、NPOなど様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子供たちに、実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することができる。

### (地域に信頼される学校づくりの観点)

次に、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中、困難な課題を解決していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に信頼される学校づくりを進めていく必要がある。地域住民や保護者等が学校運営に対する理解を深め、積極的に参画することで、学校をより良いものにしていこうという当事者意識を高め、子供の教育に対する責任を社会的に分担していくことができる。

### (地域住民の主体的な意識への転換の観点)

現代社会の変容の中、子供の教育に対する責任を地域住民が家庭や学校とともに分担していくためには、地域社会において、行政サービス等の「公助」を期待する地域住民の「受け身の意識」から、「互助・共助」の視点を持って、自ら生活する地域を創っていくという地域住民の「主体的な意識」に転換していくことが必要である。こうした意識の醸成のためには、地域住民が「学び」を通じて新たな関係を作り、それぞ

---

地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ活力ある学校づくりを実現する観点から、市町村が、①学校統合を検討する場合の魅力ある学校づくりの一環として、統合の検討プロセスから対象校に学校運営協議会を設置し、地域の意見を最大限反映させることや、②小規模校を存続させる場合のデメリットの緩和策として、コミュニティ・スクールの導入を契機として学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促すなどの工夫が盛り込まれている。

れで考え、成長していくことが必要である。また、今後は、子供たちを社会の主体的な一員として受け入れ、子供も大人も含め、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、地域課題や地域の将来の姿等について議論を重ね、住民の意思を形成し、様々な実践へとつなげていくことが重要である。

#### (地域における社会的な教育基盤の構築の観点)

地域の未来を担う子供たちの成長は、その地域に住む人々の希望である。地域社会を構成する一人一人が当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子供たちの学びに関わり、支えていく中で、地域住民の学びを起点に地域の教育力を向上させるとともに、ふるさとに根付く子供たちを育て、地域の振興・創生につなげるためにも、社会的な教育の基盤を構築していく必要があり、社会教育の体制を整備し、強化していくことが重要である。

#### (社会全体で、子供たちを守り、安心して子育てできる環境を整備する観点)

課題を抱えた保護者や子供の孤立化に対応する観点から、全ての子供たちを守り、支える地域社会の在り方が問われている。子供たちの安全・安心の確保、非行防止、健全育成という観点からも、まずは、学校に関する活動の中で、気軽に子供たちに声を掛ける取組から始めてみることや、学校と地域の連携の中で子供たちの様子を見守っていくことが重要である。個人や個々の機関だけでは対応が困難な課題についても、学校と地域の連携・協働により保護者や子供に必要な支援を行うことで、家庭や子供の変化をもたらすことにつながる。

また、幅広い分野における女性の活躍を促進していくため、学校と地域との連携・協働により、社会全体として子供の教育を支えていくことにより、安心して子育てできる環境を整備し、育児と仕事が両立する社会を実現していくことが必要である。

#### (学校と地域の「パートナーとしての連携・協働関係」への発展)

こうした観点を踏まえ、今後、学校や地域が抱える様々な課題に社会総掛かりで対応するには、学校と地域の関係を、新たな関係として、相互補完的に連携・協働していくものに発展させていくことが必要である。すなわち、学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、共有した目標に向かって、対等な立場の下で共に活動する協働関係を築くことが重要であり、パートナーとして相互に連携・協働していくことを通じて、社会総掛かりでの教育の実現を図っていくことが必要である。

### 第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

#### 【ポイント】

- ◆これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。
  - 地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換
  - 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築
  - 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進
- ◆上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が必要。

## 1. これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

### (1) 地域とともにある学校への転換

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域と共に発展していくことが重要であり、とりわけ、これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である。すなわち、学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められる。

これまでの提言<sup>9</sup>では、地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として「熟議」「協働」「マネジメント」の三つが挙げられており、これらはこれからの学校運営に欠かせない機能として、再認識していく必要がある。

- ①関係者が皆当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供たちを育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねること。
- ②学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かって共に「協働」して活動していくこと。
- ③その中核となる学校は、校長のリーダーシップの下、教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての「マネジメント」力を強化すること。

### (2) 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

学校、家庭及び地域は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互に協力していくことが重要である。地域が学校や家庭と共に教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子供たちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子供との関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制の構築が必要である。

地域には、学校、教育機関、首長部局等の行政機関、社会教育施設、PTA、NPO・民間団体、企業、経済・労働関係団体など、様々な機関や団体等がある。他方、個人として学校支援ボランティアに関わっている地域の人々もいる。子供たちや学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、また、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供たちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要である。学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供の育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における教育の当事者としての意識・行動を喚起していくことで、大人同士の絆<sup>きずな</sup>が深まり、学びも一層深まっていく。地域における学校との協働活動に参画する住民一人一人が学び合う場を持って、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要である。

<sup>9</sup> 「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」（平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）、「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆<sup>きずな</sup>をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」(平成23年7月 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議)

さらに、家庭教育の支援の観点からも、地域と学校の連携が進むことで、課題を抱えた保護者に対する支援の充実につながるとともに、孤立感を抱えた保護者を含む多くの保護者に対し、学校との連携・協働による活動に参画していく機会を作ることに繋がる。

### (3) 学校を核とした地域づくりの推進

地方創生の観点からも、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子供たちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要である。成熟した地域が創られていくことは、子供たちの豊かな成長にもつながり、人づくりと地域づくりの好循環を生み出すことにもつながっていく。また、地域住民が学校を核とした連携・協働の取組に参画することは、高齢者も含めた住民一人一人の活躍の場を創出し、まちに活力を生み出す。さらに、地域と学校が協働し、安心して子供たちを育てられる環境を整備することは、その地域自身の魅力となり、地域に若い世代を呼び込み、地方創生の実現につながる。

一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、子供の育ちを軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していく視点が重要である。子供たちも、総合的な学習の時間や、放課後・土曜日、夏期休業中等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。

地域によっては、公民館等の社会教育施設を一つの拠点として、高齢者の健康維持や文化の伝承等の地域課題に関わる社会教育活動を、住民が主体となって活発に行っているところもある。学校という場を地域の人々が集い、学び合う場としてだけでなく、このような拠点が学校とつながり、双方向の関係を持つことも有益である。

## 2. 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築

本節1. で示した「これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿」を具現化していくためには、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを構築していく必要がある。

現在、学校と地域の連携・協働を推進する仕組みとして、コミュニティ・スクール<sup>10</sup>（学校運営協議会制度）の仕組みや、「学校支援地域本部」による様々な教育活動、「放課後子供教室」の体験活動等を行う社会教育の既存の体制<sup>11</sup>がある。

学校と地域がパートナーとして連携・協働するには、両者がビジョンを共有し、学びを展開していくことが重要であり、上記の既存の体制による取組を一層推進していくとともに、地域における様々な体制等をつなぐコーディネーターを配置する等の仕組みの構築や、既存の仕組みの更なる工夫が不可欠である。

このため、本審議会では、これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を踏まえながら、地域と

<sup>10</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

<sup>11</sup> 国及び地方公共団体で分担する補助事業「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における学校支援地域本部や放課後子供教室等（地域コーディネーターの企画調整により地域住民の協力を得て、授業補助や学校環境整備、放課後の体験活動等、様々な教育活動の支援を実施）を行う体制。第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）においては、これらの取組など「保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制」と記載されている。その他、公民館等による地域課題解決等の取組を含む様々な学校づくり、地域づくりのための活動を行う体制も含まれる。

ともにある学校に転換していくための持続可能な仕組みとして、これからのコミュニティ・スクールの在り方について審議するとともに、地域において子供たちを支える持続可能な仕組みとして、地域における様々な体制等の在り方について審議した。(コミュニティ・スクールの在り方については第2章、地域における様々な体制等の在り方については第3章で言及)

なお、子供たちの生きる力を育成する観点等からすれば、学校と地域の連携・協働は、公立学校にとどまらず、国立学校や私立学校においても重要なものである。第2章については、学校運営協議会の制度が公立学校の管理運営の改善を図るための仕組みであること等を念頭に、公立学校を中心に述べているものである。また、第3章における地域学校協働活動についても公立学校を中心に述べているが、国立学校や私立学校が所在する地域においては、それらの学校の教育方針や地域の実情を踏まえつつ、地域学校協働活動に取り組むことが期待される。

### 3. 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備

今後、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができるよう、また、住民が地域による学校との協働活動に参画する機会を得られるようにするためには、各都道府県や市町村において、子供たちの成長や地域の振興・創生に向けたビジョンを掲げ、地域住民、保護者、学校及び様々な関係機関や団体間でそれを共有しつつ、学校と地域の連携・協働を推進していく必要がある。

このためには、都道府県や市町村の教育委員会内において、コミュニティ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と、学校支援地域本部や放課後子供教室等の施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働体制の構築が不可欠である。

また、首長部局等との連携・協働は、これからの教育改革の大きな柱となるものであり、学校と地域の連携・協働による取組は、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野とも関連するものである。取組を円滑かつ効果的に進めていくためにも、総合教育会議を積極的に活用しつつ、部局横断で子供の育ちを総合的・一体的に支援する体制を構築していくことが重要である。

さらに、学校と地域の双方に、連携・協働を推進する窓口となる人材を配置することで、相互の役割分担を進めながら、連携・協働体制を構築・強化していく必要がある。(地域連携の推進を担当する教職員は第2章、地域コーディネーターは第3章で言及)

## 第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

### 第1節 コミュニティ・スクールの意義・理念等

#### 【ポイント】

- ◆平成16年に学校運営協議会制度が導入されて以降、コミュニティ・スクールが広がり、地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組む動きが進展。
- ◆地域との連携による学校運営の改善が図られるほか、教職員の意識改革や学力・学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果認識がある一方、取組が保護者や地域に余り知られていない、管理職等の負担が大きいなどの課題もあり、制度面の改善や推進方策の検討に当たっては、課題認識も踏まえた検討を進める必要。

#### 1. コミュニティ・スクールの意義・理念

学校運営の状況が地域住民や保護者等に分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性等の指摘がある中、時代の変化に応じて、地域住民や保護者等から、学校教育に対する多様かつ高度な要請や、開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになってきていること等を背景とし、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、学校運営協議会制度が導入された。これは、平成12年の学校評議員制度による学校と地域との連携を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かす発想からくるものである。

学校運営協議会は、地域住民や保護者等が学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識の高まりを学校が的確に受け止め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みとして意義を持つ。国は、制度導入後、学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼び、第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）において、コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大することを成果指標と定め、その推進を図ってきた。

第1章で述べたように、様々な教育改革や地方創生等の動向を踏まえながら、学校と地域は一体となって連携・協働体制を築いていく必要がある。コミュニティ・スクールの仕組みについても、制度導入から10年余が経過した今、新しい時代における学校と地域の目指すべき連携・協働の姿を見つめながら、その実現にふさわしい仕組みへと創り上げていく必要がある。このため、改めてコミュニティ・スクールの意義や成果、課題等を検証した上で、制度面の改善や財政面の措置も含めた方策について審議した。

#### 2. コミュニティ・スクールの現状等

##### (1) コミュニティ・スクールの現状と成果

平成27年4月現在、全国2,389校（全国5道県235市区町村の教育委員会）がコミュニティ・スクールに指定されており、幼稚園95園、小学校1,564校、中学校707校、高等学校13校、特別支援学校10校と、小・中学校を中心に指定校の数は増加してきている。

平成27年度に実施したコミュニティ・スクールの実態に関する調査（以下「27年度調査」という。）によると、コミュニティ・スクールに指定した理由<sup>12</sup>（教育委員会が回答）として、「学校を中心としたコミュ

<sup>12</sup> コミュニティ・スクールを指定した理由として、回答数の多かった上位7項目を以下に記載。

「学校を中心としたコミュニティづくりに有効だと考えたから」「学校支援活動の活性化に有効と考えたから」「学校改善に有効と考えたから」「教職員の意識改革に有効と考えたから」「学校評価の充実の有効と考えたから」「教育課程

ニティづくりに有効だと考えたから」「学校支援活動の活性化に有効と考えたから」「学校改善に有効と考えたから」といったことが挙げられている。

また、同調査によると、コミュニティ・スクールに指定された学校（校長（幼稚園の場合は園長。以下同じ。）が回答）の成果<sup>13</sup>として、「学校と地域が情報を共有するようになった」「地域が学校に協力的になった」「特色ある学校づくりが進んだ」といった認識が明らかとなっている。

さらに、同調査によると、地域との連携により学校運営の改善が図られる中で、教職員の意識改革や、学力や学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果認識があるほか、学校を核とした協働活動が行われることに伴って、地域の教育力の向上や地域の活性化等の成果認識も明らかとなっている。

同様に、教育委員会に対しても、コミュニティ・スクールの導入による成果を調査したところ、おおむね同様の項目において、成果認識が高いことが明らかとなっている。

## （２）コミュニティ・スクールの課題

コミュニティ・スクールの導入・運営に当たった課題として、平成23年度に実施したコミュニティ・スクールの実態と成果に関する調査（以下「23年度調査」という。）によると、指定校（校長が回答）において、「学校運営協議会に対する一般教員の関心が低い」「管理職や担当教職員の勤務負担が大きい」「委員謝礼や活動費などの資金が十分でない」といった認識<sup>14</sup>が示されている。

また、27年度調査によると、コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、導入していない主な理由<sup>15</sup>として「学校評議員制度や類似制度があるから」「すでに保護者や地域の意見が反映されているから」といったことが挙げられている。

このほか、少数であるものの、「管理職や教職員の負担が大きくなる」「学校運営協議会委員の人材がいない」「任命権者の人事権が制約される」「特定の委員の発言で学校運営が混乱する」といった理由が挙げられている。

なお、コミュニティ・スクールに対する課題認識について、平成25年度に実施したコミュニティ・スクールに関する調査（以下「25年度調査」という。）において、指定前後の課題に対する認識の変化を調査（校長が回答）したところ、課題認識の多くは、指定によって大きく解消される傾向が見られる。

制度面の改善や財政面の措置も含めた方策の検討に当たっては、こうした課題認識も踏まえた検討を進めていく必要がある。

---

の改善・充実に有効と考えたから」「生徒指導上の課題解決に有効だと考えたから」

<sup>13</sup> 以下、成果認識が7割を超えるものについて割合の高い順に記載。

「学校と地域が情報を共有するようになった」(91.4%)「地域が学校に協力的になった」(85.1%)「特色ある学校づくりが進んだ」(82.7%)「学校関係者評価が効果的に行えるようになった」(79.5%)「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」(79.3%)「子供の安全・安心な環境が確保された」(79.2%)「管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされている」(79.1%)「学校が活性化した」(76.5%)「保護者・地域による学校支援活動が活発になった」(74.4%)「学校に対する保護者や地域の理解が深まった」(73.6%)「校長のリーダーシップが向上した」(70.7%)

<sup>14</sup> 以下、課題認識が5割を超えるものについて割合の高い順に記載。

「学校運営協議会に対する一般教員の関心が低い」(59.1%)「学校運営協議会の存在や活動が保護者・地域にあまり知られていない」(57.5%)「会議の日程調整・準備に苦勞する」(54.8%)「管理職や担当教職員の勤務負担が大きい」(52.4%)「委員謝礼や活動費などの資金が十分でない」(51.7%)「適切な委員の確保・選定に苦勞する」(51.3%)

<sup>15</sup> コミュニティ・スクールを導入していない主な理由として、「学校評議員制度や類似制度があるから」「地域連携がうまく行われているから」「すでに保護者や地域の意見が反映されているから」「コミュニティ・スクールの成果が明確でないから」「学校支援地域本部等が設置されているから」といった不要感が上位に挙げられる。



## 第2節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方

### 【ポイント】

#### ◆コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。
- 現行の学校運営協議会の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討。
- 学校運営協議会において、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校とこれらの人々との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。
- 校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。
- 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。



#### ◆制度的位置付けに関する検討

- 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。
- このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

## 1. コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性

### (1) コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会の役割と現行の機能の取扱い

コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会は、校長の作成する学校運営に関する基本的な方針の承認等を通じ、校長のビジョンを共有し賛同するとともに、地域が学校と一定の責任感・責任意識を分かち合い、共に行動する体制を構築するものである。すなわち、学校と地域がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となる。

学校運営協議会制度を導入していない教育委員会や学校の課題認識として、地域連携がうまく行われている、既に地域住民や保護者等の意見が反映されているといった認識があるが、学校運営協議会制度を導入することによって、学校において、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、その基盤が確固たるものとなる。

一方、現行の地教行法における学校運営協議会制度は、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域住民や保護者等の意向を的確かつ機動的に反映させることで、学校の管理運営の改善を図るというガバナンス強化を目的として導入されたものであることから、ややもすれば、学校が地域住民や保護者等の批判的となるのではないかといった印象を持たれてしまうことがある。同制度は、各学校の運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むこ

とが期待されるものであり、そうした理念の適切な浸透を図っていく必要がある。

このため、学校が抱える課題の解決を図り、子供たちに対する教育活動等を一層充実していく観点から、学校運営協議会制度について、これまでの役割を重視しつつ、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援することで、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するという役割を明確化していく必要がある。

次に、現行制度上の機能の意義や課題等について、以下に整理する。

### ①校長の作成する学校運営に関する基本方針の承認

現行制度において、指定学校<sup>16</sup>の校長は、当該指定学校の運営に関する基本的な方針（以下「学校運営に関する基本方針」という。）を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないとされている（地教行法第47条の5第3項）。

これは、学校運営協議会が、校長と共に学校運営に責任を負っているという自覚と意識を高めるとともに、校長が作成する学校運営に関する基本方針に地域住民や保護者等の意向を反映させることを目的としたものである<sup>17</sup>。学校運営に関する基本方針の承認を通じ、育てたい子供像や目指す学校像等のビジョンを共有した上で、協働して教育の充実に取り組む目的意識や当事者意識の向上、役割の分担につながることから、重要な意義を持つものとして認識されている。

具体的には、27年度調査において、学校運営協議会の機能の意義に関して調査（校長が回答、指定・未指定問わず）したところ、承認の意義としては、「学校・家庭・地域で目指す子供像・学校像を共有するため」との回答が最も多く、「保護者・地域住民の学校運営に関する当事者意識を高めるため」「保護者・地域住民の学校理解を得るため」「保護者・地域住民の意向を学校運営に反映するため」といった回答が続いている。

一方、未指定の教育委員会や校長からは、学校の自律性が損なわれるのではないかとといった指摘がある。これについては、指定学校の校長は、承認された学校運営に関する基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことが求められるものの、個々の具体的な権限の行使の在り方や内容について、学校運営協議会の指示や承認を受けるものではなく、校長の学校運営の権限が制約されたり代替されたりするものではない。（校長のリーダーシップの発揮の観点については本節1（4）に記載）

### ②学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見

現行制度において、学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（教職員の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができるとされている（地教行法第47条の5第4項）。

これは、学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、学校運営に関する基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く地域住民や保護者等の意向を反映させる観点から意見を申し出ることができる旨を規定したものである。学校運営に関する意見

<sup>16</sup> 学校運営協議会がその運営に関して協議する学校として、教育委員会が指定する学校をいう（地教行法第47条の5第1項）。

<sup>17</sup> 「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成16年3月4日中央教育審議会答申）参照

を通じ、地域住民や保護者等と共に考え行動することで、学校運営の改善につながるなどの意義がある<sup>18</sup>。

### ③教職員の任用に関する教育委員会に対する意見

現行制度において、学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権者に対して意見を述べるができることとされている（地教行法第47条の5第5項）。

これは、学校運営に関する基本方針を踏まえて実現しようとする教育目標・内容等に合った教職員の配置を求める観点から、教職員の任用に関しても意見を申し出ることができる旨を規定したものである。教職員の任用に関する意見を通じ、学校の抱える課題の解決や教育の充実のために必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義がある<sup>19</sup>。

また、25年度調査によると、実際に教職員の任用について意見が出された学校の割合は、指定校の約16%であり、意見の内容としては、教職員人事に関する一般的要望が約64%を占めている。

一方、未指定の教育委員会や校長からは、任用に関する意見の申出で人事が混乱するのではないかと、学校運営協議会と都道府県教育委員会、市町村教育委員会、校長の権限関係が曖昧であり不安であるといった指摘がある。

これについて、法律上、教職員の任用に関する意見については、任命権者に対し、学校運営協議会から指定学校の職員の任用について意見が述べられた場合、当該職員の任用に当たり、意見を尊重する旨の規定があり、任命権者は学校運営協議会の意見を尊重し、その内容を実現するよう努める必要があるが、これによって、任命権者の任命権（地教行法第37条）の行使そのものを拘束するものではなく、任命権者は、市町村教育委員会の内申<sup>20</sup>や人事評価<sup>21</sup>の結果等を総合的に勘案し、職員の任用を行うこととなる。また、学校運営協議会が設置された場合であっても、市町村教育委員会の内申権（地教行法第38条）、校長の意見具申権<sup>22</sup>（地教行法第39条）そのものに変更が生ずるものではない。さらに、採用その他の任用に関する事項とは、採用、昇任、転任であり、分限（免職、休職、降任、降級）、懲戒（免職、停職、減給、戒告）、勤務条件（給与、勤務時間の決定）等は意見の対象とならないものとされている。

実際に、25年度調査において、指定前後の課題に対する認識の変化を調査（校長が回答）したところ、「任用の意見の申し出で人事が混乱しないか」といった課題意識について、指定前に約23%であった割合が、指定後には約1%に低減しており、指定により課題は大きく解消される傾向にある。

このため、改めて、国は教育委員会等に対し、学校運営協議会の権限についての正確な解釈も含めた周

<sup>18</sup> 前述の学校運営協議会の機能の意義に関する調査によると、教育委員会に対する意見の意義としては、「学校の教育課題の解決を図るため」との回答が最も多く、「保護者・地域住民の意向を学校運営に反映するため」「保護者・地域住民の学校運営に関する当事者意識を高めるため」との回答が続いている。また、校長に対する意見の意義としては、「保護者・地域住民の意向を学校運営に反映するため」との回答が最も多く、「保護者・地域住民の学校運営に関する当事者意識を高めるため」「学校運営の点検と見直しを図るため」「学校の教育課題の解決を図るため」といった回答が続いている。

さらに、同調査によると、学校運営協議会の意見によって実現した具体的事項として、「地域人材が活用されるようになった」との回答が最も多く、「生徒指導の創意工夫が図られた」「施設・設備の整備が図られた」「学習指導の創意工夫が図られた」「新たな教育活動の時間が生まれた」といった回答が続いている。

<sup>19</sup> 前述の学校運営協議会の機能の意義に関する調査によると、教職員の任用に関する意見の意義としては、「教職員体制を改善するため」との回答が最も多く、「教職員の意識改革を進めるため」といった回答が続いている。

<sup>20</sup> 県費負担教職員については、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、任免その他の進退を行うものとされている（地教行法第38条）。

<sup>21</sup> 平成26年6月に地方公務員法が改正され、人事評価制度が導入される予定であり（平成28年4月施行予定）、改正後の同法第23条では、人事評価制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする旨が規定されている。

<sup>22</sup> 当該教職員が在籍する学校の校長は、所属の職員の任免その他の進退に関する意見を当該市町村の教育委員会に申し出ることができることとされている（地教行法第39条）。

知徹底を図るとともに、校長が自身の学校の教育目標等の達成のために有効に生かしていくことができるよう、その意義や成果等について理解を促していくことが求められる。一方、依然として教職員の任用に関する意見に対する抵抗感が強く、学校運営協議会の設置の足かせとなっている実態も存在することから、教職員の任用に関する意見については、柔軟な仕組みの在り方を求める声が強いことにも配慮する必要がある。

### (現行の機能の取扱いの方向性)

現行の学校運営協議会制度は、地域とともにある学校の理念を実現させるための有効な仕組みであり、地域住民や保護者等が学校の運営に真に参画し、協働することを保障するために、少なくとも同協議会が備えるべきとされた機能が現行の地教行法に規定されている三つの機能である。現行制度が有する意義や成果等を踏まえると、学校運営協議会は、法律上の機能である「学校運営に関する基本方針の承認」、「学校運営に関する意見」及び「教職員の任用に関する意見」の三つの機能を備えるべきである。その上で、教職員の任用に関する意見については、これまでの心理的抵抗を払拭し、学校運営協議会制度を新たに導入しようとする積極的な検討を促す観点から、柔軟な運用を確保する仕組みとしていくことも検討すべきである。

### (2) 学校支援の総合的な企画・立案、連携・協力の促進の観点

現行制度において学校運営協議会が有する機能は、前述のとおり、学校のガバナンス強化のための機能となっているが、学校・家庭・地域の信頼関係や協力関係を築いていくことが、学校運営協議会の取組を充実していく鍵である。

23年度調査によると、学校運営協議会で学校支援活動を実施している学校では、学校の活性化や学校関係者評価の効果的な実施等の「学校運営の改善」、児童生徒の学習意欲の向上や生徒指導上の課題解決等の「児童生徒の変容」、教職員の意識改革や教職員の子供と向き合う時間の増加等の「教職員の変容」、学校に対する保護者や地域の理解の深まりや保護者・地域からの苦情の減少等の「保護者・地域連携の変容」、家庭や地域の教育力の向上等の「学校外の変容」といった様々な面で成果認識が有意に出ている。

また、27年度調査によると、指定学校（校長が回答）において、学校運営協議会が学校支援に関わることによる成果<sup>23</sup>として、「より特色ある学校づくりを展開することができた」「学校運営協議会の意見等によって学校のニーズにより的確に対応した支援を受けた」「より持続可能な学校支援活動を受けることができた」といった認識も具体的に明らかとなっている。

学校が抱える課題の解決を図り、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民や保護者等による学校の教育活動等を支援する機能は欠かせないものとなっており、学校運営協議会の機能として支援機能を位置付けている割合は約68%と、実態からも支援機能の必要性が整理できる<sup>24</sup>。

<sup>23</sup> 以下、成果認識が7割を超えるものについて割合の高い順に記載。

「学校運営協議会の意見等によって学校のニーズにより的確に対応した支援を受けた」(88.3%)「より持続可能な学校支援活動を受けることができた」(87.3%)「より特色ある学校づくりを展開することができた」(86.5%)「より組織的かつ計画的に学校支援活動を受けることができた」(84.5%)「学校支援活動が活性化した」(82.8%)「学校支援組織の人材を確保しやすくなった」(82.4%)「学校運営協議会の活動自体が活性化した」(78.8%)「学校運営のより確実なPDCAサイクルの確立につながった」(78.3%)「学校運営協議会の意見等によって、保護者・地域のニーズにより的確に対応した支援を受けた」(77.6%)「保護者や地域住民等の学校運営への参画の機運が高まった」(74.8%)「学校支援ボランティア等が教育目標などを共有することによって保護者・地域の当事者意識が高まった」(74.0%)

<sup>24</sup> ある教育委員会では、学校運営協議会に、協議する機能に加え、学校教育を支援する機能を持たせた上で、承認した教育目標の実現に向けて、学校、家庭、地域、そして子供たち自身が熟議を行い、それぞれの立場でできることを具体的

このように、学校運営協議会において学校運営の方向を協議し支援につなげるという構造を取ることで、学校運営に関する基本方針を踏まえた教育支援活動が展開できる、学校・家庭・地域が課題や情報等を共有することで地域住民や保護者等による学校支援が活性化されるなどの意義がある。承認した学校運営に関する基本方針の達成に向かって、地域全体で共に前進し行動していくことは、当事者意識等の向上につながり、学校はより良く発展していく。

こうした意義や成果等を踏まえ、学校運営協議会が法律上有している役割の重要性を押さえた上で、学校の総合力を高め、一層活性化させていくためには、学校運営協議会が、学校に対する地域住民や保護者等の理解や協力、参画を促し、学校を支える基盤であるという観点を明確化していくことが必要である。このため、学校運営協議会において、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校とこれらの人々との連携・協力を促進していく仕組みとしていく必要がある。また、このような役割を学校運営協議会が果たす上では、第3章で示す統括的なコーディネーターや地域コーディネーター等を委員として位置付けていくことが求められる。

この際、こうした仕組みを検討するに当たっては、当該機能がトップ・ダウン型で一方向的に展開されることなく、地域住民や保護者等と教職員とが協働で企画したり活動を実施したりするなど、学校と地域で連携・協働した活動が展開されるよう配慮することが必要であるとともに、子供の学びを中心に据えた協働的な活動を通じ、地域づくりに発展していく取組を推進していく視点も有効であり、第3章で示す「地域学校協働本部」との一体的・効果的な推進にも留意する必要がある。

### (3) 学校評価との一体的な推進の観点

現状としては、各学校や地域の実情等に応じて、学校運営協議会の機能として学校評価の機能を位置付けている割合が約78%に至っている状況であり、学校関係者評価委員を学校運営協議会の委員が兼務し、学校運営協議会の機能の一つとして学校関係者評価を実施している、学校運営協議会で評価結果と併せて、改善に向けた支援策を協議し実施しているなどの実態が見られる。

学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することで、成果や課題の共有、取組の改善に生かし、学校運営の評価・改善サイクルが充実していくなどの意義がある。また、学校運営協議会において学校評価を行うことで、「様々な課題が共有され、そのための具体的な対策を協議会で協議し、具体的な改善にもつながっている」「次年度の学校運営の基本方針等に着実に生かされており、学校運営協議会委員の参画意識の向上につながっている」といった成果も指摘されている。

学校関係者評価の質を高め、より実効性を高める観点から、また、学校運営協議会の設置の促進の観点からも、既にある学校関係者評価委員会を基盤に学校運営協議会制度を導入していくことが有効であることから、学校教育法体系上位置付けられている学校関係者評価について、学校運営協議会と有機的に組み合わせ、両者を一体的に運用していくことを積極的に推進することが重要である。その際、教育委員会規則において、学校評価の部会等を設置できる規定を盛り込むなどにより、学校運営協議会の機能として、効果的な学校評価を実施していくことが有効である。

一方、学校運営協議会が形骸化しないためには、実効性ある運営と併せ、学校運営協議会の取組そのものも適正に評価される必要があることから、教育委員会における定期的な点検・評価の実施を一層推進していくことが必要である。その際、教育委員会にとどまらず、第三者も含めた点検・評価を実施することも有効である。

---

に示した行動指針（パワーアップアクションプラン）を策定しており、各々の組織・場で主体的な取組を実践することで、より質の高い学校教育の実現につながっている。

#### (4) 校長のリーダーシップの発揮の観点

学校における一切の事柄の責任と権限は、最終的には教育委員会が有するものであるが、日常的な学校運営は、校長の責任と権限に基づいて処理される<sup>25</sup>。

未指定の教育委員会や校長からは、現行の学校運営協議会制度において、校長と学校運営協議会の委員が対立しないか、特定委員の発言で学校運営が混乱するのではないかという不安感を抱く声があるが、前述のとおり、学校運営協議会が設置された場合であっても、学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有するものであり、学校運営協議会が校長に替わり学校運営を決定、実施する権限を持つものではない。

大切なのは、校長が、学校運営協議会の委員に対し、子供たちをどのような方針で育てていくのかというビジョンを示し、意識や取組の方向性の共有を図ることであり、学校運営協議会は、学校運営に関する基本方針の下、校長と共に責任感を持って行動する体制を構築していくことが重要である。

複雑化・多様化した課題を抱える学校の運営を改善し、学校の教育力を向上させていくためには、校長のリーダーシップが一層発揮される環境を整備するとともに、学校運営協議会の委員として、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、学校をより良いものにしていくという当事者意識と意欲を持ち、学校と共に行動していける人材を確保していく必要がある。

多くの教育委員会においては、学校運営協議会の委員の任命に際し、校長の推薦を得たり意見を聴取するなどの工夫をしている状況も踏まえ、校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとしていく必要がある。なお、校長のリーダーシップの発揮の観点からも、本節1(2)の学校支援の総合的な企画・立案等を行える仕組みとしていくことが望ましい。

#### (5) 小中一貫教育への対応など学校間連携の推進の観点

地域ぐるみで子供たちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせることで大きな成果を上げている例も見られる。これらの一体的な導入により、地域住民や保護者等と教職員とが、学校の教育目標や、学校・子供たちが抱える課題やその解決策等について9年間を見通して共有し、より広い地域からの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。特に、小中一貫教育をこれから導入しようという地域においては、導入前から関係の小学校・中学校について学校運営協議会を合同で設置し、学区の地域住民や保護者等の意向を反映させながら、新たなカリキュラムや学校施設の在り方等を具体的に構想していく工夫も考えられる。

また、今後制度化される小中一貫型小学校・中学校（仮称）においては、一貫教育の実質を適切に担保する観点から、学校間の意思決定の調整システムを整備することが要件として定められる予定であるが、具体的なシステムとしては、学校間の総合調整を担う校長を定めることや、あるいは、一体的なマネジメントを可能とする観点から小学校・中学校の校長を併任させることに加え、学校運営協議会を合同で設置し、一体的な教育課程の編成等の学校運営に関する基本方針を承認する手続を明確にしておくこと等が想定されている。

小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせるためには、中学校区で一つの学校運営協議会を置くことが有効であるが、現行の地教行法では学校運営協議会は学校ごとに置くこととなってい

<sup>25</sup> 学校教育法第37条第4項において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」ものとされている。

る（地教行法第47条の5第1項）ことから、学校ごとに学校運営に関する基本方針を別々に承認することとなり、9年間を通じた方針・目標等の共有がしにくいという課題がある。このため、小・中学校の学校運営協議会をリンクさせるために、学校運営協議会の委員全員を関係する全ての学校の委員として併任させたり、各学校について協議会を置いた上で、更にその上に小中合同の会議を開催したりするなどの工夫を講じる例もあるが、委員や学校の大きな負担につながっている。

一方、27年度調査によると、複数校について一つの学校運営協議会を設置できるようにすることを希望（校長が回答、指定・未指定問わず）する割合は約64%に上る。

このため、小中一貫教育の取組を一層充実する上でも、中学校区内の複数の小・中学校について一体的な学校運営協議会の設置を促進することが有効であり、学校運営協議会を学校ごとに設置することを基本としつつ、小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資する観点から、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとしていく必要がある。

この際、9年間一貫した教育目標や教育課程等の学校運営に関する基本方針の承認のほか、地域住民や保護者等の意向を踏まえた、小中一貫教育の軸となる独自教科の検討、9年間で一貫した学校運営に対する意見の聴取、9年間を通じた学校支援や学校関係者評価の実施など、そのメリットを最大限生かした運営がなされるとともに、負担軽減策も含め、より効果的かつ効率的な運営がなされるよう配慮していくことが求められる。また、小中一貫教育以外にも、幼稚園も含めた中学校区全体の連携、中高一貫教育など、多様な学校間の教育の接続・連携にも配慮することが求められる。

## 2. コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討

教育再生実行会議が平成27年3月に取りまとめた第六次提言「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」において、教育がエンジンとなって地方創生を成し遂げる必要があるという理念の下、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割が求められるとの観点から、「全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すことが重要」と提言された。また、そのために、「国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める」ことが提言された。

このことを受け、本審議会では、学校運営協議会制度の基本的方向性を踏まえた上で、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について多様な観点から審議した。

### （1）学校や地域の状況

現在、学校と地域の連携・協働体制の一環として、法律に基づく学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールのほかにも、学校評議員をはじめ、地域による学校運営への関わり方には様々な形がある中、類似の仕組みを導入することによるコミュニティ・スクールへの不要感を指摘する声がある。

学校評議員については、平成24年3月現在で公立学校は80.2%の設置率となっており、校長の求めに応じ、学校運営に関し、地域住民や保護者等の意向を把握し反映することができる仕組みであるが、実質的

な制度の形骸化等<sup>26</sup>について指摘がある。25年度調査によると、調査に回答した半数以上の学校の校長は学校評議員制度が形骸化していると認識している。

また、27年度調査によると、学校運営協議会の設置に伴い、学校評議員又は類似制度を廃止又は停止している学校の割合は約77%という状況であり、そのうち、「学校評議員を学校運営協議会委員とし、さらに新たな人材も委員に加えた」が約50%、「学校評議員のうち一部を学校運営協議会委員に移行させた」が約29%という状況である。

同調査によると、「学校運営協議会の設置によって、学校支援活動や学校評価などの活動が積極的に展開できている」との回答が約67%、「学校運営協議会委員は学校評議員等よりも当事者意識が高い」との回答が約62%、「学校運営協議会は学校評議員等よりも活発に意見を出してくれる」との回答が約60%という状況である。

一方、中には、〇〇型コミュニティ・スクールといった名称で、法律に基づかないものの、独自に学校運営協議会類似の仕組みを取り入れ、地域住民や保護者等が活発に学校運営に参画している地域もある。そうした地域においては、学校と地域の連携・協働関係、信頼関係の土台ができてきている面もあり、教育長・校長の声として、類似の仕組みも含めた多様なコミュニティ・スクールの在り方を求める声もある。

前述のとおり、学校運営協議会は、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを地域住民や保護者等と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組みであり、類似の仕組みから法律に基づく学校運営協議会に発展することで、学校において地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立されるという魅力・メリットが存在する。学校と地域の連携・協働体制を一時的なものにせず、持続可能な仕組みとして発展・充実していく上で、学校運営協議会制度の意義は大きい。また、学校と地域において共通したビジョンを持った取組の展開が可能となる、学校運営に関する基本方針の承認を通じて、地域住民や保護者等に対する説明責任の意識が向上するとともに、地域住民や保護者等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となるといった魅力・メリットもある。

このため、国は、学校評議員制度からコミュニティ・スクールへの移行を積極的に促すとともに、〇〇型コミュニティ・スクールなど、学校運営協議会制度によらずに地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みを構築している取組<sup>27</sup>についても、コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿（コミュニティ・スクール化）として捉え、コミュニティ・スクールへの移行を促進していくことが重要である。なお、新たに学校運営協議会を置く場合には、教育委員会の判断により学校評議員を廃止又は活動を停止するなど、それぞれの学校の実情に応じて、効率的・効果的な活用を図ることが重要であることを併せて示していく必要がある。

<sup>26</sup> 学校評議員の実質的な形骸化については、「会合開催数が少なく、学校評議員が学校の実態を十分に把握しておらず、議論が活発化しない」「地域の名誉職が評議員となるため、地域のご意見番という性格が強く、組織的ではなく個人的な動きになりやすい」「建設的な意見がなく、形式的で学校が一方向的に報告する会議となっている」「様々な助言はもらえないものの、課題解決のアクションを起こすのが学校だけではオーバーワークで機能しない」といった指摘がある（「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」（平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）参照）。

<sup>27</sup> 地域の人々や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体<sup>\*</sup>を設置している取組を指す。  
※教育委員会の規則や教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体（任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む）。

例えば、学校評議員の発展型として協議会を設置し、学校運営全般に参画しているものや、学校支援等の取組の発展型として協議会を設置し、学校支援にとどまらず、学校運営全般にも参画しているもの、学校関係者評価委員会の発展型として、評価にとどまらず、学校運営全般にも参画しているものなども考えられる。



## (2) 市町村や学校の規模との関係

27年度調査によると、コミュニティ・スクールの指定を行っていない理由について、自治体の規模別に見ると、小規模の自治体においては、「地域連携がうまく行われている」、「すでに保護者や地域の意見が反映されている」といった回答のほか、「学校運営協議会委員の人材がない」といった回答が有意に高い状況であった。本調査からも分かるように、小規模の自治体では学校運営協議会の委員の確保が難しい側面があり、また、小中一貫教育以外の学校間連携のネットワークも必要となることが多い。

また、同調査によると、「学校ごとではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい」との回答（校長が回答、指定・未指定問わず）について、自治体の規模別に見ると、小規模の自治体であるほど回答が高い傾向がある。また、学校の規模別に見ても、小規模の学校であるほど回答が高い傾向がある。

こうした実態や、小規模の学校においては多様な教育環境が十分に確保できていない現実があることを踏まえれば、小規模の学校のネットワークをガバナンスの面から支える観点から、複数校について一つの学校運営協議会を設置することは有効である。

その際、単に小規模だからという物理的な要件のみを設定するのではなく、学校間のネットワーク化を通じて子供たちをどう育てていくかというグランドデザインや、教育課程上の接続を図るなど、異なる学校の間における教育の円滑な接続や連携を図る観点等を要件として設定していくことが求められる。

なお、小規模の自治体においても、学校運営協議会、教育委員会、学校が適切に連携・協力して運用がなされることにより、各学校の運営の改善にとどまらず、教育行政全体の活性化の面、まちづくりや地域の活性化の面での効果も期待される。

## (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方

本審議会では、幼稚園、高等学校及び特別支援学校の特性を踏まえたコミュニティ・スクールの在り方についても審議した。

全国的に見ると、コミュニティ・スクールは小・中学校を中心に増えており、幼稚園は95園、高等学校は13校、特別支援学校は10校とごく一部にとどまるが、子供たちの生きる力は学校だけで育まれるものではなく、地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではない。地域や社会を支える子供たちを育成していくためにも、学校種の特性を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要がある。

### (幼稚園の特性を踏まえた在り方)

幼児期に家庭や地域の人々など、様々な人に愛情を持って関わってもらうことが、幼児期の豊かな体験となり、地域への愛着や誇りを持つ基盤となる。子供たちが地域で活躍する活動や場を作ることで、自己肯定感も育つ。

また、子供たちの健やかな成長のためにも、幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を構築していく必要がある。

具体的には、学校運営協議会を地域において幼児期から子供の育ちを一体的に考える場としていくことが重要であり、卒園児の保護者や区域の小学校や教育・保育施設の関係者等の協力を得ることで、小学校との円滑な接続や教育・保育施設との円滑な連携の推進等が期待される。

### (高等学校の特性を踏まえた在り方)

高等学校は、全日制・定時制・通信制、普通科・専門学科・総合学科など、様々な課程や学科等があり、それぞれに特有の学校運営の在り方等が存在している。また、義務教育諸学校とは異なり、生徒の選択により入学する学校種であるため、通学区域が広範囲にわたることにも留意する必要がある、広く社会との関わり・連携を深めていく視点が求められる。

高等学校において広く地域や社会の参画・協力を促進することは、学校運営の改善につながり、キャリア教育の推進や学校の魅力化、特色づくりに資するものである。具体的には、これまで培われた地域や社会との関係を生かして、学校運営協議会を通じ、学校が所在する地域の住民や近隣の大学の教員、地元の商店街、企業、NPO等の団体、地方公共団体等の協力を得ることで、

- ・地域の差し迫った課題を、高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型学習を実施したり、町興しイベント等の企画・実施を通じて地域の活性化を図るなど、高等学校と地域の双方向的な魅力を発信したり、
- ・これからの企業・社会が求める人材像や資質・能力等について協議したり、
- ・高等学校の周辺地域の企業等と連携・協力してインターンシップ等を実施したり、
- ・専門高校等において、地域産業と連携し、職場で実践的な技術研修を実施したり、特別非常勤講師等として招へいして授業を実施するなど、

学校の活性化や教育の質の向上に資するとともに、地方創生の観点からも、地域の課題解決・活性化に資することが期待される。

### (特別支援学校の特性を踏まえた在り方)

これからは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」を目指す必要がある。

このため、障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、地域住民や保護者等との連携・協働を一層推進し、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。

障害者に対する理解を推進することにより、周囲の人々が障害のある人や子供たちと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要であり、学校と地域が連携・協働しながらこうした環境を醸成していくことは、共生社会の構築につながる。

具体的には、学校運営協議会を通じて、地域住民や保護者等に加え、医療、保健、福祉等の代表の協力を得ることで、子供たちが自立し社会参加できる環境の充実を図るほか、地元の職業センター等の代表の協力を得て、地場産業への就労を目指す教育課程の工夫や地域の特産品を活用した作業製品の開発・販売を進めること等により、学校の活性化や教育の質の向上、さらには、共生社会の実現に資することが期待される。

また、センター的機能<sup>28</sup>の役割を果たす特別支援学校が有する資源（教材・教具、施設・設備、特別支援

<sup>28</sup> 学校教育法第74条に基づき、特別支援学校は小・中学校等や保護者に対し、障害のある児童生徒等の教育についての助言又は援助を行う。平成17年12月の中央教育審議会答申で示されたセンター的機能の例示は以下のとおり。ア 小中学校等の教員への支援機能、イ 特別支援教育に関する相談・情報提供機能、ウ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、エ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能、オ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能、カ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能。

教育に関する相談・情報提供等)の有効な活用を図ることを通じて、地域の活性化に貢献していくことも期待される。

#### (4) 小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い

小規模自治体の場合、学校運営協議会と教育委員会の関係について、両者の機能・権限や委員が重なるのではないかとといった課題が指摘されている。

学校運営協議会は地教行法第47条の5に基づき、学校運営に関する基本方針を承認する機能等を有する。一方、教育委員会は地教行法第21条に基づき、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する管理・執行権限等を有する。

両者の法律上の機能・権限は異なるものであり、一体として捉えることはできないものであるが、教育委員には、単に一般的な識見があるというだけでなく、教育に対する深い関心や熱意が求められることから、例えば、PTAや地域の関係者、学校運営協議会の委員等を選任することは有効である。

#### (5) これからの学校運営協議会の制度的位置付けの検討

学校運営協議会については、公立学校を設置・管理する権限を有する地方公共団体の教育委員会において、学校や地域の実態等を十分に踏まえて、学校ごとに判断されることが望ましいとされ、現行制度上、任意設置とされている(地教行法第47条の5第1項)。

本審議会では、現在の学校や子供たちが抱える課題等を解決し、学校が組織としての力を発揮していくために、全ての学校が、地域とともにある学校としてコミュニティ・スクール化を図り、学校と地域の連携・協働体制を構築していくことを目指すべきとの視点に立ちながら、コミュニティ・スクールの仕組みの必置に係る検討の一環として、学校運営協議会の制度的位置付けについて審議を行った。

学校運営協議会の制度的位置付けの見直しを求める意見としては、以下のような意見が挙げられる。

- ・学校運営協議会は学校と地域に様々なポジティブな影響を与える可能性があることから、仕組みを必置とすることが望ましい。
- ・徹底した理解を図り、人の配置や予算面での支援等により誘導を図っていくことで、必置ということも無理ではない。
- ・全ての学校をコミュニティ・スクールとするならば、既存の様々な取組を制度に位置付けることで、停滞しがちな面もある既存の取組を安定させ、持続可能な取組としていけるといった面をアピールしていく必要がある。
- ・地方創生の実現の観点からも、開かれた学校にとどまるのではなく、地域とともにある学校に転換する必要があり、責任を持って地域が学校運営に参画していく仕組みとして、学校運営協議会を必置として考えていく必要がある。
- ・人口減少が加速している中、学校を核にするならば、コミュニティ・スクールは必然である。類似の仕組みにとどまることなく、法令に基づいて設置される学校運営協議会に一定の権限と責任を担保させることが重要である。

一方、学校や地域の実情を踏まえた在り方を求める意見としては、以下のような意見が挙げられる。

- ・実態に合った取組ができるよう段階的仕組みとすべきである。
- ・小・中学校は地域との関連性が深いことから必置とすることが望ましいが、それ以外の学校種は通学区域が広域で一律必置は難しく、取組を検証しながら導入を促進していくことが望ましい。

- ・全ての学校にコミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるのであれば、そのハードルを下げていかなければならないし、難しい仕組みにしてはいけない。
- ・今の学校運営協議会の仕組みを必置として押しつけることは得策でない。
- ・全校をコミュニティ・スクールとするにしても、トップ・ダウンで一気に進めていくのではなく、各自治体にモデル校を指定し、成功体験を積ませた上でモデルケース化していくような、地域の納得を得られた形で制度を広げていく方法もある。

また、本審議会では、教育委員会・教育長関係団体や校長・園長会からも意見聴取を行った。意見の多くは、これからの学校運営に当たっては、地域との連携・協働は不可欠であり、学校・地域の連携・協働を推進する手段として、コミュニティ・スクールの仕組みの意義や推進は必要であると認識しつつも、一律に導入を促すのではなく、学校や地域の実情等を踏まえた柔軟な在り方が望ましいといったものである。以下、主な意見を挙げる。

- ・法定の学校運営協議会を設置していなくとも、類似の取組を行うなど、実質的に同等の活動を展開し地域との連携を図っている学校も少なからずある。こうした中、全ての学校に現行の学校運営協議会を必置とすることは実現が困難であるとする。このため、顕在化している課題にしっかりと対応した情報発信の改革と支援措置の拡充を図るとともに、学校や地域の実情に応じて一部の機能のみを有する学校運営協議会を置くことができることとするなど、弾力的な制度設計とすべきである。
- ・学校評議員、学校支援地域本部、学校関係者評価等の様々な仕組みに、更に学校運営協議会も設置することにより学校の負担となることは避けるべきである。全国的にコミュニティ・スクールの推進するに当たっては、実態に合った取組ができるよう段階的仕組みとすべきであり、財政確保と人材確保の保障が必要である。
- ・地域とともにある学校を目指すために学校運営協議会を導入していく方向性は妥当である。一方、全国的に広めていくためには、地域性を考慮の上、柔軟な形態と多様性を認め、拙速な実施にならないよう配慮するとともに、国として予算的な裏付けを継続的に保障すべきである。

#### (これからの学校運営協議会の制度的位置付け)

これまで述べてきたとおり、現在、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中、困難な課題を解決し、子供たちの生きる力を育てていくためには、地域住民や保護者等の参画を得て、力を合わせて学校運営を行っていくことが求められており、第1章で述べた社会の動向や子供たちの教育環境を取り巻く状況等を踏まえればなおさら、その必要性は増している。学校運営協議会制度を導入することで、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指す学校像を共有し、一体となって子供たちを育み、課題の解決に取り組むことが可能となる。また、本制度の導入によって、学校運営の改善をはじめ、児童生徒、教職員、地域住民や保護者等にプラスの変容が見られるなど、様々な面で成果が示されており、何より、学校と地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立されるという点で大きな意義を持つ。

このような観点を踏まえれば、これからの公立学校は地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠であり、今後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべきである。

このため、各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくことが必要である。その際、

- ・学校運営協議会を有効に機能させるためには、学校と地域の信頼関係の構築が基盤となることから、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志によって設置されることが望ましいこと、
- ・現在の学校運営協議会の設置率は全公立学校の7%程度という実態を踏まえる必要があること、
- ・学校運営協議会が学校運営に混乱をもたらしかねないといった懸念・不安に基づく制度導入に対する拒否反応を丁寧に払拭していく必要があること、
- ・学校や学校を取り巻く地域の状況は多様であることから、過渡的な段階を経た発展も考慮する必要があること

等の点を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくような制度的位置付けの見直しを検討すべきである。

法律に基づかない自治体類似の仕組みについても、コミュニティ・スクールへの過渡的な段階（コミュニティ・スクール化）の姿として捉え推進していくことが重要であり、取組の充実・発展を促す中で、最終的にはコミュニティ・スクールとなることを目指して推進していくことが重要である。

また、国においては、コミュニティ・スクールがより魅力的な仕組みとなるよう、本節1.に示した基本的方向性の実現を図り、学校や教育委員会の主体性を大切にしながら推進していく必要がある。そのためにも、制度の趣旨や目的をはじめ、学校運営協議会が三つの機能を有するからこそ、学校・家庭・地域の各々が、互いの役割を認識し、相互に連携・協働して学校運営を充実させることにつながり、子供たちの生きる力の育成につながるといった、本制度の持つ意義や成果等に対する正しい理解が得られるよう周知を図るとともに、コミュニティ・スクールの推進するための施策面・財政面等における総合的な推進方策を講じていくべきである。

この際、コミュニティ・スクールが一層推進されるよう、教育振興基本計画等において、国としての方針を明確化し、それに向けて次節に記述する支援方策の積極的な実施と併せ、各地方公共団体の取組状況をフォローアップし、適切な時期に制度的位置付けや支援方策について検討し、その結果に基づき見直しを行うべきである。

### 第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

#### 【ポイント】

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための以下の方策を総合的に講じていく必要。
  - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
  - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
  - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
  - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
  - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
  - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県の教育委員会は、都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進等を図ることが求められる。
- ◆市町村の教育委員会は、市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、コミュニティ・スクール未指定の学校における導入等の推進等を図ることが求められる。

本審議会では、第2節の制度的な見直しに加え、コミュニティ・スクールの拡大・充実のための総合的な推進方策について審議を重ねた。

全ての公立学校をコミュニティ・スクールとしていくことは容易ではない。教育委員会や学校が抱えている不要感や不安感、負担感など、様々な課題に対して、真摯に向き合い、解決に向けた働き掛けや支援を行っていくとともに、社会総掛かりでの教育の実現に向けた大きなうねりを巻き起こしていく必要がある。

なぜコミュニティ・スクールとしていく必要があるのか、どんなメリットがあり、導入によって、子供たちがどう変わっていくのか。教育委員会や学校が動くための糸口は「共感」を得ることであり、関係者が熟議を重ね、コミュニティ・スクールの導入によって、子供たちが変わり、学校が変わっていくという成功体験を積み重ねていくことが重要である。このためにも「地域とともにある学校づくり」のために重視してきた「熟議」、「協働」、「マネジメント」の視点<sup>29</sup>を大切にしていく必要がある。

コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりに関わる当事者にとって、それぞれの立場から関わる魅力は、以下のように整理することができる。

#### ◆コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの魅力

##### (子供にとっての魅力)

- ・学校に多様な人々が関わっていくことで、多くの大人の専門性や地域の力を生かした教育活動等が実施され、学校での学びがより豊かに、広がりをもったものとなり、子供たちの学びが充実する。
- ・信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれる。
- ・地域の人々に支えられ学んでいくことで、地域への愛着が芽生え、地域の担い手としての自覚が育まれる。
- ・防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、子供たちの命や安全を守ることにつながる。

##### (教職員にとっての魅力)

- ・(特に管理職にとって)学校運営に関する基本方針の承認等を通じ、地域住民や保護者等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が実現する。
- ・地域住民や保護者等が学校の状況を理解し、賛同してくれているという後押しを得られることで、安心して仕事ができる環境が得られる。
- ・相互理解に努め、共に成功体験を重ねるなど信頼関係を構築していくことで、地域の人々が学校の応援団となってきている実感が得られる。
- ・地域の人々との交わりで得られる多様な経験を通じ、教員としての意欲が高まり、豊かな指導力の発揮につながる。
- ・教育や子供たちの成長に対する責任を分かち合い、学校がやるべきこと、家庭がやるべきこと、地域がやるべきことの役割分担が図られることで、教職員が子供と向き合う時間の確保につながる。

##### (保護者にとっての魅力)

- ・学校への関わりを通して学校や地域への理解が深まることで、子供たちが地域の中で育てられている

<sup>29</sup> 本答申 p. 10 に記載の視点

との安心感が生まれる。

- ・保護者が学校に関わっていくことで、保護者同士のつながりや地域の人々とのつながりが生まれる。

#### (地域住民にとっての魅力)

- ・学校運営や教育活動等への参画を通じ、子供たちと触れ合い、これまで学び培ってきたことを生かす機会が得られることで、自己有用感や生きがいにつながる。
- ・学校運営や教育活動等への参画を通じ、地域の人々が集うことで、学校が、社会的なつながりが得られる場となり、地域のよりどころとなる。
- ・地域のネットワークが形成されることで、地域づくりの輪が広がっていく。
- ・学校を中心につながった絆<sup>きずな</sup>は、地域の力を高め、地域の人々に安心と生きがいを与える。
- ・防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、地域の安全を守ることにつながる。
- ・企業やNPO、大学等が教育活動等に参画することで、その専門性を生かす機会を得ることができるとともに、社会的な信頼の向上につながる。

コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策として、有効と考えられる方策を以下に示す。国は、これらの推進方策を着実に実行するとともに、各地方公共団体等においても、これらの方策を踏まえた積極的な取組が進むことを期待する。

## 1. 国におけるコミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策

### (1) コミュニティ・スクールの裾野の拡大

コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、導入していない理由の多くが、学校評議員制度や類似制度があるから、地域連携がうまく行われているからといったコミュニティ・スクールに対する不要感である。

学校支援等の取組や学校評議員、学校関係者評価、その他自治体独自の類似の仕組みは、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組である。学校支援等の取組や学校評議員、類似の仕組みを基盤とし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。また、コミュニティ・スクールの機能として学校評価の機能を位置付け、学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することは、学校運営の評価・改善サイクルの充実につながる。このように、コミュニティ・スクールの推進に当たっては、これまで各学校が培ってきた実践の内容や方法、組織を効果的・効率的に生かす視点が必要である。

地域独自の取組も含め、類似の仕組みは様々な形式があり、一概に比較することはできないが、類似の仕組みからコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）に発展することによる主な魅力やメリットは以下のように整理できる。

#### ◆類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展することによる主な魅力やメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法律に基づく学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールに発展することで、学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる（学校の人事異動に左右されない学校教育の実現）
- ・学校運営の当事者意識を有した委員の意見が得られることで、学校運営の改善・充実が図られる

- ・学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組の展開が可能となり、一方的な支援にとどまらない、主体的・協働的な取組が展開される
- ・学校運営協議会の機能である学校運営に関する基本方針の承認を通じて、地域住民や保護者等に対する説明責任の意識が向上するとともに、地域住民や保護者等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営協議会の機能である学校運営や教職員の任用に関する意見を通じて、教職員の意識の向上、学校の組織としての意識や力の向上につながりやすい
- ・類似の仕組みには、地域住民や保護者等の支援のみを求める例が見られるが、コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善を果たすより確かなP D C Aサイクルを確立しやすくなる
- ・学校関係者評価の仕組みを生かしたコミュニティ・スクールにしていくことで、学校・家庭・地域の関係者が共に成果や課題を共有し、取組の改善に生かしていく学校運営のP D C Aサイクルが有機的に機能していく

学校や教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、コミュニティ・スクールの道を選ぶことが最も大切なことである。ある県では、コミュニティ・スクールの導入に当たって、各学校が学校支援等の取組を通じ、家庭や地域と連携・協働しながら地域に開かれた学校づくりの推進に努めている現状を踏まえ、まずは、コミュニティ・スクールに指定されていない学校が主体的に地域住民や保護者等が参画する協議会を設置し、協議を通じて教育課題を共有し、その課題の解決に向けて一体となって教育活動に当たる仕組みを設け、段階的にコミュニティ・スクールへの移行につなげている。こうした学校の自主的・自律的な動きを後押ししていくなど、学校や教育委員会の主体的な環境整備を促していくことが必要であり、類似の仕組みを有している地域において、持続可能な仕組みとして、コミュニティ・スクールが推進されるよう、財政面等の支援を行っていくことが有効である。

また、コミュニティ・スクールの裾野を広げていくことを目指して、平成23年度より「地域とともにある学校づくり」をもとに推進してきたコミュニティ・スクールの普及・振興策を継承し、一層発展させていく必要がある。

#### 【推進のための具体的方策】

- ◆国は、コミュニティ・スクールに対する不要感・抵抗感等を指摘する声に対し、同制度の付加価値や成果等について丁寧に説明し理解を促すとともに、以下の取組を推進する。
  - ・「学校を核とした地域力強化プラン」を通じた、コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の一体的な取組に対する重点的な支援
  - ・学校評議員や類似の仕組みからコミュニティ・スクールに段階的に発展していく取組に対する財政的な支援
  - ・学校関係者評価委員会を生かしたコミュニティ・スクールに対する財政的な支援
  - ・学校運営協議会によらない形で、地域住民や保護者等が学校運営に参画する体制を構築している取組の収集と積極的な発信、段階的な発展プロセスの可視化

#### (2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

コミュニティ・スクールを核として地域とともにある学校づくりを一層推進するためには、各学校が地



域住民や保護者等に対する説明責任を果たし、地域の人々から一層信頼される学校運営を進めていく必要がある。そのためには、これからの学校は、地域との関係を構築し、地域の人々と一体となった取組を進めることができるマネジメント力<sup>30</sup>を備える必要があり、学校が組織としてのマネジメント力を最大限発揮できるよう、体制整備を図っていく必要がある。この視点は、学校がチームとして教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現させる観点からも重要な視点である。

とりわけ、校長は、学校運営の最終責任者として、リーダーシップを発揮するために、まず、子供たちや地域の実態を踏まえ、学校のビジョンを策定し、教職員のみならず、地域住民や保護者等に対して、意識や取組の方向性の共有を図ることが重要である。その上で、校長は、子供の育ちを軸に据え、地域住民や保護者等の力を学校運営に生かし、地域との連携・協働を推進していく意識と能力を備えていくことが重要である。

また、コミュニティ・スクールを通じ、地域住民や保護者等の力を学校運営に生かしていくことが、子供たちの学びを豊かにし、学校の組織としての力を高め、学校を一層活性化していく基盤となることを、現場の教職員全体の共通認識としていく必要がある。すなわち、学校運営が個人の能力に依存するのではなく、学校が組織として力を発揮していけるよう、教職員の負担軽減の視点を持ちながらも、コミュニティ・スクールに教職員全体が関わるという意識を醸成する必要があり、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくとともに、教職員に対する研修内容の充実が求められる。この際、課題を抱える子供たちを見守り支える観点からも、保健福祉部局等との連携・協働の視点や家庭状況を理解する視点等も求められる。

一方、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要がある。学校の中で学校と地域をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。学校内の体制整備の事例として、学校と地域の連携に関する職務を担当する教職員を置く例や校務分掌に位置付ける例、事務職員をコミュニティ・スクールの運営の中心的役割に位置付けている例、社会教育主事有資格者の教員を地域連携担当に位置付けることを積極的に推進している県もある。こうした事例では、地域との協働による授業や体験活動等の調整が円滑に行われ、地域連携に関する情報発信が積極的に行われるなど効果を発揮している。また、教職員がチームとして学校運営に関わるという観点等から、事務職員が学校運営に積極的に関わっていく視点が求められる。

### 【推進のための具体的方策】

◆国は、地域とともにある学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化を図るため、以下の取組を一層推進する。

#### (教職員の養成・研修段階における方策)

- ・教員養成課程や教職員の研修（初任者研修、十年経験者研修、管理職研修、事務職員研修等）において、地域とともにある学校づくりの視点が適切に反映されるよう、大学と教育委員会との連携の下で、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくこととし、教職課程においてその取扱いの充実を図るべく、関係法令及び教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュ

<sup>30</sup> 本答申で言う「マネジメント力」とは、学校の有している能力・資源を最大限生かし、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく力を指す。地域とともにある学校としてのマネジメント力とは、目指すべきビジョンの達成に向かって、学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域の人材や資源等を生かした学校運営を行っていく力を指す。

ラム)の整備のための検討を進める。また、独立行政法人教員研修センターが実施するマネジメント力向上のための研修プログラムの充実(管理職層、ミドルリーダー層、学校事務職員)を図るとともに、各都道府県教育委員会等が実施する教職員の研修機会・内容の充実を促し、必要な支援を行う。

#### (地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備)

- ・国は、学校と地域の信頼関係を構築し、地域の力を生かした学校教育の充実や、学校全体の負担軽減、マネジメント力の向上を図るため、学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を法令上明確化することで、校内体制の整備を図る。この際、社会教育主事有資格者の活用を図ることも検討するとともに、授業時数や校務分掌等での負担軽減を含めた学校全体の業務の最適化や、教職員体制の整備充実を図ること等を通じ、当該職員が地域との連携に力を発揮できる環境の確保を図ることも検討する。また、事務職員については、学校運営事務に関する専門性を生かし、学校の事務体制を充実させるため、職務内容の見直し等を検討する。
- ・国立教育政策研究所や事務職員の研究・研修団体等と連携し、研修プログラムモデルの開発・普及を行うなど、地域連携の推進を担当する教職員や事務職員の育成を促す。

### (3) 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上

コミュニティ・スクールが実効力を持って機能するためには、学校運営協議会の委員として、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、学校をより良いものにしていくという当事者意識と意欲を持ち、学校と共に行動していける人材を確保していく必要がある。

小規模の自治体等においては、学校運営協議会の委員の確保が難しいという声や、地域の会議に出てくる人はいつも固定化されているといった話が聞かれる。学校運営協議会が活力を持ち、持続的に運営されていくためには、委員の流動性を確保しつつ、継続的に人材を確保していく仕組みを構築することが必要である。

学校運営協議会の委員としての資質を備えた人材を最初から求めることは難しいが、地域には学校に協力的で、子供たちとの関わりに熱心な人材は少なからず存在する。そうした人材を将来の学校運営協議会の委員の候補として、熟議や研修等を通じて資質の向上を図ることにより、育てることができる。例えば、学校行事に積極的に参加・協力している人や、地域イベントの実施に携わり子供たちの育ちを見守る人、PTAの役員等を協議会の委員候補としていくことで、人材を確保すること等も有効である。また、各地域で活躍している地域コーディネーター等が学校運営協議会の委員として参画することが有効であり、学校運営協議会に対する理解を深め、推進の要となっていくことが期待される。

取組が継続的・安定的に発展し、活性化していくためには、関係者間で目標や課題意識を共有し、その地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの文化を地域に定着させていくことが重要であり、学校運営協議会の委員が、学校関係者や地域住民、保護者等と共に学び合い、教育の当事者としての意識を醸成する研修等の機会や熟議の場の充実が必要である。

#### 【推進のための具体的方策】

- ◆国は、学校運営協議会の委員に求められる資質能力の明確化と育成システムの整備を促進する。また、各都道府県教育委員会等における学校運営協議会の委員等に対する研修機会・内容や熟議の場の充実を促すとともに、必要な支援を行う。

#### (4) 地域住民や保護者等の多様な人々の参画の促進

コミュニティ・スクールを核に、地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、学校運営協議会の委員のみならず、地域住民や保護者等にも、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていくという当事者意識を高め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが重要である。

コミュニティ・スクールの導入・運営に当たっての課題の一つに、「学校運営協議会の存在や活動が保護者・地域にあまり知られていない」といった認識がある。また、地域人材による参画も学校支援ボランティアなど一部の人々に限られており、必ずしも地域全体の動きに発展していない状況もある。地域の一部の人々だけが参画し、協力するのではなく、地域全体で子供たちの学びを展開していくために、地域住民や保護者、関係機関・団体など多様な主体の参画を促進していくとともに、当事者意識の醸成を促していくことが必要である。

例えば、幼児期から中学校卒業程度までの子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための取組を県全体で推進するなど、学校を核として、地域の様々な人材や資源を結びつける動きが各地で広がっている。地域のボランティアや保護者など個人としての関わりにとどまらず、自治会やPTA、おやじの会等の地域の団体や、企業、大学、NPO、地域人材を中心として構成する家庭教育支援チーム<sup>31</sup>など、地域の多様な主体との連携を深めることにより、地域とともにある学校づくりに対し、参加から参画へ、協力から協働へと、具体的な行動を働き掛けていくことが求められる。また、多言語・多文化社会の理解に資する観点から、日本語指導が必要な外国人児童生徒の保護者等が参画することも重要である。

また、コミュニティ・スクールの取組は、学校運営の改善のみならず、地域コミュニティを持続的に発展していく観点からも有効である。例えば、コミュニティ・スクールを基盤とし、ふるさとの未来を託せる人材の育成を目標に、村役場や農協等の関係機関等との連携を図りながら、村の特産物生産の体験学習や、村の課題を探究する学習等を取り入れている事例や、高等学校において、コミュニティ・スクールを基盤に地元自治体との協働関係を築き、地元企業やNPO、町役場等との協働による課題解決型学習を実践し、地域の課題解決・活性化に大きく寄与している事例もある。

地方創生という課題をはじめ、教育委員会・学校と首長部局等の関係者が、地域と地域の将来を担う子供たちの将来像を共有した上で、協働により課題解決の取組を推進していくことで、活力ある学校づくりと地域の活性化を図っていくことも重要である。この際、小・中学校における取組にとどまらず、高等学校においても、地元自治体や地元企業・団体等とのつながりを深め、地域課題の解決に貢献する取組を支援すること等を通じ、小・中学校で生まれた地域への愛着や興味・関心を更に発展させ、地域を担う人材へと成長していくことを促進していくことも重要である。

さらに、子供たちが地域の一員としての自覚と意識を高める観点から、地元の大学生や高校生等の若者を積極的に巻き込み、主体的・実践的な活躍の機会・場を設けていくことも重要である。コミュニティ・スクールを通じて地域に育てられ、成長した若者が、次の世代の子供たちを育成する担い手となっていくことで、自身も育ち成熟していく「人づくりと地域づくりの好循環」につながっていくことが期待される。これは、学校運営協議会の委員の育成・確保の観点からも有効である。

<sup>31</sup> 子育て経験者、教員OB、民生委員、児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士等の地域の様々な人材や専門家で構成され、保護者への学びの場の提供や、地域における親子の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の業務を行う任意の組織。文部科学省では登録制度や補助事業により家庭教育支援チームの取組を推進している。

### 【推進のための具体的方策】

- ◆国は、コミュニティ・スクールと一体で、「地域学校協働本部」など学校と地域が連携・協働して教育支援に取り組む仕組みを促進するとともに、学校と地域をつなぐコーディネーターの育成・機能強化を促進する（「地域学校協働本部」や地域コーディネーターの在り方については第3章参照）。
- ◆また、学校・家庭・地域の関係者を広く集めた「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」等を開催し、普及・啓発を図るとともに、各都道府県教育委員会等が開催する、地域住民や保護者等の多様な人々の参画を促進するための研修や熟議、フォーラム等に対する支援を行う。この際、地域で活躍する様々な教育関係機関・団体等の全国組織との連携を図る。
- ◆首長部局等との連携・協働による課題解決学校モデルを構築し、その成果の普及と全国への発信等を行う（高等学校のコミュニティ・スクールの推進をはじめとする高校魅力化の取組への支援等）。

### （5）体制面・財政面における支援等の充実

前述のとおり、コミュニティ・スクールの導入・運営に当たっての課題認識として、管理職や担当教職員の勤務負担が大きい、委員謝礼や活動費等の資金が十分でないといった課題が示されている。学校運営協議会の設置に伴い、会議の開催そのものの業務のほか、委員との連絡調整や協議事項等の調整など、運営に係る様々な業務が生じることから、課題を踏まえた適切な支援が求められる。

コミュニティ・スクールの推進に当たり、継続的・安定的な運営を可能とするためには、教職員の勤務負担の軽減も含め、教職員体制の整備等の人材面や財政面での支援の充実を図っていく必要がある。導入の状況には地域差もあることから、とりわけ、未導入の地域を中心とした支援を着実に推進することが必要である。また、継続的・安定的な取組を保障するための財政支援の仕組みが必要である。

学校の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能として、教職員を地域連携担当として校務分掌に位置付ける事例以外にも、地域人材をコーディネーターとして校内に配置する例や、学校支援地域本部の地域コーディネーターを学校運営協議会の委員と位置付け、両者の橋渡し役を担うだけでなく、運営の中核も担っている例もある。こうした学校では、地域との連携・協働が円滑に行われるだけでなく、教員が子供と向き合う時間を確保する観点でも有効であると感じており、こうした取組も含め、体制面での支援の充実を図っていく必要がある。文部科学省では、平成27年度予算から、学校運営協議会の運営に係る様々な業務を担う地域人材として、CS<sup>32</sup>ディレクターの仕組みを創設したところであり、積極的な活用を一層促進する必要がある。

さらに、学校が複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちに力を身に付けさせていくためには、学校や教職員一人一人の業務を見直し、改善していくことが求められる。文部科学省では、平成27年7月、各教育委員会における学校現場の業務改善に向けた支援に資するよう、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を作成・公表した。国や教育委員会は、このガイドラインも活用し、教職員が業務を効率的・効果的に進めることができるような支援を行うことが必要である。

このほか、コミュニティ・スクールの運営をより効果的なものとするためには、学校の創意工夫を生かした様々な取組が可能となるよう、校長裁量予算や学校財務における校長権限の拡大など、校長の裁量権を拡大することが重要である。

<sup>32</sup> CSは、Community School の略。

## 【推進のための具体的方策】

- ◆国は、コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面等の負担解消に向け、以下の取組を推進する。
- ・コミュニティ・スクールの仕組みの導入に伴う教職員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保するための体制の整備充実（事務の共同実施の促進など事務機能の強化や、コミュニティ・スクール導入に伴う教職員の加配措置等）
  - ・コミュニティ・スクールの運営や分野横断的な活動の総合調整など総括的な立場で調整等を行うCSディレクターの配置促進
  - ・学校と地域の連携・協働の中核となる地域コーディネーターの配置促進
  - ・コミュニティ・スクールの導入等に伴う財政的な措置の充実（コミュニティ・スクール導入を目指す地域における運営体制づくりの支援、コミュニティ・スクールの取組の充実を図るための支援の充実<sup>33</sup>）
  - ・高等学校や特別支援学校等の特性を踏まえたコミュニティ・スクールの実証研究に対する支援
  - ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修の実施や業務改善の取組に対する財政的な支援の充実
  - ・学校裁量の拡大のための好事例の普及等（教員公募制等人事面での裁量拡大、用途を特定しない裁量的経費等予算面での学校裁量の拡大）

### （6）幅広い普及・啓発の推進

前述のとおり、コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、導入していない理由として、コミュニティ・スクールに対する不要感や、任命権者の人事権が制約される、特定の委員の発言で学校運営が混乱するといった不安感を挙げる声がある。

こうした指摘に対し、コミュニティ・スクールが学校と地域との連携・協働体制を持続可能にする仕組みとして有効な手段であるという意義や、法的な権限についての正確な解釈のみならず、校長がリーダーシップを一層発揮し、特色ある学校づくりを進めていく上でも有効な手段であることなど、その付加価値や成果、運営上の課題に対する工夫等について丁寧に説明し理解を促していく必要がある。

特に、コミュニティ・スクール指定の決め手として、「教育委員会からの働きかけ」を指摘する学校は約8割と、教育委員会の姿勢、とりわけ、教育長の姿勢が鍵となる。コミュニティ・スクールは、地域住民や保護者等の参画によって学校の意識や力を高め、組織的・継続的に学校運営の改善等を果たす有効な仕組みであり、子供たちや学校の抱える様々な課題の解決に生きてくる仕組みであるということを、教育長の意識にこそ働き掛けていく必要がある。

さらに、コミュニティ・スクールは、地域コミュニティの創生、まちづくりにもつながる取組であり、市民参画の有効な手段として、首長にも働きかけていくことが求められる。

他方、これまで小・中学校においてコミュニティ・スクールが進んできた状況であったが、小・中学校のみならず、幼稚園、高等学校及び特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの推進を積極的に働きかけていく必要がある。

このほか、コミュニティ・スクールの更なる発展のためには、子供たち、教職員、保護者、地域の変容等の観点から、各校の取組を客観的に評価し、その結果を共有・発信する必要がある。

<sup>33</sup> 「コミュニティ・スクール導入等促進事業」において、国が1/3を補助。2/3の地方負担部分については、地方財政措置されている。

## 【推進のための具体的方策】

◆国は、コミュニティ・スクールの普及・啓発を図るため、以下の取組を推進する。

- ・都道府県教育委員会に対し、域内市町村の教育長のための研修と熟議の充実を促すなど、教育長への働きかけの促進
- ・全国都道府県教育委員会連合会や全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、中核市教育長会、全国町村教育長会、各種校長会・園長会等の関係団体と連携した、コミュニティ・スクールの推進する運動のネットワーク化の促進
- ・関係団体等との連携による首長への働き掛けの促進、総合教育会議の活用の促進
- ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム等の開催
- ・各都道府県教育委員会等の開催する推進フォーラム等への財政的支援
- ・コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）<sup>34</sup>の配置充実と未導入地域に対する重点的な支援、各都道府県におけるコミュニティ・スクール普及のための体制構築への支援
- ・学校種の特性を踏まえたコミュニティ・スクールの取組の収集と積極的な発信
- ・コミュニティ・スクールの成果検証や導入に当たっての阻害要因の解消に向けた取組に関する実証的研究への支援

## 2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

これまでの提言を踏まえ、今後、各地方公共団体は、全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、一層の拡大・充実が必要との認識に立って、積極的な姿勢で取組を推進していくことが求められる。

そのためには、教育長をはじめとする教育委員会関係者や校長の意識が重要である。地域住民や保護者等の参画を得ることが学校運営の改善、教育改革の実現のための大きな力となるというビジョンと、学校や地域の理解を得るためのリーダーシップの発揮が不可欠である。

コミュニティ・スクールへの不要感や不安感等の課題認識は、指定により大きく解消され、その先に新しい学校の姿を見いだすことができる。課題認識を乗り越え、未来に視点を持って一步を踏み出すことを期待したい。踏み出さなければ、何も変わらない。

コミュニティ・スクールを核に地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、都道府県、市町村における学校教育部局と社会教育部局の連携・協働の強化が不可欠であり、両者の連携・協働による取組の推進が必要となるとともに、総合教育会議の活用等を通じた首長部局とのパートナーシップを構築していくことも重要である。

なお、各教育委員会及び校長においては、コミュニティ・スクールの取組が学校運営の改善・充実に生かされ、子供たちの成長につながっていくよう、実効性のある運営に力を尽くすことが必要である。

### (1) 都道府県の役割と推進方策

都道府県教育委員会（以下、本項目において「都道府県」という。）においては、広域人事など市町村間の調整や小規模市町村に対する支援にその役割を重点化し、市町村の自主性を尊重しつつ、教育の質の保証・向上に責任を果たしていくことが求められる。

<sup>34</sup> コミュニティ・スクールを導入しようとする教育委員会や学校等に対して、継続的できめ細かな支援・助言を行う推進員。コミュニティ・スクールの導入や実践経験のある元校長や教育長、学校運営協議会の委員等に委嘱。

その前提の上で、都道府県の中には、教育振興基本計画にコミュニティ・スクールの推進目標を掲げ、県下100%の指定を目指し、域内市町の教育委員会を積極的に支援しているところもある。また、まずは学校と地域との信頼関係の構築から始めるために、学校を主体とした類似の仕組みを設けつつ、コミュニティ・スクールへの移行を促すなど、段階的な取組を進めているところもある。さらに、域内市町村の教育委員会や学校関係者等を対象とした協議会を開催したり、学校経営の基準として、コミュニティ・スクールの視点を位置付け、新任校長の研修等の充実を図るなど、コミュニティ・スクールを積極的に推進しているところがあるが、そうした取組は一部にとどまっている。

今後、都道府県においては、コミュニティ・スクールをはじめ、地域とともにある学校づくりを一層推進するため、教育振興基本計画への位置付けをはじめ、都道府県としてのビジョンと推進目標を明確に示すことが必要である。また、域内市町村の教育長等への研修の充実を図るとともに、「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(仮称)等の開催により、域内市町村の教育委員会や学校・家庭・地域の関係者等に対し、広くコミュニティ・スクール等への理解促進を図ることが求められる。また、学校の管理職等への研修会の企画・実施、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成及び配置とその積極的な評価等を推進することが求められる。

さらに、地方公共団体内の学校教育担当者和社会教育担当者との連携・協働を密にしながら、コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の一体的・効果的な取組を促すとともに、地域コーディネーター等の地域関係者と学校運営協議会委員等の研修を合同で開催するなど、関係者が共に学び合い、課題や目標等を共有し、ネットワークを深めることができる機会を充実していくことが求められる。

#### 【推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての都道府県教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・知事部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の促進とその一体的・効果的な推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・都道府県としてのコミュニティ・スクールの推進の在り方等を協議する「コミュニティ・スクール等推進協議会」(仮称)の教育委員会内への設置
- ※現在の学校支援地域本部等に係る推進委員会を活用することが有効
- ・域内市町村の教育長及び教育委員のための研修と熟議の充実と、学校単位の指定から市町村全域への指定の促進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する研修と熟議の充実
- ・域内市町村におけるコミュニティ・スクールの導入の促進や取組の充実のための財政的な支援
- ・都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する積極的な普及・啓発
- (域内市町村教育委員会や教職員等の学校関係者、地域関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(仮称)の開催、国の制度等活用説明会の積極的活用など)
- ・学校運営協議会委員や学校関係者、地域関係者等の研修機会・内容や熟議の場の充実
- ※地域コーディネーター等の研修との合同開催も有効

- ・地域連携の推進を担当する教職員の明確化（社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用）
- ・教職員のマネジメント力向上等のための研修機会・内容の充実  
（初任者研修，十年経験者研修，事務職員やミドルリーダー等研修における地域との連携・協働に係る講座や熟議等の演習の実施，地域連携・協働に係るマネジメント力の向上のための管理職研修の充実）
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進

## （２）市町村の役割と推進方策

子供たちに最も身近なところで教育活動を担っているのは学校であり，市町村である。市町村教育委員会（以下，本項目において「市町村」という。）においては，自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに，地域との連携・協働体制を確立するため，コミュニティ・スクールの推進を支援することが求められる。地域住民や保護者等に対しても，取組の必要性や成果を広く周知するなど，学校への理解と参画を促す環境づくりが重要である。

また，都道府県と同様，地方公共団体内の学校教育担当者と社会教育担当者との連携・協働を密にしなから，まずは地域住民による学校支援，学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築から始め，学校運営への参画に発展していく，あるいは，学校評議員を機能化・活性化し学校運営への参画に発展していくなど，コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりを推進していくことが求められる。

このため，市町村は，国による実践研究の支援を積極的に活用するなどにより，教職員と地域の人々，保護者との熟議を重ね，校内及び地域との協働体制づくりを進めることが求められる。

今後の少子化の更なる進行に伴い，学校統合や小規模校の存続など，活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討がなされることとなるが，コミュニティ・スクールを導入し，学校と地域のより密接な連携・協働関係を構築することは，魅力ある学校と地域づくりの推進につながる大きな契機となり得る。また，学校と地域が連携・協働した取組や，地域資源を生かした教育活動を進めること等により，地域に誇りを持つ人材の育成を図ることも求められる。

なお，中学校区内の複数の学校が連携した運営体制は，地域とともにある学校の運営体制としてふさわしいものと考えられる。このため，コミュニティ・スクールの推進に当たっては，中学校区を運営単位として捉え，複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりを進めていくことが期待される。

### 【推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・首長部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部」等の促進とその一体的・効果的な推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・教職員等の学校関係者，地域住民，保護者等に対する積極的な普及・啓発（国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催，学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築に向けた熟議の場づくりなど）
- ・コミュニティ・スクール未指定の地域・学校における導入の推進（国の支援事業の積極的活用による学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりの推進，事務機能の強化など教員の負担軽減も含めた効果的・



効率的な校内体制の整備等)

- ・複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- ・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実
- ・学校を核とした地域づくりの視点によるコミュニティ・スクールの展開（例：地域の魅力を発見する体験活動，地域の課題を知り探求する学習，児童生徒と共に活動する場の提供等）
- ・学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- ・地域住民や保護者等の参画の促進，関係機関・団体等の連携・協働の促進（自治会，PTA，婦人会，青少年団体，NPO，家庭教育支援チームなど地域組織との連携）
- ・地域連携の推進を担当する教職員の明確化（社会教育主事有資格者や事務職員の積極的な活用）
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進
- ・コミュニティ・スクールとしての取組の充実を図るための，学校裁量で支出できる運営経費の措置

### 第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

#### 第1節 地域における学校との連携・協働の意義

##### 【ポイント】

- ◆ 厳しい教育環境の中、子供を軸として、次代を担う子供たちの成長に向けての目標を共有し、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要。
- ◆ 地域と学校が連携・協働することで、新しい人と人とのつながりも生まれ、地域の教育力の向上につながる。
- ◆ 地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興、さらには、持続可能な地域社会の源となり、「生涯学習社会」の構築にも資する。

第1章でも述べたように、未来を担う子供たちは、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する能力が求められている。「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校のパートナーとして、地域の側も広く子供の教育に関わる当事者として、子供たちの成長を共に担っていくことが必要である。さらに、子供たちの成長に向けて、多くの住民が参加して地域と学校とが連携・協働していくことは、子供たちの教育環境の充実にとどまらず、地域住民の学びを起点に地域の教育力を向上させるとともに、持続可能な地域社会を創っていくことにもつながる。

このため、今後、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、子供たちの成長を地域で担うため、地域における学校との連携・協働を積極的に推進していくことが必要である。

地域における学校との連携・協働を進めていく際には、子供たちの将来、子供たちの成長・発達に向けて、何よりも子供を軸として検討することが必要である。すなわち、変化の激しい社会の中で、次代を担っていく子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有して、地域社会と学校が協働して子供の教育に取り組んでいく必要がある。また、今後は、子供たちを社会の主体的な一員として受け入れ、子供も大人も、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、地域課題や地域の将来の姿等について議論を重ね、住民の意思を形成し、様々な実践へつなげていくことが重要である。

このように、子供の教育という共通の旗印の下に、地域住民がつながり、地域と学校が協働することで、従来の地縁団体だけではない新しい人と人とのつながりも生まれるであろう。さらに、地域社会の課題解決にも、地域の一員として学校も関わっていくことにつながる。このため、真の意味で地域と学校が連携・協働することを目標としていく必要がある。

地域社会の側においても、これまでの単なる「学校支援」を超えた体制整備が必要である。社会教育の実施体制を強化しつつ、それぞれの地域の状況に合ったコーディネート機能を構築するとともに、学校のパートナーとしての機能・実態を持った地域社会を維持することが必要である。例えば、郷土の伝統文化や地域防災、子供たちとの接し方等について、大人が子供たちに教えるためには、まず大人が学ばなければならない。学校に関わることは、すなわち大人の学びが豊かになることであり、子供の教育を軸として、学校教育と社会教育は表裏一体の関係であると言える。そのため、公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場やICTを活用したものも含め、多様な形態による学習機会を整備することなど、今後も社会教育を充実していく必要がある。

さらに、地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、そ

の成果が適切に評価される「生涯学習社会」の構築に資するものである。

## 第2節 地域における学校との連携の現状等

### 【ポイント】

- ◆これまでの、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果を上げてきたことを評価。
- ◆一方で、現状の活動に関しては、更なる取組の充実と普及が必要であり、以下のような課題がある。
  - ・それぞれの活動が個別に行われ、必ずしも活動間の連携が十分でない
  - ・コーディネート機能を特定の個人に依存し、持続可能な体制が作られていない
  - ・地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合がある
  - ・地域の活性化に向けた取組はなお発展途上にある
- ◆地域住民等が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、地域における学校との関係を新たな関係（連携・協働）に発展させることが必要。

### 1. これまでの地域における学校との連携の現状

#### （1）これまでの地域における学校との連携の経緯等

学校週5日制への移行、少子化の進展とも併せて、学校・家庭・地域社会の相互の連携が重要になってきており、地域における学校との連携に関しては、これまで主に以下のような取組が行われてきている。

- ・平成14年度から、学校週5日制の完全実施と併せて実施された、学習指導要領で、生涯学習の基礎ともなる「生きる力」の育成が必要とされた<sup>35</sup>。
- ・同じく、平成14年度から「新子どもプラン<sup>36</sup>」が実施され、関係府省の協力の下で、子供たちの体験活動の充実に資する各種施策が推進されてきた。
- ・平成18年には、教育基本法が戦後初めて改正され、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の重要性がうたわれた<sup>37</sup>。
- ・平成19年度からは、文部科学省と厚生労働省の連携により、「放課後子どもプラン」が推進され、放課後や週末等の子供たちの安心・安全な居場所を設け、全ての子供たちに学習や体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」の取組が推進されている<sup>38</sup>。

<sup>35</sup> 平成10年から11年にかけて改訂され、平成14年度からの学校週5日制の完全実施と併せて実施された学習指導要領では、新たに設けられた「総合的な学習の時間」等を活用して、各教科等の学習で得た知識を様々な体験活動の中で実感を持って理解することや、学び方やものの考え方を身に付けさせるなど、生涯学習の基礎ともなる「生きる力」の育成が必要とされた。

<sup>36</sup> 平成11～13年度まで「全国子どもプラン」として、家庭や地域では、豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験等を体験させ、子供たちに豊かな心やたくましさ等の「生きる力」を育むため、地域で子供を育てる環境を整備することとして、関係府省の協力の下で、子供たちの体験活動の充実に資する各種施策が推進されてきた。

<sup>37</sup> 近年、法令面において、地域における学校との連携・協働に関する規定が整備されてきた。平成18年の教育基本法改正では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定が創設された（第13条）。それを踏まえ、平成20年の社会教育法改正では、放課後子供教室（第5条第13号）や、学校支援地域本部の活動も含む概念としての、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等」（第5条第15号）が教育委員会の事務として、新たに規定された。

<sup>38</sup> 特に、放課後や週末等の子供たちの安全・安心な居場所を設け、全ての子供たちに学習や体験・交流活動等の機会を提供する放課後子供教室（平成16年度から「放課後子供教室」の前身である「地域子ども教室推進事業」が始まっている）に関しては、平成26年7月に、文部科学省及び厚生労働省が策定した、「放課後子ども総合プラン」に基づき、「女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学

- ・平成20年には、平成18年の教育基本法の改正を受け、社会教育法が改正され、放課後子供教室や学校支援地域本部の活動を念頭に置いて関係規定が新設された。
- ・これを受け、平成20年度からは、地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みであり、地域が学校と連携するための活動体としての「学校支援地域本部」が推進されてきた。
- ・平成25年には、第2期教育振興基本計画において、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を充実するための体制を全国の小・中学校区に構築することが施策目標とされるなど、地域における学校との連携・協働に関する事項が政策体系に位置付けられてきた<sup>39</sup>。
- ・平成26年度からは、子供たちが多様な技能や経験を持つ多くの社会人と出会う機会を作っていくことが重要との考え方から、地域の人材や企業・団体・大学等と連携した土曜日の教育活動が推進されている。
- ・平成27年度からは、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていなかったりする子供たちに対して、地域住民等による学習支援である「地域未来塾」の取組が推進されている。

## (2) 地域における学校との連携の現状

平成27年度、地域が学校と連携して行う様々な活動としては、学校支援活動を行っている学校支援地域本部が、公立小・中学校のうち約9,600校で実施、放課後等に地域住民等の参画により、子供たちに学習支援や様々な体験活動の機会を提供する放課後子供教室が公立小学校で約14,100教室実施されている。また、地域の人材・企業等の協力を得て行われる土曜日の教育支援活動が、公立小・中・高等学校のうち約10,000校で実施されている<sup>40</sup>。

これらについては、取組が始まって10年以上が経過しており、その顕著な成果としては、例えば、登下校の見守り、花壇整備といった、地域住民にとっても比較的参画しやすい学校支援活動を通じて、地域の大人たちが、学校という場で子供たちに寄り添い、成長を支える「最初の一步」となる活動として定着してきていることが挙げられる。地域によっては、その後、より多くのボランティアの参画を得て、より組織的な取組へと発展しながら、活動の充実につながってきているところもある。

また、こうした様々な活動への長期の参画を経て、その間に構築した学校との信頼関係や、地域における人的ネットワークを活用して、特定の取組に参画するボランティアの一員から、学校を核とした地域活動の企画、連絡調整、人員配置等の調整を行うコーディネーター役を務めるに至るケースも次第に増えてきている<sup>41</sup>。

また、コーディネーター等の企画調整により、学校支援活動を学校ごとだけでなく、幼稚園と小学校、小学校と中学校が連携して中学校区全体の活動とすることで、幼稚園・小学校の連携、小学校・中学校の

児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、関係府省が連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要」として、一体型又は連携型の放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備が推進されている。

<sup>39</sup> 続いて、平成25年1月にまとめられた第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進」のためには、「地域住民が積極的に参画して子供たちの学びを支援し、社会全体で子供たちを育むため、学校と地域が連携・協働する体制づくりが重要」とされた。これを受けて、第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）において、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」という基本施策の下、「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」などの取組を充実させ、保護者をはじめ、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する」ための取組の推進について記載された。

<sup>40</sup> 文部科学省所管の補助事業である「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育体制等構築事業」を活用した箇所数である。

<sup>41</sup> なお、保護者や地域の人が学校支援活動に関わることで学校の教育水準の向上に効果があると回答している小・中学校は約90%であるなど、教育面も評価されている（平成25年度 全国学力・学習状況調査より）。

連携も進展してきている事例もある。

これらのそれぞれにおける活動や、その活動の長期にわたる蓄積等を通じて、参画するボランティアやコーディネーターに、地域の高齢者や子育て経験者をはじめとする一層多様な人材の参画が得られるようになってきた地域もあり、子供たちに多様性のある豊かな学習や体験活動を可能とする取組が全国各地で広まりつつある<sup>42</sup>。また、地域によっては、こうした取組が始まる以前から、公民館等の社会教育施設により、長年にわたり社会教育活動を通じた地域の活性化のための諸活動が進められてきており、このような活動が、地域における学校支援活動等の円滑なスタートや、その後の速やかな定着につながっている。このような公民館等の社会教育施設による活動は、現在においても、地域の実情に応じた地域と学校の連携の場の一つとして機能している。

## 2. 地域における学校との連携の課題と新たな関係（連携・協働）

### （地域における学校との連携の課題）

第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）では、今後取り組むべき具体的方策として、「全ての学校区において、学校支援地域本部や放課後子供教室の取組の実施など、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指す」とされており、更なる取組の充実と普及が必要である。

そのためには、長期に取り組んでいる地域も、始めてまだ数年の地域も、学校支援地域本部等による活動が、学校を核とした地域活動への参画の「最初の一步」としての役割を果たすことを十分に生かし、まずはしっかりとその活動を定着させることが重要である。

しかしながら、地域によっては、地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのかという目標・ビジョンについての熟議が十分でなく、参画する地域住民や保護者等が一部の限られた人にとどまり、活動内容についても限定的な内容になってしまっていることもある。また、活動に参画する住民は子供たちと接する教育活動に関わることとなるため、地域で子供たちの成長を支えるということを自覚し、学校等の関係者と協力して取り組む姿勢が重要である。

より多くの、より幅広い層の地域住民の参画を得ながら、活動間の連携・協働を促進し、個々の活動の幅を広げることによって初めて、様々な可能性を持つ子供たちの成長を支える地域の活動が真に地域全体としての活動につながっていく。子供たちの成長を支える持続的な活動としていくには、単に学校を支援するという活動を超えて、子供たちの成長のための目標を地域で共有しつつ、様々な活動を全体的に俯瞰して、子供たちの成長にとって地域が果たすことのできる活動を地域と学校が協働しながら実現していくことが必要である。

そのためには、地域住民自らが、活動実施のための適切なコーディネートを行い、無理なく、できる時に、できる人材が力を結集して効果的に活動できるよう進めていくこと、多くの地域住民の参画を得て学校を核とした地域協働の在り方について熟議・検討することが有効であるが、そのための企画立案、コーディネート機能を発揮する体制の整備が十分に行われている地域はまだ限られている。

また、それぞれの活動ごとにコーディネートがなされる状況もある。この場合、例えば、放課後の支援活動、学校支援活動、学校と連携した公民館活動等の活動が、それぞれ個別に行われており、それぞれ互いの活動の目標や、主に参画している関係者等の情報の共有等について、必ずしも連携が十分でなく、調

<sup>42</sup> また、こうした活動の効果を示すものとして、東日本大震災の時に、避難所となった宮城県内の中学校で学校支援地域本部が設置されていた学校は自治組織が速やかに組織されるなど、緊急時の分担と協働作業につながった事例もあり、それを契機に、被災した各地において学校支援地域本部の設置が拡大した。

整ができていないことによる地域人材や活動機会、場所の偏り、不足等の場合が生じている。さらに、コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制が作られていない場合が多いことも課題である。

### (地域における学校との新たな関係（連携・協働）への発展)

学校支援地域本部については、当初からの事業の目的<sup>43</sup>として、「多様な教育機会やきめ細かな教育の実現，教員の負担軽減による子どもと向き合う時間の確保」，「生涯学習社会の実現のため，地域住民自らの知識や経験を生かす場の拡充」，「地域の教育力の向上のため，学校を核とした地域の活性化」といったものがある。

このうち，各地域における取組の開始当初，まずは地域住民の参画を得るため，登下校の見守りやドリルの丸付け等の授業補助等の，比較的容易に地域住民が参画できる内容から始めた地域が多く，そのような取組を通じて学校と地域の関係構築につながるなど，一定の成果を上げてきたことは評価されるものであり，今後も学校支援活動や放課後や土曜日の学習支援等の様々な取組を継続していくことが必要である。

一方で，依然として地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合もあり，子供たちと住民が共に活動することで地域の教育力の向上や地域の振興にもつながるという意識は必ずしも十分ではなく，地域の活性化に向けた取組はなお発展途上にあるという課題が挙げられる。

また，10年以上の取組を経ても，地域と学校の連携・協働により取り組むべき課題である，次代を担う子供たちに求められる「生きる力」の育成に向けて地域住民等がより主体的に参画していくこと，活動を通じて地域の振興・創生につなげていくという，持続可能な地域づくりには至っていない地域が少なくない状況にある。

既に述べたとおり，学校や地域が抱える複雑化・多様化した現代的課題に社会総掛かりで対応するには，いわゆる「教育は学校の役割」といった固定化された観念から離れ，子供たちの成長に対する責任を社会的に分担し，学校における「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて，地域住民等がそのパートナーとして子供たちの成長を支える活動に，より主体的に参画するとともに，教育課程の内外の活動の中で地域住民等が持続可能な地域社会の創生につなげていくため，地域における学校との関係を新たな関係（連携・協働）に発展させていくことが必要である。

## 第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

### 【ポイント】

- |   |
|---|
| <p>「支援」から「連携・協働」，「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆地域と学校がパートナーとして，共に子供たちを育て，共に地域を創る。</li><li>◆地域と学校が連携・協働して，地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として，その取組を積極的に推進。</li><li>◆従来の学校支援地域本部，放課後子供教室等の活動を基盤に，「支援」から「連携・協働」，個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。</li><li>◆地域学校協働本部には，①コーディネート機能，②多様な活動，③持続的な活動の3要素が必須。</li><li>◆地域学校協働本部の実施を通じて，教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され，コミュニティ・スクー</li></ul> |
|---|

<sup>43</sup> 「学校支援地域本部事業」は，平成20年度から国の委託事業として取組を開始。平成21年度からは，国と地方公共団体の分担による補助事業（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」）における取組の一つとして実施されている。

ルの導入につながっていく効果も期待される。

◆地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

## 1. 地域における学校との協働体制の目指す姿

### (1) 今後の方向性—連携・協働と総合化・ネットワーク化—

今後、国全体として、各地域を支援しつつ、目指すべき整備の方向性は、第一に、第1章第2節で既に述べたとおり、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、そのことを通じて共にこれからの地域を創るという理念に立つことである。「支援」を超えて、目的を共有し長期的な双方向性のある展望を持った「連携・協働」に向かうことを目指す。

第1章第1節でも述べたように、地域の人的・物的資源を活用するなど、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現する必要がある。例えば、郷土学習の場合は、地域住民と学校とが相互に知識と経験、物や施設を提供し合って教育活動を行うことが望ましい。その際、話し合いの過程と継続的な実施を通じて、地域の伝統文化の継承者が生まれ、地域の持続・発展の芽が育つこととなる。さらに、地域住民が「学び」を通じて子供たちや学校と新たな関係を作り、それぞれで考え、成長していくことが期待できる。

また、これらの学習については、基礎的な教育を学校の授業でも行った上で、放課後や土曜日における社会教育の場で更に発展的な活動を行うことも考えられる。これは、学校教育と社会教育の連携によって学びを深める一例である。また、地域住民の身近な学習・交流の場である公民館等の社会教育施設には、多様な人々が集い、地域活動の歴史やノウハウが集積されており、世代間の絆<sup>きずな</sup>をつなぐ協働の場の一つとして期待される。

第二に、活動やコーディネート機能のつながりを深めることが重要である。地域によっては、既に、授業への地域人材の協力、放課後子供教室、土曜学習、親子が参加する地域行事等を複数のコーディネーターが手分けしながら一体の組織で企画・実施している例がある。地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのかという目標・ビジョンについて熟議を行いながら、多様な活動の違いを超えて総合的な運営を進めることにより、地域の人的なネットワークが広がり、協力体制が手厚くなると考える。

このように、活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かした「連携」と、共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、それぞれの資源を最適に組み合わせて達成を目指す「協働」の双方の、地域における基盤となる体制が今後の教育には必要である。そのためには、従来の学校支援地域本部活動や放課後子供教室等の個別の取組を有機的に結び付けていくことが必要である。

このように、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部<sup>44</sup>」に発展させていくことを提言する。

<sup>44</sup> 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）において、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組など「保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制」を平成29年度までに全国に整備することとなっている。

## (2) 地域学校協働本部の在り方

### (地域学校協働本部に必須の要素)

地域学校協働本部についての特徴は、社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイメージされるものである。一方で、より多くの、より幅広い層の地域住民が参加しやすい、つながりの緩やかなものではあるが、参加者の世代交代等も経ながら永く持続していくものでもある。

各地域で展開されている活動の実態、組織の現状と課題から考察すると、この体制が恒常的、組織的、安定的に実質を伴ったものとして持続するためには、地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、「支援」から「連携・協働」、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、次の3要素が必須となる。

①コーディネート機能

②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）

③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

具体的にどのような内容の活動が行われるかは、地域の実情、本体制の発展段階に応じ、多様であるものとする。例えば、放課後子供教室から始まり、次に学校の授業の支援が加わり、さらに、郷土学習の共同企画や学校と地域の行事の共催等を実施するという場合もあれば、学校の環境整備や登下校の見守りから始まり、放課後や土曜日の教育、家庭教育支援の取組に拡張する場合もある。このように、地域学校協働本部の構築に向けては、このような様々な活動の全てを最初から行うことを求めるのではなく、それぞれの地域における学校との協働活動の進展状況に応じて、まずはその地域と学校の子供たちの成長にとって何が重要であるかを地域で共有しつつ、ある程度の期間を見越したビジョンを持つことが重要である。その上で、その活動主体のコーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の活動する地域住民の参画を得て、活動を広げ、継続的な活動を行っていく中で、徐々に活動を充実し、活動間の横の連携を促進し、学校と地域との連携・協働関係を構築していくことが重要である。

### (これまでの学校支援地域本部等から地域学校協働本部への発展)

地域によっては学校支援地域本部が既に設置され、中心となって、地域と連携した学校支援活動を展開している場合がある。このような場合においては、学校支援地域本部の機能を基盤として、引き続きその活動を発展させながら、徐々に、①コーディネート機能を強化し、②より多くの、より幅広い層の活動する地域住民の参画を得て、活動の幅を広げ、③継続的な地域学校協働活動を実施していくことで、地域学校協働本部へと体制が発展していくことが期待される。

また、地域や学校の実情やそれまでの経緯によって、地域学校協働活動を実施する組織体制や発達の度合いは様々な違いがあり、それぞれの違いを踏まえつつ、整備を進めていくことが望まれる。例えば、地域によっては、放課後子供教室における企画運営会議等の機能を生かして学校支援や地域活性化のための活動を展開している地域もあり、放課後子供教室における地域と学校との協働活動を担う部門が、学校支援活動や地域社会における地域活動等のコーディネート機能を発展的に整備していくことで、地域学校協働本部へと体制が進化する場合など、地域学校協働本部の整備には様々なケースが考えられる。

なお、このような機能を担う主体が、それぞれの経緯や特色を踏まえて独自の名称を使用しているケースも見られ、地域学校協働本部として活動する際にもそのような独自の名称を使用することを妨げるものではない。

一方、これまでに学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動が行われていない地域においては、まず



は最初の一步として、地域と学校が連携・協働して学校支援活動、放課後の教育活動や地域活動等のいずれかを実施する基盤づくりを加速し、地域学校協働活動を開始していくことが重要である。

#### (コミュニティ・スクールとの関係)

地域学校協働本部の整備を推進する際には、同本部とコミュニティ・スクールとの両者が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要である。両者の一体的・効果的な推進の在り方については、第4章で述べる。

また、地域学校協働本部のパートナーとなる学校がコミュニティ・スクールではない場合には、地域学校協働本部による地域学校協働活動の実施を通じて、その活動が学校や子供たちに評価され、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成されていく中で、地域の活力を学校運営により生かしていくことを目指し、コミュニティ・スクールの導入につながっていくといった効果も期待される。

#### (地域学校協働本部の更なる機能強化)

本部の機能を更に進めるものとして、学校教育部局との連携強化や、教育委員会だけではなく首長部局の各部局との連携強化を推進することが挙げられる。これにより、取組の幅が広がっていき、子供たちの教育内容等の充実につながることが期待される。さらに、地域にある高等学校等と連携することは、設置者の違いを超え、高等学校や高校生等も協働の輪に入ってもらうことで、ネットワークのつながりが広がっていくことになる。

具体的には、高等学校等の所在する地域の小学校や中学校に係る地域学校協働活動に高等学校等や高校生等が参画する、若しくは高等学校等がその所在する市町村の住民等と地域学校協働活動を実施するといったような取組が考えられる。このような取組を促進していくためには、学校が所在する地域において、都道府県教育委員会と市町村教育委員会とが密に連携を取って、子供、地域住民、保護者、学校のそれぞれにとって地域学校協働活動がより有意義なものとなるよう努めていくことが必要である。

また、自分の卒業した小学校や中学校のある地域から離れた地域で暮らす場合において、自分の卒業校でなくとも、「地域の学校も自分の学校」として、自分の暮らす地域の学校に対しても関心を持って協働の輪に入っていくことにより、ネットワークのつながりが広がることとなり、今後は、このような意識の醸成も重要である。

さらに、地域学校協働本部への参加者一人一人が学び合う場を持って、子供の教育や地域の課題解決に関して、共に学び続けていくことは、正に生涯学習社会の実現のために求められることである。

#### (地域学校協働本部の有する可能性と留意点)

地域が学校との連携を深める中で、子供たちにとって、地域は学校や家庭とは異なる第三の場として安心な居場所となる。また、地域学校協働本部に様々な悩み等を相談できる家庭教育支援の活動や機能が組み込まれることにより、孤立した保護者を支えることにもつながる。さらに、子供たちの非行防止、健全な育成の観点からも、地域学校協働活動を通して、放課後等の安全で健やかな居場所を作り、地域住民等が子供たちの成長を見守っていくことが重要である。

なお、このような協働体制を目指すに当たり、最初の段階から学校に対して地域づくりへの過度な関与を求めることは、学校現場における負担を増大させる可能性もあることから、そのような協働の取組の基礎は、まず、地域住民等による学校支援の取組によって地域との接点が作られ、地域と学校が、子供の教育に関わることを通じ、相互の信頼関係が醸成されていく中で徐々に形成されていくものであることに留

意する必要がある。加えて、地域住民と学校、地域住民同士の信頼関係の醸成には、どの地域においても相当数の時間と経験の蓄積を要するものと十分に認識し、地域の特色や実情を踏まえつつ、社会教育としての協働体制を整備・強化していくことが重要である。

## 2. 地域における学校との協働体制の整備の方向性

今後、地域における学校との関係を連携・協働へと発展させるとともに、地域住民自らが生活する地域を創っていくという考え方の下、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができるようにすること、また、住民が子供たちの成長を支える地域学校協働活動に参画する機会を得ることができるようにすることが必要である。この達成に向けて、地域における学校との協働の取組を強く推進していくため、地域が学校と協働する枠組みである地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。その際には、複数の小学校や中学校等を対象とするなどして地域学校協働本部を整備していくなど、それぞれの地域や学校の特色に応じて効果的な協働体制の整備を図っていくことが重要である。また、小・中学校のみならず、高等学校、幼稚園、特別支援学校、高等専修学校においても有効な取組であるため、地域の実情に応じてこれらの学校も巻き込んだものとしていくことが重要である。特に、高等学校に係る地域学校協働活動を推進していくことは、高等学校の特性を生かした展開により、より幅広い地域住民、企業、団体等の参画を促進する可能性がある。また、こうした取組を通じてその所在する地域の小学校や中学校と連携することで、活動全体の活性化にもつながることが期待できる。

このように、全国どの地域においても地域学校協働活動が推進されていくよう、地域による学校支援活動等を含む社会教育に関する事務を行う都道府県及び市町村の教育委員会において、域内の地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するための体制の整備その他の必要な施策（例えば、地域学校協働本部等の体制の整備、コーディネーターの配置、地域住民に対する地域学校協働活動に関する情報提供や理解促進等）を講じることとすることが必要である。

他方、地域や学校の実情、特色、経緯によって、地域学校協働活動を実施する体制の在り方は異なり、その進展状況にも幅があり得る。また、地域学校協働本部は、学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動を基盤にして、「支援」から「連携・協働」への理念の転換を図りながら、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民の参画、継続的な地域学校協働活動の実施を経て発展していくことが期待される。このため、地域学校協働活動を推進するための体制整備としては、都道府県や市町村の教育委員会において、それぞれの地域や学校の特色や、域内における体制整備の進捗状況に応じて、その責任の下に地域学校協働活動の推進に係る様々な体制の整備のための施策を講じることが必要である。

都道府県や市町村の教育委員会としては、それぞれの域内の地域や学校の実情・特色や域内における整備状況を踏まえて、地域学校協働活動の推進に関する方針を定めて、どのような施策を講じていくべきかを検討し、実施していくことが必要である。

このため、今後、都道府県や市町村の教育委員会は、まず、各学校区の活動を把握し、既に学校支援地域本部や放課後子供教室の活動、また、公民館を中心とした社会教育活動等が行われている場合も含め、今後、地域学校協働活動の推進に向けて、どのような活動を充実していくべきか、どのような体制で地域と学校との連携・協働を促進していくかについて検証を行うとともに、地方公共団体全体としての今後の推進の方向性を示していくことが重要である。

このように、都道府県や市町村の教育委員会において、地域学校協働活動の推進に関する方針を検討する際には、地域の社会教育に関する諸計画の企画・立案、職務に必要な調査研究を行う等の職務を担う社

会教育委員に意見を求めたり，調査研究を依頼したり，地域学校協働活動の推進に関し識見を有する者の協力を得て検討を進めていくことも有効である。

また，このような地域学校協働本部は，将来的には，子供たちを社会の主体的な一員として受け入れ，様々な実践への参加を促す機能を有する体制の構築へと進化・発展することが考えられる。その中で，子供も大人も加わって，ワークショップ等の手法を用いつつ，地域課題や地域の将来の姿，さらには子供たちの体験活動やキャリア教育等について議論を重ね，評価を加え，修正を繰り返すなどして，実践を継続し，改善の方向を探ることも期待される。そのような営みによって，より多くの，より幅広い層の地域住民が参画し，住民の意思を作っていくことは，地域の様々な課題に対して，それを解決しつつ，地域を経営することにもつながるものである。

#### 第4節 地域における学校との協働のための取組の推進

##### 【ポイント】

- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化が必要。
- ◆地域コーディネーターの持続可能な体制の整備，人材の育成・確保，質の向上が重要。
- ◆統括的なコーディネーターの役割や資質・能力を明確化し，その配置を促進。
- ◆地域学校協働活動の内容の充実，活動場所の確保，幼稚園，高等学校，特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進，家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備や福祉等との連携を推進。

##### 1. 地域における学校との協働のための体制の整備

体制の整備において重要となるのは，コーディネート機能の強化である。地域学校協働活動としては，地域住民，保護者，企業，団体等，様々な関係者が，学校支援活動，放課後や土曜日の学習支援活動，家庭教育支援活動，学びによるまちづくり等の地域活動といった様々な活動に参画することが想定され，学校や学校運営協議会と連携を図りつつ，時には学校との連絡窓口となり，時には住民，保護者間の調整役となって協働活動を推進していくコーディネーターの役割が重要である。

これまで，地域による学校支援活動等に際しては，主に学校区における活動の連絡調整役として地域人材が務める「地域コーディネーター」がその機能を果たしており，地域の実情に応じた様々な学校づくりや地域づくり活動等の企画調整を担ってきている。

また，域内の各学校区の協働活動の進展に応じて，学校区ごとのコーディネーター間の連絡調整を行ったり，域内の地域コーディネーターの育成を支援したりする「統括的なコーディネーター」の必要性も高まってきている。

今後は，両コーディネーターの配置促進や機能強化が重要である。

##### (1) 地域コーディネーター

###### (地域コーディネーターの持続可能な体制の整備)

地域における学校との連携の課題でも述べたとおり，これまでの体制では，多くは学校支援活動，放課後子供教室や土曜日の学習支援といった活動ごとに企画調整がなされ，活動間の効果的な連携によるそれぞれの活動の充実の視点が不足している傾向があった。今後，地域コーディネーターの役割は，これまでのように学校支援活動や放課後子供教室といった各活動ごとの担当にとどまらず，より広い視野で地域における学校との協働体制を作っていくことが必要である。

また、地域コーディネーターによるコーディネートは、

- ・地域住民が主体となって活動する場合
- ・PTAが主体となって活動する場合
- ・NPO等と協働して活動する場合
- ・公民館など社会教育施設等を拠点に活動する場合

など地域や学校の実情に応じて、様々な態様で行われている。

どのような場合であっても、地域に根付いていく継続的な取組を行うことができるよう、持続可能な体制を整備していくことが必要である。具体的には、たとえ地域コーディネーターを務める人物に交代があっても、担当していた地域学校協働活動が継続した取組となるよう、都道府県や市町村の教育委員会において、地域コーディネーターの活動を行うための研修会等を通じて候補となる人材を育成・確保していきながら、必要な研修を修了したこと等を踏まえた職能的な要件を課し、資質・能力等が備わった別の地域人材がコーディネーターを引き継ぐ仕組みとする等の工夫が必要である。

### (地域コーディネーターとなる人材の育成・確保)

地域学校協働本部の中核を担う地域コーディネーターは、様々な人々や活動をつなぐ役割が大きく、それぞれの地域コーディネーターの経験の共有と継承が重要であるため、地域コーディネーター間の十分な情報共有や研修等を通じて、相互に学び合うことが有効である。

さらに、地域コーディネーターは、地域社会と関連の深い教育改革の動向を把握することが大事であり、学校教育で今後期待されていることについて、地域コーディネーターに対する十分な研修の機会が提供される必要がある。また、その際、大学や専門学校等との連携を図ることも有効である。

なお、地域コーディネーターは、子供たちの状況に触れることになるため、守秘義務を重視し、責任の所在の明確化を図る場合は、地域の実情に応じて、委嘱等の契約を行うなどのルールを設けることで、学校との情報共有が円滑になるものと考えられる。

また、地域コーディネーターとなる地域人材の確保は最も重要である。地域コーディネーターは、ボランティア経験者、PTA関係者・PTA活動経験者、地域の自治会等でネットワークを持っている人、社会教育も経験している元校長・教職員など、地域の実情に応じて様々な人が考えられる。それぞれの地域や学校の実情に応じて、求められる役割には幅があり得るが、効果的なコーディネート活動を行うことができるよう、例えば、

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域住民や学校、行政の関係者とのコミュニケーション能力や、説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている

といった能力・資質を有していることが望まれる。都道府県や市町村においては、このような資質・能力を有する地域人材の確保に努めるとともに、このような資質・能力を育成していくことを目指して、地域コーディネーターに対し、それぞれの経験段階等に応じた研修会、ワークショップ等の人材育成を進めていくことが重要である。また、国や都道府県においては、各市町村で活躍する地域コーディネーターの参考となるよう、効果的なコーディネート活動の具体的な事例収集や分析を行い、その情報提供を行っていくことが必要である。

## (2) 統括的なコーディネーター

### (統括的なコーディネーターの必要性)

これまで、地域における学校支援活動等において、地域や学校に深い理解と関心を持ち、熱意を持って献身的に活動に取り組む地域コーディネーターの活躍により、学校支援活動、放課後子供教室、土曜日の学習支援活動等が徐々に発展を遂げてきている。

今後、このような学校と地域との連携が発展を遂げてきた都道府県や市町村において、新たなステージとして地域学校協働本部の体制の整備を目指していく上で、地域コーディネーターの資質向上・ネットワーク化促進、各学校区における地域学校協働活動の充実・活性化、地域学校協働活動の未実施地域の取組開始の支援等を図っていくため、都道府県若しくは市町村の学校地域協働に関する統括的なコーディネート機能の強化が必要である。

都道府県や市町村においては、それぞれの規模、特色や実情、域内における地域学校協働活動の展開状況、そのための体制の整備状況等を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の経験が豊富な地域コーディネーター等の中から、高い資質・能力を有する者を統括的なコーディネーターとして委嘱・配置していくことが重要な方策となり得る。都道府県や市町村の教育委員会において、域内全体の地域学校協働活動の推進を担当する部門の設置や職員を配置するといったことも考えられる。また、都道府県や市町村の教育委員会において、NPO等の団体を活用して統括的なコーディネート機能を強化することも考えられる。

### (統括的なコーディネーターの役割)

地域における学校支援活動等が充実・発展してきている地方公共団体によっては、地域コーディネーターに加え、このような統括的なコーディネーターを配置することにより、実際に、地域コーディネーター同士のネットワークづくり、地域コーディネーターの負担軽減、地域コーディネーター人材の確保、地域における学校支援活動の拡大等につながったといった効果が上がった例も見られる。統括的なコーディネーターの役割は、地域や学校の実情・特色に応じて様々なケースがあり得るが、主として、

- ・地域学校協働活動の未実施地域において新たに取組を開始する際に、地域学校協働本部の立ち上げやそれぞれの定着の度合いや実情に応じた、地域学校協働についての助言や先事例の提供
- ・その経験を生かして、市町村・都道府県が実施する研修・説明会等の調整、講演など、地域コーディネーターの育成、候補人材の発掘・確保の支援
- ・各学校区の地域コーディネーターのリーダー的存在として、それぞれの地域コーディネーター間の連絡調整を行うこと
- ・その経験を踏まえ、各学校区の地域コーディネーターが直面する地域学校協働活動に対する適切な助言・指導や参考となる事例の紹介
- ・地域学校協働活動に参画する地域住民の理解を促進するために、市町村や教育委員会が行う説明会・シンポジウムにおける地域学校協働活動の状況やモデル事例の紹介

といったことが想定される。

### (統括的なコーディネーターに求められる資質・能力)

また、各学校区で活躍する地域コーディネーターの確保と同じく、こうした市町村域を統括的にコーディネートする役割を担う地域人材の確保も重要である。統括的なコーディネーターについては、地域コーディネーターのリーダー的存在となることから、こうした役割を担う人材は、上記1(1)の地域コーディネーターに求められる能力・資質に加え、

- ・地域コーディネーターや地域ボランティアを務めた経験があるなど、地域学校協働活動の経験が豊富であること
- ・人材育成の能力やリーダーシップがあること
- ・地域コーディネーターを含めた関係者等からの社会的信望が厚いこと

等も求められる。

#### (統括的なコーディネーターの役割・資質能力等の明確化)

地方公共団体によっては、既にこのような統括的なコーディネーターを活用しているところもあるが、その主な役割や資質能力については、明確になっていない。今後、地方公共団体の判断により、このような新たな機能を担う統括的なコーディネーターを委嘱するなどして活用し、効果的で質の高い活動を行い、都道府県・市町村の広い範囲において学校地域協働の促進を図っていくことができるようにするためには、国は、統括的なコーディネーターに求められる役割・資質等といった事項について、明確化していくことが必要である。

#### (3) 統括的なコーディネーターと社会教育主事との連携

都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる社会教育主事は、社会教育を行う者に対して専門的技術的な助言・指導や、教育委員会主催の社会教育事業の企画・立案等の職務を担っており、地域と学校の協働活動が円滑に進むよう、地域コーディネーターや統括的なコーディネーターとなり得る人材を見いだし、育成したり、積極的に情報共有を図ったりすることが望まれる。今後、このような地域学校協働活動に関することを含め、さらに、社会教育主事に必要な資質や養成・研修の在り方について検討を行っていくことが必要である。

## 2. 地域における学校との協働による活動の充実

### (1) 今後求められる活動内容等

地域における学校と協働した活動の「内容」は、現状では、授業の補助として、大勢の地域人材の一斉支援によるドリルの丸付け補助や、地域人材の得意分野を生かした書道や家庭科の裁縫等の個別支援等が行われており、また、放課後や土曜日等では、例えば、読み聞かせ、昔遊び、実験・工作教室、自然体験活動、スポーツ・文化活動や地域の伝統芸能等のほか、宿題や基本的な学習習慣づくり等が行われている。今後は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、社会の状況を幅広く視野に入れよりよい社会を創るという目標を学校と地域で共有し、子供たちが社会に向き合い、自らの人生を切り拓いていく資質・能力を育んでいくという観点も踏まえて、より幅広い地域住民が参画し、地域と学校が連携・協働して、活動内容を充実していくことが重要である。例えば、活動に参加する子供たちの発達段階に応じ、地域の協力による職場体験、地域の課題を分析・解決する学習、地域住民等と協働する地域活動の企画・参加など、地域の実情や特色を踏まえて、地域と学校の連携・協働により継続的に活動内容を検討していくことが肝要である。

なお、その活動「時間帯」は、学校の授業への協力のほか、平日の学校の放課後や登下校中等の時間帯、土曜日、日曜日、長期休業中等が挙げられる。

活動に参画する「子供」については、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専修学校等の幼児・児童・生徒が考えられ、これからの地域を担う一員としての観点からは、特に中学生や高校生等の参加が重要である。

その際、経済的な理由や家庭の事情等で家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていなかったりする子供たちへの地域住民等の協力による学習支援や体験活動の機会を充実していくことが重要である。また、地域において仕事と子育てが両立できる環境づくりのため、地域住民等の協力により、放課後や土曜日等の安心・安全な居場所を設け、学習支援、体験・交流活動を提供することも重要である。これらにより、子供たちの学習する環境が整い、学習習慣が身に付いていくことで、地域全体で多くの子供たちを見守り、誰もが安心して子育てできる環境を整備することにつながるとともに、孤立しがちな保護者も、地域学校協働本部があることで、気軽に悩みを相談しやすくなるなど、家庭教育への重要な支援となる。

活動に参画する「大人」については、保護者、PTA、社会教育関係団体、地域の自治会、NPO等や青年会議所、企業、経済・労働関係団体、大学や専門学校等の高等教育機関、学校の元教職員や地方公共団体の元職員等の協力を得ることが挙げられるが、より多くの、より幅広い層の人々で取り組むことが重要である。これからは、多様な社会体験、生活体験を経た60代後半以上の人々が増えていく時期でもあり、多くの人々が学び合いながら、地域の教育活動に参画していくことが望まれる。また、活動に参画する地域住民等は、地域で子供たちの成長を支えるということを自覚し、学校等の関係者と協力して取組を行っていくことが重要である。

子供の教育に対する責任を社会的に分担する観点から、放課後の時間帯や土曜日、日曜日、長期休業中等に行われる地域における活動については、基本的には、地域が主体となって行っていくべきものである。教職員の多忙化が大きな課題となっている状況の中で、こうした活動について地域と学校が情報を共有することは重要であるが、教職員が子供と向き合う時間を確保する観点等からも、教職員が様々な地域活動に参加し地域課題の解決に取り組むことを過度に求めていくことのないよう十分に留意する必要がある。

## (2) 活動場所の確保等

地域における学校との協働による活動の場所は、「放課後子供教室」など学校の教室やグラウンド等で実施するのが適当と考えられるもののほか、学校外で行うことが適当なものもあるが、いずれにしても、その趣旨、内容に応じて最も適切な活動場所を確保することが求められる。

学校内の施設で活動を行う方が適当と考えられるものについては、①施設整備面での工夫、②余裕教室の活用など施設の有効利用を図ることによる工夫、③施設管理面での管理責任等の課題の解決を図るための工夫について、教育委員会が主体となり、学校や地域学校協働本部と積極的に連携・協働して解決策を見いだすことが求められる。

特に、上記③については、既に、活動を学校内の施設を利用して行う場合の管理責任を学校に委ねるのではなく、教育委員会の責任とすることを明確にするといった工夫を行っている事例も見られるところであり、国は、こうした事例を他に情報提供することが有効である。

学校は、子供たちの学習・生活の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となったり、災害時に地域住民の避難所となったりと、多様な役割を担っているものである。学校がこうした多様な役割を担うことを踏まえ、教育環境の改善を図りつつ、地域の実情に応じ、地域住民が利用することも念頭に置きながら、安全・安心で質の高い施設整備を行い、その活用を進めることが重要である。例えば、学校施設を整備する際には、地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースを設けることや、社会教育施設等と複合化した施設とすること、既存の学校施設において余裕教室が生じている場合には地域住民が必要とする他の公共施設の用途に転用すること等により、日常的に地域住民が集う地域コミュニティの拠点となるものにすることが考えられる。

なお、学校外で活動を行う場合の活動の場所は、公民館等の社会教育施設や、児童館その他の公共施設、商店街など、地域との協力の下で様々な場合が考えられ、活動場所を広げることは、活動内容の充実にもつながるものである。

### (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校、高等専修学校の特性を踏まえた取組の推進

幼稚園、高等学校、特別支援学校や高等専修学校については、小・中学校と比べると地域の概念が異なるが、社会全体で子供たちを育むことの重要性はどの段階でも変わらないことから、学校種の特徴を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて、地域における学校との協働体制を構築する必要がある。

幼稚園については、地域との協働による幼児期の豊かな体験活動の充実、保護者も参加する小学校との円滑な接続に向けた取組の充実、近隣の地域との協働による保育所との円滑な連携の推進等が期待される。また、平成27年4月からは、幼児期の学校教育・保育の質の向上をはじめ、預かり保育や子育て相談等の地域の子供・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始されており、こうした新制度の取組を進め、幼児期の子供一人一人の健やかな成長を着実に支援するためにも、地域学校協働本部における幼稚園等との連携・協働体制の構築を進めることが重要である。

高等学校等については、今後望まれる授業改善の視点である「アクティブ・ラーニング<sup>45</sup>」の有効な展開の観点からも、地域学校協働本部との連携・協働体制の構築を進めることが重要である。こうした体制構築が進むことにより、高校生等が地域の商店街、企業、NPO等の団体、地方公共団体等と連携し、地域課題の解決に参画する取組が進めば、キャリア教育の推進や地域貢献にもつながるとともに、地域に愛着を持ち、自分が学んだ地域で働きながらその地域を活性化していくことにつながっていくことも期待される。高校生が地域課題の解決に取り組む活動に参画することは、高度な課題解決型の学習への意欲を喚起する上で有意義なものとなり得る。また、高校生等が地域の小学校や中学校に係る地域連携活動にボランティアとして協働の輪に入ること、ネットワークのつながりが広がっていくことも期待される。

特別支援学校については、当該学校に通う子供たちが自立し、社会参加できる環境の充実には、保護者のみならず、地域、医療、福祉等の関係機関との連携が必要であり、ここでも地域学校協働本部との連携・協働体制の構築を進めることが重要である。

なお、今後このような学校種との連携・協働による地域活動を充実していくに当たり、地域においては、地域学校協働本部の活動を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校等、特別支援学校の各段階の学習を全体的に理解する視点を持つことが重要である。

こうした視点を持つことにより、例えば、「高等学校でこのような学習が成り立つためには、小・中学校段階でこのような活動が必要であり、また、地域と連携・協働した支援活動は、子供たちが地域に目を向けるようになり、将来的に必ず自分たち地域に返ってくるものである」という関連性が理解されるようになり、地域住民のモチベーションが高まるとともに、活動の充実に結び付くと考えられる。

<sup>45</sup> 中央教育審議会教育課程企画特別部会の論点整理では、「(「アクティブ・ラーニング」の意義)として、「思考力・判断力・表現力等は、学習の中で(中略)思考・判断・表現が発揮される主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって磨かれていく。身に付けた個別の知識や技能も、そうした学習経験の中で活用することにより定着し構造化されていき、ひいては生涯にわたり活用できるような物事の深い理解や方法の熟達に至ることが期待される。また、こうした学びを推進するエンジンとなるのは、子供の学びに向かう力であり、これを引き出すためには、実社会や実生活に関連した課題などを通じて動機付けを行い、子供たちの学びへの興味と努力し続ける意志を喚起する必要がある。」とされている。



#### (4) 子供たちの抱える課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携

地域が学校との連携を深める中で、地域は、子供たちにとって、学校や家庭とは異なる第三の場として安心な居場所になることが考えられる。

地域学校協働本部には、直面する子供たちの課題等にもよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携していくことが重要である。地域学校協働本部の中に家庭教育支援の機能も組み込むことで、家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備を図るとともに、困難を抱える保護者への対応の充実を図ることが可能となる。また、孤立しがちな保護者が学校支援等の地域と学校が連携・協働した活動に参画するよう促し、実際に活動に関わることで、こうした保護者が前向きになり、家庭教育の充実につながることも期待される。

家庭教育支援チームによる取組としては、保護者が主体的な家庭教育ができるよう、学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における居場所づくり、さらに、訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが挙げられる。

### 第5節 国、都道府県、市町村による推進方策

#### 【ポイント】

- ◆国は、全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、以下のような、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策を実施。
  - 活動推進のための体制整備及びコーディネーターの役割・資質等についての明確化
  - 各都道府県・市町村における地域学校協働活動の推進に対する体制面・財政面の支援
  - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援
- ◆都道府県の教育委員会は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、首長部局との連携・協働の下、ビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、域内の住民等に対する情報提供・理解促進活動、都道府県立学校等に係る活動の推進等を実施。
- ◆市町村の教育委員会は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、首長部局との連携・協働の下、域内のビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実、地域の住民等への情報提供・理解促進等を実施。

本章第3節において述べた今後の方向性に基づき、第4節に記載した地域における学校との協働活動を推進していくためには、地域住民、保護者等が様々な学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援活動、地域の行事や文化・スポーツ活動等の地域活動に自ら積極的に参加していくことが何よりも重要である。これらの住民等の地域における学校との協働活動への参加を促し、活動を推進していくためには、国や都道府県・市町村により、それぞれの役割を踏まえつつ、コミュニティ・スクールの推進とも連携しながら、地域学校協働本部の整備を図っていくことが重要である。

地域における学校との協働活動を全国的に充実していくための推進方策として、有効と考えられる方策は以下のとおりであり、国は、以下の推進方策を着実に実行することが必要である。各都道府県・市町村は、地域における学校との協働活動の促進に向けて、それぞれの地域の特色や方針を踏まえつつ、地域学校協働本部の整備その他の必要な施策を講じ、各地域において積極的な取組を進めていくことが必要である。

## 1. 国の役割と推進方策

これまでに述べてきた提言を踏まえ、国は、地域における学校との協働活動の全国的な推進を図るため、以下のように、制度面・財政面を含めた条件整備やこれらの活動の質の向上に向けた方策を総合的に推進していくことが必要である。

### (1) 基本的な枠組みの整備

地域における学校との協働活動の推進のため、第3節で述べた地域学校協働本部を全国的に整備していくことが重要である。国は、地域学校協働本部の全国的な整備の推進のため、その基本的な目的、方向性について明確化し、整備の趣旨を広く普及していくことが必要である。

第4節で述べたように、地域学校協働活動とは、学校支援活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援及び学びによるまちづくり等の地域活動等により、地域と学校が協働して、未来を担う子供たちの成長を支えとともに、持続可能な社会を創っていく取組である。このような地域学校協働活動を全国的に推進していくに当たっては、単に活動の数が増えるだけではなく、学校や参画する住民にとって有意義な活動となり、子供たちの成長につながる効果的で質の高い活動となる必要がある。このような目標・理念の下に、全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われ、子供たちが地域の協力を得て成長できるよう、また、継続的・安定的に地域の住民、保護者等がその活動に参加することができるよう、国は、都道府県や市町村において地域学校協働活動を推進するための体制整備その他の必要な施策（例えば、地域学校協働本部等の体制の整備、コーディネーターの配置、地域住民に対する地域学校協働活動に関する情報提供や理解促進等）を図っていくことについて、法令若しくはガイドライン等において明確にすることが必要である。

また、第2期教育振興基本計画において、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を充実するための体制を全国の小・中学校区に構築することが施策目標とされているが、国はこの着実な実施を通じて、地域学校協働本部への発展を目指して体制の整備を推進していくことが必要である。また継続的な整備を図るため、第3期教育振興基本計画において、地域学校協働活動の推進及び地域学校協働本部の整備に係る目標を掲げることを検討すべきである。

### (2) 地域コーディネーターや統括的なコーディネーターをはじめとする人材の確保と資質の向上

第4節でも述べたとおり、地域学校協働活動の全国的な推進のためには、それぞれの地域において学校との協働活動を実施する住民等の活動を支援し、連絡調整する地域コーディネーター及び統括的なコーディネーターによるコーディネート機能が非常に重要である。これらのコーディネーターの資質の維持・向上に向けて、国は、都道府県・市町村や社会教育関係団体等と協力しつつ、研修プログラムの開発・普及等のコーディネーターの育成施策を支援することが必要である。

特に、地域における地域学校協働活動の進展により、地域コーディネーター間の連絡調整、地域コーディネーターの育成・資質向上、地域学校協働活動未実施の地域における地域学校協働活動の取組開始の促進等を行う統括的なコーディネート機能が重要となってきた。今後、都道府県や市町村において適切な人材を統括的なコーディネーターに委嘱することができるようにするためには、その求められる主な役割や資質等が明確となっていることが重要である。

このため、国は、都道府県・市町村の教育委員会において適切な人材を育成・確保、配置することができるよう、統括的なコーディネーター等に求められる主な役割・求められる資質等について法令若しくはガイドライン等において明確にすることが必要である。

その際には、それぞれの地方公共団体の実情や方針によっては、統括的なコーディネーター等に関する職務を、地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する社会教育主事や教育委員会の職員によって行うこともあることを踏まえて検討することが重要である。

さらに、国は、都道府県・市町村の教育委員会において地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの整備の促進の参考となるよう、コーディネーターの活躍によって地域学校協働活動の促進に効果を上げている事例を収集し、市町村・都道府県教育委員会に情報提供を行うなど、その役割や効果的な活動内容について理解を図ることも重要である。

### (3) 体制面・財政面における支援の充実

地域学校協働活動の推進に伴う体制面・財政面において、国は以下の取組を支援していくことが重要である。

- ・全国各地域において、地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を経験することができるよう、各地域へのコーディネーターの配置及び地域学校協働本部の整備の支援
- ・各地域における学校間の協働活動の連携の促進や未実施地域における取組促進等に向けた統括的なコーディネーター配置への支援
- ・地域コーディネーターをはじめとする人材の確保と資質の向上に向けた研修・育成等の支援
- ・学校支援活動、放課後や土曜日等における学習、体験活動等の協働活動の充実に向けた支援

### (4) 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク支援等

国は、地域学校協働活動の全国的な推進・充実に向けて、都道府県、市町村、コーディネーター間における情報共有、ネットワーク化を支援するため、以下の取組を実施していくことが重要である。

- ・地域学校協働本部の整備の促進に向けた好事例の収集・普及
- ・統括的なコーディネーター、地域コーディネーター間の研修・ネットワークを目的とした全国集会等の支援

### 【推進のための具体的方策】

- |  |
|--|
| <p>◆国は、地域学校協働活動の全国的な推進を図るため、以下のような方策を推進していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県や市町村の教育委員会による地域学校協働活動の推進に係る体制の整備についての法令若しくはガイドライン等による明確化</li><li>・コーディネーターの資質・役割等の法令若しくはガイドライン等による明確化</li><li>・都道府県・市町村における地域学校協働活動に対する体制面・財政面の支援</li><li>・地域学校協働活動の全国的な推進に向けた、都道府県、市町村、コーディネーター間における情報共有、ネットワーク化の支援</li></ul> |
|--|

## 2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

今後、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができるよう、また住民が地域学校協働活動に参画する機会を得られるようにするためには、各地方公共団体において、域内の子供たちの成長や地域の振興・創生に向けたビジョンを掲げ、域内の住民、保護者、学校及び様々な関係機関や団体間でそれを共有しつつ、積極的に地域学校協働活動を推進していくことが必要である。

その上で、都道府県・市町村の教育委員会は、それぞれの地域の特色や方針を踏まえつつ、域内における地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するための体制の整備その他の必要な施策（例えば、域内の地域学校協働本部等の体制の整備、コーディネーターの配置、地域住民等に対する地域学校協働活動に関する情報提供や理解促進等）を講じることが求められる。

それぞれの地域において、子供たちの成長を支え、地域づくりにもつながる地域学校協働活動を推進していくためには、都道府県、市町村における社会教育部局と学校教育部局の連携・協働の強化が不可欠であり、両者の連携・協働による取組が必要となるとともに、総合教育会議の活用等を通じた地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する首長部局とのパートナーシップを構築していくことも重要である。

都道府県・市町村は、計画的・継続的に地域における学校との協働活動に取り組んでいくため、それぞれの地域の実情や特色を踏まえつつ、教育振興基本計画等に、域内の地域学校協働活動の推進に向けて、その体制の整備をはじめとする地域における学校との協働活動の推進について基本的な方針を掲げることが期待される。

### （１）都道府県の役割と推進方策

都道府県の教育委員会は、域内全域において地域学校協働活動が推進されるよう、域内の各市町村における地域学校協働活動に対する市町村間の調整や広域的な観点からの支援にその役割を重点化しつつ、域内全域での地域学校協働活動の充実・拡大や質の確保・向上に責任を果たしていくことが重要である。

その前提の上で、都道府県の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、各都道府県内全域での地域と学校との協働活動を継続的かつ効果的に推進するため、その推進に係る体制の整備その他の必要な施策を講じることが必要である。地域学校協働活動の推進に向けてどのような施策を講じていくかについては、それぞれの地域や学校の実情・特色や域内における整備状況を踏まえて、例えば、域内の市町村における体制整備、コーディネーターの配置・育成、好事例の収集・情報提供、都道府県立学校に係る体制の整備、地域住民等に対する情報提供、理解促進活動等、必要な施策を検討していくことが求められる。

特に都道府県教育委員会の重要な役割は、域内の市町村における地域学校協働活動の推進を広域的な観点から支援することであり、当該都道府県における子供たちの成長や地域づくりのビジョンに基づき、地域振興、社会福祉、医療、防災等を担当する首長部局とも連携・協働しつつ、域内の市町村における取組を広域的に支援することにより、都道府県全域において地域学校協働活動の活性化をリードしていくことが期待される。

また、これまでの地域による学校支援活動等は、より住民に身近な市町村の小・中学校中心に行われてきたが、今後、都道府県は、特に地域とのつながりが深い高等学校等の都道府県立学校に係る地域学校協働活動を中心として、当該学校が所在する地域におけるニーズを踏まえつつ、関係市町村教育委員会との連携を図りながら、高等学校等の特色を生かした取組を進めていくことが重要である。

### 【推進のための方策】

◆都道府県の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の必要な施策を講じていくことが必要である。どのような施策を講ずるかについては、首長部局との連携・協働の下、域内における取組状況も鑑みながら実施していくことが重要であるが、例えば以下のような施策が考えられる。

- ・域内の地域協働活動の推進に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定，地域学校協働推進活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- ・域内の市町村における地域学校協働活動を推進するための体制の整備や取組の充実のための財政的な支援
- ・域内の市町村における地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置の促進，その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- ・域内の市町村における好事例の収集と情報提供
- ・地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進，活動の質の向上に向けた域内全域の住民，保護者，学校等関係者に対する情報提供，理解促進活動
- ・都道府県立の高等学校等に係る地域学校協働活動の推進に向けた体制の整備，地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置

## (2) 市町村の役割と推進方策

市町村の小学校や中学校は，住民にとって身近な存在であり，多くの地域住民等がアクセス可能であることから，これまでの地域における学校支援活動等において重要な場となっている。今後も地域学校協働活動の推進にとって，市町村の教育委員会は重要な役割を果たすことが期待される。今後，市町村教育委員会は，それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ，域内全域での地域と学校との協働活動を推進するため，その推進に係る体制の整備その他の施策を講じることが必要である。都道府県と同様に，市町村においても，域内のそれぞれの地域や学校の実情・特色や地域学校協働活動の推進体制の整備状況には違いがあるため，子供たちの成長に向けたビジョンをそれぞれの地域で共有し，地域振興，社会福祉，医療，防災等を担当する首長部局とも連携・協働しつつ，子供たちの成長のために何が求められるか，地域住民にとって何ができるかを検討しつつ，例えば，体制の整備，コーディネーターの配置・育成，地域住民等に対する情報提供や理解促進等，それぞれにとって必要な施策を講じていくことが肝要である。

特に，地域と学校との協働活動が進んでいない地域においては，それぞれの地域の実情や抱える課題も踏まえつつ，例えば，統括的なコーディネーターの配置，当該地域の地域と学校との協働活動を担う人材の確保・育成，好事例の提供，様々なメディアを活用した効果的な情報発信，企画・立案の助言等を通じて，地域と学校との協働活動が展開されるよう必要な措置を講じていくことが重要である。

### 【推進のための方策】

◆市町村の教育委員会は，域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ，域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の施策を講じていくことが必要である。どのような施策を講ずるかについては首長部局との連携・協働の下，域内における取組状況を鑑みながら実施していくことが重要であるが，例えば以下のような施策が考えられる。

- ・域内の地域学校協働活動に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定，地域学校協働活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- ・地域学校協働活動を推進するための体制の整備
- ・域内の地域コーディネーター，統括的なコーディネーター等の配置，その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- ・域内の地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進，活動の質の向上に向けた理解促進活動

## 第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方について

### 【ポイント】

- ◆地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育の体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。
- ◆普段からの情報の共有や、地域コーディネーターと地域連携の推進を担当する教職員との連携の強化を図るとともに、国は、一体的・効果的な推進のイメージや両者が円滑に機能している事例の発信等により、取組を促進。

### 1. コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の関係の在り方

第2章で述べたとおり、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校」へと転換していくために有効な仕組みであり、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進していく役割を明確化するとともに、その役割を具現化する機能として、地域住民や保護者等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、これらの者における連携・協力を促進していく仕組みとしていくことが提言されている。地域とともにある学校として、より多くの地域住民や保護者等が学校運営に参画し、協働による取組を展開していくためにも、地域学校協働本部との連携を強化していくことが有効である。

また、第3章で提言した地域学校協働本部は、社会教育の実践の場であると同時に、地域がきっかけを作ることで、子供たちが学習を深化させるものである。特に、これから発展していく地域学校協働本部が、コミュニティ・スクールと共に活動を推進することにより、学校教育を含めた子供たちの教育の質を格段に向上させること等も期待される。

このように、子供たちのために、また、地方創生の実現のために、コミュニティ・スクールの機能、地域学校協働本部の機能のそれぞれを大切にしつつ、両者が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要である。

さらに、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の推進に当たって重要なことは、学校と地域の特色を生かし、学校と地域が共に考え、地域全体が当事者として参画していくことであり、従前の自律的・主体的な取組を生かしながら、学校と地域が連携・協働して行う企画運営や活動を大切にしていくことである。すなわち、両者の関係は一律に示されるものではなく、当該学校や地域の置かれた実情、経緯、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制を構築していくことが重要である。

以上のように、それぞれの地域や学校における事情や背景により、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の整備状況等は異なるものであるが、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができるよう、それぞれの地域において、その実情に即してコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両者が整備され、両輪となって、学校と地域との連携・協働が推進されていくことを目指していくことが重要である。

過渡的な状態にあっては、例えば、地域学校協働本部のみが整備され、学校運営協議会が設置されていないケースや、その逆のケースがある。このような場合であっても、地域学校協働本部における活動の実績によって学校と地域との信頼関係が構築され、学校運営協議会の設置につながる、また逆に、学校運営協議会への参画によって学校と地域との信頼関係が構築され、学校運営協議会に参画した地域住民や保護

者等を軸に地域学校協働本部の体制の充実につながるということも期待される。

また、第1章では「チームとしての学校の在り方の検討」が進められていることについて触れたが、「チーム学校」の実現を支える観点からも、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の整備を促進する必要がある。

コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の整備は、必ずしも小学校や中学校等の個別の学校区単位で行われるものではない。地域においては、複数の小学校・中学校が連携して教育体制を構築している例や、従前より行われていた個別の学校区を越えた地域活動を基盤に地域学校協働活動の体制が構築される例も見られる。今後、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の在り方を考えていく上で、複数校の連携・接続にも留意しながら、学校と地域の連携・協働体制を構築していくことも重要である。

## 2. 両者の一体的・効果的な機能の発揮のための方策

地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育の体制としての地域学校協働本部が円滑に連結し、両者の機能を一体的・効果的に高めるための方策としては、それぞれの活動の企画等の段階から、双方の運営方針や取組計画等を共有したり、互いの取組の充実を目指し、重複を避けるための提案をしたりするなど、普段からしっかりと関係者間でコミュニケーションや情報共有を行うことが有効である。

特に、地域学校協働本部において主に連絡調整を担う地域コーディネーターと、第2章で触れた地域連携の推進を担当する教職員や学校運営協議会の委員との連携の強化を図ることが重要である。加えて、統括的なコーディネーターは地域コーディネーター間の連絡調整等を主な役割とするが、各学校区における個別の地域学校協働活動に関して学校側と連絡調整を行う場合もあり、このような場合には、統括的なコーディネーターと、地域連携の推進を担当する教職員や学校運営協議会の委員との連携を強化していくことも重要である。

それぞれの地域や学校の特色により様々なケースがあるが、地域学校協働本部において中核となる地域コーディネーターあるいは統括的なコーディネーターが、学校運営協議会の委員として地域における学校支援や学校運営に関する協議に参画したり、学校運営協議会の委員が、地域学校協働本部における企画調整に携わったりするなど、それぞれの経験や考え方を、お互いの発展のために生かす人的配置の工夫も有効である。

今後、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が両輪として共に一体的・効果的に機能を発揮していくよう、国は、地域や学校の実情や特色に応じて、両者の整備状況、発展段階、運営、連携体制、人的配置等には様々なケースが在り得ること、学校現場において、教職員が子供と向き合う時間を確保するための配慮が必要であること等を十分に認識しつつ、一体的・効果的な推進のイメージや両者が円滑に機能している実例を、都道府県・市町村の教育委員会、学校、地域学校協働本部の関係者等に情報提供・発信することにより、その取組の促進を図ることが必要である。

## おわりに

教育は、国民一人一人の幸せな人生を実現するための根幹を支えるものであり、国や社会の発展の基礎である。新しい時代の教育や地方創生を実現するためには、学校と地域がパートナーとして相互に連携・協働していくことが必要であり、本答申では、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、コミュニティ・スクールを目指すべきであること、また、全小・中学校区をカバーする領域において、地域における学校との協働体制として、地域学校協働本部の構築を目指すべきであることを提言した。

現状の様々な課題を乗り越えていくには、各教育委員会のビジョンとリーダーシップ、学校や家庭、地域の強い思いと具体的な行動が重要である。国はそれを後押しするため、都道府県教育委員会等と連携しつつ、本答申で示した学校と地域の連携・協働の趣旨が実現されるよう積極的な支援を行うとともに、全国的な取組状況を定期的にフォローアップし、成果と課題をきめ細かく把握しながら、関係者の理解の醸成や施策の改善につなげていく必要がある。

今後の整備・発展が望まれる様々な体制において、一体的・効果的に機能を発揮する上で重要なことは、「地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのか」というビジョンであり、それを創り上げていくプロセスである。

これには、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部といった特定の体制からの視点だけでなく、そのような体制を包含する「学校と地域」がどのように連携・協働していくか、という大きな視点が欠かせない。このような視点に立って、学校と地域がビジョンを共有した上で、協働による取組を積み重ね、大人も子供も学び続ける社会を共に創っていく必要がある。

そして、主体性を持った社会の担い手育成と、あらゆる世代が一体となった地域活性化の両立を目指していくことにより、地域住民の主体的な参画による、子供たちの生きる力の育成と地方創生の実現につなげていく必要がある。

誰かが何とかしてくれる、のではなく、自分たちが「当事者」として、自分たちの力で学校や地域を創り上げていく。子供たちのために学校を良くしたい、元気な地域を創りたい、そんな「志」が集まる学校、地域が創られ、そこから、子供たちが自己実現や地域貢献など、志を果たしていける未来こそ、これからの未来の姿である。このような未来を創り上げていくために、本答申の内容が速やかに実施され、国民一人一人がその理念を共有し、手を取り合い、行動していく一助となることを切に希望する。



## 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について ( 答申のポイント)

(平成27年12月21日中央教育審議会答申)

### 第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

#### ＜教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性＞

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの新しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要がある、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。

#### ＜これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿＞

##### 地域とともにある学校への転換

- 開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。

##### 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

##### 学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

### 第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

#### ＜これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方＞

- ◆ 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見)は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要がある。
- ◆ 現行の学校運営協議会の機能(校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見)は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要がある。
- ◆ 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。

#### (制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。
- ◆ このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

### ＜コミュニティ・スクールの総合的な推進方策＞

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要。
  - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
  - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
  - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
  - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

### 第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

#### ＜地域における学校との協働体制の今後の方向性＞ 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、持続可能な地域社会をつくることが必要。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①コーディネーター機能、②多様な活動（より多くの地域住民の参画）、③持続的な活動の3要素が必須。

#### 地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す

- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動を積極的に推進。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターと「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要。

#### ＜地域学校協働活動の総合的な推進方策＞

- ◆国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
  - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
  - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
- ◆都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進等
- ◆市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実等

### 第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

## これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方(イメージ)

- 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民等の参画・協力がが必要。
- このため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』へと転換。
- 学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、コミュニティ・スクールを一層推進。

### 基本的な方向性

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化
- 現行の機能は引き続き備えることとして、教職員の任用に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討
- 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みに
- 校長のリーダーシップ発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みに
- 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続を促進するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みに

### <見直しのイメージ>

学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、学校の応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化



### 制度的位置付け

- 全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを目指すべきであり、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

# コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展する主なメリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法に基づき学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ・学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ・基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築へ

より魅力的な仕組みへと  
制度の在り方を見直し

**コミュニティ・スクール**  
(学校運営協議会制度を導入する学校)

2,389校  
(平成27年4月1日)

◆コミュニティ・スクールへの過渡的な  
段階(コミュニティ・スクール化)の  
姿として捉えて推進

◆学校と地域の協働関係・信頼関係の  
土台となる大切な取組

自治体類似の仕組み(〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について  
協議し意見を述べる会議体\*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができるとする会議体(任用等に開する意見を主活動として位置づけしていない協議会も含む。)

**学校関係者評価委員会**  
全公立学校の約94%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

**学校評議員制度**

全公立学校の約80%で実施

学校運営協議会への移行を積極的に推進

**学校支援等の取組**

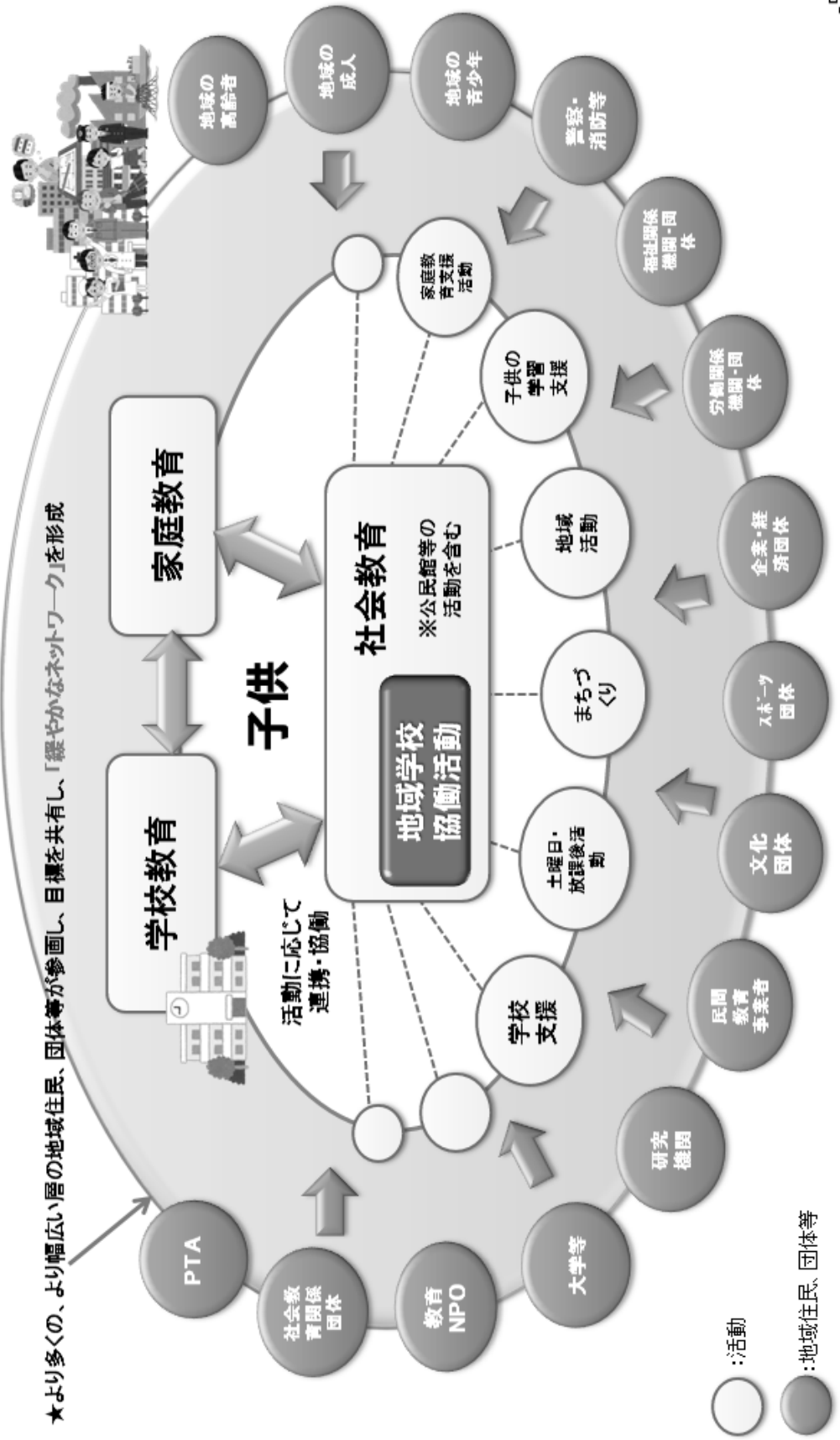
公立小中学校の約59%で実施

学校運営協議会と一体的に推進

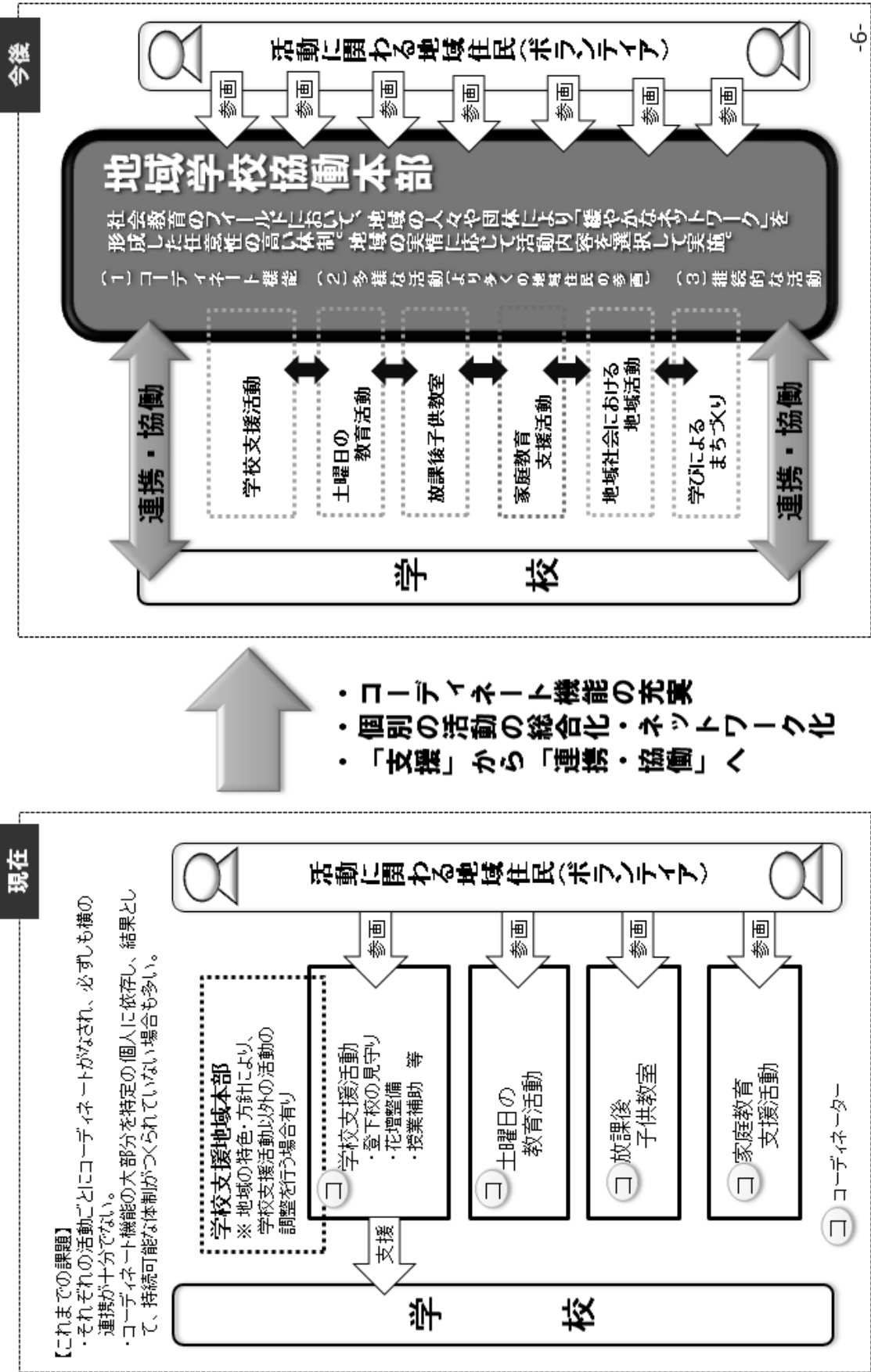
学校・教育委員会が主体的に取り組んでいく地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要  
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切

# 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりにより、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実には、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



# 今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方～目指すべきイメージ～

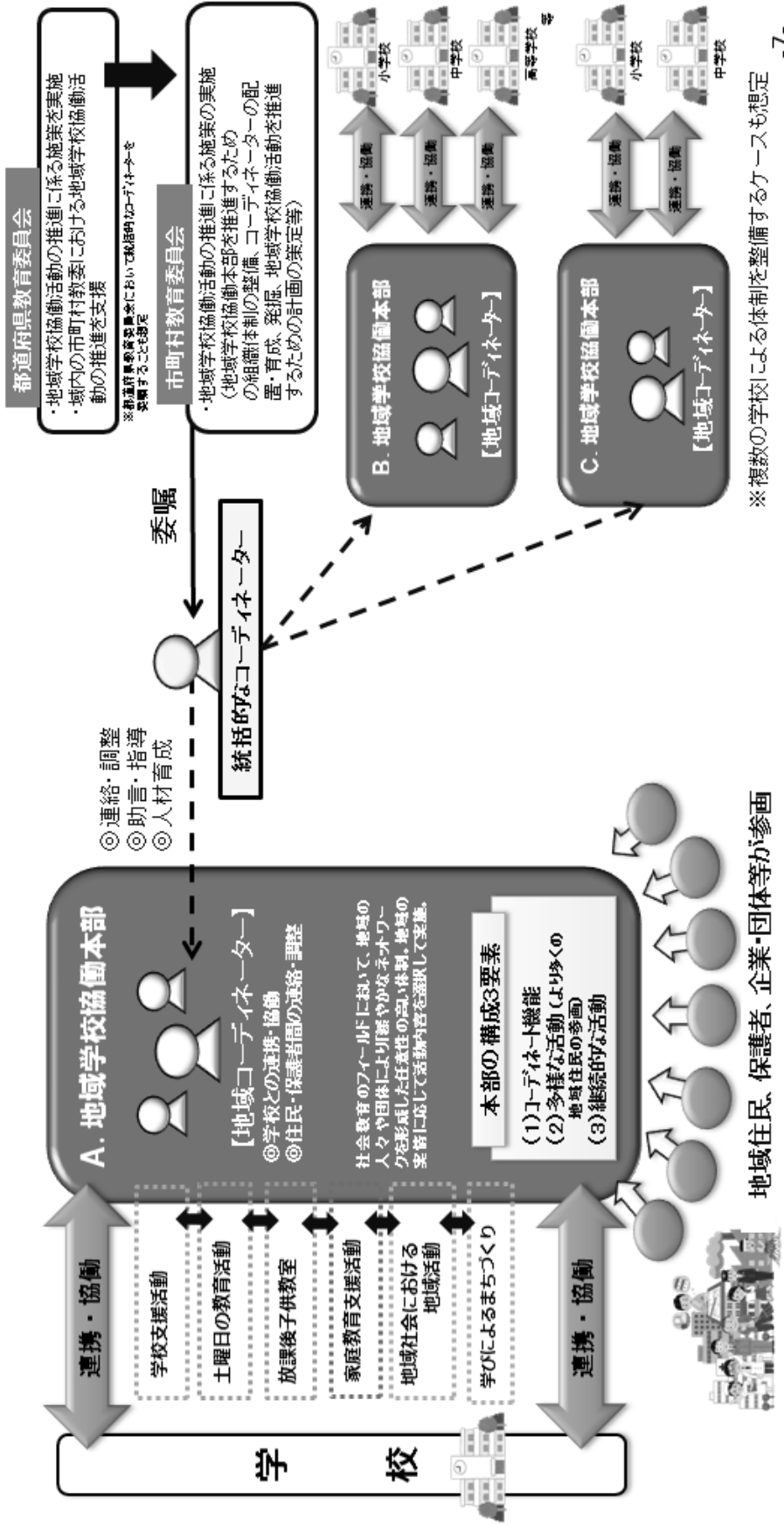


# 地域学校協働活動を推進するための体制（イメージ）

- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動＝「地域学校協働活動」を積極的に推進
- 従来の個別の活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す新たな体制として「地域学校協働本部」を整備

**基本的な方向性**

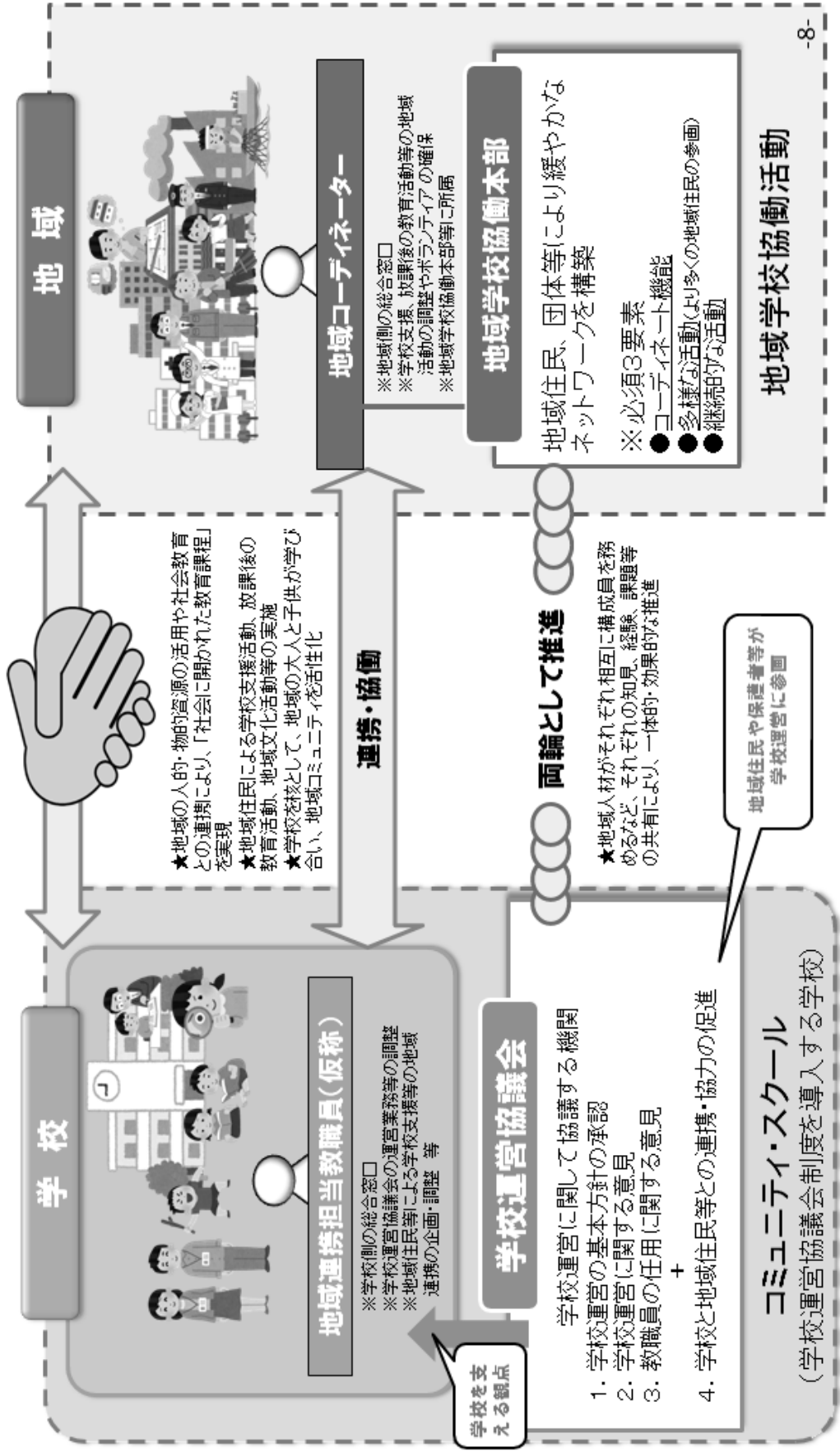
- 学校支援地域本部、放課後子供教室等の機能をベースとして、①コーディネーター機能を強化し、②より多くの幅広い層の活動する地域住民の参画を得て活動を多様化し、③継続的な地域学校協働活動を実施する「地域学校協働本部」へと発展
- それぞれの地域や学校の特徴、実情やこれまでの経緯を踏まえ、地域学校協働活動の推進に係る施策を実施
- 地域学校協働活動の核となるコーディネーター機能を強化



※複数の学校による体制を整備するケースも想定

# 学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

— パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現 —





## 36 「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～

〔平成28年1月25日〕  
〔文部科学大臣決定〕

### 1. 策定の趣旨

一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、平成27年12月にとりまとめられた中央教育審議会の3つの答申（※）の内容の具体化を強力に推進するべく、「次世代の学校・地域」創生プランを策定する。

（※）中央教育審議会答申（平成27年12月21日）

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」

### 2. 目指す方向

我が国は、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急激な減少や、グローバル化の進展に伴う激しい国際環境の変化の中であって、学校の抱える課題の複雑化・多様化、地域社会のつながり・支え合いの希薄化、家庭の孤立化などの様々な課題に直面している。

こうした中、教育再生実行会議において、個人の可能性を最大限引き出し、国力の源である人材の育成を充実・強化するべく、広範にわたる政策提言が行われてきた。

中央教育審議会においては、こうした提言を踏まえつつ、これらの課題を克服するためには教育の力が必要不可欠であるとの認識の下で検討が進められ、昨年12月21日に3つの答申が取りまとめられた。

文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、上記3答申の内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていく。

その際、学校にかかる観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導體制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進める。

本プランは、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として、取り組むべき具体的な取組施策と改革工程表を明示する。

### 3. 具体的な取組施策

#### 3-1 次世代の学校創生

##### (1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を一層推進・加速し、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立する。

##### ① コミュニティ・スクールを推進・加速するための制度的位置付けの見直し

- 「地域とともにある学校」に転換していくための持続的な仕組みとしてのコミュニティ・スクールが推進・加速していくよう、学校を応援する役割の明確化や教職員の任用に関する意見の柔軟化を図るとともに、教育委員会が積極的に学校運営協議会の設置に努めていく仕組みとするなど、学校と地域の連携・協働が促進されるための制度の見直しを図る。

【平成28年度を目的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出】

##### ② コミュニティ・スクールを推進・加速するための総合的な方策の実施

- コミュニティ・スクールの導入に伴う学校や自治体の体制面・財政面の負担を軽減するため、コミュニティ・スクール導入を目指す学校の体制強化を含め、コミュニティ・スクール導入等促進事業による支援を強化する。

また、コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）の派遣を更に促進する。

【平成28年度より順次実施】

- 地域住民や保護者等の学校運営への参画が行われているコミュニティ・スクールに類似した取組が、コミュニティ・スクールへ移行することを促すため、コミュニティ・スクール導入等促進事業において、当該取組の優先的な採択などを実施する。

【平成28年度より順次実施】

- コミュニティ・スクールの推進・加速のために優れた取組を行う自治体に対する表彰制度の創設、コミュニティ・スクール関係者のネットワーク化促進の支援、効果的な取組事例等の情報発信を行う推進フォーラム等を実施する。また、自治体の教育長や首長に対する働きかけを強化し、マニュアルの策定や教育委員会規則の制定など、実効性を伴う取組を推進する。

【平成28年度より順次実施】

- コミュニティ・スクールを導入する際のポイント等をまとめた「学校運営協議会設置の手引き」の改訂や、学校運営協議会委員の質の向上のため、委員としての心構えや必要な知識等をまとめた「学校運営協議会ハンドブック（仮称）」の作成等を実施する。

【平成28年度中に実施】

- 学校と地域の連携・協働に関する教職員の養成・研修の充実や、学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う地域連携担当教職員（仮称）の法令上の明確化等を通じ、「地域とともにある学校」への転換を促進する。

【平成28年度中を目途に教職課程の内容の見直し等を通じて推進】

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正し、順次支援】

- 教育振興基本計画等において国としての方針を明確化し、支援方策の実施と併せ、各自治体の取組状況をフォローアップする。

【次期教育振興基本計画の改訂に向けた検討を実施】

## （２）学校の組織運営改革

複雑化・多様化する学校の課題への対応や、子供たちに必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実に加え、学校において教員が心理や福祉等の専門スタッフと連携・分担する体制の整備や、学校のマネジメント機能の強化により、学校の教育力・組織力を向上させ、学校が多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる場となるようにする。

### ① 教職員指導体制の充実

- 小学校における学習指導要領の全面実施が平成32年度に行われることを踏まえ、所要の制度改正を行い、教職員の指導体制の充実を図る。

【平成28年度以降に所要の法令改正を実施】

### ② 専門性に基づくチーム体制の構築

- 教員が、多様な専門性や経験を持った人材と協力して子供に指導できるようにするとともに、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の職務等を省令上明確化し、配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正】

- 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員（仮称）を省令上明確化し、配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正】

- 医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応するため、看護師や特別支援教育支援員の配置を充実する。

【平成28年度より順次実施】

### ③ 学校のマネジメント機能の強化

- 校長のリーダーシップを支える組織体制を強化するため、優れた人材が確保されるよう管理職の処遇の改善や、副校長の配置や教頭の複数配置を実施するほか、「主幹教諭」の配置を充実する。

【平成28年度より順次実施】

- 学校の事務体制を強化するため、事務職員の職務内容を見直し、法律上明確化するとともに配置を充実する。

【平成28年度を目途に学校教育法の改正案を提出】

【平成31年度を目途に省内タスクフォースにおける検討を踏まえた所要の法令改正を実施】

- 学校の事務体制を強化するとともに校務改善を図るため、学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化する。

【平成28年度を目途に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を提出】

- 学校における教育活動を充実するため、小規模市町村における指導主事の配置を促進するほか、学校が保護者や地域からの要望等に的確に対応できるよう、弁護士等の専門家が教職員を支援する仕組みの構築を促進する。

【平成28年度より順次実施】

### (3) 教員制度の養成・採用・研修の一体改革

各学校の教育環境に即して充実した教育活動ができるよう、「社会に開かれた教育課程」の視点に立って改訂の検討が行われている次期学習指導要領を着実に実施する環境の整備を行うとともに、大量退職・大量採用を背景とした若手教員への知識・技能の伝承の停滞を克服するため、養成・採用・研修の一体改革を進める。

#### ① 教員養成改革

- 大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるよう、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を統合（科目の大きくくり化）する。

【平成28年中を目途に教育職員免許法の改正案を提出】

- 教員の養成を通じた全国的な水準の確保のため、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を作成する。

【平成28年より検討に着手】

- 教職課程の学生が学校現場を体験する機会を充実するため、学校インターンシップを導入する。

【平成28年中を目途に教育職員免許法施行規則を改正】

- 教職課程を置く大学において、全学的に教職課程を統括する組織の設置や教職課程の評価を推進することにより、教員養成の質の保証・向上を図る。

【平成28年中を目途に教育職員免許法施行規則を改正】

- 採用の際のミスマッチを防止するとともに、新規採用の教員が円滑に教職を開始できるようにす

るため、モデル事業による「教師塾」方式の普及など、円滑な入職のための取組を推進する。

【平成28年度より順次実施】

- 教職大学院を活用して教員の資質・能力の向上が図れるよう、モデル事業を通じて、履修証明制度の活用等による教職の高度化を促進する。

【平成28年度より順次実施】

## ② 教員研修改革

- ミドルリーダー不足の解消や免許更新制と十年経験者研修の関係を整理するため、十年経験者研修の実施時期を弾力化し、ミドルリーダーを育成する研修への転換を図る。

【平成28年中を目途に教育公務員特例法の改正案を提出】

- 教員の大量退職に対応した若手教員育成のため、初任者研修の弾力的な運用を可能とする初任者研修の運用方針の見直しなどにより、初任者に限らず、2年目、3年目など経験年数の浅い教員に対する研修（初期研修）への転換を図るとともに、モデル事業を通じたメンター方式の導入の促進などにより、若手教員の研修体制を充実する。

【平成28年中を目途に運用方針の見直しを実施】

## ③ キャリアシステムの構築

- 教員の育成、資質・能力の向上を保証するシステムの構築のため、文部科学大臣が教員育成指標の整備のための大綱的指針を提示し、各地域における教員育成指標や教員研修計画の全国的な整備を図るとともに、教育委員会と大学等が相互に議論、調整し、教員の養成等が実効あるものとするための制度として「教員育成協議会」を創設する。

【平成28年中を目途に教育公務員特例法の改正案を提出】

- 研修ネットワークの構築や、養成・採用・研修を通じた教員の資質・能力の向上に関する調査・分析・研究開発を行う全国的な拠点の整備を行うため、独立行政法人教員研修センターの機能強化を図る。

【平成28年中を目途に独立行政法人教員研修センター法の改正案を提出】

### 3-2 次世代の地域創生

#### (1) 地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革

地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）が参画し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支え合う地域をつくる活動（地域学校協働活動）を全国的に推進し、高齢者、若者等も社会的に包摂され、活躍できる場をつくるとともに、安心して子育てできる環境を整備することにより、次世代の地域創生の基盤をつくる。

## ① 地域学校協働活動の推進

- 教育委員会において地域学校協働活動を推進するための体制を整備することや、地域学校協働活動を推進するための人材（統括コーディネーター）の役割等について、法律上明確化する。

【平成28年度を目途に社会教育法の改正案を提出】

- 従来の学校支援地域本部や放課後子供教室等を基盤に、全小中学校区をカバーする形で、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動を推進するための新たな体制として、「地域学校協働本部」が整備されるよう教育委員会を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 郷土学習、体験活動、地域行事、学びによるまちづくり等の活動に幅広い地域住民等が参画するとともに、こうした活動が学校や社会教育施設など地域の多様な場で行われるよう、地域学校協働活動の推進を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 放課後子供教室や家庭教育支援等の活動の充実による子育て環境の整備を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 先進事例の収集・発信を行うとともに、全国フォーラム等の開催を通じて地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの全国的な推進の機運を醸成する。

【平成28年度より順次実施】

- 各自治体において地域学校協働活動が円滑に実施できるよう、地域学校協働活動の実施に関するガイドライン（参考手引き）を策定する。

【平成28年度中を目途にガイドラインを策定】

- 社会教育に中核的な役割を果たす社会教育主事が、地域学校協働活動の推進など重要な社会教育の課題に対応した資質・能力を身に付けるられるよう、社会教育主事講習の科目の見直しを行う。

【平成28年中を目途に社会教育主事講習等規程を改正】

- 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールを一体的・効果的に推進するため、文部科学省内に、事務体制として「学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム」を設置する。

【平成28年より実施】

## (2) 地域が学校のパートナーとなるための改革

地域学校協働本部と学校との連絡調整を担当する人材の配置促進や、地域学校協働活動を推進するための学校開放の促進等を通じて、地域が学校のパートナーとして子供の教育に関わる体制を整備することにより、教員が子供と向き合う時間を確保できるようにするとともに、次代の郷土をつくる人材の育成や持続可能な地域の創生を実現する。

### ① 地域コーディネーターの配置促進等

- 地域学校協働本部における学校との連絡調整を担う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整、地域学校協働活動の推進等を担う「統括コーディネーター」の配置を支援する。

【平成28年度より順次実施】

- 学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う教職員（「地域連携担当教職員（仮称）」）を法令上明確化する。＜再掲＞

【平成28年度を目途に学校教育法施行規則を改正し、順次支援】

### ② 学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放の促進

- 幅広い地域住民等の参画により学校を核としたまちづくりを推進するため、学校施設の有効利用、管理の工夫による地域への学校開放を促進する。

【平成28年度中を目途に、地域学校協働活動の実施に係るガイドライン等により推進】

## (3) 地域と連携・協働する教員の養成・研修等

教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質・能力を育成するための養成・研修を行うとともに、地域住民等と児童生徒等が共に地域の課題に向き合い、課題解決に向けて協働する活動を推進することにより、地域を担う人材を育成する。

### ① 地域と連携・協働する教員の養成・研修の充実

- 教員養成課程や現職教員研修の充実等を通じて、教員が地域との連携・協働を円滑に行う上で必要となる資質や能力を育成する。＜再掲＞

【教職課程の科目の内容の見直し（平成28年中を目途）等を通じて推進】

- 教員を目指す学生のインターンシップ（前記参照）において、放課後子供教室、土曜学習等への参加を促進する。

【教育職員免許法施行規則改正（平成28年中を目途）を踏まえ、通知等により促進】

## ② 地域課題解決型学習の推進

- 地域課題を解決するアクティブ・ラーニングの視点に立った学習や、多様な経験や技術を持つ地域の人材・企業等の協力による地域学習等の教育活動を推進することにより、地域を担う人材を育成するとともに、学校と地域の連携・協働に関する教員等と地域住民等の相互理解を促進する。

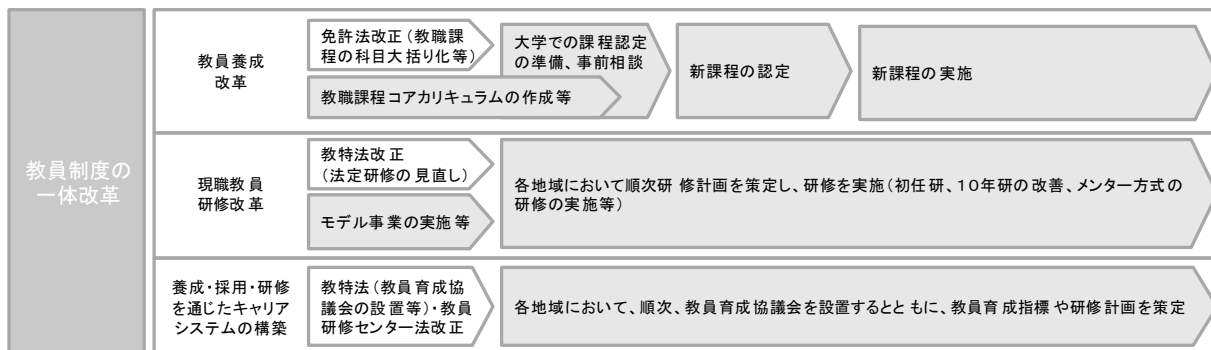
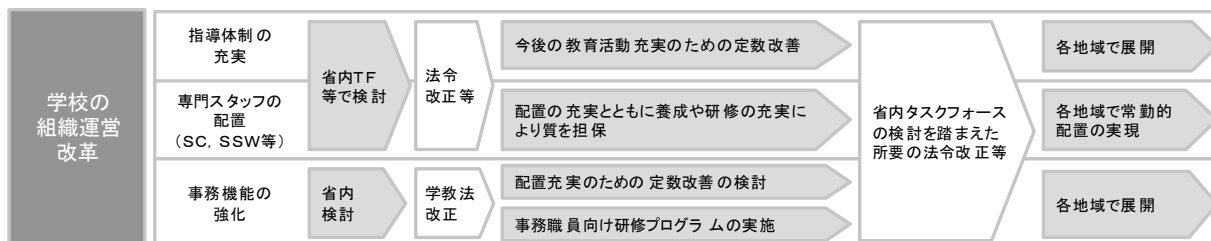
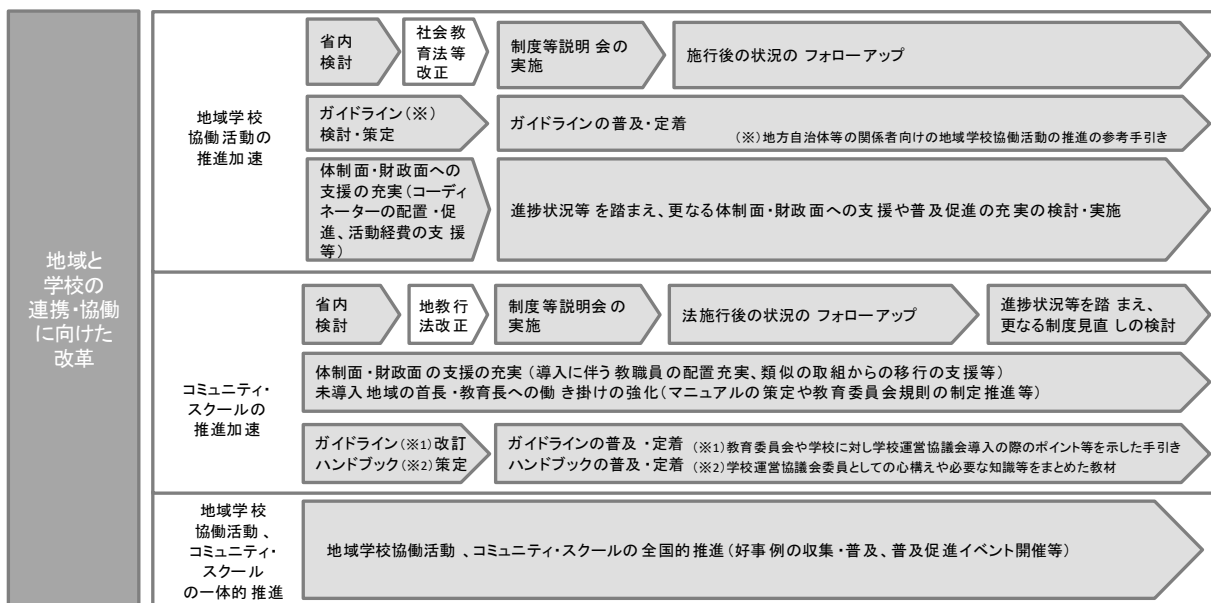
【平成28年度より順次実施】

## 4. 一体改革工程表

上記の改革についての工程表は次ページのとおり。



## 「次世代の学校・地域」創生プラン一体改革工程表



## 37 学習支援におけるボランティアの参加促進について（依頼）

平成28年2月10日，27文科生第649号，雇児発0210第2号，社援発0210第14号  
各都道府県教育委員会教育長，各指定都市教育委員会教育長，各都道府県知事，  
各指定都市市長，各中核市市長あて  
文部科学省生涯学習政策局長，厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，厚生労働  
省社会・援護局長通知

子供の貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき，総合的に取組を推進することとしています。

このうち，教育の支援については，家庭の経済状況にかかわらず，学ぶ意欲と能力のある全ての子供に質の高い教育を提供し，貧困の連鎖を断つことを目指し，国では各種施策を実施しています。特に，学習支援については，児童生徒の学習習慣の定着や学力の向上に資するとともに，学生ボランティアや地域住民等との交流を通じて，児童生徒の学ぶ意欲の向上につながることも期待されています。

このため，文部科学省において，平成27年度から新たに，経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等全ての子供たちを対象に，大学生等の学生ボランティアや地域住民等の協力による学校と連携した原則無料の学習支援（「地域未来塾」）を実施するとともに，厚生労働省においても，ひとり親家庭の子供向けの学習支援事業や，生活困窮世帯等の子供を対象に，学習支援や居場所の提供，保護者への養育支援等を行う「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」を実施するなど，国において，対象者やその要望に応じた学習支援を実施しています（別添1～3参照）。さらに，国の支援する取組のほかに，地方公共団体や地域のNPO等が独自に取組を行っている場合もあります。

学習支援の更なる充実に当たっては，高度な学習支援に対応できる，学習支援を受ける子供たちにとっても新たな人間関係が構築できるなど，学生や様々な地域住民の協力が非常に有益と考えられることから，学習支援活動への学生や地域住民等のボランティアの積極的な参加を促すため，下記の点について御協力をお願いします。

また，このことについて，教育委員会及び福祉部局等の関係部局間で幅広く共有するとともに，管内・域内市区町村，市区町村教育委員会に対し，周知いただきますようお願いします。

### 記

#### 1. 「子供の未来応援国民運動ホームページ」における団体と企業の交流サービスの活用

平成27年10月1日に「子供の未来応援国民運動ホームページ」が開設しました。

当ホームページには、「団体と民間企業の交流サービス」サイトがあり，当サイトは，子供の貧困に関する取組に関し，支援活動を行う団体等（NPO等）と支援活動をサポートする民間企業等が連携し，助け合えるきっかけをつくるため，支援団体等が抱えている支援ニーズに関する情報と民間企業等の有する支援リソースに関する情報の双方を掲載し，双方向で情報を提供・収集できるマッチング機能を有しています（別添4参照）。

当サイトは，「支援活動をサポートする民間企業等」として，民間企業のみならず，ボランティア団体等の法人格を得ていない任意団体やボランティア活動を行う個人も登録可能です。

については，当サイトが地域のボランティアに積極的に活用されるよう，各教育委員会及び福祉部局に

おかれては、事業等で関係する地域のボランティアサークル・グループや地域住民（以下「ボランティアサークル等」という。）に対し、当サイトへの登録を勧めるなど、当サイトの周知や活用の呼びかけをお願いします。

「子供の未来応援国民運動ホームページ」<http://www.kodomohinkon.go.jp/>

## 2. 地域の学習支援活動へのボランティアの参加促進の取組

「地域未来塾」やひとり親家庭の子供向けの学習支援事業、「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」等、各地域で実施されている学習支援活動（以下「地域の学習支援活動」という。）について、各教育委員会及び福祉部局におかれては、以下の「取組の例」も参考に、ボランティアの参加促進に関する取組をお願いします。なお、別添5のとおり、同趣旨の依頼を大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対しても行っているところです。

（取組の例）

- ・ 地域の学習支援活動に対する学生ボランティアの積極的な参加が促されるよう、教育委員会及び福祉部局と大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校との間における地域の学習支援活動に関する情報の共有
- ・ ボランティアサークル等に対する地域の学習支援活動の周知や参加の呼びかけ

## 38 学習支援における学生ボランティアの参加促進について（依頼）

平成28年2月10日，27文科生第650号，雇児発0210第3号，社援発0210第15号  
各国公私立大学学長，各公私立短期大学長，各国公私立高等専門学校長，各都  
道府県知事，各都道府県教育委員会教育長あて  
文部科学省生涯学習政策局長，文部科学省高等教育局長，厚生労働省雇用均  
等・児童家庭局長，厚生労働省社会・援護局長通知

子供の貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき，総合的に取組を推進することとしています。

このうち，教育の支援については，家庭の経済状況にかかわらず，学ぶ意欲と能力のある全ての子供に質の高い教育を提供し，貧困の連鎖を断つことを目指し，国では各種施策を実施しています。特に，学習支援については，児童生徒の学習習慣の定着や学力の向上に資するとともに，学生ボランティアや地域住民等との交流を通じて，児童生徒の学ぶ意欲の向上につながることも期待されています。

このため，文部科学省において，平成27年度から新たに，経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等全ての子供たちを対象に，学生ボランティアや地域住民等の協力による学校と連携した原則無料の学習支援（「地域未来塾」）を実施するとともに，厚生労働省においても，ひとり親家庭の子供向けの学習支援事業や，生活困窮世帯等の子供を対象に，学習支援や居場所の提供，保護者への養育支援等を行う「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」を実施するなど，国において，対象者やその要望に応じた学習支援を実施しています（別添1～3参照）。さらに，国の支援する取組のほか，地方公共団体や地域のNPO等が独自に取組を行っている場合もあります。

学生ボランティアが学習支援活動へ参加することにより，活動の充実・強化が図られるとともに，特に教育職を目指す学生にとっては，将来の職業に役立つ経験にもなりうることから，学習支援活動への学生ボランティアの積極的な参加を促すため，下記の点について一層の御協力をお願いします。

また，このことについて，各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては，所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して，管下に専修学校を置く各国立大学法人におかれては，管下の専修学校に対して，周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 「子供の未来応援国民運動ホームページ」における団体と企業の交流サービスの活用

平成27年10月1日に「子供の未来応援国民運動ホームページ」が開設しました。

当ホームページには，「団体と民間企業の交流サービス」サイトがあり，当サイトは，子供の貧困に関する取組に関し，支援活動を行う団体等（NPO等）と支援活動をサポートする民間企業等が連携し，助け合えるきっかけをつくるため，支援団体等が抱えている支援ニーズに関する情報と民間企業等の有する支援リソースに関する情報の双方を掲載し，双方向で情報を提供・収集できるマッチング機能を有しています（別添4参照）。

当サイトは，「支援活動をサポートする民間企業等」として，民間企業のみならず，ボランティア団体等の法人格を得ていない任意団体やボランティア活動を行う個人も登録可能です。

については，当サイトが学生ボランティアに積極的に活用されるよう，各大学，短期大学，高等専門学

校及び専修学校（以下「大学等」という。）におかれては、在籍する学生や当該学生等により組織されるボランティアサークル・グループ（以下「ボランティアサークル等」という。）に対し、当サイトへの登録を勧めるなど、当サイトの周知や活用の呼びかけをお願いします。

「子供の未来応援国民運動ホームページ」<http://www.kodomohinkon.go.jp/>

## 2. 地域の学習支援活動への学生ボランティアの参加促進に関する取組

「地域未来塾」やひとり親家庭の子供向けの学習支援事業、「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」等、各地域で実施されている学習支援活動（以下「地域の学習支援活動」という。）について、各大学等におかれては、以下の「取組の例」も参考に、学生ボランティアの参加促進に関する取組をお願いします。

なお、地域の学習支援活動に関する地方公共団体の担当部署に連絡を取る際の参考として、別添5～7のとおり、「学校支援地域本部（※）」地方自治体担当課一覧（「地域未来塾」関係）、ひとり親家庭支援施策担当課一覧及び生活困窮者自立支援制度担当課一覧（「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」関係）を添付していますので、適宜御活用ください。

また、別添8のとおり、同趣旨の依頼を各教育委員会及び福祉部局に対しても行っているところです。

### （取組の例）

- ・ 大学等と教育委員会及び福祉部局との間における、地域の学習支援活動に関する情報の共有
- ・ ボランティアサークル等に対する地域の学習支援活動の周知や参加の呼びかけ

※ 「地域未来塾」は、学校支援地域本部（地域住民の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み）を活用した取組であるため、本取組の担当課（別添5）に御連絡ください。ただし、「地域未来塾」を実施していない地方公共団体もあるので、御留意願います。

## 39 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（抄）

〔令和2年9月  
中央教育審議会生涯学習分科会〕

### 1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

#### (2) 人生100年時代と生涯学習・社会教育

- 加えて、地域等での活動を豊かにすることも重要である。自らの趣味や家族と過ごす時間の確保をはじめ、地域の活動への参加やボランティア活動などの社会への貢献も生涯学習の重要な要素である。このうち、ボランティア活動は、人々の善意と行動で助け合い、社会や地域を良くしていこうという重要なものであり、ボランティア活動に参加する人は人生の満足度が高いというデータもある。

### 2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりと充実に向けて

#### (2) 推進のための方策

##### ③ 学びと活動の循環・拡大

- また、それぞれの地域において学びの活動の輪を広げていくために、より多くの人々が自主的に活動に参画するような工夫も重要である。この取組の例として、一部の地方公共団体では、ボランティア活動をポイント化し、それを地域での購買や学校等への寄附に利用できるようにして活動の輪を広げるボランティア・ポイント制度を独自に導入する取組もみられる。このような特色のある取組を推進していくことも重要である。



### Ⅲ ボランティア活動に関連した最近の文部科学省事業







## 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和4年度予算額(案) 6,859百万円  
(前年度予算額 6,755百万円)

**背景・課題**  
学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など学校や地域が抱える社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動の一体的推進」が必要。

**経費財源等と改定の基本方針2021**  
(令和3年6月18日閣議決定)  
5. 4つの原動力を支える連携づくり  
(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等  
(共助・共生社会づくり)  
**地域と学校の連携・コミュニティ・スクールの導入を促進**  
すると共に、…(略)

### 事業内容

- (1) 地域と学校の連携・協働体制の構築
  - 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。
  - 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
  - コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、都道府県等へのアドバイザーの配置等により、併走支援体制を構築する。
- (2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上
  - コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「地域学校協働活動推進員等」の充実に重要であるため、配置促進や機能強化等を図るとともに、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る。
- (3) 地域学校協働活動の実施
  - 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を推進するとともに、学校と地域が連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組む。

### 概要

補助対象：都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）  
補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3（ただし、都道府県等が行う場合は国1/3、都道府県等2/3）  
件数・単価：10,000箇所（本部）× 65万円（単価は概算上の数字を平均したもの）  
補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること  
②地域学校協働活動推進員を配置すること

#### <事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、保護者や地域住民等の参画を得て、様々な関係者が連携可能なネットワークを構築しながら地域の実情に応じた活動を実施



#### 地域学校協働活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を別の側面・視点の継続的解決に向けた取組を必要の活動に位置づけ、重点的に進めを行う。

- 補助を行う地域学校協働活動**
- 以下の活動
    - ① 働き方改革等における以下の活動
      - 働き方改革
      - 働き方改革等における以下の活動
        - ① 働き方改革等における以下の活動
        - ② 働き方改革等における以下の活動
        - ③ 働き方改革等における以下の活動
        - ④ 働き方改革等における以下の活動
    - ② 地域における学習支援（放課後等における学習支援活動等）

#### 事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組み地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

#### IV ボランティア活動に関する各種制度等



# 1 ボランティア活動と表彰制度について

## ○ 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について（答申）

（中央教育審議会，平成14年7月29日）

### 5. 社会的気運の醸成～皆が参加したくなる雰囲気づくりを～

国民一人一人が奉仕活動・体験活動の意義を理解し，身近なものとしてとらえ，日常生活の一部として継続して取り組んでいくためには，社会全体でこれらの活動を推進していく気運を醸成していくことが不可欠である。このため，奉仕活動・体験活動に関する年次報告など奉仕活動・体験活動に関する積極的な広報・啓発，ボランティア活動推進月間など活動に気軽に参加できる雰囲気作り，活動を継続して取り組む者に対する顕彰の工夫などに取り組む必要がある。

#### (1) 奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成

##### 2) 活動の顕彰

奉仕活動・体験活動に継続的に取り組む者を幅広く社会的に認知し，その取組を顕彰していくことも重要である。ボランティア活動等に関する表彰・顕彰については，既に国や地方公共団体，企業や民間団体等により様々なものがあるが，例えば，以下のような点について検討することが望ましい。

##### ○ 活動に携わるあらゆる人や団体が対象となる工夫

- ・例えば，青少年の奉仕活動等に対する顕彰など既存の表彰・顕彰の対象となりにくい者に対する新たな制度の創設，既存の表彰・顕彰の実施の工夫による対象者の拡大

##### ○ 国民の関心を集める顕彰の工夫

- ・積極的に活動を行っている個人や団体などが社会から脚光を浴びるような環境を作り，関係者の意欲を鼓舞し，国民にその功績を広める顕彰の工夫（例：前述の推進月間に合わせて顕彰を実施（「ボランティア大賞」の創設等），顕彰と合わせて行事の開催等）

## ○ 緑綬褒章

（授与対象：自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著なる方）

・ 栄典制度の在り方に関する懇談会報告書（平成13年10月29日）

#### (5) 緑綬褒章

緑綬褒章は「孝子など徳行卓絶な者」に対し授与されることとされており，表彰されるべき事績の生じた都度各省庁から推薦されることになっているものの，昭和30年代以降は受章例がない状態となっている。

しかしながら，緑綬褒章のように人の徳義を称える栄典こそ現代において積極的に活用することが望ましい。そこで，従来の緑綬褒章の対象を見直し，さまざまな分野におけるボランティアの活動などで顕著な実績のある個人や団体に授与することとすべきである。

・ 栄典制度の改革について（閣議決定，平成14年8月7日）

2 褒章について

褒章については，社会の各分野における優れた事績，行いを顕彰するものとして，年齢にとらわれることなく速やかに顕彰することを基本とし，次に掲げるような運用の改革を進め，積極的に活用する。

① 従来運用されていない緑綬褒章をボランティア活動などで顕著な実績のある個人等に授与する。

4 実施時期

勲章及び褒章の改革については，平成15年秋の叙勲及び褒章を目途に実施する。

※ 平成16年春の褒章では，半世紀ぶりに緑綬褒章が26名に授与された。

## (参 考)

### 社会教育功労者表彰要項

昭和59年9月1日 文部大臣裁定  
最近改定  
平成30年6月8日

#### 1 趣 旨

地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者、及び全国的見地から多年にわたり社会教育関係の団体活動に精励し社会教育の振興に功労のあった者等に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰する。

#### 2 表彰の時期

表彰の時期については、別途文部科学省から被表彰者の推薦者に対して通知することとする。

#### 3 被表彰者の範囲

表彰の対象は、次の（１）又は（２）に該当する者とする。

（１）社会教育の振興に功労のあった者であって、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの功績に対し、実質年数10年以上になる者

（ア）地域における社会教育の振興に功労があった期間

（イ）全国的な社会教育の振興に功労があった期間

（ウ）別に定める文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間

（２）上記（１）以外の者であって、社会教育の振興に功労があった国の審議会の委員等その他社会教育において特に功労があったと文部科学大臣が認める者

#### 4 被表彰者の推薦

各都道府県教育委員会、全国的活動を展開する社会教育関係団体及び文部科学省が所管する独立行政法人等（以下、「都道府県等」という。）は、別に定める「候補者推薦要領」（以下、「推薦要領」という。）に従い、文部科学大臣あて推薦することができる。

なお、推薦人数は、次の（１）から（３）に掲げる功労者の区分ごとに、以下のとおりとする。

（１）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として地域における社会教育の振興に功労があった者

各都道府県教育委員会2名（ただし、指定都市を含む道府県は、当該指定都市の数だけ人数を増加できる。東京都は4名。）以内で、推薦順位を付する。

（２）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として全国的な社会教育の振興に功労があった者  
各社会教育関係団体1名以内とする。

（３）社会教育の振興に功労のあった者であって、主として文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった者推薦要領に定める人数とする。



## 5 被表彰者の決定

文部科学省に社会教育功労者表彰選考委員会を設け、都道府県等から推薦された者について書類審査により選考の上、文部科学大臣が決定する。

## 6 表彰の方法

別紙様式（略）による文部科学大臣表彰状を授与する。また、必要に応じて記念品を授与するものとする。

なお、被表彰者として決定した者が当該表彰前に死亡した場合には、その遺族に表彰状等を授与することができるものとする。

## 7 表彰の取消し

次の（１）又は（２）に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- （１）表彰候補者調書、功績調書及び履歴書に不実の記載があると判明したとき
- （２）被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき

## (参 考)

### 候補者推薦要領

昭和59年9月1日生涯学習局長裁定  
最近改正  
平成30年6月8日

#### 1 推薦方法

別紙様式による表彰候補者調書、功績調書及び履歴書各1部を添えて、文部科学大臣あてに推薦する。

#### 2 候補者の例示等

(1) 社会教育功労者表彰要項（以下、「表彰要項」という。）3（1）に係る例示等

(ア) 地域における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3（1）（ア）に該当する期間としては、以下の①から④までに掲げる期間を通算した期間が考えられる。

① 社会教育に関する諸活動の指導者として貢献した期間

具体的には、以下のiからiiiまでに掲げる期間を通算した期間。

- i 社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員、青少年教育・女性教育施設の運営委員等として、社会教育に関する諸計画の立案、各種事業の企画実施等に指導的役割を果たした期間
- ii 生涯学習推進会議等生涯学習推進体制のための組織の各種委員等として、社会教育活動の活性化のために連絡・調整、連携事業の開発、振興に功労のあった期間
- iii 社会教育の講座、学級、講習会、学校開放事業等の講師、助言者、企画運営担当者、又は社会教育指導員、青少年指導員・青少年相談員等の各種指導員として、社会教育に関する各種の学習活動への指導・助言、援助、生活指導、グループ指導等を行い、地域の社会教育の振興に功労のあった期間

② 社会教育施設において、その業務に精励し、他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には、以下のiからviまでに掲げる施設の職員（補助的な職員は除く。）として、教育活動（講習会、研究会、移動教室等）の援助、拡充、調査研究活動、資料の収集、提供、サービス網の整備等に精励し、施設活動の促進に功労のあった期間を通算した期間。

- i 公民館（社会教育法第20条、21条に定める施設に限る。）

- ii 図書館（図書館法第2条に定める施設に限る。）
- iii 博物館（博物館法第2条に定める施設及び同法第29条に定める相当施設に限る。）
- iv 総合社会教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
- v 青少年教育施設（教育委員会が所管する施設に限る。）
- vi 女性教育施設（教育委員会が所管する施設及び教育委員会所管の一般社団法人若しくは一般財団法人が管理運営する施設に限る。）

③ 社会教育におけるボランティア活動に精励し、他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には、各種学級・講座における指導・助言、学習相談、学習グループ育成、子どものためのストーリー・テリング、視覚障害者のための点字図書や録音テープの作成、博物館資料の解説・案内、青少年の野外活動の指導、野外の美化活動等社会教育活動として行われる各種の社会奉仕活動、地域活動等に関してボランティアとして精励し、地域住民の新しい連帯をつくり、学習活動や実践活動への参加を促進する活動等に功労があった期間

④ 社会教育関係の団体活動に精励し、他の模範と認められる活動を行っていた期間

具体的には、地域における青少年団体、女性団体、成人団体等の各種社会教育関係団体の育成者、リーダー及び構成員として、学習活動の促進、指導者の養成、青少年の健全育成、男女共同参画社会の形成、高齢者の学習・社会参加活動の促進等に精励し、民間の社会教育活動の振興に功労のあった期間なお、PTA活動に関する功労のあった期間は、別に表彰制度があるので除くこととする。

(イ) 全国的な社会教育の振興に功労があった期間

具体的には、全国的な活動を展開する青少年団体、女性団体、成人団体等の社会教育関係団体の役員に従事し、青少年の健全育成、女性、高齢者等の学習活動や社会参加の促進、指導者の養成等民間の社会教育活動の普及、向上に顕著な功労があったと認められる期間が考えられる。当該期間には、次のiに定める公益社団法人及び公益財団法人並びにiiiに定める団体に移行前の団体の役員に従事していた期間を含む。

なお、「社会教育関係団体」とは、次のiからiiiのいずれかに該当するものが考えられる。

- i 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする公益社団法人及び公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律等の整備等に関する法律第44条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づき内閣総理大臣が認定した法人）で、その活動が適切に行われている団体。
- ii 社会教育団体振興協議会、一般財団法人社会通信教育協会に10年以上加盟し、顕著な活動を展開している団体。
- iii 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、顕著な活動を展開している団体で、社会教育団体振興協議会、一般財団法人社会通信教育協会、特定非営利活動法人全国検定

振興機構のいずれかの団体に加盟し、当該団体より推薦のあった団体  
また、「役員」とは、理事、監事、評議員以上の役職であって代議員、委員、相談役、顧問等は含まないものとする。

(ウ) 文部科学省が所管する独立行政法人における社会教育の振興に功労があった期間

表彰要項3(1)(ウ)の文部科学省が所管する独立行政法人とは、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構(東京文化財研究所および奈良文化財研究所を除く)をいう。

表彰要項3(1)(ウ)に関する活動年数には、推薦する独立行政法人の前身である国立の機関における活動も含まれるものとする。

(2) 表彰要項3(2)に係る例示等

表彰要項3(2)に該当する者は、表彰要項3(1)の功労と同等以上の功労があると認められる者とする。

### 3 候補者の対象としない者

以下の(1)から(3)に該当するものは、表彰の重複等を避ける観点から、表彰要項3に該当する者であっても、表彰の候補者の対象とはしないものとする。

- (1) 本要領2(1)(ア)①においては、現に地方公共団体に勤務する常勤の職員。
- (2) 社会教育に関する功労による叙勲、褒章受賞者(推薦年度における候補者を含む)。
- (3) 過去に社会教育に関する功労により文部大臣表彰及び文部科学大臣表彰を受けた者。

#### 4 推薦人数

表彰要項 4（3）の推薦人数は以下のとおりとする。

法人名等	施設数	推薦人数
国立女性教育会館	1	1名以内
国立科学博物館	1	1名以内
国立青少年教育振興機構	28	28名以内
国立オリンピック記念青少年総合センター， 国立大雪青少年交流の家，国立岩手山青少年交流の家， 国立磐梯青少年交流の家，国立赤城青少年交流の家， 国立能登青少年交流の家，国立乗鞍青少年交流の家， 国立中央青少年交流の家，国立淡路青少年交流の家， 国立三瓶青少年交流の家，国立江田島青少年交流の家， 国立大洲青少年交流の家，国立阿蘇青少年交流の家， 国立沖縄青少年交流の家，国立日高青少年自然の家， 国立花山青少年自然の家，国立那須甲子青少年自然の家， 国立信州高遠青少年自然の家，国立妙高青少年自然の家， 国立立山青少年自然の家，国立若狭湾青少年自然の家， 国立曾爾青少年自然の家，国立吉備青少年自然の家， 国立山口徳地青少年自然の家，国立室戸青少年自然の家， 国立夜須高原青少年自然の家，国立諫早青少年自然の家， 国立大隅青少年自然の家		左記の各施設から1名以内
国立美術館	5	5名以内
東京国立近代美術館，京都国立近代美術館， 国立西洋美術館，国立国際美術館，国立新美術館		左記の各施設から1名以内
国立文化財機構	4	4名以内
東京国立博物館，京都国立博物館，奈良国立博物館， 九州国立博物館		左記の各施設から1名以内

#### 5 留意事項

推薦に当たっては、関係者からなる選考委員会を設けるなど、慎重に調査及び審査すること。

## 2 ボランティア活動の定義等について

### 1 ボランティアの語源

英語の志願兵が語源であるというのが一般的であるが、ラテン語のボランタール（自由意志）からきているとも言われている。

### 2 ボランティア活動の定義

#### ○ 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」

（平成4年7月29日）

ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献することであり、ボランティア活動の基本的理念は、自発（自由意思）性、無償（無給）性、公共（公益）性、先駆（開発、発展）性にあるとする考え方が一般的である。

#### ○ 世界ボランティア宣言（1990年、ボランティア活動推進国際協議会総会）

ボランティアとは「個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在的な能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動である。」

#### ○ 国民生活白書（平成5年）

（ボランティア活動とは何か）

一般的に、ボランティア活動は、報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することといった意味でとらえられることが多い。

#### ○ 国民生活白書（平成12年）

（ボランティアの考え方）

ボランティアの最大公約数的な要素として次の2点を考えている。

- ① 自発性：自らの意思に基づいて行動する。
- ② 貢献性：（社会の一員として）他の人々や社会の福利を向上させる。

なお、活動は基本的に無対価であり、自らの経済的利益を求めることが中心的な動機にはならない。

#### ○ 広辞苑

ボランティア【volunteer】

（義勇兵の意）志願者。奉仕者。自ら進んで社会事業などに無償で参加する人。

### ※ 奉仕活動

#### ○ 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（平成14年7月29日）

我々は、個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う、新たな「公共」に寄与する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとしたい。

### 3 世界ボランティア宣言

I A V E — International Association for Volunteer Efforts（ボランティア活動推進国際協議会）は、百を超す国々のボランティアリーダーや指導的立場の組織が参加する世界的ネットワークであり、世界ボランティア会議を隔年で、さらに地域別のボランティア会議を開催しています。

この I A V E は、1990年パリで開催された会議において最初の「世界ボランティア宣言」を発表しました。その後、変化しつづける世界の現状に対応するために、さらに2001年のボランティア国際年に向けて新たな宣言を採択するために、I A V E は検討と対話の積み重ねを1998年から世界中ではじめました。

そして、2001年1月アムステルダムで開かれた第16回世界ボランティア会議において、新たな世界ボランティア宣言が I A V E の国際理事会によって採択されました。

#### 世界ボランティア宣言

ボランティア活動は市民社会に必須の基盤である。それは、すべての人々のために平和や自由機会、安全、そして正義を希求するという人類のもっとも崇高な願いに灯をともし活動である。

グローバリズムの拡大とたゆまない変化の時代である今日、世界はより狭く、互いに依存し合い、複雑になってきている。そうした世界において、個人的か組織的であるかにかかわらず、ボランティア活動は次のようなものと言える。

- \* 共同体、助け合い、奉仕がもつ人間にとっての価値を認め、それを高める活動。
- \* 参加する一人ひとりが、一生を通じて学び成長し、自分たちのあらゆる可能性に目覚めつつ、地域社会の一員として権利を行使し責任を果たす活動。
- \* 人々が、困難を分かち合い、運命をともにするための画期的な解決策を協働の中から生み出しながら、互いの違いを越えてつながり、健全で持続的な共同体として共に生きるための活動。

新たな千年期が幕を開けた今、ボランティア活動はあらゆる社会にとって欠くことのできない重要な要素である。ボランティア活動は、「私たち人類には世界を変える力がある」という国連宣言を実践し、具体化する活動である。

\* \* \*

我々は、文化、民族、宗教、年齢、性別、さらには身体的、社会的、経済的状况に関係なく、すべての女性、男性、子どもたちが自由に集まり、ボランティア活動を行う権利を持っていることをここに宣言する。世界のすべての人々が、他者や地域社会のために金銭的な見返りを期待せずに、個人または集団として、自分の時間、能力、そしてエネルギーを自由に提供する権利を認められるべきである。

我々は、ボランティア活動の発展に向けて次のような取り組みを行う。

○ボランティア活動の課題を明らかにして、課題を解決するための取り組みに社会全体の参加を引

き出す。

- 社会に貢献する活動を通して、若者たちが人生において継続的にリーダーシップを発揮するように励まし、機会を与える。
- 自分たちの意思を社会に向けて表明できない人々の声になる。
- ニーズを持つ当事者自身のボランティア活動への参加を促進する。
- 行政や企業など他のセクター、または有給職員の役割を肩代わりするのではなく、彼らの責任の範疇を越えていて彼らにはできない役割を果たす。
- 人々が新しい知識や技能を取得し、個人としての能力、自立する力、そして新たな取り組みを生み出す力を十分に高めることができるように支援する。
- 家族、地域社会、国家、そして国際社会の連帯を促進する。

ボランティアが活動する組織や地域社会は、以下の事柄について責任を果たさなければならない。

- 互いが合意した目標の実現に役立つ意義ある活動をボランティアが行えるよう環境を整える。
- 組織とボランティアが互いの関わりを終わらせる場合やボランティア活動の方針を策定するとうような場合の条件を含め、ボランティアの参加基準を明らかにする。
- ボランティアとその対象となる人々を危険から守る適切な方策をとる。
- ボランティアに対して適切な研修の機会を提供し、評価や表彰を定期的に行う。

ボランティア活動への参加を妨げる物理的、経済的、社会的、そして文化的な障害を取り除いて、誰もが参加できるようにする。

国連人権宣言に謳われている基本的人権を尊重し、ボランティア活動の原則とボランティアおよび彼らが活動する組織の責任を鑑みて、我々はボランティア、様々な分野のリーダー、そして国連にたいし以下の要請をする。

## ボランティアへの要請

すべてのボランティアは、自分たちには次のような活動を創りつなぎ合わせる使命があることに目覚め、信念をもってそれを表明しなければならない。

- すべての人々の尊厳が守られる健全で持続可能な地域社会を築く。
- 人として自らの権利を行使することによって生活を改善していくよう人々を力づける。
- 社会、文化、経済、そして環境の問題を解決する手助けをする。
- 世界中で協力し合うことによって、より人道的で公正な社会を築く。

## リーダーへの要請

○すべての分野のリーダーは、ボランティア活動を推進する基本的な組織として、力を持ち、人々の目につき、かつ効果的な地域または全国的な「ボランティアセンター」を設立するために協力し合



う。

- 政府は、すべての人々がボランティア活動を行う権利を保証し、参加を妨げる法制度を改め、政府の活動にたいするボランティアの参画を促進し、ボランティアを効果的に募集しマネジメントするために必要な資源を民間組織に提供する。
- 企業は、社員が地域の中でボランティア活動に参加するように奨励・促進を行い、そして地域や組織がボランティア活動を支える基盤を強化するために人的・財政的な資源を提供する。
- メディアは、ボランティアに関する報道を行い、人々のボランティア活動への参加を奨励し手助けする情報を提供する。
- 教育機関は、人々がボランティア活動を振り返り、体験から学ぶ機会をつくり、あらゆる年代の人々がボランティア活動に参加するよう奨励し手助けする。
- 宗教組織は、誰もが持っている他者のために役立ちたいという精神的な欲求を満たす行為としてボランティア活動を積極的に認める。
- 民間組織は、ボランティアに友好的な組織内の環境を創り、ボランティアが効果的に参画するために必要な人的・財政的な資源を投入する。

## 国連への要請

- 自由主義社会の拡大を強く押し進めるという立場から、本文を「ボランティアと市民社会の十年」として国連が宣言する。
- I A V E のマーク「red V (レッドブイ)」をボランティア活動の世界共通シンボルとして認証する。

すべての人々や国々の団結の象徴として I A V E は、世界中のボランティアとあらゆる分野のリーダーたちにたいして、効果的で誰にとっても参加しやすいボランティア活動を推進し支援するパートナーとして結束することを求める。I A V E は、世界中のボランティアが本文を検討、議論、支持し、そしてその内容を実現することを願い、この「世界ボランティア宣言」を布告する。

## 4 諸外国におけるボランティア活動について 「諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書」 (抜粋)

〔平成19年3月 文部科学省委託  
諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究実行委員会〕

### 各国別まとめ

#### (1) アメリカ

アメリカ社会は、建国以来、ボランティア精神・ボランティア活動を国の基礎として重要視してきた。次世代を担う若者がボランティア活動をどのように経験するべきかは、歴代の政権の重要な政策課題である。ボランティア活動を振興するための法律と担当機関も整備されている。2001年の同時多発テロや大規模なハリケーン災害が生じてから、2002年以降、国民のボランティア活動への参加が高まっている。また、近年では、ベビーブーマー世代（1946～1964年生まれ）の中高年層の経験とスキルを活用したボランティア活動の振興も取り組まれている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	他者や社会のために個人が自発的に行う活動。青少年にはサービス・ランニングを通じて次世代を担う市民となることが、退職者・高齢者等にはボランティア活動を通じて社会との関わりを持ち、健康増進、生きがいづくりが期待されている。
2. ボランティア活動の現状	労働省労働統計局が毎年9月にボランティア活動に関する統計をとっている。16歳以上の国民でボランティア活動に参加した人の割合は26.7%である（2006年9月時点）。活動分野では宗教や教育が多い。NPOは約85万団体であり、多くのNPOがボランティア活動の場となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動を振興するための法律、ボランティア活動者を保護するための法律などが制定されている。これらの法律に基づいて、連邦政府はボランティア活動プログラムを積極的に実施しており、その担当機関が、Corporation for National and Community Service (CNCS) である。この他に、全米のボランティアセンターを支援するポイント・オブ・ライト財団等がある。
4. 公的制度による施策・事業	CNCSによって多くの全米規模のボランティア活動プログラムが実施されている。K-12および大学生を対象としたLearn and Serve America Grant Program, 18歳以上の若者を対象としたVolunteers in Service to America (VISTA), AmeriCorps*NCCC (National Civilian Community Corps), AmeriCorps*State and National Programs, 55歳以上の退職者を対象としたRetired Senior Volunteer Program (RSVP), 60歳以上の低所得高齢者を対象としたFoster Grandparent Program, Senior Companion Programがある。

5. 民間による施策・事業	多くのNPOがボランティアを活用しながら事業を実施している。全米規模のNPOとしては、56万人のボランティアを擁するYMCA等がある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティアセンターやマッチングのためのHPを気軽に利用できる。また、ボランティア活動を評価し表彰する制度も多い。ボランティア活動を始めるきっかけになるイベントも定期的に行われている。さらに、ボランティア活動の経験が大学入試や企業の採用の際に評価される。ボランティア活動の受け皿であるNPOには寄付、税制優遇等の支援があり、安定的に事業を行うことに役立っている。

## (2) イギリス

イギリスには長いチャリティの歴史があるが、ブレア政権が、左翼の「国有化路線」と新保守主義の「市場万能主義」でもない、「第三の道」としてボランティアセクターとの新しいパートナーシップを鍛え上げる必要性を訴え、力を入れている。特に若者のボランティア活動を促進するために、ミレニアムボランティア（1999年～）、中等教育におけるシチズンシップ教育の義務化（2002年～）、チャリティ法の改正（2004年法案提出、2006年成立）、ラッセル委員会による活動促進フレームワークの検討（2005年）などが行われている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	「ボランティア」について定まった定義はないが、英国ではボランティア団体等に参加しての「公的（formal）ボランティア」だけでなく、団体などに参加せずに親族以外の人に無償でサービスを提供することも「ボランティア」に含み、これを「私的（informal）ボランティア」と呼ぶ。
2. ボランティア活動の現状	月に1回以上団体に参加しての公的ボランティア活動をしている人の割合は29%、私的ボランティアをしている人は37%である。また78%の人は月1回以上寄付をしている。イングランド・ウェールズの登録チャリティ団体は19万団体である。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法としては1601年の公益ユース法、1853年の公益信託法、1960年のチャリティ法（2006年改正）がある。チャリティ法では、公益性の定義や、団体の登録・監督を行うチャリティ委員会などについて定められている。ボランティア活動は2006年5月より、内閣府の第三セクター局、地方自治体・コミュニティ省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	中等教育（7年生～11年生）においてシチズンシップ教育が義務化されており、教育内容の一つとしてボランティア活動がある。高等教育については政府の高等教育コミュニティアクション基金が、大学生・職員への機会提供のコーディネイトを行っている。1999年に始まったミレニアムボランティアや2004年のラッセル委員会報告による青少年のボランティア活動促進プログラム、2001～04年の寄付キャンペーンなどがある。
5. 民間による施策・事業	大学入学資格取得後に入学を1年遅らせてボランティア活動などに従事し

業	て見聞を広める「ギャップイヤー」、大手チャリティ団体CSVが提供するボランティアプログラム、シチズンシップ財団が提供するシチズンシップ教材やプログラム、民間財団による団体への資金支援などがある。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	ボランティア活動に参加する人に対して、保険商品が発達している。また登録チャリティへの寄付に対して税制優遇する「ギフト・エイド」や「天引き寄付」の促進策がとられている。参加者を表彰する賞も多数ある。 一方、活動団体への優遇措置としては、登録チャリティに対する税制優遇、公的補助金、優れた活動団体を表彰する賞などがある。

### (3) ドイツ

ドイツでは社会の諸問題に対処するにあたって「補完性の原理」(Subsidiaritätsprinzip= subsidiarity principle; 民間の取り組みによって課題解決ができない場合に公権力が介入するという原理)が貫かれている。この原理のもとにボランティア活動が行われている。ボランティア活動の主要な分野の一つである医療・福祉分野では6つの公益福祉団体のサービス独占状態にあったため、介護保険制度の導入時に、小規模ボランティア団体に対する支援などが積極的に行なわれた。近年では2001年の「国際ボランティア年」を機にさらにボランティア活動が広がった。市民活動連邦ネットワークがつくられたほか、若年者によるボランティア活動(社会活動年、環境活動年)に関する法制度が新しいものへと改変された。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動に相当する言葉としては、freiwilliges Engagement(自発的な社会参加)が使われる。Soziale Dienst(社会サービス)は、社会奉仕活動を表す最広義の用語である。兵役代替奉仕(Zivildienst)をボランティアに含めるかどうかは判断が分かれるが、連邦家族・高齢者・女性・若者省(BMFSFJ; 以下、連邦家族省)ではボランティア活動に含めている。
2. ボランティア活動の現状	若年男性が対象となる兵役代替奉仕、若年者(男女)を対象とした社会活動年(FSJ)、環境活動年(FÖJ)等の活動者、それ以外の活動者がいる。14歳以上のボランティア活動参加率は1999年の34%(2,200万人)から、2004年の36%(2,340万人)に微増している。ボランティア活動領域としては、スポーツ・運動が最も多く、次いで学校・幼稚園、教会・宗教、文化・音楽、社会福祉、余暇・交際などの順となっている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	関連法には、連邦家族省の所管となる兵役代替奉仕法(2006年改正)、社会活動年促進法(2004年改正)、環境活動年促進法(2004年改正)、経済協力開発省が所管となる海外開発援助法(発展途上国援助者法)などがある。
4. 公的制度による施策・事業	前述の法律に基づく兵役代替奉仕制度、社会活動年制度、環境活動年制度がある。連邦・州政府はかかる制度参加者について、受入れ先機関の許認可、研修の実施、各種手当の支給、活動中の監督・ケア等を行う。
5. 民間による施策・事業	民間の企業や財団が、ボランティア活動者や活動団体を直接支援している

業	ケースもある。民間のプログラムとして、記念物保護活動（FJD）、文化ボランティア活動年（FSJ/KB）などがあったが、これらは2001年の法律の新規制定により、国の社会活動年に含まれた。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	若年層を対象にした兵役代替奉仕等については、被服費、宿泊代、食事等の経済的支援がされる。それ以外の年齢層に対しては経済的支援は行なわれていないが、国が管轄する相談窓口や支援機関が開設されている。この他、連邦のプログラムとして、「社会奉仕の日」、「世代を超えたボランティアサービス」、「ボランティアの専門性向上のためのトレーニング」がある。

#### (4) フランス

フランスのボランティア活動者はベネヴォラとヴォロントリアに大きく分けられる。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオンで無償の労働を提供する人である。活動内容は、アソシアシオンの他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することなどだが、社会的地位はほとんどない。一方、ヴォロントリアは起源が兵役にあり、有給で社会保険にも加入する。活動内容は、国際協力や国内の治安維持などである。ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄しているが、アソシアシオン活動（ベネヴォラの活動、および他人に貢献しなくても自分の楽しみのために活動に参加している会員）は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務国土開発省が管轄して奨励している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動者にはベネヴォラとヴォロントリアがある。ベネヴォラは非営利団体アソシアシオン他の会員のためになる業務を引き受けること、また高齢者や障害者支援の活動団体で第三者に対してサービスを提供することを指す。一方、ヴォロントリアは起源が兵役にあり、国際協力や国内の治安維持などに従事する。アソシアシオンは、第三者のためになる活動をしているとは限らず、構成員の共益のみを目的とする団体が多い。
2. ボランティア活動の現状	ベネヴォラとして無償の労働を提供している人は15歳以上人口の26%であり、アソシアシオンのイベントの準備・参加、スポーツや文化の指導などが多い。高齢者や障害者の支援をしている人は全体の9%である。全国のアソシアシオンは約90万団体、新規届出の多い分野は文化・観光・国際交流である。ヴォロントリアは1997年の兵役廃止後は減少傾向にある。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	アソシアシオンについては1901年のアソシアシオン契約に関する法律、ヴォロントリアについては国民役務法典および近年の関連法に定められている。アソシアシオン活動は青少年・スポーツ・アソシアシオン活動省や内務・国土開発省、ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄している。
4. 公的制度による施策・事業	海外の企業・大使館におけるヴォロントリア、外務省の認可アソシアシオンにおける国際協力活動、国民役務ヴォロントリアは防衛省・外務省が管轄する公的事業である。アソシアシオンは公的な活動促進委員会、公的な研修支

	援などはあるものの公的事業は少ない。
5. 民間による施策・事業	「若者と再構築」では国内外のボランティアプログラムの仲介をしている。「ボランティア広場」「フランス・ベネヴォラ」といったボランティア受け入れ団体の情報サイトがある。フランス財団では活動への助成・表彰を行っている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	兵役に起源をもつヴォロントリアは従事期間中に手当を受け、社会保険の加入対象でもある。アソシアシオン活動促進委員会や青少年生涯学習研究所ではボランティアのための研修を実施している。条件を満たす団体への寄付は税制優遇される。アソシアシオンのうち条件を満たすものは法人税・付加価値税などが免除となる。

### (5) スウェーデン

スウェーデンは「組織の国」と呼ばれるほど組織づくりが盛んであり、ボランティア活動も組織を通じて行うのが一般的である。また、その活動は、公益的・奉仕的なものというよりも、自分や仲間のための活動、余暇活動の一環として捉えられている。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動は当事者団体などの組織に所属して、自分や仲間のために行う活動が一般的であり、余暇活動の一種と捉えられている。また、対人サービス等を直接提供する「直接ボランティア」よりも、組織運営等に参加する「間接ボランティア」の方が盛んである。近年はEU加盟等の影響を受けて、組織に属さないでボランティア活動を行う人も増えている。
2. ボランティア活動の現状	住民の9割は何らかのボランティア組織に属しており、一ヶ月に平均6時間のボランティア活動を行っている。ボランティア活動を行っている可能性のある非営利組織の総数は約18万と推計されている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	ボランティア活動全般に関する法律はない。担当省庁は組織の種類により分かれているが、ボランティア活動研究等を行うセクションは社会庁に設置されている。
4. 公的制度による施策・事業	中学2～3年頃に、学校で職業体験プログラム「PRAO（労働生活実習）」が行われる。ただし、義務化はされていない。 欧州委員会によるヨーロッパ・ボランタリー・サービスに受け入れ側・送り込み側双方に参加している。
5. 民間による施策・事業	中学・高校の生徒会連合会が主催する「オペレーション・ア・デイズ・ワーク」（生徒が働いて集めたお金を、途上国の教育分野に関するプロジェクトに寄付する）や、「5月の花」（ピンバッジを子どもたちが売ってお金を集め、それを各種プロジェクトに寄付する）といった活動が行われている。
6. ボランティア活動を	ボランティア希望者と、ボランティアの対象者ないしボランティア団体をマ

<p>促進するための社会的基盤</p>	<p>マッチングする仕組みが、90年代以降につくられている（地域単位で設置される「ボランティア・センター」、ネット上のマッチングサイト「ボランティア・ビューロー」）。ボランティア団体は保健をにかけていることが多い。進学・就職等の際にボランティア活動が考慮されることはない。ボランティア団体への税制優遇措置もない。</p>
---------------------	--

## (6) 韓国

韓国におけるボランティア活動は、学校教育課程におけるボランティア活動の事実上の義務化の影響を受け、中学・高校生を中心にボランティア活動が実践され、19歳までの年齢層のボランティア活動参加率は約6割となっている。また、自願奉仕活動基本法の制定により、「自願奉仕センター」の設置根拠が明確になり、行政支援の下、ボランティア活動支援機能の拡充が進められている。

項目	まとめ
<p>1. ボランティア活動に関する考え方</p>	<p>韓国においてボランティア活動を指す言葉として「自願奉仕活動」があり、「社会のために、自発的に無償で自らの時間と努力を提供する行為」と考えられている。また、学校教育課程におけるボランティア活動は、そうした「社会参加意識」を醸成するための取り組みと考えられている。</p>
<p>2. ボランティア活動の現状</p>	<p>全年齢を平均したボランティア活動の参加率は14.3%であり、最も参加率が高いのは中学・高校生で、約6割の生徒がボランティア活動に参加している。中学・高校生を対象としたボランティア活動に対する意識調査では、「近隣の人々を助ける活動」(31.1%)、「社会を住みやすくする活動」(25.7%)、「内申成績に反映されるために行う活動」(20.3%)となっている。</p>
<p>3. ボランティア活動に関する制度の概要</p>	<p>2005年に「自願奉仕活動基本法」が制定され、ボランティア活動の定義、ボランティア振興の方向性が整理された。同時に、全国一律のボランティアの管理・評価の方法が規定され、センターの整備も進められている。</p>
<p>4. 公的制度による施策・事業</p>	<p>自願奉仕活動基本法の制定を背景として、全国248ヶ所の「自願奉仕センター」と全国16ヶ所の「青少年振興センター」を中心に、ボランティア活動プログラムの開発、ボランティア活動情報の提供・マッチング、各種研修の実施、ボランティア活動時間の把握・管理、保険の提供が行われている。また、中央組織として、「自願奉仕センター協議会」、「韓国青少年振興センター」が設置され、ボランティア管理方法の統一化を図っている。</p>
<p>5. 民間による施策・事業</p>	<p>全国の「自願奉仕活動センター」とボランティア団体を構成員とする「ボランティア21」がアドボカシー機能を担っている。また、「自願奉仕联合会」は欧米のNPOと連携し、ボランティア・マネジメントのノウハウの導入を進めている。</p>
<p>6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤</p>	<p>教育課程でのボランティア活動は学校が主導して行っており、「青少年振興センター」が受入先の紹介や活動時間管理を担っている。活動時間による評価は、大学への内申成績に利用されている。韓国ではインターネットの利用</p>

	率が高い上、各センターがホームページ上でボランティア募集の情報や活動報告を掲載しており、希望者は簡単にアクセスすることができる。「自願奉仕センター」が全国一律にボランティアを対象とした保険を提供している。
--	--

## (7) 中国

中国におけるボランティア活動は、主として大学生と若年労働者による「青年志願者活動」と地球コミュニティにおける共益的活動である「社区志願者活動」を中心に展開してきた。これらはボランティア活動プログラムを提供する事業であると同時に、各地に拠点を展開し、ボランティアの管理・評価・褒賞の方法を定めるなど、社会的基盤としても浸透してきた。一方で、個人的なネットワークに基づく相互扶助的な活動や草の根NGOの拡大など、ボランティア活動の場は急速に多様化している。

項目	まとめ
1. ボランティア活動に関する考え方	ボランティア活動を指す言葉として「志願者活動」が当てはまり、「自らの持つ資源を社会の他の構成員のために活用し、調和ある社会を構築すること」が、ボランティア活動の目的として考えられている。
2. ボランティア活動の現状	正確な統計は存在しないが、青年志願者活動の中心は大学生と若年労働者であり、数百～1,000万人が参加していると見られている。また、社区志願者活動についても、1,000万人を超える人々が参加していると見られている。
3. ボランティア活動に関する制度の概要	全国レベルのボランティア活動に関する法律はない。ボランティアの管理方法については、「青年志願者管理方法」（2005年）と「社区志願者管理方法（試行）」（2007年）が發布されている。地域レベルでは、8省10市1自治区で、ボランティア管理条例が制定されている。
4. 公的制度による施策・事業	青年志願者活動、社区志願者活動とも、政府の政策として実施されており、青年志願者活動では国家レベルでのプロジェクトや海外ボランティア活動プログラムなどが、社区志願者活動では地域の共益的なボランティア活動プログラムなどが提供されている。自治体レベルでは、政府の事業に沿った形での事業が提供されている（例：上海市では「西部奉仕計画」の参加者を対象とした生活費補助給付制度を実施）。
5. 民間による施策・事業	民間の非営利団体には、政府の計画を実行する性格が強い団体が多く、中でも「青年志願者協会」は国家プロジェクトとしてボランティア活動プログラムを提供している。一方、草の根NGOの中には、海外のNGOと連携して活動を展開している団体もあり、今後ボランティア活動の受け皿として拡大していくと見られている。
6. ボランティア活動を促進するための社会的基盤	青年志願者活動と社区志願者活動を中心に、ボランティア活動の支援拠点が全国に数多く設置されている。また、省・市レベルの条例や全国通達によって、ボランティアの登録・管理・評価・褒賞の方法が整備されている。一方、保険制度は、「西部奉仕計画」やオリンピックなど一部のプロジェクトで導入されているが、全国規模ではまだ規定されていない。また、ボランティア



団体を対象とした支援制度についても、全国的に制度として規定されたものはない。

## V 基礎データ



# 1 総務省「平成28年 社会生活基本調査」(抄)

## 2 ボランティア活動

### (1) 「ボランティア活動」の行動者率は26.0%で、5年前より0.3ポイント低下

「ボランティア活動」の行動者数は2943万8千人で、行動者率は26.0%となっている。男女別にみると、男性が1381万5千人、女性が1562万3千人となっており、行動者率は男性が25.0%、女性が26.9%で、女性が男性より1.9ポイント高くなっている。

行動者率は平成23年に比べ0.3ポイント低下している。これを男女別にみると、男性が0.5ポイント上昇、女性が1.0ポイント低下している。

行動者率を年齢階級別にみると、40～44歳が32.2%と最も高く、25～29歳が15.3%と最も低くなっている。平成23年と比べると、10～14歳及び20～54歳で低下している。(図2-1)

また、男女別にみると、10～24歳、30～54歳及び60～64歳では女性が男性よりも高くなっている。(図2-2)

図2-1 「ボランティア活動」の年齢階級別行動者率(平成23年, 28年)

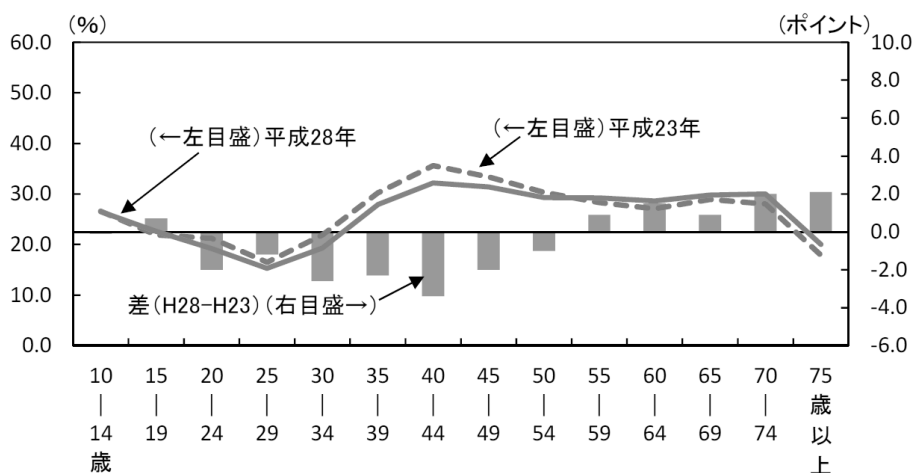
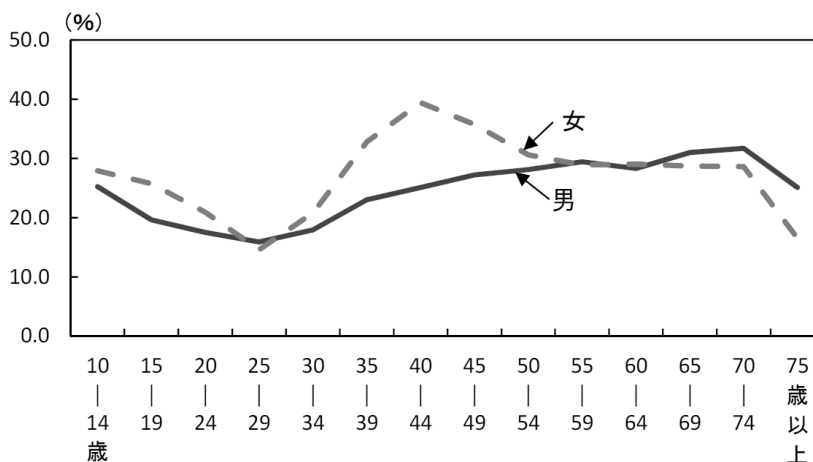


図2-2 「ボランティア活動」の男女、年齢階級別行動者率(平成28年)



## (2) 行動者率は「まちづくりのための活動」が最も高い

「ボランティア活動」の種類別に行動者率をみると、「まちづくりのための活動」が11.3%と最も高く、次いで「子供を対象とした活動」が8.4%などとなっている。これを平成23年と比べると、「まちづくりのための活動」が0.4ポイント上昇、「子供を対象とした活動」が0.2ポイント上昇などとなっている。一方、「災害に関係した活動」が2.3ポイント低下、「自然や環境を守るための活動」が0.7ポイント低下などとなっている。（図2-3）

また、男女別にみると、男性は「まちづくりのための活動」が12.3%と最も高く、次いで「子供を対象とした活動」が6.0%などとなっている。女性は「子供を対象とした活動」が10.6%と最も高く、次いで「まちづくりのための活動」が10.4%などとなっている。（図2-4）

図2-3 「ボランティア活動」の種類別行動者率（平成23年、28年）

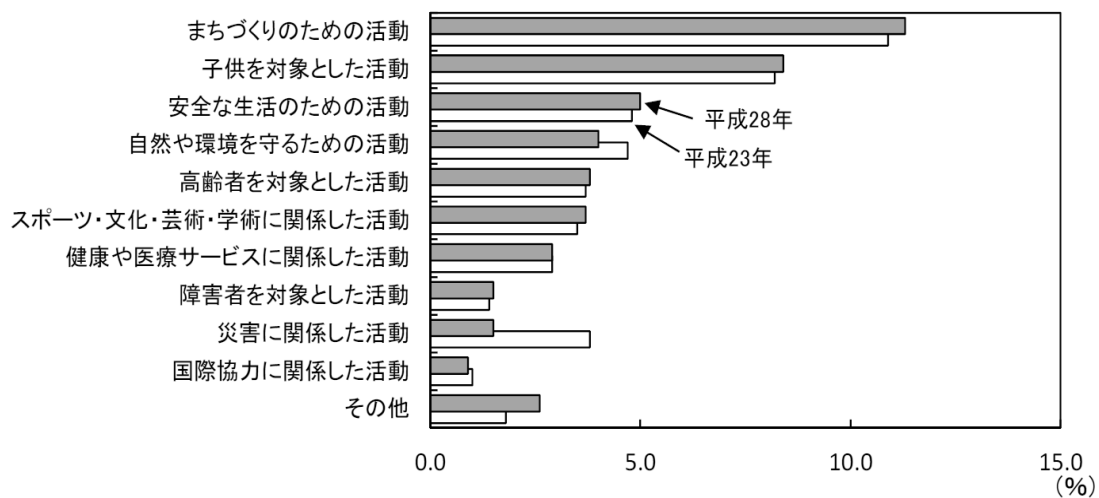
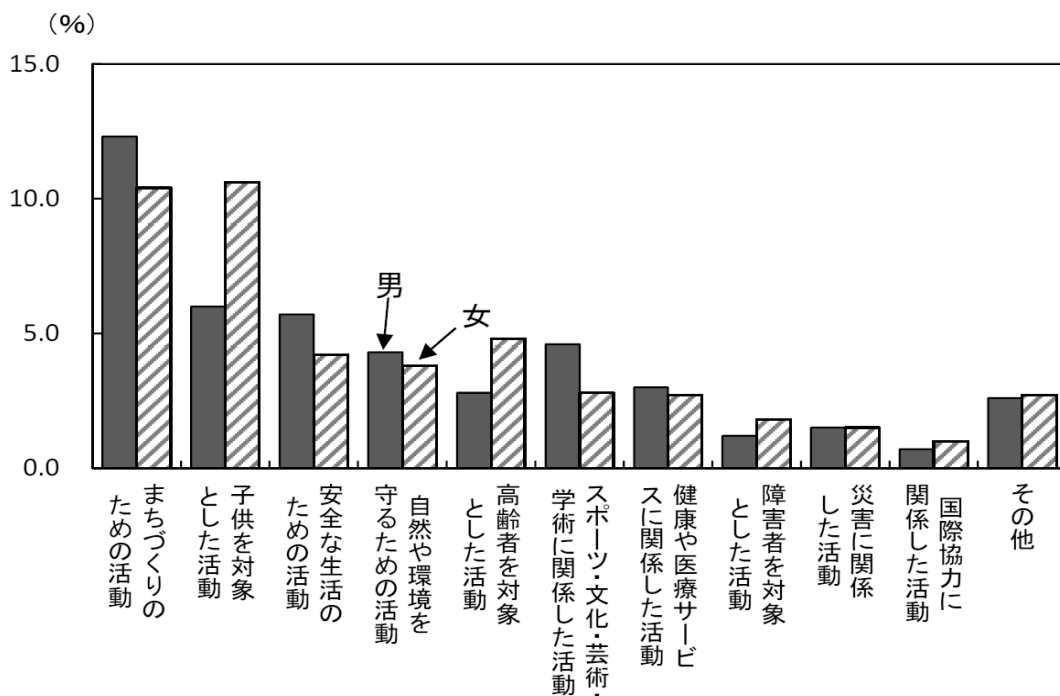


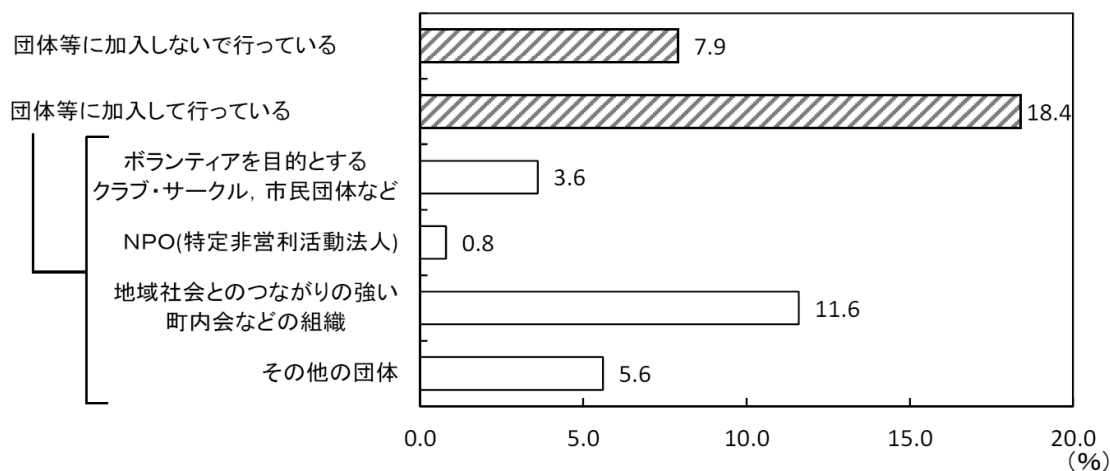
図2-4 「ボランティア活動」の種類，男女別行動者率（平成28年）



(3) 「地域社会とのつながりの強い町内会などの組織」に加入しての活動の行動者率が最も高い

「ボランティア活動」の形態別に行動者率をみると、「団体等に参加して行っている」が、「参加しないで行っている」よりも高くなっている。「団体等に参加して行っている」について内訳をみると、行動者率は「地域社会とのつながりの強い町内会などの組織」に参加して行った活動が最も高くなっている。（図2-5）

図2-5 「ボランティア活動」の形態別行動者率（平成28年）

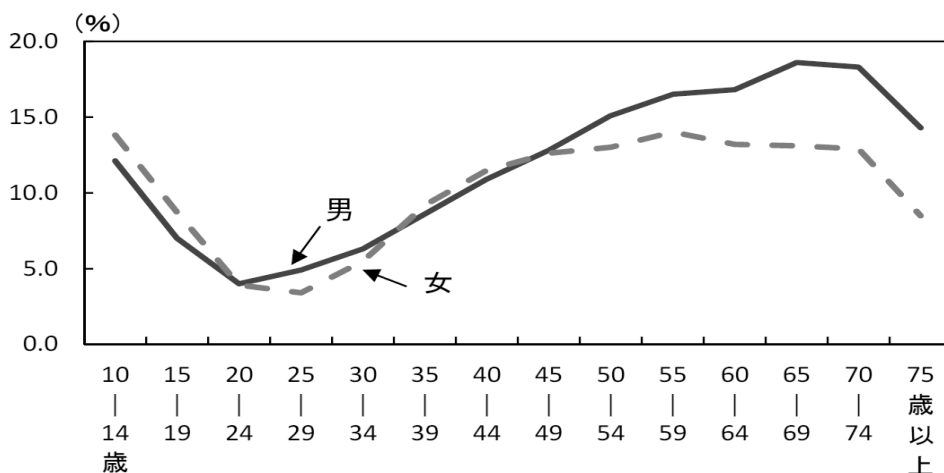


注) 複数回答あり

(4) 「まちづくりのための活動」の行動者率は、男性は65～69歳が最も高く、女性は55～59歳が最も高い

「まちづくりのための活動」の行動者率を男女別にみると、男性は65～69歳が最も高く、女性では55～59歳が最も高くなっている。20～34歳及び45歳以上の年齢階級で男性が女性より高くなっており、65歳以上では男女で5ポイント以上の差がみられる。（図2-6）

図2-6 「まちづくりのための活動」の男女、年齢階級別行動者率（平成28年）



(5) 「災害に関係した活動」の行動者率は5年前より低下しているものの、九州地方で高くなっている

「災害に関係した活動」の行動者率の推移をみると、東日本大震災の発生した平成23年に比べ、2.3ポイント低下しているが、平成18年と比べると0.3ポイント上昇している。(図2-7)

また、都道府県別にみると、熊本県が8.4%と最も高く、次いで福岡県が2.6%、岩手県が2.4%、山梨県が2.3%、佐賀県及び宮崎県が2.2%などとなっており、平成28年熊本地震の発生した九州地方での行動者率が高くなっている。(図2-8)

図2-7 「災害に関係した活動」の男女別行動者率の推移(平成13年~28年)

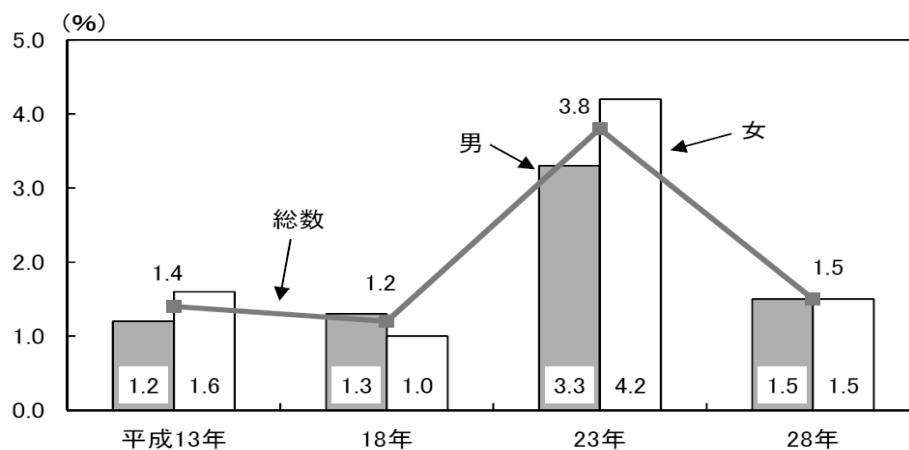
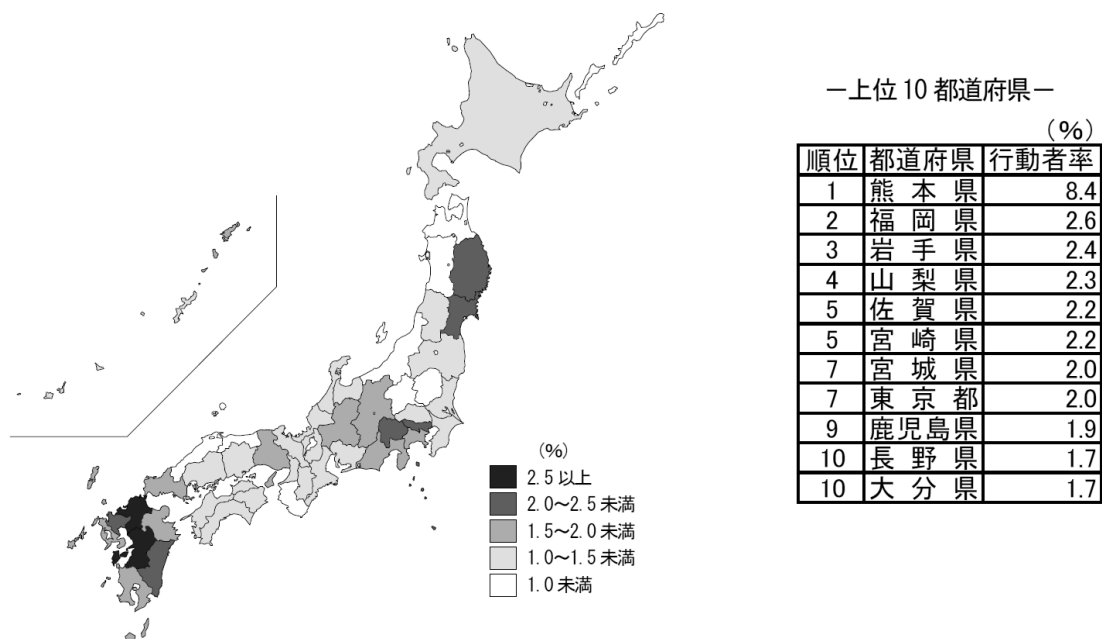


図2-8 「災害に関係した活動」の都道府県別行動者率(平成28年)



## 2 内閣府「令和元年度（2019年度）市民の社会貢献に関する実態調査」（抄）

### 2 ボランティア活動について

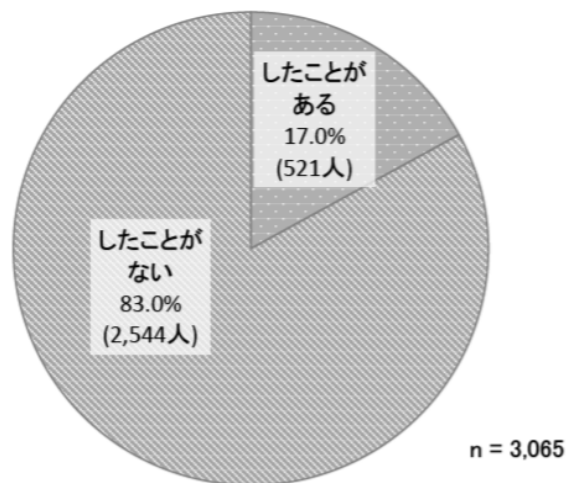
市民のボランティア活動の現状について、活動経験の有無、ボランティア活動に関する考えについて調査を行った。

#### (1) ボランティア活動経験の有無

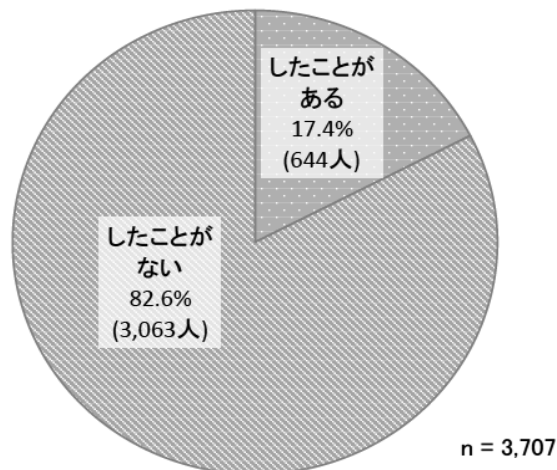
2018年の1年間にボランティア活動を「したことがある」と回答した人は17.0%であった。

【調査票・問1への回答】

【図表7】 ボランティア活動経験の有無  
(2018年の1年間での活動経験)



【参考】 ボランティア活動経験の有無（2016年度調査より）  
(2015年の1年間での活動経験)



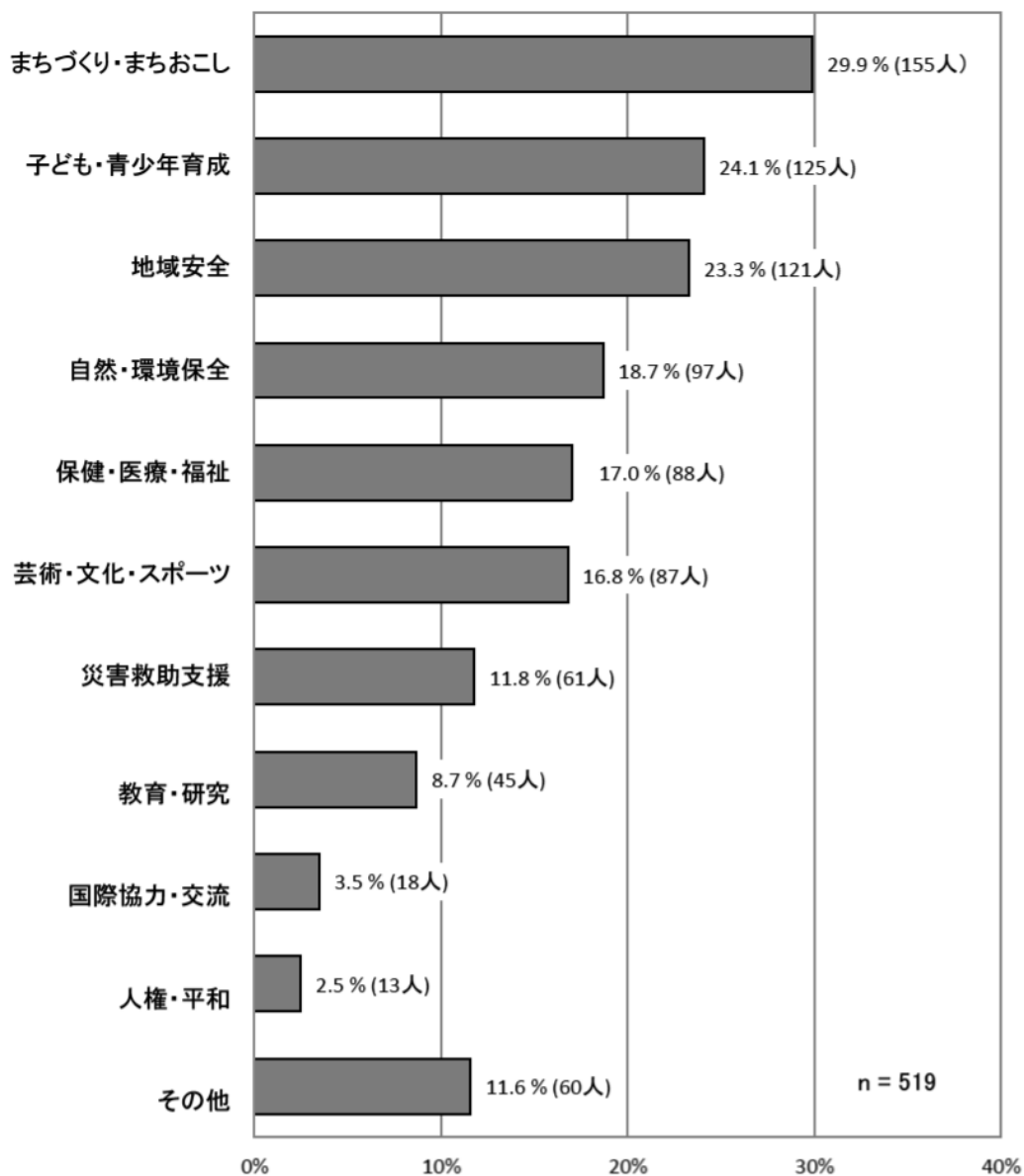


## (2) ボランティア活動に参加した分野

2018年の1年間にボランティア活動をしたことがあると回答した人が参加した分野は、「まちづくり・まちおこし」(29.9%)、「子ども・青少年育成」(24.1%)、「地域安全」(23.3%)の順となっている。【図表8】

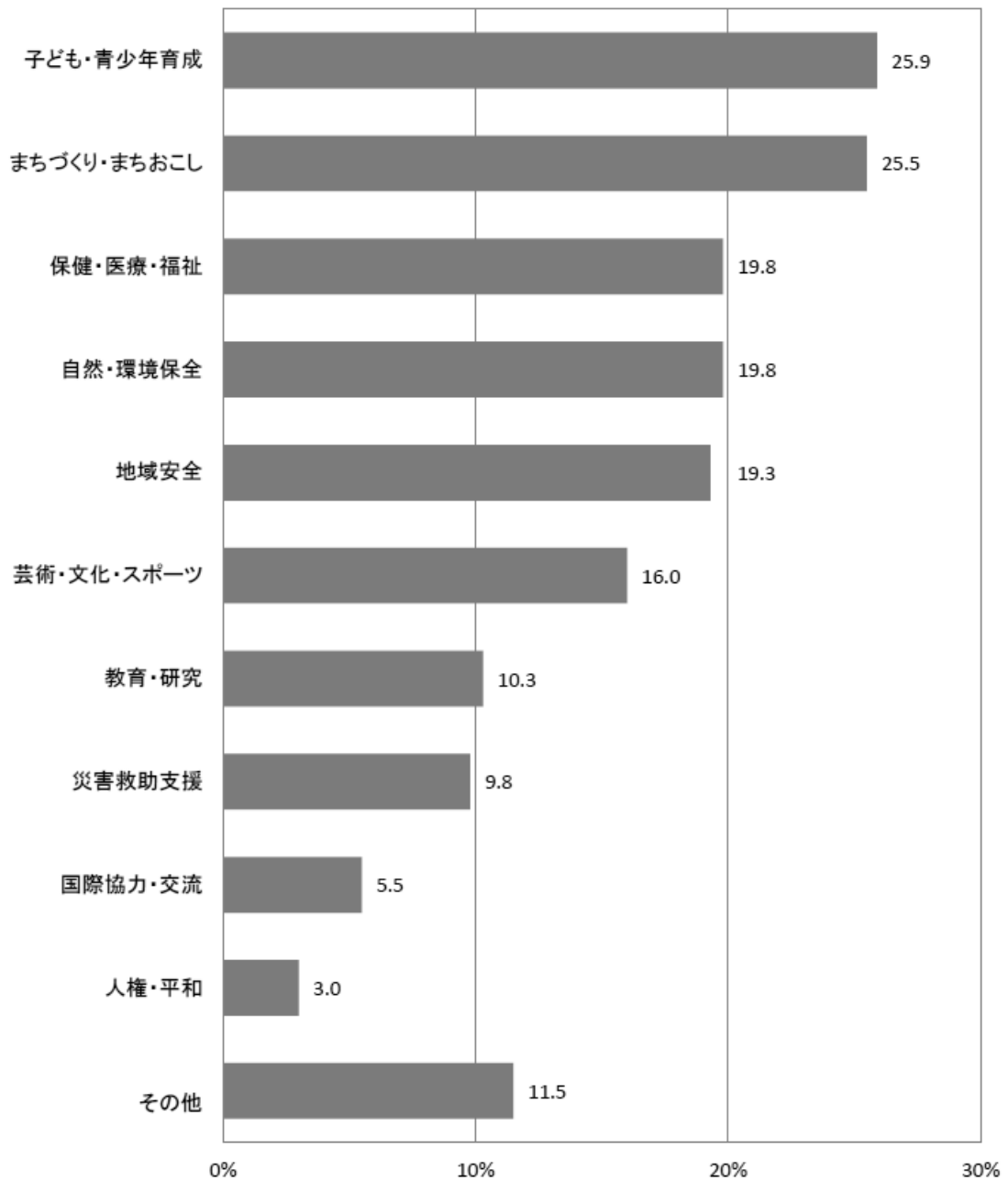
【図表8】 ボランティア活動に参加した分野 (複数回答)

※対象：2018年の1年間でボランティア活動を「したことがある」と回答した人への問



【図表 8（参考）】 ボランティア活動に参加した分野（n=642）【MA】《不明を除く》  
 （平成28年度調査より）

※対象：平成27年にボランティア活動を「したことがある」と回答した人

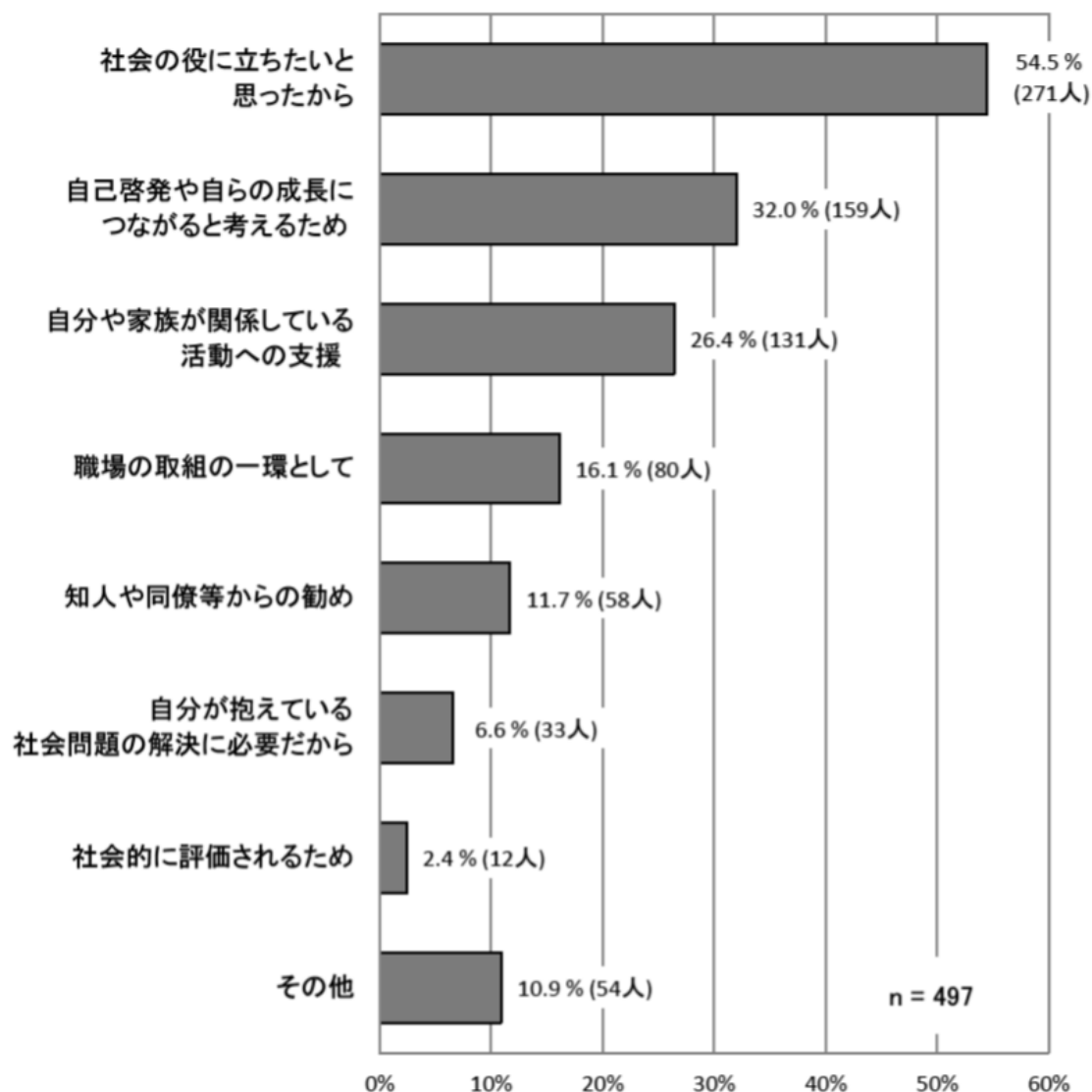


### (3) ボランティア活動に参加した理由

2018年の1年間にボランティア活動を「したことがある」と回答した人の参加した理由としては、「社会の役に立ちたいと思ったから」(54.5%)、「自己啓発や自らの成長につながるため」(32.0%)、「自分や家族が関係している活動への支援」(26.4%)、の順となっている。【図表9】

【図表9】 ボランティア活動に参加した理由 (複数回答)

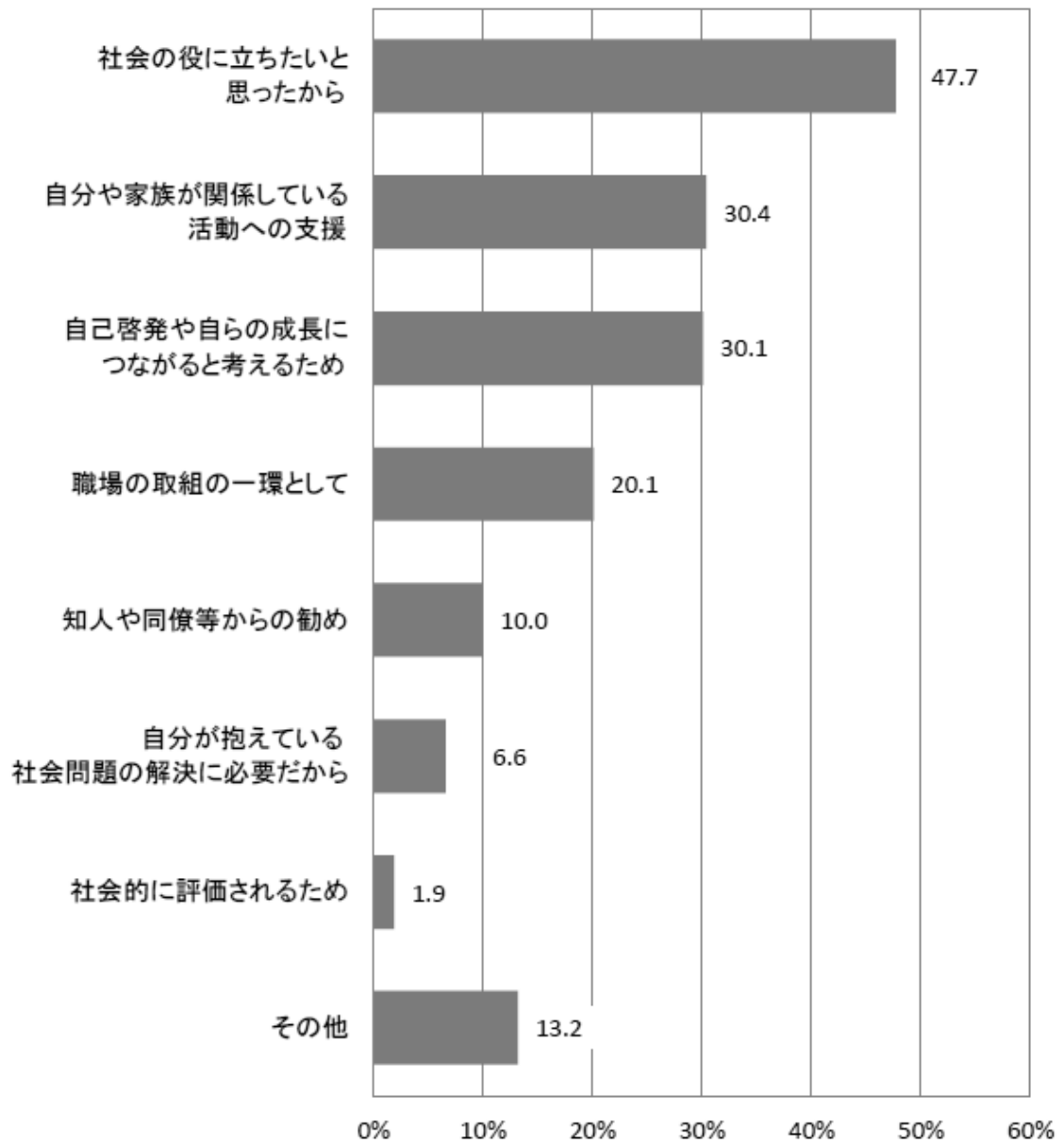
※対象：2018年にボランティア活動を「したことがある」と回答した人



【図表9（参考）】 参加理由（n=622）【MA】《不明を除く》

（平成28年度調査より）

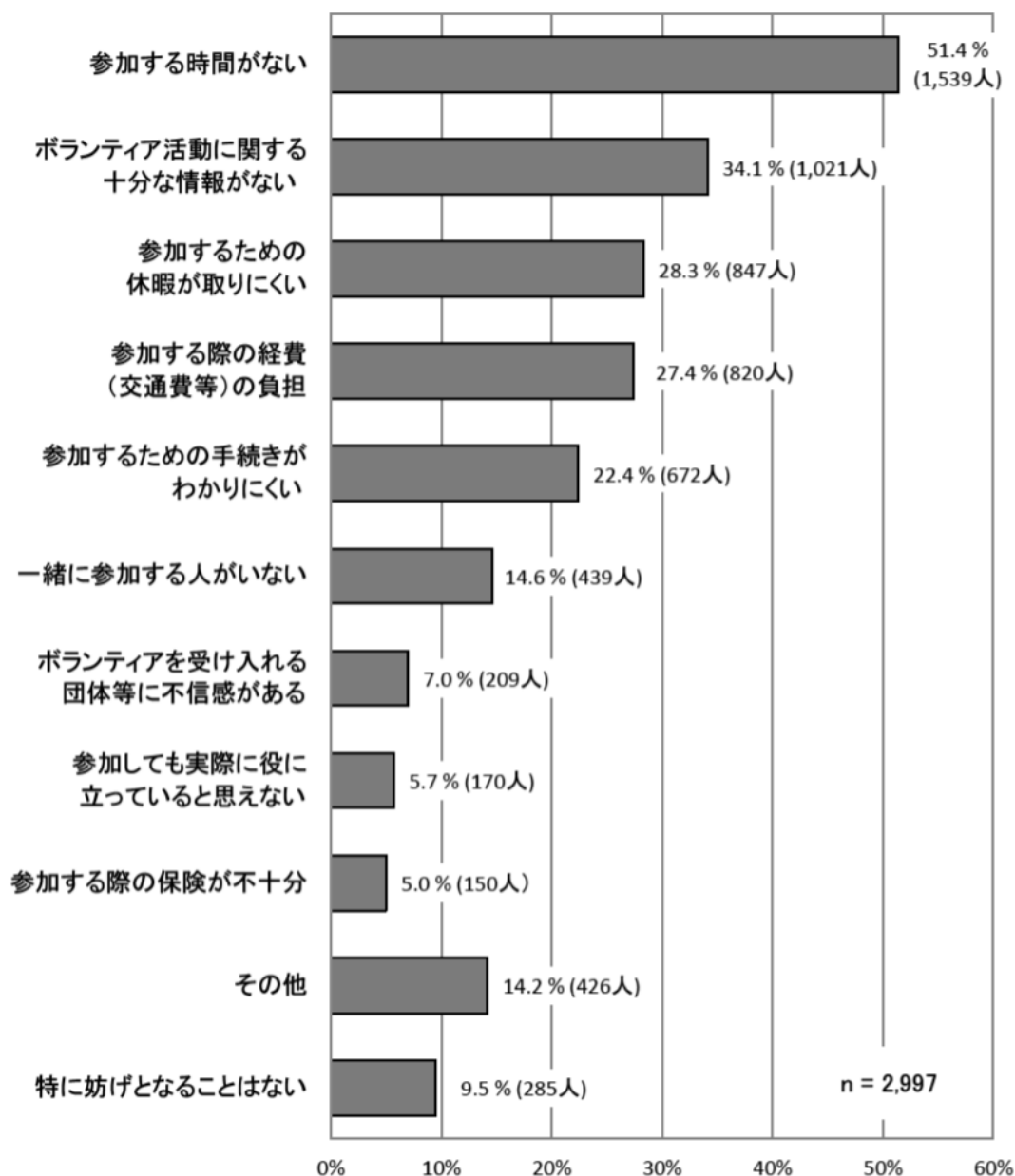
※対象：平成27年にボランティア活動を「したことがある」と回答した人



#### (4) ボランティア活動への参加の妨げとなること

ボランティア活動への参加の妨げとなることのあるかとの問いについては、「参加する時間がない」(51.4%)、「ボランティア活動に関する十分な情報がない」(34.1%)、「参加するための休暇が取りにくい」(28.3%)の順となっている。時間的制約、情報の不足、費用の負担を要因として挙げる人が多い。【図表10】

【図表10】 ボランティア活動への参加の妨げとなること (複数回答)

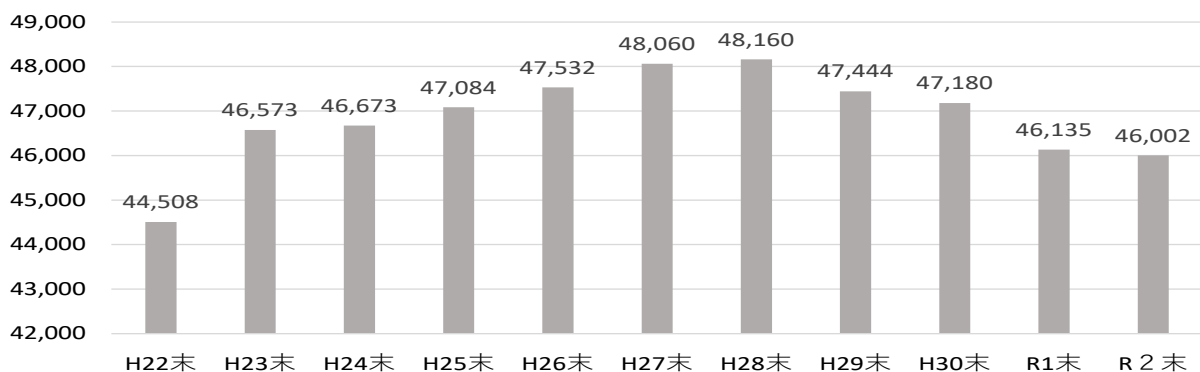


### 3 警察庁「自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について」

防犯ボランティア団体数（都道府県）

	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
北海道	1,643	1,625	1,625	1,560	1,562	1,565	1,271	1,340	1,398	1,396	1,380
青森県	390	380	380	386	368	364	353	341	361	344	348
岩手県	371	372	372	396	398	389	367	358	354	338	322
宮城県	554	509	509	513	471	453	435	410	387	368	339
秋田県	395	373	373	348	339	311	250	241	226	206	201
山形県	457	438	438	390	382	370	405	421	433	434	423
福島県	432	435	435	448	426	411	392	375	347	352	338
東京都	3,711	3,982	3,982	3,968	3,968	3,962	3,913	3,792	3,710	3,731	3,693
茨城県	945	860	960	1,027	1,034	1,053	1,074	1,043	1,031	1,020	1,026
栃木県	1,392	1,290	1,290	1,260	1,196	1,212	1,197	1,094	1,084	1,113	1,026
群馬県	800	768	768	755	764	861	858	827	819	808	805
埼玉県	5,205	5,633	5,633	5,803	5,880	5,764	5,984	6,064	6,010	5,841	6,056
千葉県	2,219	2,270	2,270	2,305	2,447	2,554	2,606	2,663	2,743	2,906	3,037
神奈川県	3,011	3,277	3,277	3,302	3,564	3,567	3,573	3,580	3,581	3,532	3,492
新潟県	829	855	855	854	818	810	787	788	899	886	898
山梨県	312	322	322	335	340	339	336	330	312	284	274
長野県	705	642	642	654	602	613	590	589	571	557	550
静岡県	783	819	819	860	883	896	912	920	907	878	864
富山県	602	617	617	610	609	608	613	604	591	598	586
石川県	515	514	514	509	500	480	474	470	443	429	441
福井県	453	440	440	436	435	401	400	392	379	342	340
岐阜県	1,208	1,210	1,210	1,230	1,205	1,219	1,330	1,346	1,288	1,286	1,180
愛知県	2,229	2,318	2,318	2,341	2,367	2,406	2,427	2,503	2,618	2,611	2,617
三重県	569	582	582	590	609	610	629	646	671	698	808
滋賀県	222	265	265	276	274	276	274	271	254	242	238
京都府	635	859	859	873	886	888	896	889	888	867	861
大阪府	1,636	1,761	1,761	1,808	1,856	1,841	1,784	1,791	1,791	1,826	1,818
兵庫県	2,360	2,389	2,389	2,394	2,397	2,394	2,585	2,037	2,007	1,662	1,800
奈良県	666	692	692	711	744	760	798	765	842	821	838
和歌山県	188	216	216	207	218	219	232	228	223	223	223
鳥取県	203	203	203	211	208	209	200	196	187	166	168
島根県	369	370	370	369	359	379	369	333	327	319	326
岡山県	721	1,316	1,316	1,374	1,402	1,398	1,388	1,375	1,344	1,409	1,368
広島県	825	825	825	766	761	752	754	750	749	704	666
山口県	420	431	431	430	412	451	427	428	431	431	421
徳島県	408	414	414	413	408	408	403	391	378	331	324
香川県	225	240	240	257	258	259	259	258	261	255	250
愛媛県	468	469	469	448	440	416	402	400	390	328	307
高知県	280	299	299	303	305	189	186	182	176	169	157
福岡県	1,725	1,675	1,675	1,732	1,773	2,343	2,369	2,393	2,278	2,141	2,029
佐賀県	225	269	269	253	251	261	254	243	232	224	229
長崎県	450	467	467	468	495	510	505	498	433	427	364
熊本県	644	646	646	653	642	630	634	621	605	598	568
大分県	335	374	374	387	390	395	400	409	409	416	414
宮崎県	329	333	333	335	340	344	345	343	324	319	319
鹿児島県	781	802	802	796	796	800	802	783	788	728	702
沖縄県	663	727	727	740	750	720	718	723	700	571	568
	44,508	46,573	46,673	47,084	47,532	48,060	48,160	47,444	47,180	46,135	46,002

ボランティア団体数の推移



## 4 財団法人 経済広報センター「ボランティア活動に関する意識・実態調査報告書」

### 調査結果の概要

#### 1. 「ボランティア活動経験あり」が6割を超える

「現在ボランティア活動を行っている」(27%)と「過去にボランティア活動をしたことがある」(38%)との回答を合わせると6割を超えている。

世代が上がるほど「現在ボランティア活動を行っている」割合が高くなっているが、近年、ボランティア活動が学校課程で取り上げられてきており、「過去にボランティア活動をしたことがある」割合は29歳以下が最も高い。

#### 2. ボランティア経験者のうち「地域コミュニティーにかかわる活動」を58%が経験

ボランティア活動を経験した回答者を対象に、経験したボランティア活動を聞いたところ、「地域コミュニティーにかかわる活動(美化・防犯・防災など)」(58%)、「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」(35%)の割合が高い。

男女別では、女性の第3位である「保育などを含む幼児、児童を対象とする活動」(30%)が男性では第7位(12%)となっているのに対し、男性の第3位「環境保護・自然保護にかかわる活動」(25%)は女性では第6位(17%)となっている。

#### 3. 活動のきっかけは「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」が経験者の34%

初めてボランティア活動に参加するきっかけとなった理由として「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」との回答が経験者の34%。次いで「友人や家族からの誘い」(20%)が挙げられている。

60歳以上では、他の世代に比べ「ボランティア活動団体の呼び掛け」や「ニュースなどで知って、直接行動を起こした」も多い。

#### 4. 9割以上が「時間を有意義に過ごせた」「活動をして楽しかった」

ボランティア活動を通して感じたことを聞いたところ、経験者の9割以上が「時間を有意義に過ごせた」(91%)、「活動をして楽しかった」(90%)と思っていると回答している。一方で「生きがいが見つかった」「社会的な評価を得られた」と思うと答えたのは半数以下である。

#### 5. ボランティア活動をしなかった・できなかった理由は「身近な所に適当な活動の場がなかった」が半数以上

「ボランティア活動の経験はない」と回答した人に理由を聞くと、半数以上(53%)が「身近な所に適当な活動の場がなかった」と回答している。次いで「忙しくて時間が取れなかった」が45%。なお「ボランティア活動に興味がなかった」と答えた人は19%、「そもそも活動したくない」は4%である。

29歳以下では「ボランティア活動に参加する方法が分からなかった」「そもそも活動したくない」も目立っている。

## 6. 東日本大震災により67%がボランティア活動への意識が高まる

このたびの東日本大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する意識が「高まった」（24%）と「ある程度高まった」（43%）の総計は67%に達している。

## 7. 83%がボランティア活動へ参加したいとの意向

今後ボランティア活動に「参加したい」（19%）と「機会があれば参加したい」（64%）の総計は83%に達している。

## 8. ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動内容は「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が56%、経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」が47%で第2位

ボランティア活動に参加する意向がある人に、参加したい活動内容を聞いたところ、「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が56%で、経験した活動と同じく第1位だった。経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」は約半数の47%で第2位となった。

## 9. ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアを通勤・通学圏外までとする人が約半数、12%は海外も可

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアは、「町内（町内会程度の範囲もしくは最寄り駅が同じ範囲）まで」「市区町村内まで」「通勤・通学圏内まで」の総計は51%となっているが、その一方で、その範囲を超えた回答も半数に近い。そのうち「海外も可」との回答は12%となっている。

## 10. ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%となっている。以下、「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」「活動そのものを楽しむ」「困っている人の役に立てる」「自分が人間として成長できる」が30%台で続いている。

## 11. ボランティア活動が盛んになることに「賛成（賛成／どちらかといえば）」が92%

ボランティア活動が盛んになることに「賛成」との回答は62%、「どちらかといえば賛成」（30%）を合わせると92%が評価している。

## 12. ボランティア活動が盛んになるための条件は「ボランティア休暇など企業の支援施策」が45%

ボランティア活動が盛んになるための条件として、「ボランティア休暇など企業の支援施策」との回答が45%と最も多い。次いで「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」「ボランティア活動団体の整備・充実」「ボランティア活動に対する職場の理解」「ボランティア活動の斡旋・紹介機能の強化」が30%台後半で続く。

## 13. 94%が有償ボランティアを容認

有償ボランティアの是非については、「活動によっては有償でもよい」との回答が63%、「無償であるべ



きだが、やむを得ない場合のみ有償でもよい」が31%と、合わせて94%が有償ボランティアを認めている。

#### 14. 寄付を行う動機は「困っている人の役に立ちたい」「社会の役に立ちたい」が半数以上

寄付を行う動機は、「困っている人の役に立ちたい」が82%、「社会の役に立ちたい」が53%と半数を超えている。

- ・調査対象：3,171人
- ・調査方法：インターネットによる回答選択方式および自由記述方式
- ・調査期間：2011年5月19日～5月30日
- ・有効回答：1,983人（62.5%）
- ・回答者の属性：
  - 男女別：男性（860人，43.4%），女性（1,123人，56.6%）
  - 世代別：29歳以下（126人，6.4%），30歳代（269人，13.6%），40歳代（490人，24.7%），50歳代（493人，24.9%），60歳以上（605人，30.5%）
  - 職業別：会社員・団体職員・公務員（836人，42.2%），会社役員・団体役員（92人，4.6%），自営業・自由業（157人，7.9%），パートタイム・アルバイト（251人，12.7%），専業主婦・夫（345人，17.4%），学生（28人，1.4%），無職・その他（274人，13.8%）

この調査では、有償・無償を問わず下記のような活動を「ボランティア活動」と定義する。ただし、就業体験や知識・経験・技術の習得を主目的とするものは除く。役務の提供が対象。

地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）  
公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動  
保育などを含む幼児、児童を対象とする活動  
青少年の指導・育成（青少年スポーツクラブなど含む）  
高齢者の介護や支援  
障がい者の介護や支援  
在日外国人に対する教育や生活情報サービスなど  
地域活性化にかかわる活動（観光ボランティアガイド、語り部など）  
環境保護・自然保護にかかわる活動  
難民救済や開発援助など海外における国際支援活動  
災害救助や被災者支援の活動

なお、購入した物品や金銭を提供するのみの行為は「寄付」と定義する。（提供する物品が手作りのものである場合は役務の提供とみなし、「ボランティア活動」に含める。）

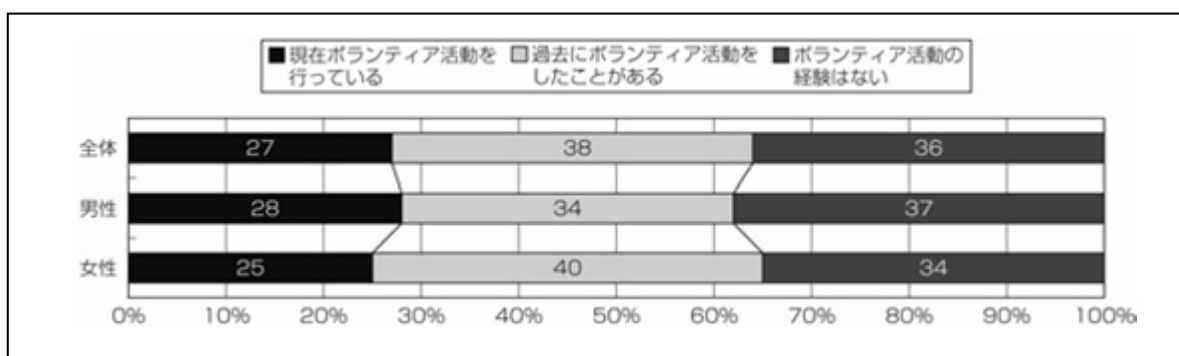
## 1. ボランティア活動の経験の有無

「ボランティア活動経験あり」が6割を超える

「現在ボランティア活動を行っている」(27%)と「過去にボランティア活動をしたことがある」(38%)との回答を合わせると6割を超えている。(図5-1)

男女別(図5-1)では、「現在ボランティア活動を行っている」と回答した割合は男性の方が高いが、「過去にボランティア活動をしたことがある」との回答は女性が6ポイント高く、活動経験の有無で比較すると女性の方がより経験者が多い。

図5-1 ボランティア活動の経験の有無(全体・男女別)

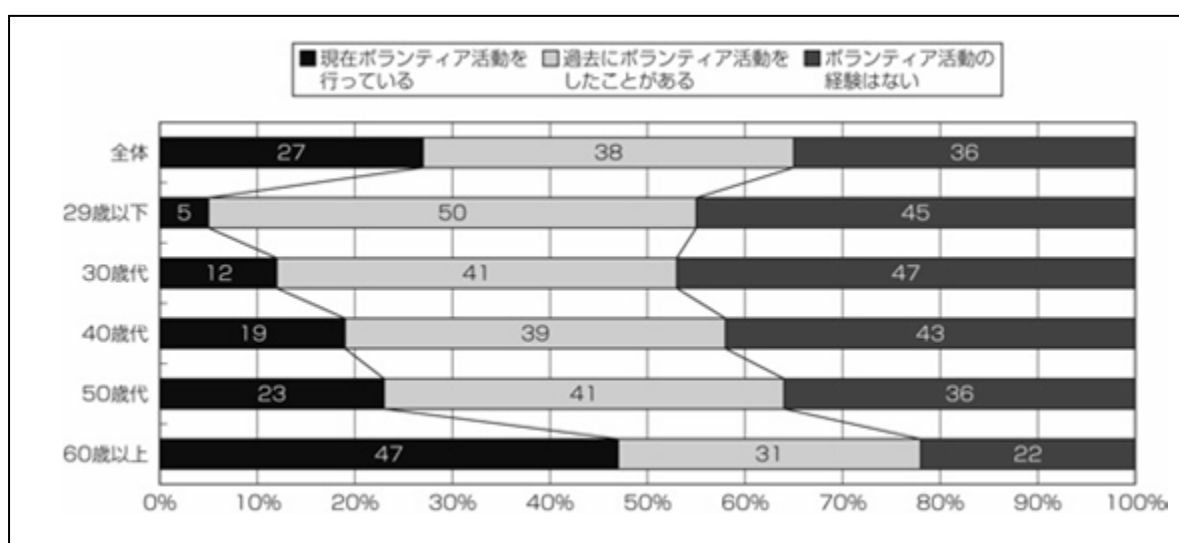


(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

世代別(図5-2)では、世代が上がるほど「現在ボランティア活動を行っている」割合が高くなっているが、近年、ボランティア活動が学校課程で取り上げられてきており、「過去にボランティア活動をしたことがある」割合は29歳以下が最も高い。

図5-2 ボランティア活動の経験の有無(全体・世代別)



(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

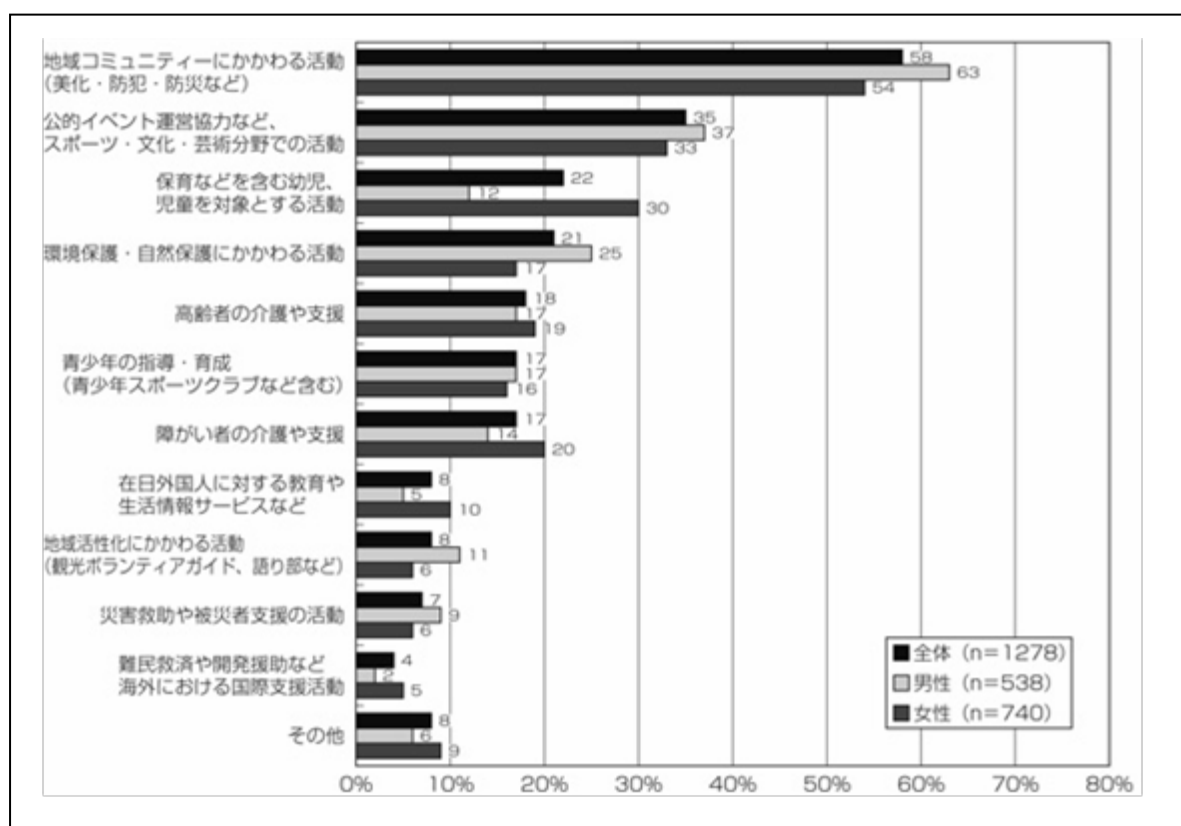
## 2. 経験した活動

ボランティア経験者のうち「地域コミュニティにかかわる活動」を58%が経験

ボランティア活動を経験した回答者を対象に、経験したボランティア活動を聞いたところ、「地域コミュニティにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」（58%）、「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」（35%）の割合が高い。（図5-3）

男女別（図5-3）では、女性の第3位である「保育などを含む幼児、児童を対象とする活動」（30%）が男性では第7位（12%）となっているのに対し、男性の第3位「環境保護・自然保護にかかわる活動」（25%）は女性では第6位（17%）となっている。

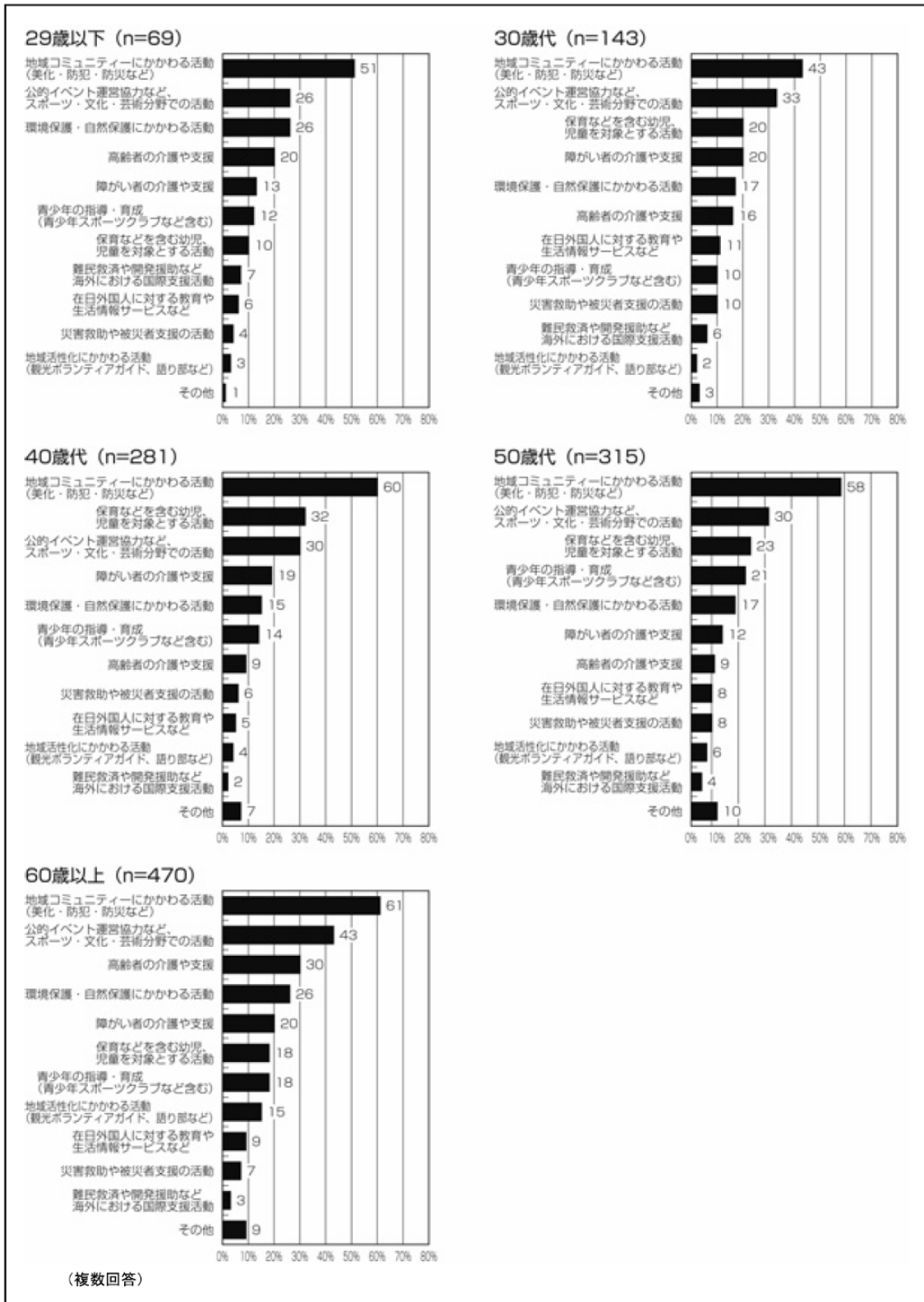
図5-3 経験した活動（全体・男女別）



(複数回答)

世代別（図5-4）では、いずれの世代でも「地域コミュニティにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が第1位であり、40歳以上では6割前後と高い割合になっている。次いで「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」が第2位（40歳代のみ第3位）となっている。30歳代から50歳代までは第2位もしくは第3位となっている「保育などを含む幼児、児童を対象とする活動」は、29歳以下で第7位（10%）、60歳以上で第6位（18%）であり、逆に「高齢者の介護や支援」が30歳代から50歳代までの第6位または第7位となっているのに対し、29歳以下で第4位（20%）、60歳以上で第3位（30%）と異なる結果となった。（図5-4）

図5-4 経験した活動（世代別）

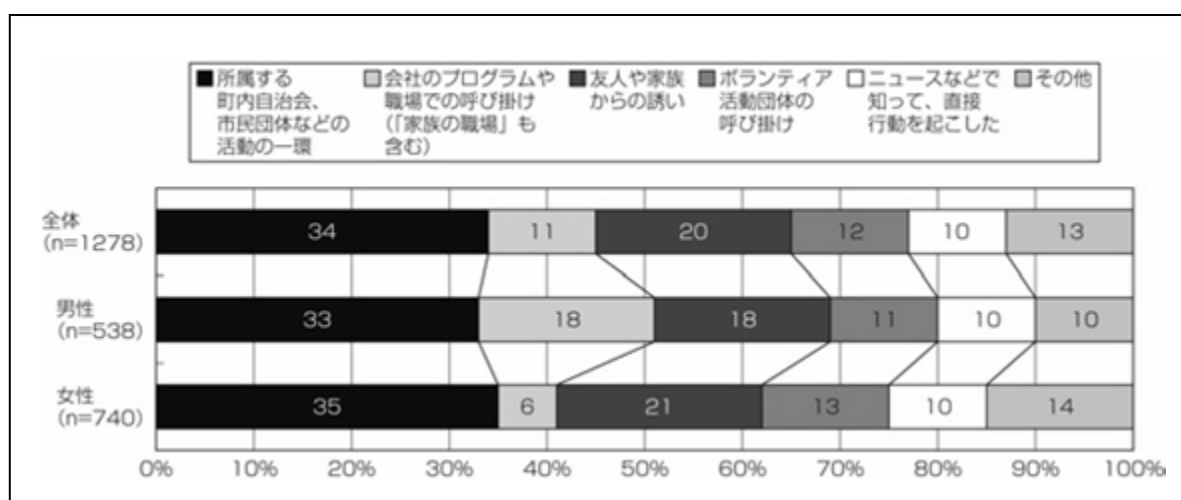


### 3. 活動のきっかけ

活動のきっかけは「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」が経験者の34%初めてボランティア活動に参加するきっかけとなった理由として「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」との回答が経験者の34%。次いで「友人や家族からの誘い」（20%）が挙げられている。（図5-5）

男女別（図5-5）で大きく異なったのは「会社のプログラムや職場での呼び掛け（「家族の職場」も含む）」で、男性が「友人や家族からの誘い」と同じ18%となっているのに対し、女性では「友人や家族からの誘い」が21%で「会社のプログラムや職場での呼び掛け（「家族の職場」も含む）」は6%と少なくなっている。

図5-5 活動のきっかけ（全体・男女別）

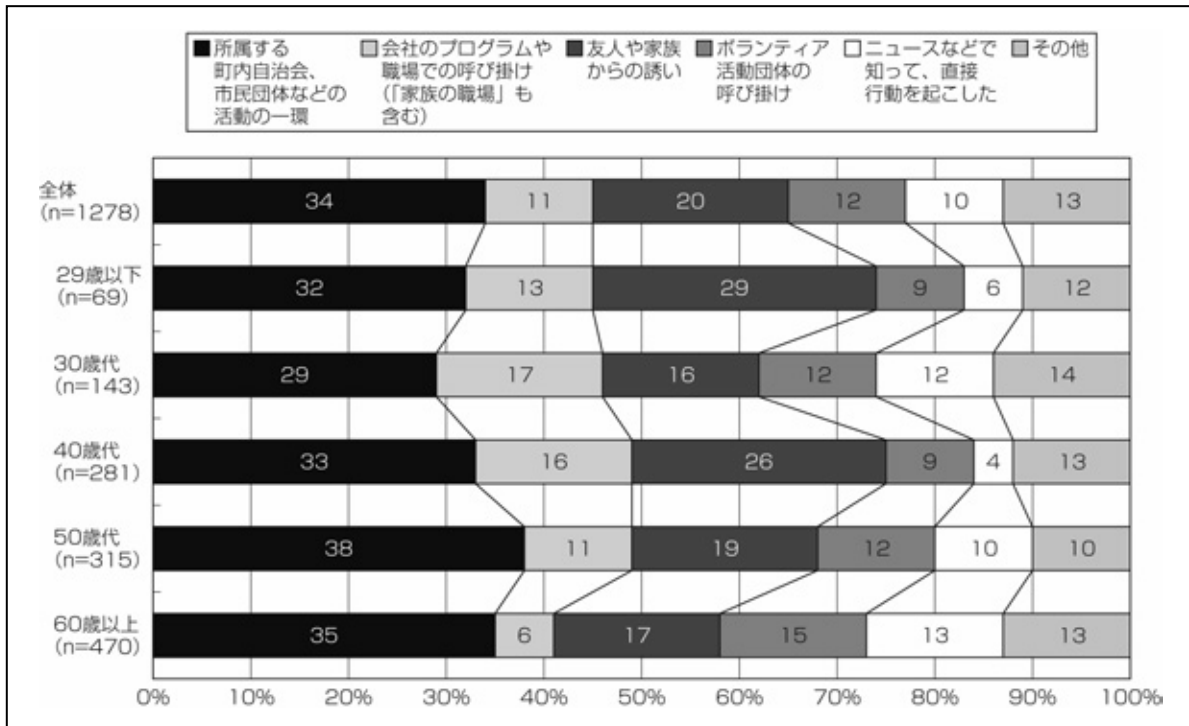


(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

世代別（図5-6）で見ると、いずれの世代でも「所属する町内自治会、市民団体などの活動の一環」との回答が最も多く、30歳代以外は「友人や家族からの誘い」が次いで挙げられた。30歳代は「会社のプログラムや職場での呼び掛け（「家族の職場」も含む）」が若干高い。60歳以上では、他の世代に比べ「ボランティア活動団体の呼び掛け」や「ニュースなどで知って、直接行動を起こした」も多い。

図5-6 活動のきっかけ（全体・世代別）



(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

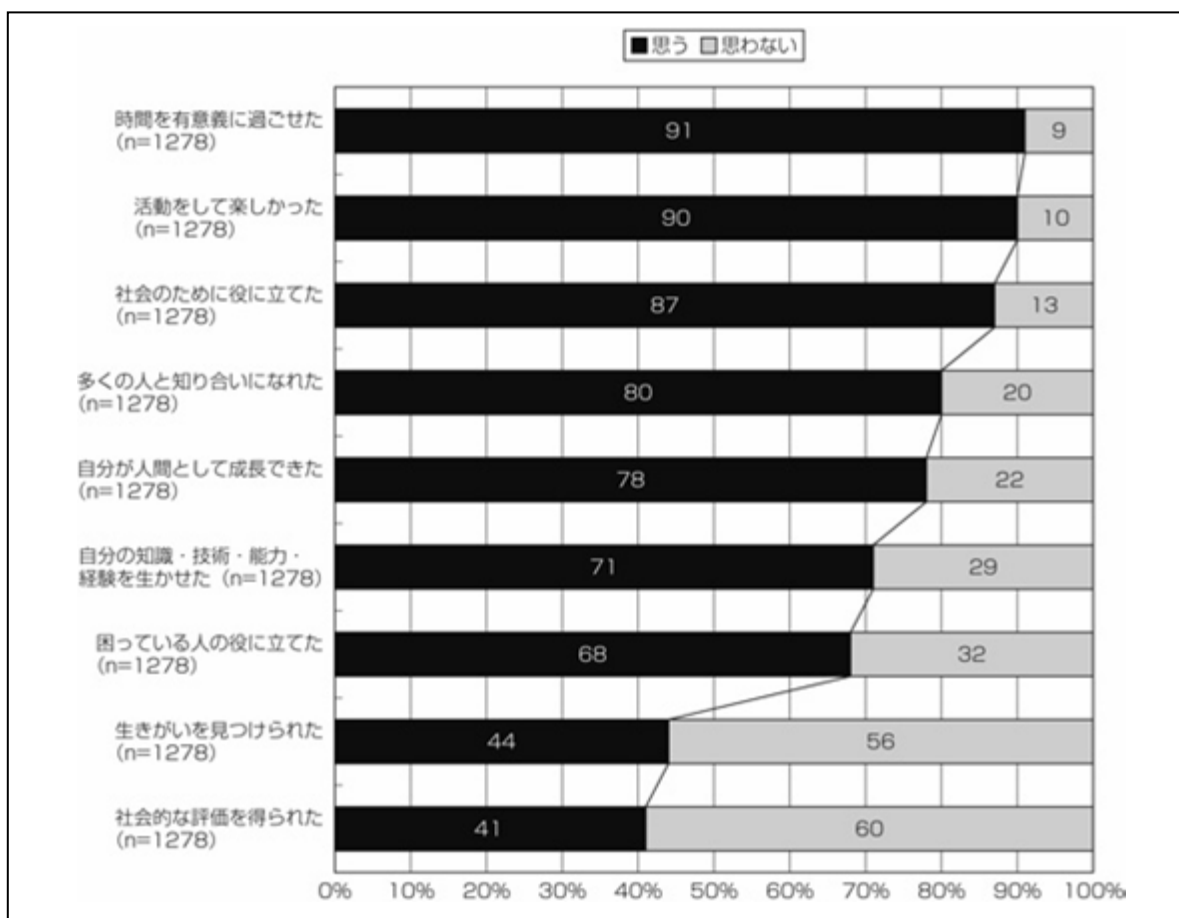
#### 4. ボランティア活動をして感じたこと

##### 9割以上が「時間を有意義に過ごせた」「活動をして楽しかった」

ボランティア活動を通して感じたことを聞いたところ、経験者の9割以上が「時間を有意義に過ごせた」(91%)、「活動をして楽しかった」(90%)と回答している。

「社会のために役に立てた」など、他の5項目に対しても、「そう思う」と答えた割合は高かったが、「生きがいを見つけられた」「社会的な評価を得られた」の2項目については、「そう思う」と答えたのは半数以下である。(図5-7)

図5-7 ボランティア活動をして感じたこと (全体)



(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

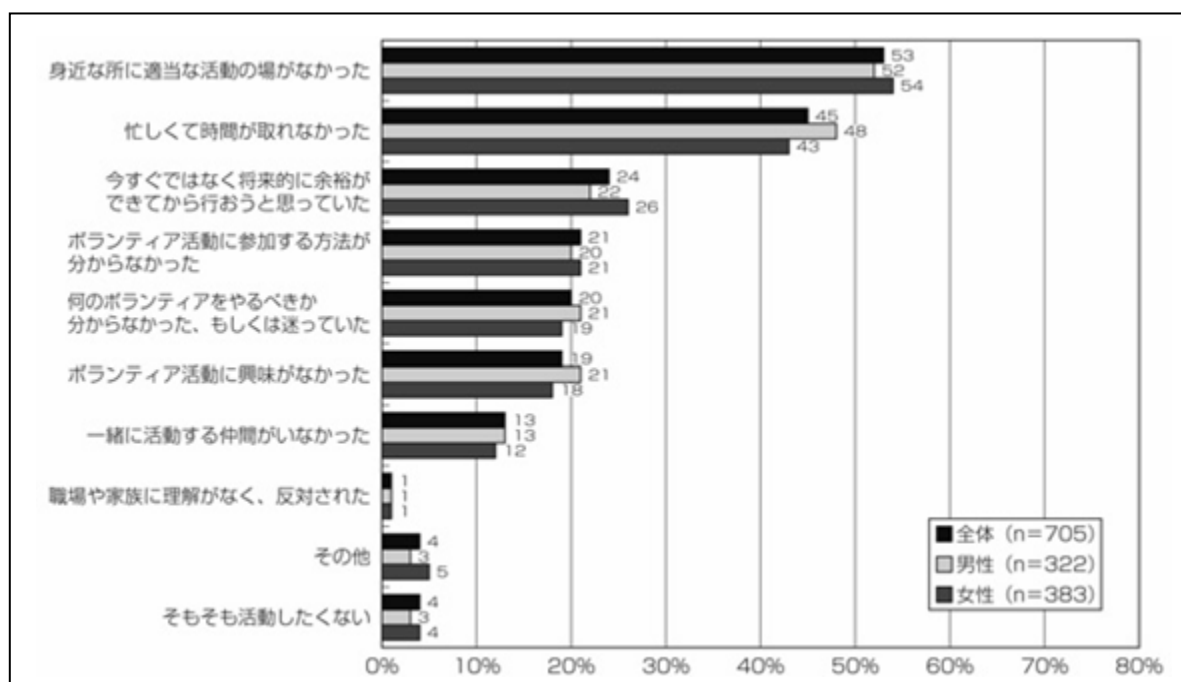
## 5. ボランティア活動をしなかった・できなかった理由

ボランティア活動をしなかった・できなかった理由は「身近な所に適切な活動の場がなかった」が半数以上

「ボランティア活動の経験はない」と回答した人に理由を聞くと、半数以上（53%）が「身近な所に適切な活動の場がなかった」と回答している。次いで「忙しくて時間が取れなかった」が45%。なお「ボランティア活動に興味がなかった」と答えた人は19%、「そもそも活動したくない」は4%である。（図5-8）

男女別（図5-8）でもほぼ同じ結果となったが、「忙しくて時間が取れなかった」は男性（48%）の方が女性（43%）より5ポイント高い。

図5-8 ボランティア活動をしなかった・できなかった理由（全体・男女別）



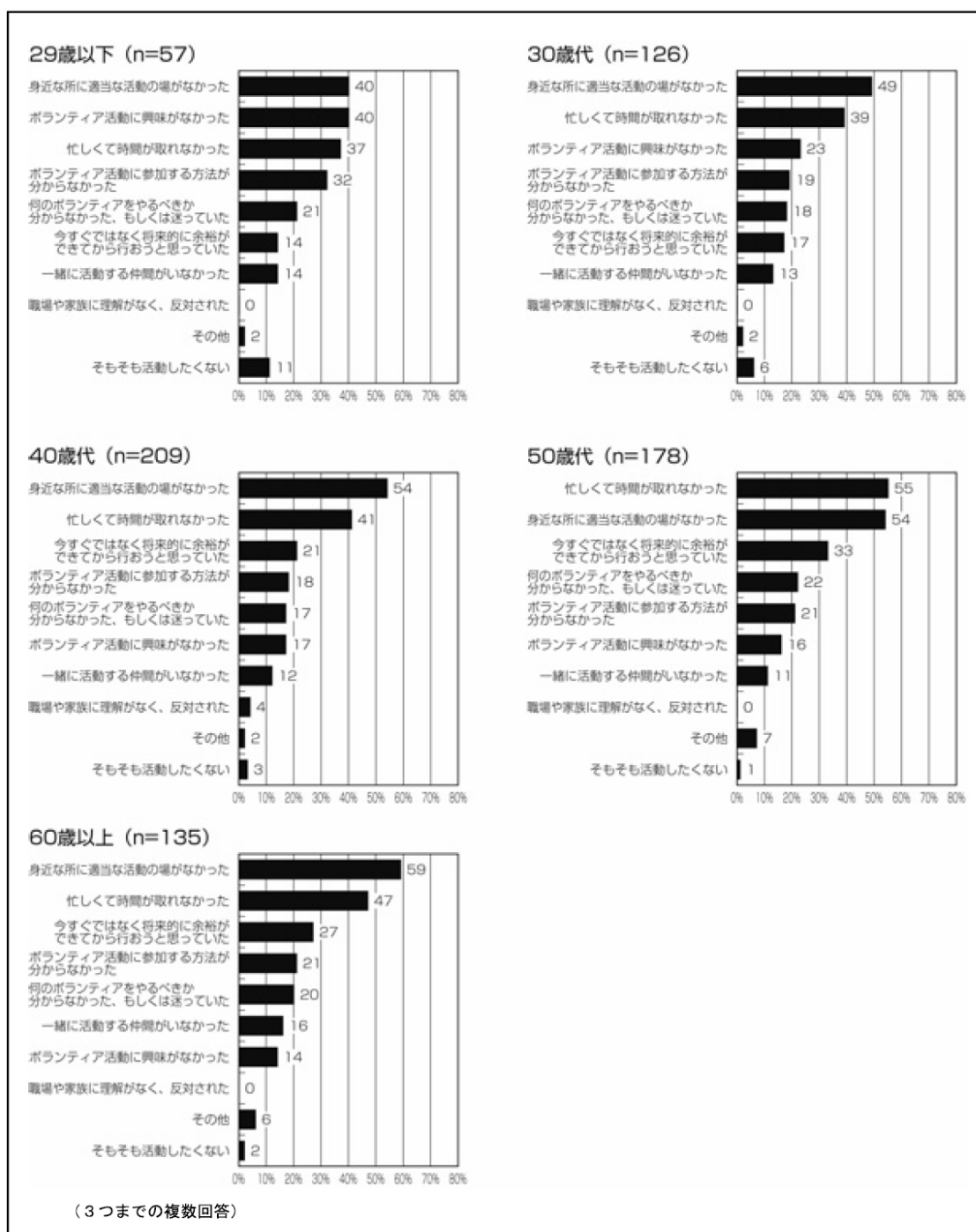
（3つまでの複数回答）

世代別（図5-9）では、いずれの世代でも「身近な所に適切な活動の場がなかった」が多いが、29歳以下では「ボランティア活動に興味がなかった」が同じ割合となっているほか、50歳代では「忙しくて時間が取れなかった」が半数を超え1位となっている。

29歳以下では「ボランティア活動に参加する方法が分からなかった」「そもそも活動したくない」も目立っている。



図5-9 ボランティア活動をしなかった・できなかった理由（世代別）



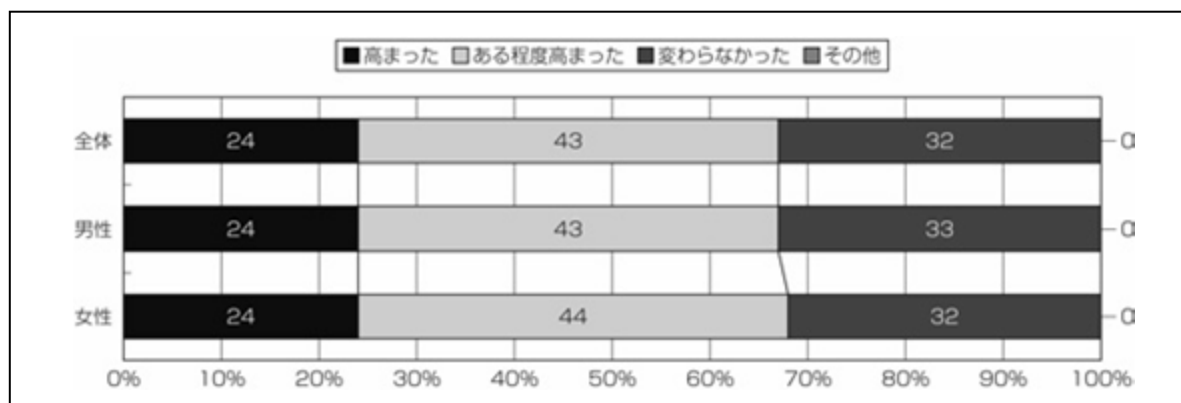
## 6. 東日本大震災によるボランティア活動への意識の変化

### 東日本大震災により67%がボランティア活動への意識が高まる

このたびの東日本大震災をきっかけとして、ボランティア活動に対する意識が「高まった」（24%）と「ある程度高まった」（43%）の総計は67%に達している。（図5-10）

男女別（図5-10）でもほとんど同じ割合だった。

図5-10 東日本大震災によるボランティア活動への意識の変化（全体・男女別）

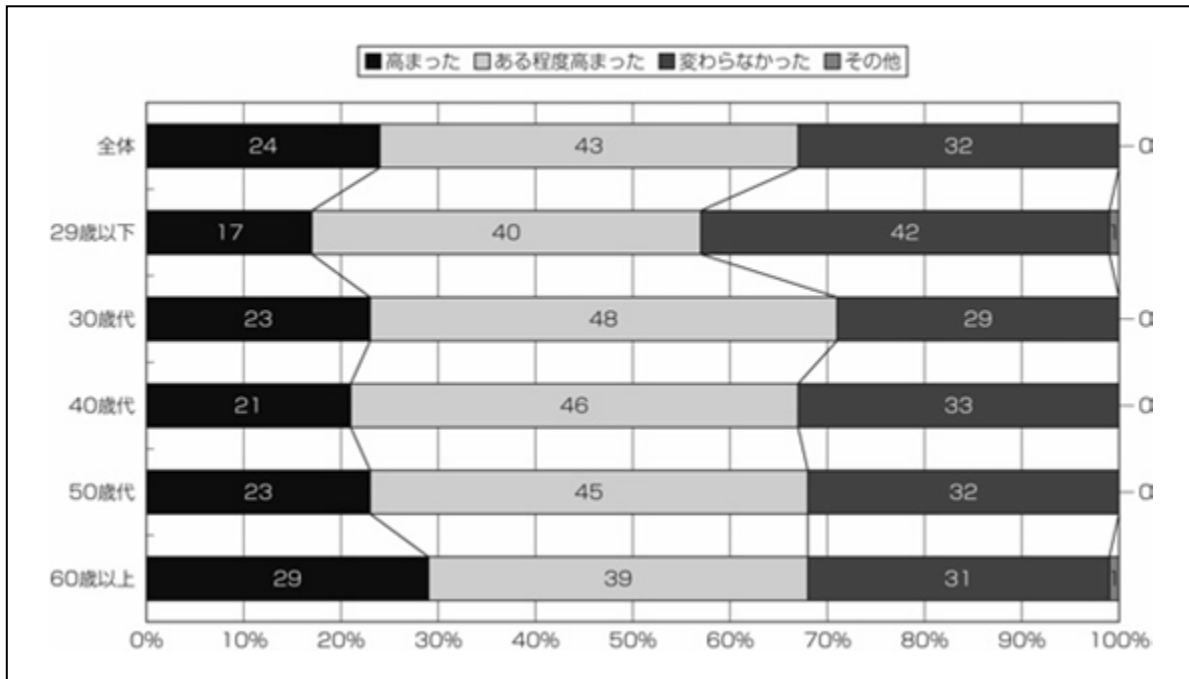


（扱一）

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

世代別（図5-11）で見ると、「変わらなかった」との回答は30歳以上では3割前後なのに対し、29歳以下では42%となっている。「高まった」人も他の世代に比べ低い割合にとどまった。

図5-11 東日本大震災によるボランティア活動への意識の変化（全体・世代別）



(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

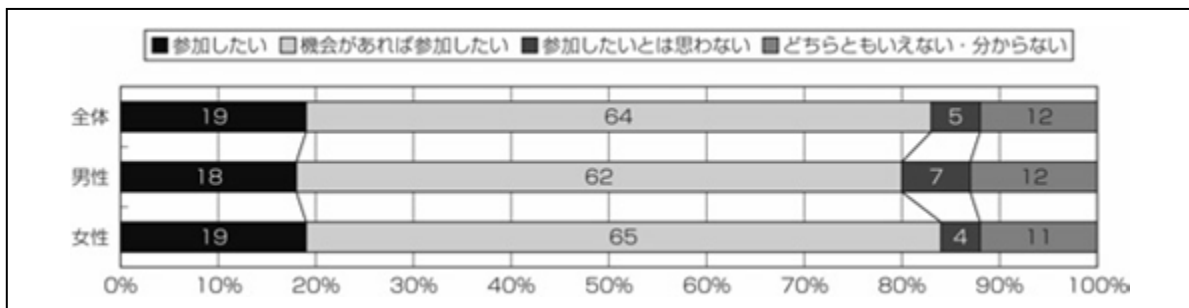
## 7. ボランティア活動への参加意向

83%がボランティア活動へ参加したいとの意向

今後ボランティア活動に「参加したい」（19%）と「機会があれば参加したい」（64%）の総計は83%に達している。（図5-12）

男女別（図5-12）で見ると、「参加したいとは思わない」割合は女性（4%）より男性（7%）の方が3ポイント高い。

図5-12 ボランティア活動への参加意向（全体・男女別）

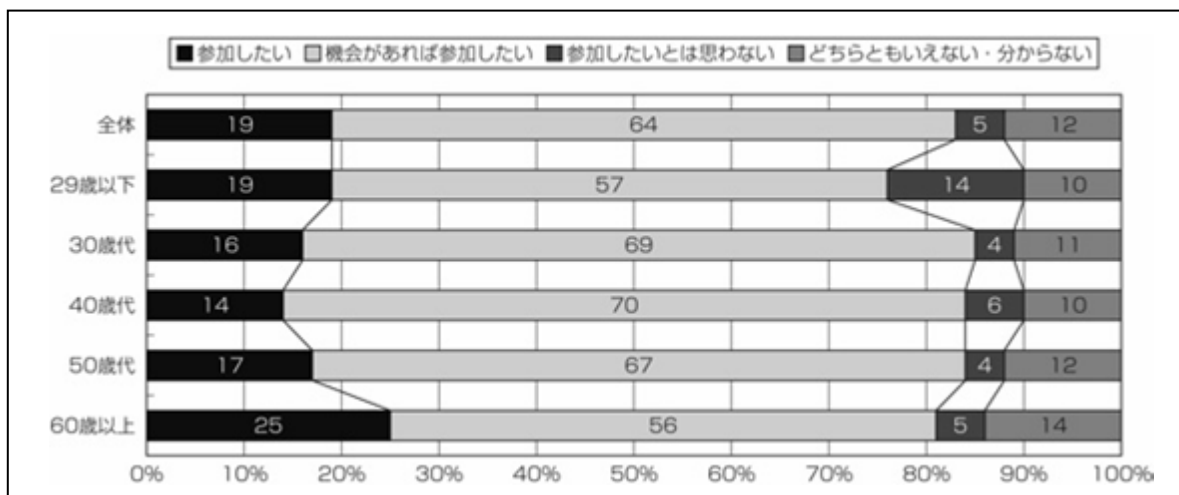


(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

世代別（図5-13）では、「参加したい」との回答は29歳以下（19%）と60歳以上（25%）が30～50歳代に比べて高い割合となっている。「参加したいとは思わない」との回答は、他の世代が5%前後であるのに対し、29歳以下では14%である。「どちらともいえない・分からない」との回答は世代が上がるほど増加する傾向が見られる。

図5-13 ボランティア活動への参加意向（全体・世代別）

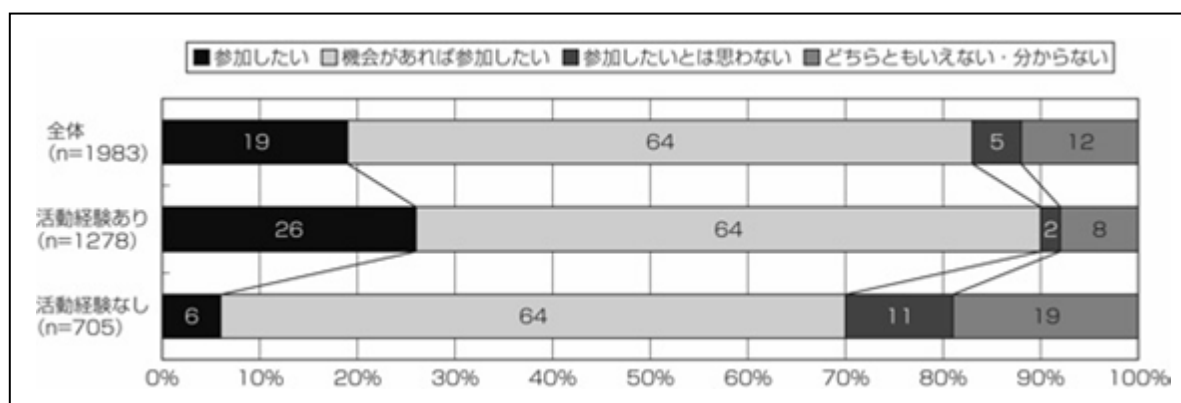


(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

ボランティア活動の経験の有無別（図5-14）では、活動経験なしとの回答者では「参加したい」（6%）、「機会があれば参加したい」（64%）の総計が70%であるのに対し、活動経験ありとの回答者は「参加したい」（26%）、「機会があれば参加したい」（64%）の総計は90%に達する。活動経験がない人の方が「参加したいとは思わない」と回答した割合が高い。一方、「どちらともいえない・分からない」との回答も活動経験がある人が8%であるのに対し、活動経験がない人は19%と高くなっている。

図5-14 ボランティア活動への参加意向（全体・活動経験別）



(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

## 8. 参加したいボランティア活動

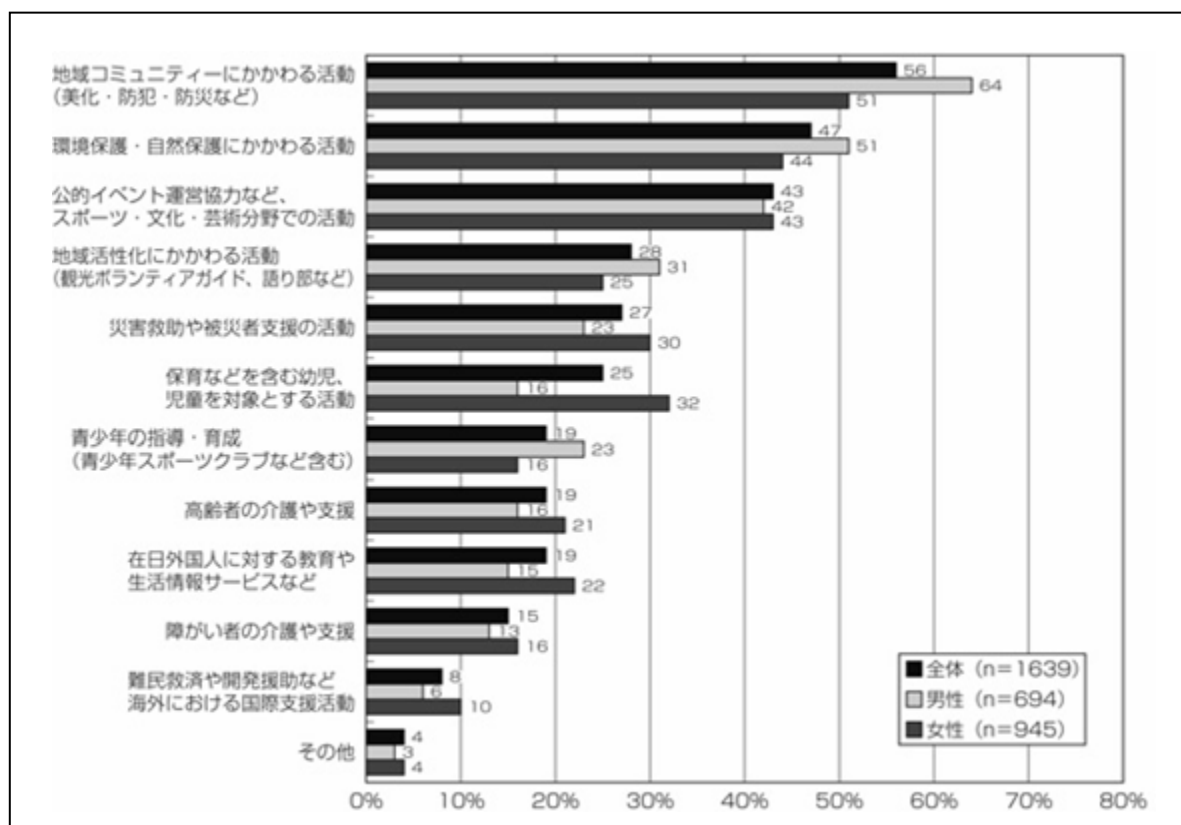
ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動内容は「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が56%、経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」が47%で第2位

ボランティア活動に参加する意向がある人に、参加したい活動内容を聞いたところ、「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」が56%で、経験した活動（図5-3）と同じく第1位だった。経験した活動で第4位だった「環境保護・自然保護にかかわる活動」は約半数の47%で第2位となった。

経験した活動に比べ参加意向の回答率が高くなっているのは、「地域コミュニティーにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」「障害者の介護や保護」を除くすべての項目である。特に、「環境保護・自然保護にかかわる活動」「地域活性化にかかわる活動（観光ボランティアガイド、語り部など）」「災害救助や救済者支援の活動」で、その傾向が顕著に表れている。

経験した活動と参加意向の比較では、男女ともほぼ同じ傾向が見られる。経験した活動での男女差は参加意向でも同じように出ている。ただし「災害救助や被災者支援の活動」は経験割合では男性の方が3ポイント高いのに対し、参加意向では女性の方が7ポイント高くなっている。（図5-15）

図5-15 参加したいボランティア活動（全体・男女別）



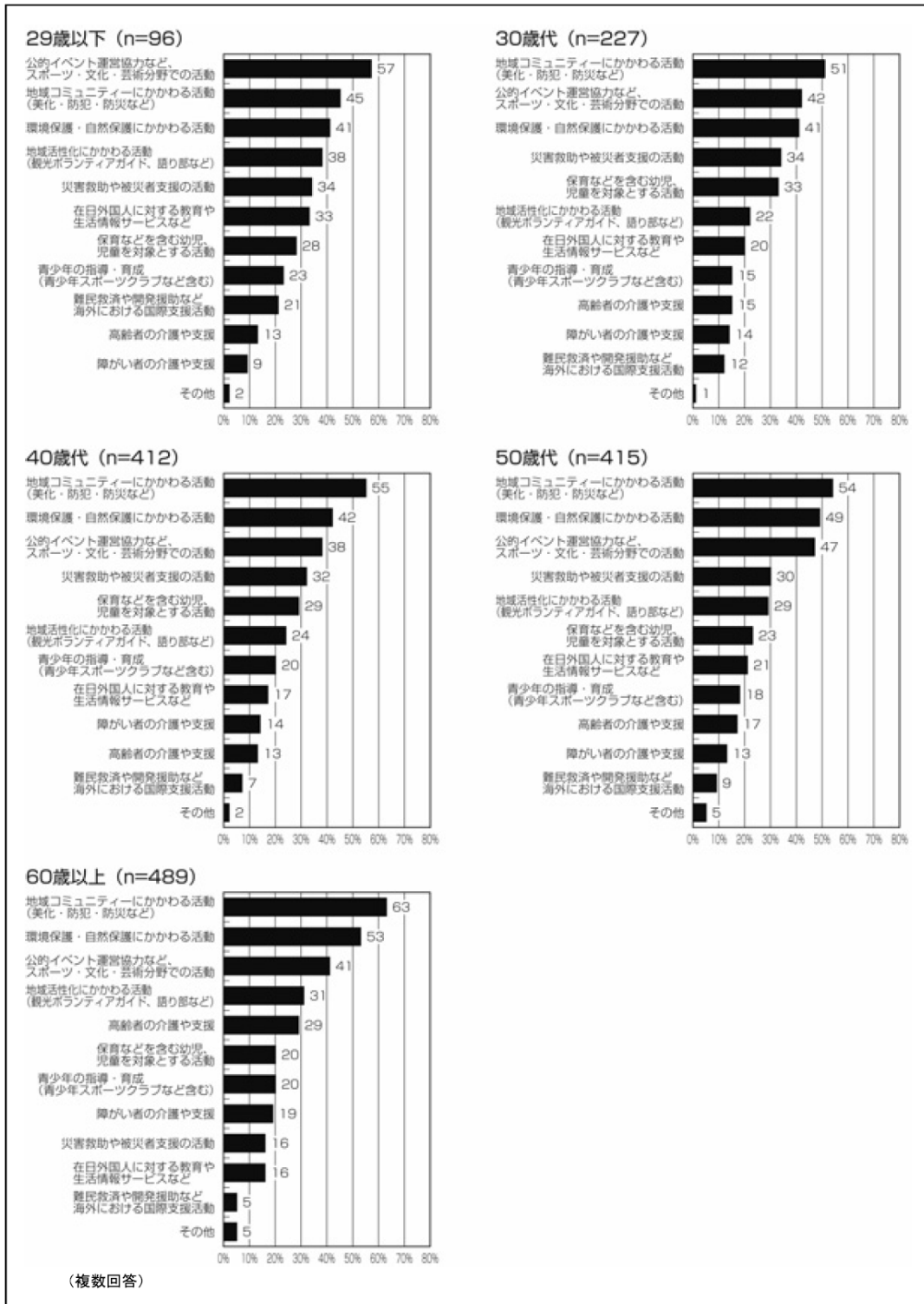
(複数回答)

世代別（図5-16）で見ると、全体で第1位、第2位の「地域コミュニティにかかわる活動（美化・防犯・防災など）」「環境保護・自然保護にかかわる活動」とも世代が上がるに伴ない参加意欲が高まる傾向がある。上位3位に入る活動は世代別でも変わらないものの、29歳以下では「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」が第1位、30歳代でも第2位となっている。

「地域活性化にかかわる活動（観光ボランティアガイド、語り部など）」は30歳以上では世代が上がるに伴ない参加意欲が高まっているが、最も意欲があるのは29歳以下である。「災害救助や被災者支援の活動」は若い世代ほど参加意欲が高い。

経験した活動（図5-4）に比べ、参加意欲が高くなっているのは、すべての世代で「地域活性化にかかわる活動（観光ボランティアガイド、語り部など）」である。「災害救助や被災者支援の活動」でも同様の傾向が見られる。また、30歳以上では「環境保護・自然保護にかかわる活動」、29歳以下で「公的イベント運営協力など、スポーツ・文化・芸術分野での活動」「在日外国人に対する教育や生活情報サービスなど」の参加意欲が高くなっている。

図5-16 参加したいボランティア活動（世代別）



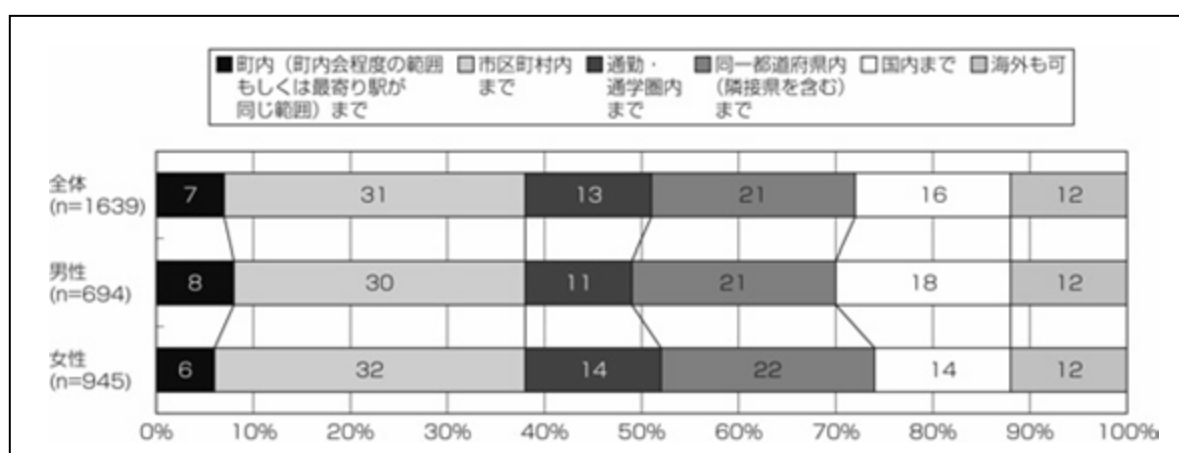
## 9. 参加したい活動エリア

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアを通勤・通学圏外までとする人が約半数、12%は海外も可

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加したい活動エリアは、「町内（町内会程度の範囲もしくは最寄り駅が同じ範囲）まで」（7%）、「市区町村内まで」（31%）、「通勤・通学圏内まで」（13%）の総計は51%となっているが、その一方で、その範囲を超えた回答も半数に近い。さらに「海外も可」との回答は12%となっている。（図5-17）

男女別（図17）では、同一都道府県内（隣接県を含む）を超える範囲を参加したいエリアとしている人は男性（30%）の方が女性（26%）よりも4ポイント高い。「海外も可」との回答は男女とも同じ割合（12%）である。

図5-17 参加したい活動エリア（全体・男女別）



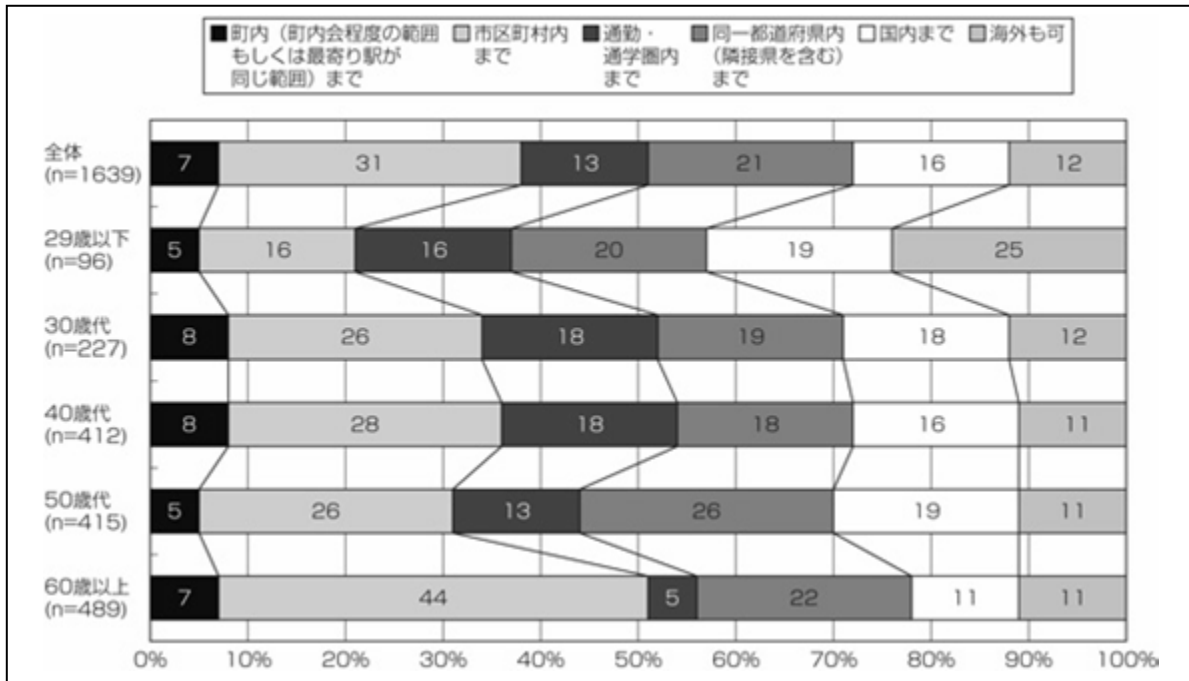
(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とにならない場合もある。

世代別（図5-18）では、「海外も可」との回答は他の世代が11~12%であるのに対し、29歳以下では25%に達している。60歳以上では「市区町村内まで」が44%と、世代が上がるほど参加したい活動エリアは限定される傾向にある。ただし、子育てにめどがついた50歳代は、30~40歳代よりも広いエリアが志向されている。



図5-18 参加したい活動エリア（全体・世代別）



(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

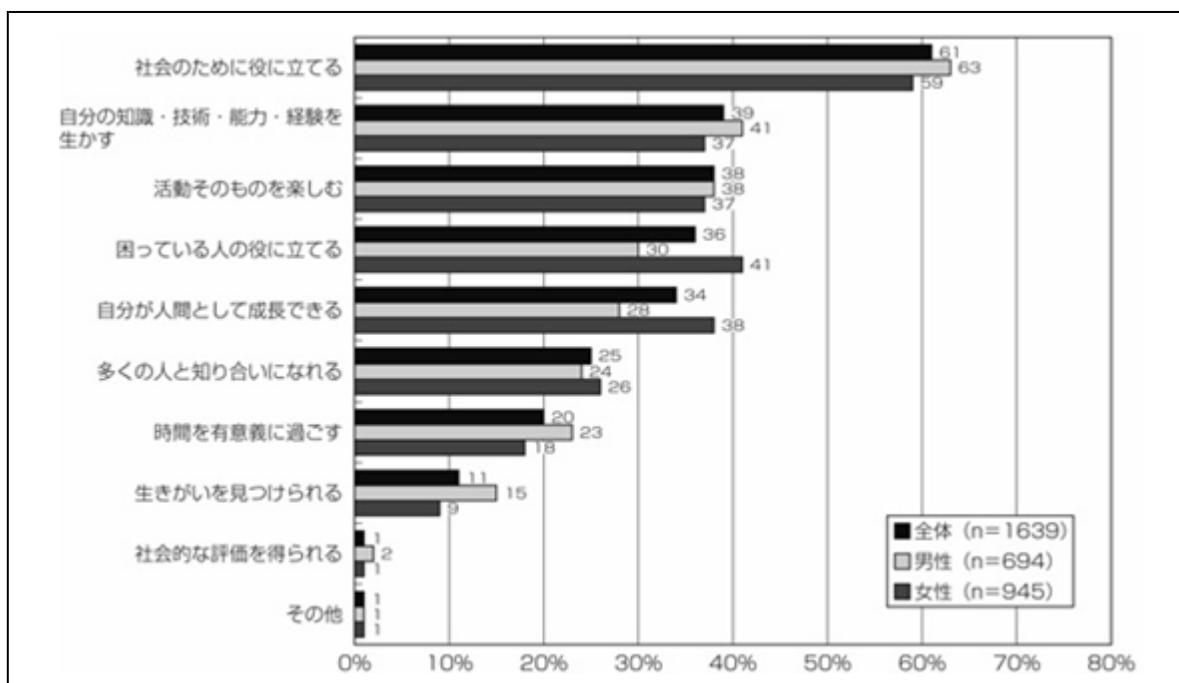
## 10. 参加する目的

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%

ボランティア活動に参加する意向がある人のうち、参加する目的は「社会のために役に立てる」が61%となっている。以下、「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」「活動そのものを楽しむ」「困っている人の役に立てる」「自分が人間として成長できる」が30%台で続いている。（図5-19）

男女別（図5-19）では、男性が第2位「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」、第3位「活動そのものを楽しむ」とボランティア活動を日常活動の従とする傾向が強いのに対し、女性は第2位「困っている人の役に立てる」、第3位「自分が人間として成長できる」と、ボランティア活動への参加に、より積極的な目的を見出している。

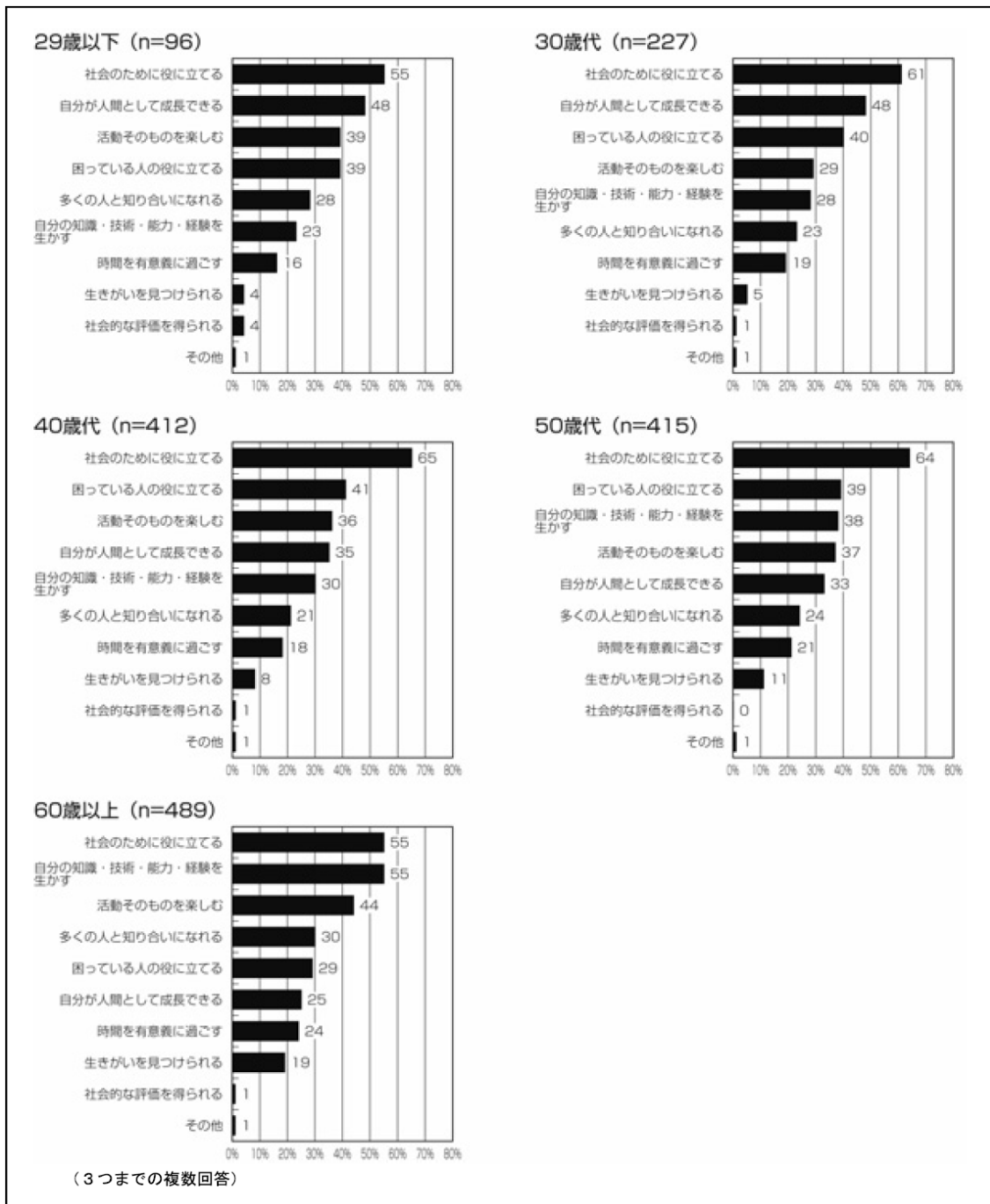
図5-19 参加する目的（全体・男女別）



（3つまでの複数回答）

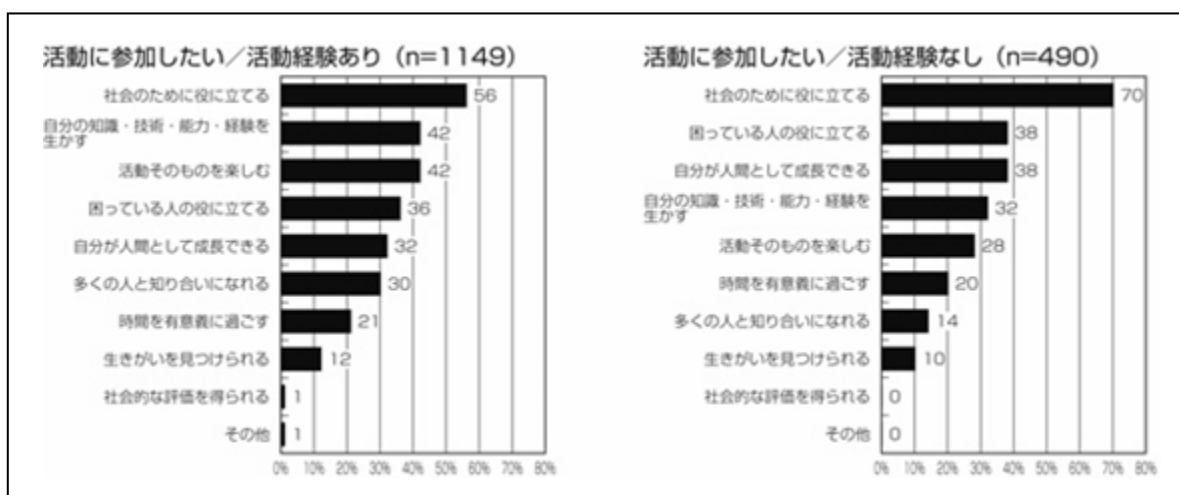
世代別（図5-20）では、いずれの世代でも「社会のために役に立てる」が最も多く挙げられているが、「自分が人間として成長できる」は若い世代ほど挙げる割合が高く、30歳代以下では第2位となっている。その一方で、「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」は上の世代ほど高くなり、50歳代で第3位、60歳以上で第1位（同率）となっている。また「困っている人の役に立てる」は他の世代で4割前後であるのに対し、60歳以上では29%となっている。

図5-20 参加する目的（世代別）



ボランティア活動に参加する目的を活動経験別（図5-21）に見ると、「社会のために役に立てる」が活動経験の有無にかかわらずに第1位である。活動経験ありとの回答者では第2位「自分の知識・技術・能力・経験を生かす」、第3位「活動そのものを楽しむ」となっているのに対し、活動経験なしとの回答者では第2位「困っている人の役に立てる」「自分が人間として成長できる」となっている。活動経験のない人の方が、ボランティア活動への目的に、より積極的な意義を求めていると推測される。

図5-21 参加する目的（活動に参加したい／活動経験別）



(3つまでの複数回答)

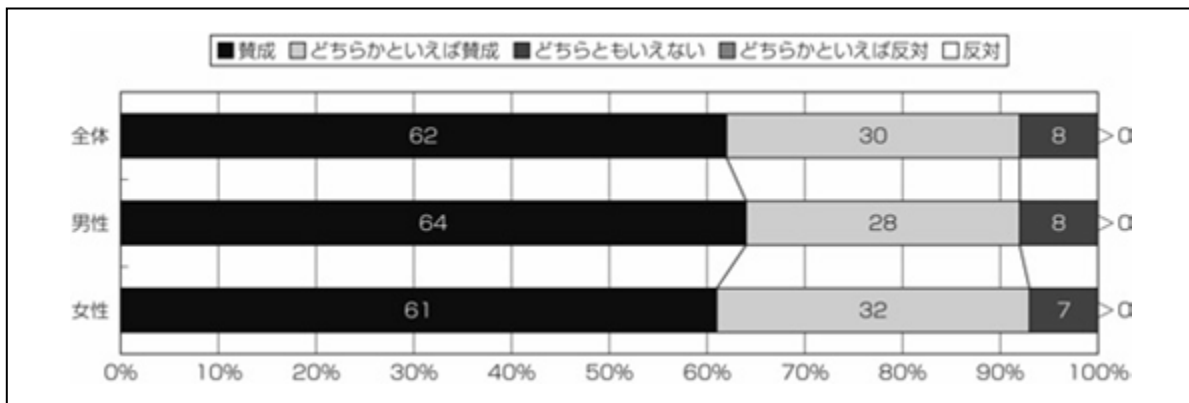
## 11. ボランティア活動が盛んなことへの賛否

ボランティア活動が盛んになることに「賛成（賛成／どちらかといえば）」が92%

ボランティア活動が盛んになることに「賛成」との回答は62%、「どちらかといえば賛成」（30%）を合わせると92%が評価している。（図5-22）

男女別（図5-22）でも、ほぼ同じ結果となっている。

図5-22 ボランティア活動が盛んになることへの賛否（全体・男女別）

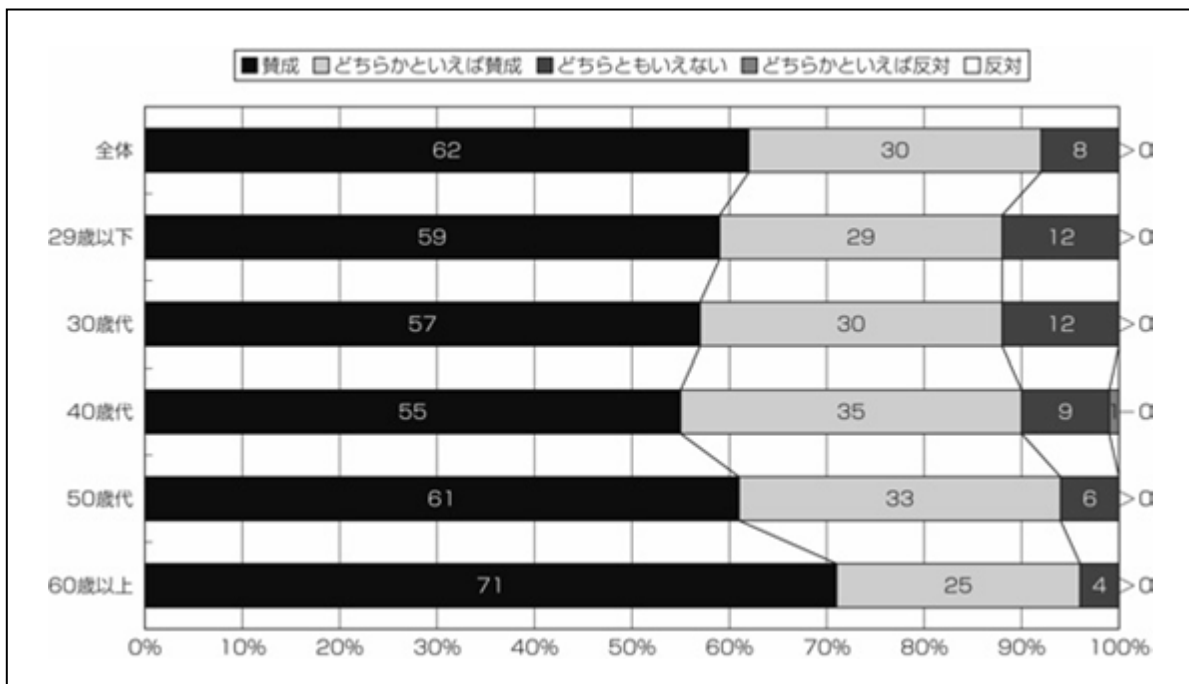


(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

世代別（図5-23）では、若い世代ほど「どちらともいえない」との割合が高くなっている一方、60歳以上では「賛成」との回答が71%となるなど、世代が上がるほど活動が盛んになることを評価する傾向にある。

図5-23 ボランティア活動が盛んになることへの賛否（全体・世代別）



(択一)

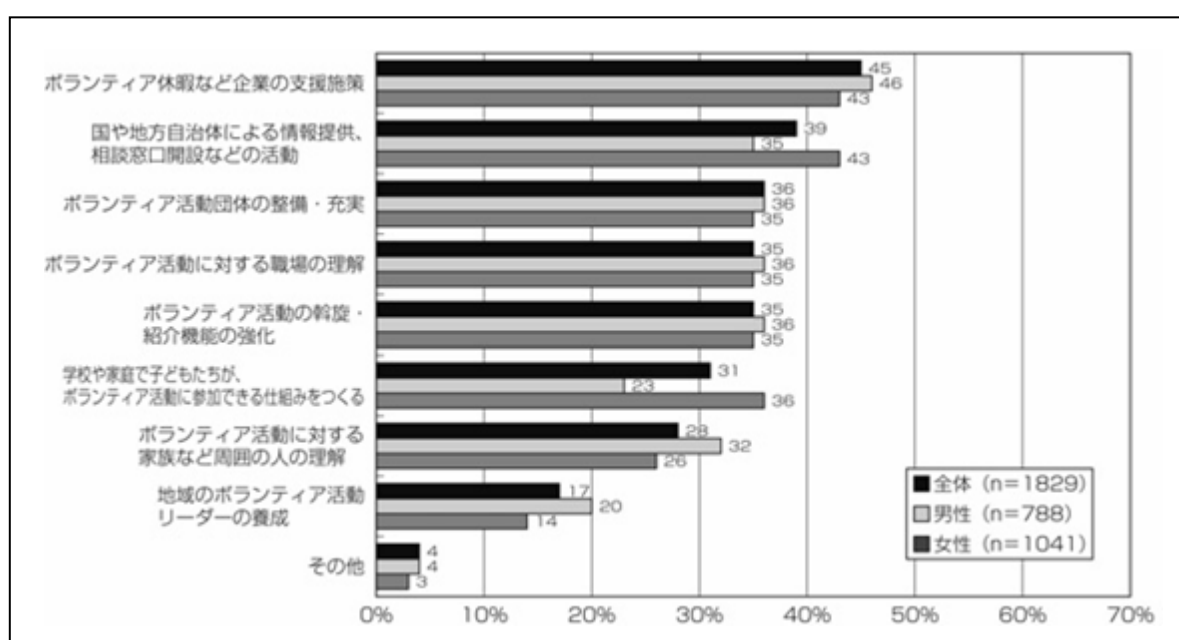
\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とならない場合もある。

## 12. ボランティア活動が盛んになるための条件

ボランティア活動が盛んになるための条件は「ボランティア休暇など企業の支援施策」が45%ボランティア活動が盛んになるための条件として、「ボランティア休暇など企業の支援施策」との回答が45%と最も多い。次いで「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」「ボランティア活動団体の整備・充実」「ボランティア活動に対する職場の理解」「ボランティア活動の斡旋・紹介機能の強化」が30%台後半で続く。(図5-24)

男女別(図5-24)では、女性の方が「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」「学校や家庭で子どもたちがボランティア活動に参加できる仕組みをつくる」を条件として多く挙げている。

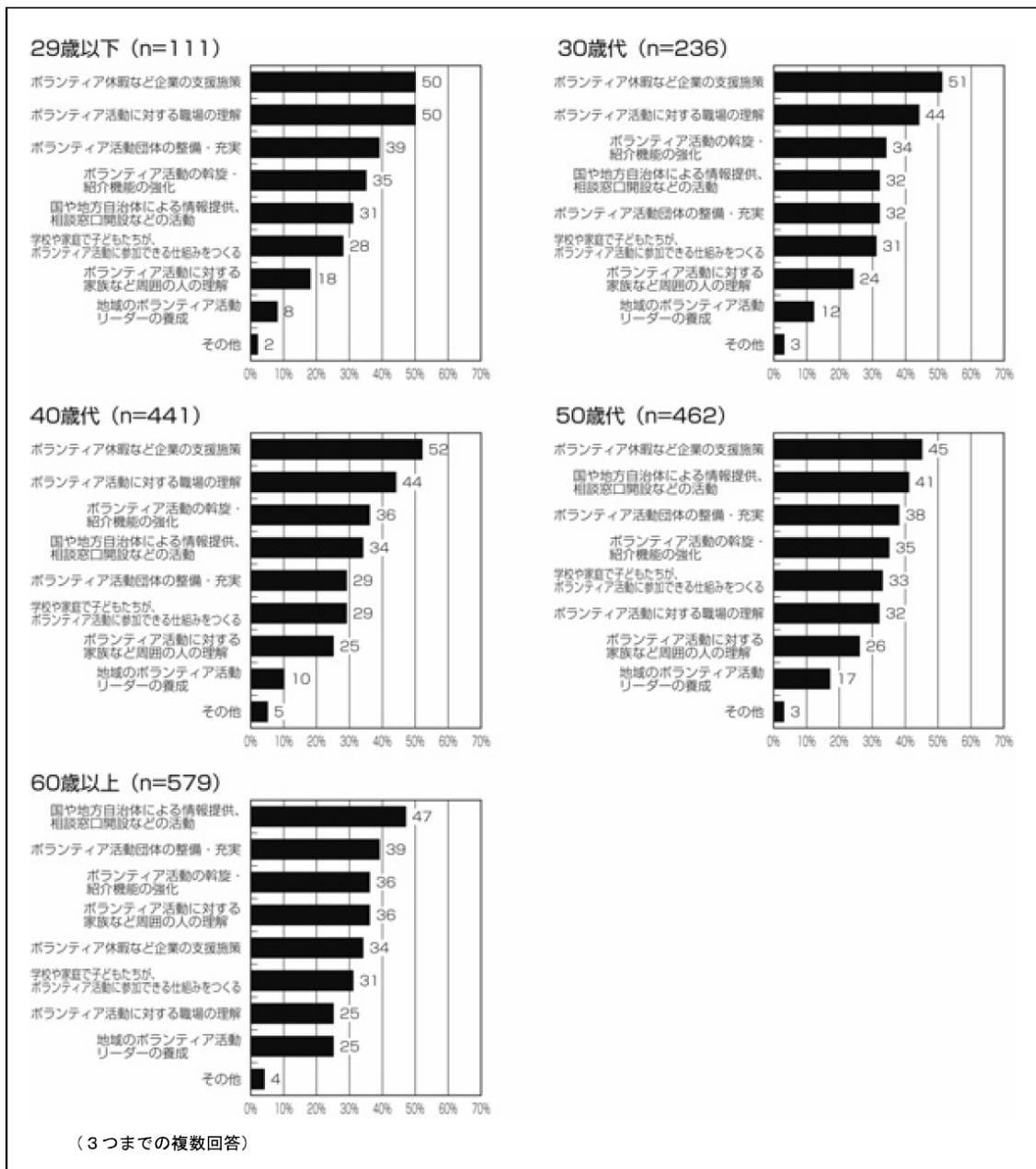
図5-24 ボランティア活動が盛んになるための条件(全体・男女別)



(3つまでの複数回答)

世代別(図5-25)では、60歳以上を除き「ボランティア休暇など企業の支援施策」との回答が最も多い。「ボランティア活動に対する職場の理解」は若い世代ほど高い割合で挙げられており、40歳代以下の各世代では第2位となっている。一方、60歳以上で最も多く挙げられている「国や地方自治体による情報提供、相談窓口開設などの活動」は世代が上がるほど挙げる割合が高くなっており、50歳代でも第2位となっている。

図5-25 ボランティア活動が盛んになるための条件（世代別）



### 13. 有償ボランティアの是非

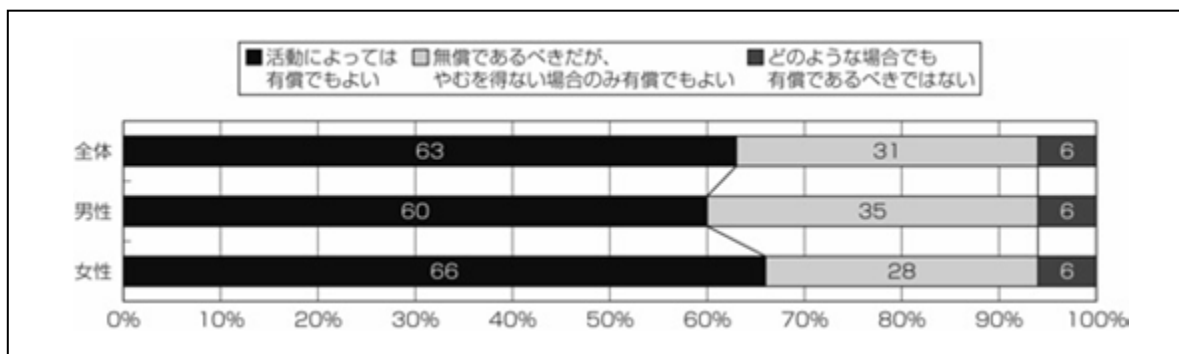
#### 94%が有償ボランティアを容認

有償ボランティアの是非については、「活動によっては有償でもよい」との回答が63%、「無償であるべきだが、やむを得ない場合のみ有償でもよい」が31%と、合わせて94%が有償ボランティアを認めている。

(図5-26)

男女別(図5-26)では、女性の方が「活動によっては有償でもよい」との割合が6ポイント高いが、「どのような場合でも有償であるべきではない」は、男女の差がない。

図5-26 有償ボランティアの是非(全体・男女別)

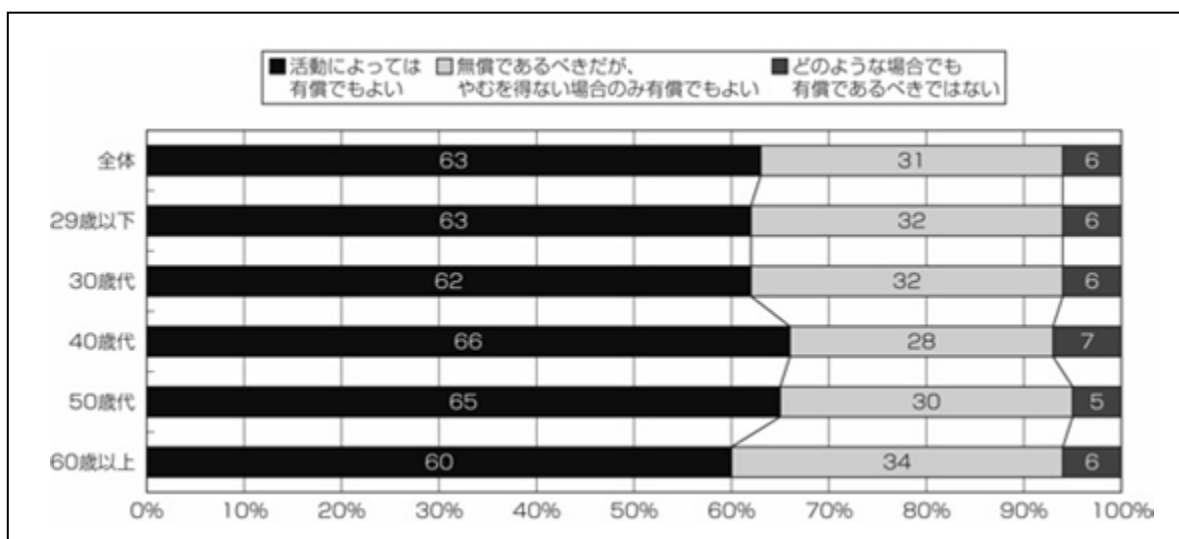


(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。

世代別(図5-27)でも、「活動によっては有償でもよい」との回答が40~50歳代では高め、60歳以上で低めとなっているが、有償ボランティアを容認する傾向に大きな差はない。

図5-27 有償ボランティアの是非(全体・世代別)



(択一)

\*小数第1位四捨五入のため、合計が100%とまらない場合もある。



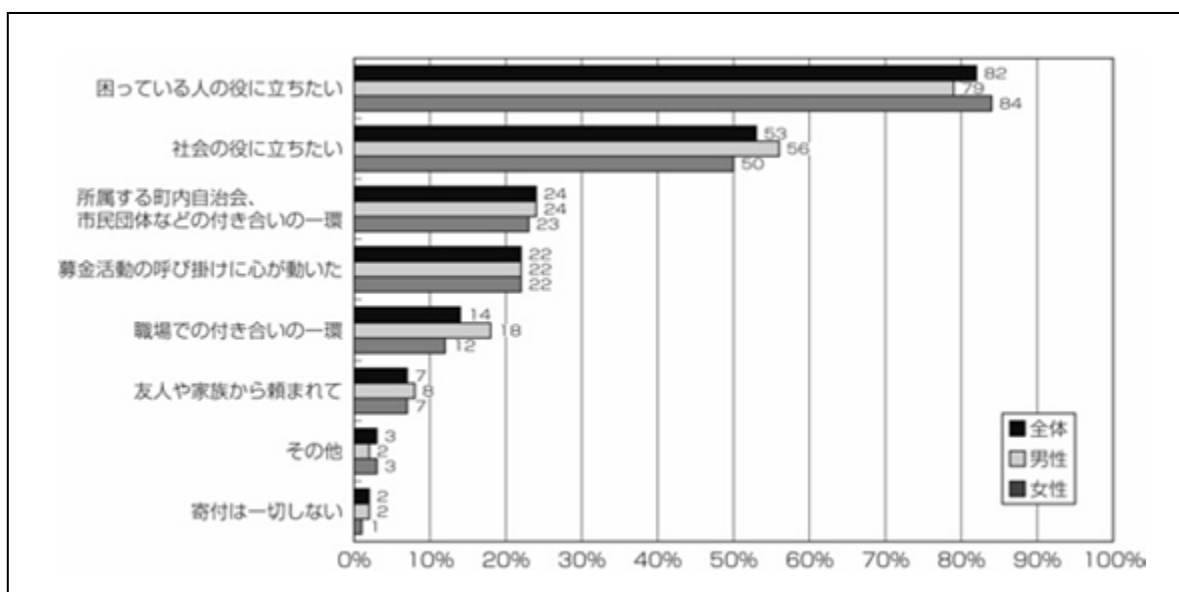
## 14. 寄付を行う動機

寄付を行う動機は「困っている人の役に立ちたい」「社会の役に立ちたい」が半数以上

ボランティア活動と併せて、寄付を行う動機について聞いたところ、「困っている人の役に立ちたい」が82%、「社会の役に立ちたい」が53%と半数を超えている。（図5-28）

男女別（図5-28）では、「困っている人の役に立ちたい」は女性が5ポイント高いのに対し、「社会の役に立ちたい」は男性の方が6ポイント高くなっている。

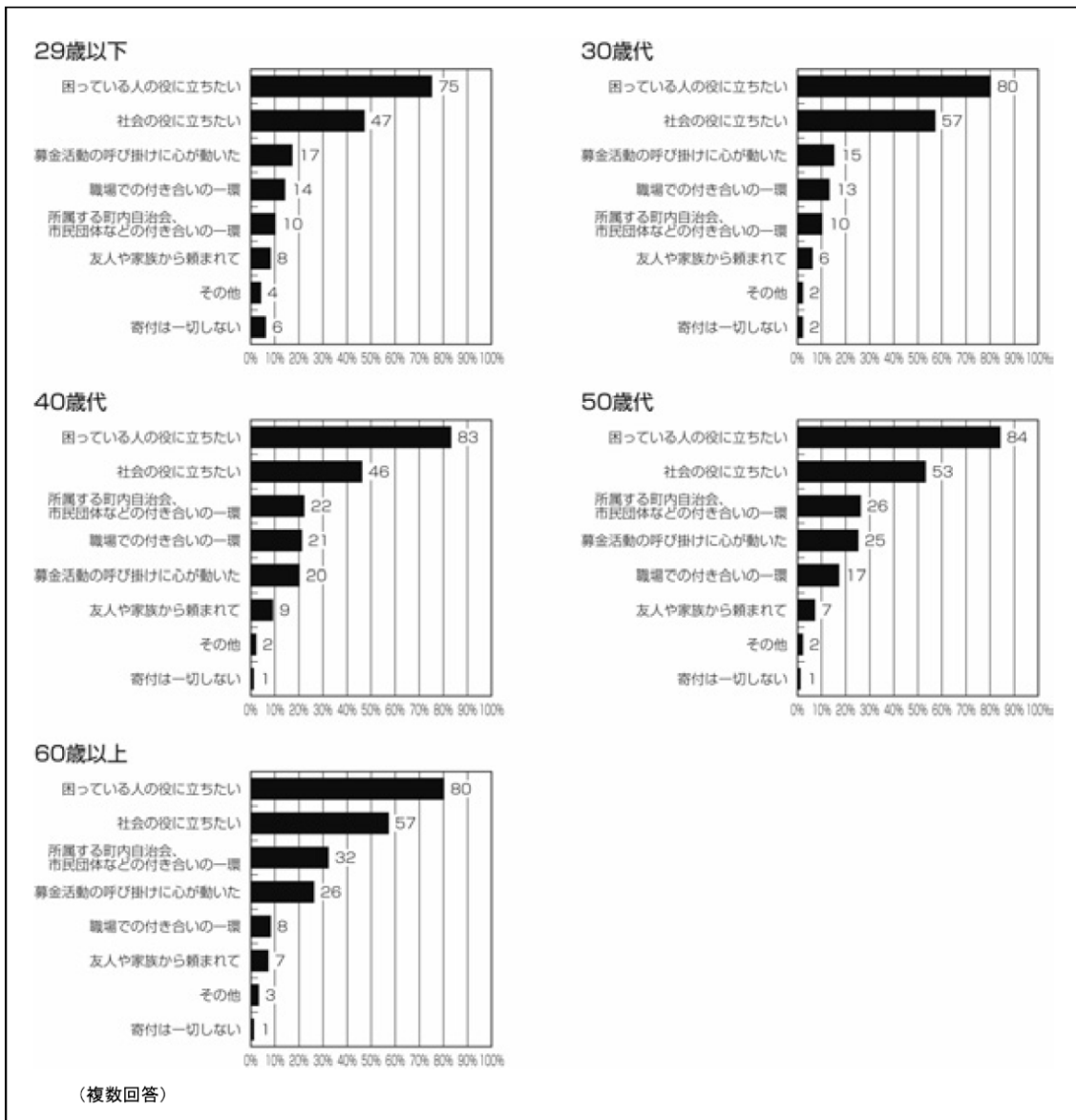
図5-28 寄付を行う動機（全体・男女別）



（複数回答）

世代別（図5-29）でも、すべての世代で「困っている人の役に立ちたい」「社会の役に立ちたい」が第1位、第2位となっている。30歳代以下で第3位となっている「募金活動の呼び掛けに心が動いた」は世代が上がるほど高い割合となる傾向であるものの、それ以上に「所属する町内自治会、市民団体などの付き合いの一環」の伸びが大きく、40歳代以上の第3位となっている。

図5-29 寄付を行う動機（世代別）



## 5 社会教育施設におけるボランティア活動の状況

(施設、人)

区 分	計	公民館 (類似施設 含む)	図書館 (類似施設 含む)	博物館	博物館類 似施設	青少年教 育施設	女性教育 施設	社会体育 施設 (団体)	劇場、 音楽堂等	生涯学習 センター
登 録 者 数 ( 計 )										
平成14年度	496,728	256,645	59,357	22,422	40,251	15,923	6,439	69,726	25,965	…
平成17年度	560,389	289,712	70,776	27,607	49,136	16,929	23,270	60,394	22,565	…
平成20年度	582,286	249,604	98,431	29,602	45,986	22,763	9,982	83,747	29,418	12,753
平成23年度	529,604	191,185	112,085	33,957	38,015	23,180	13,308	74,266	27,031	16,577
平成27年度	508,487	170,105	95,949	37,942	39,497	24,774	29,936	79,010	17,249	14,025
平成30年度	482,169	119,354	99,687	35,011	48,938	24,262	46,148	70,813	17,599	20,357
う ち 女 性 登 録 者										
平成27年度	329,658	108,857	87,326	21,711	18,800	14,538	29,357	28,779	11,715	8,575
登録者数に占める割合	64.8%	64.0%	91.0%	57.2%	47.6%	58.7%	98.1%	36.4%	67.9%	61.1%
平成30年度	316,197	72,827	88,558	20,984	23,607	12,653	44,999	27,011	12,072	13,486
登録者数に占める割合	65.6%	61.0%	88.8%	59.9%	48.2%	52.2%	97.5%	38.1%	68.6%	66.2%
施 設 数	53,626	14,281	3,360	1,286	4,452	891	358	26,693	1,827	478
	(54,667)	(14,841)	(3,331)	(1,256)	(4,434)	(941)	(367)	(27,197)	(1,851)	(449)
う ち 登 録 制 度 の あ る 施 設 数	7,668	2,042	2,386	534	935	323	122	765	434	127
	(7,823)	(2,298)	(2,316)	(539)	(908)	(333)	(124)	(738)	(434)	(133)
施 設 数 に 占 め る 割 合	14.3%	14.3%	71.0%	41.5%	21.0%	36.3%	34.1%	2.9%	23.8%	26.6%
	(14.3%)	(15.5%)	(69.5%)	(42.9%)	(20.5%)	(35.4%)	(33.8%)	(2.7%)	(23.4%)	(29.6%)
団 体										
{ 団体登録制度のある施設数	5,556	1,693	1,961	261	567	147	70	543	222	92
{ 登 録 団 体 数	17,953	5,781	6,701	792	987	516	325	1,624	455	772
{ 登 録 者 数	346,965	106,086	73,393	17,622	35,486	13,605	15,991	58,509	10,777	15,496
個 人										
{ 個人登録制度のある施設数	3,302	600	1,110	304	417	221	58	286	231	75
{ 登 録 者 数	135,204	13,268	26,294	17,389	13,452	10,657	30,157	12,304	6,822	4,861

(注) ( )内は、平成27年度調査の数値である。

平成30年度「社会教育調査」(文部科学省)より作成

## 6 第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（抜粋）

〔平成30年 4月20日〕  
閣議決定

### 第4章 子供の読書活動の推進方策

#### I 発達段階に応じた取組

読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘<sup>1</sup>を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。

##### ① 幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

##### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

##### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

##### ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

<sup>1</sup> 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

## II 家庭における取組

### (1) 家庭の役割

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子供にとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものである。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。

### (2) 家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援が行われることが重要である。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われているが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。

## III 地域における取組

### 1 図書館

#### (1) 図書館の役割

子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。

## (2) 図書館における読書を支援する取組

### ① 図書館等の整備

地域における子供の読書活動を推進するためには、子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されている。

我が国の図書館数は平成27年現在3,331館であり、昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では、都道府県立は100%、市立は98.4%であるが、町立は61.5%、村立は26.2%と、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である<sup>2</sup>。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

### ② 移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数増大やサービスポイント<sup>3</sup>の拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

### ③ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子供の読書活動をより充実したものとするができる。平成27年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は91.2%、子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率は88.8%である。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

### ④ 子供の利用のためのスペース等の設置

平成27年現在、児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり<sup>4</sup>、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

### ⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、

<sup>2</sup> 平成27年度「社会教育統計」(文部科学省)

<sup>3</sup> 貸出しやレファレンス・サービス等、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

<sup>4</sup> 平成27年度「社会教育統計」(文部科学省)

手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供，手話・筆談等によるコミュニケーションの確保，図書館利用の際の介助，図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成27年現在，施設・設備については，障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は93.5%に上るものの，録音図書を所有する図書館は20.2%，点字図書等を所有する図書館は39.4%，拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は49.1%にとどまっている<sup>4</sup>。このため，図書館においては，録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど，障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

#### ⑥ 運営状況に関する評価等の実施

図書館は，その運営に関する適切な目標を設定し，達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い，子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に，より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては，図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか，当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

#### ⑦ 図書館資料の整備・提供

図書館は，多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し，十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して，充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については，地方交付税措置が講じられており，都道府県及び市町村は，公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

#### ⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画，実施

図書館は，引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会，講座，展示会，子供同士で行う活動等を企画し，実施することが求められる。これに当たっては，対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。

#### ⑨ 読書活動に関する情報提供

地域における子供の読書活動を推進するためには，図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等，子供の読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに，中学生や高校生の時期の子供を含む子供たちが気軽に足を運び，図書を借りたくなるよう工夫することが重要である。

図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信，ソーシャルメディアの活用等，インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在，ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが，メールマガジンの配信は10.1%，ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている<sup>5</sup>。全ての図書館において，インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

### （3）連携・協力

#### ① 学校図書館等との連携・協力

<sup>5</sup> 平成23年度「社会教育調査」，平成27年度「社会教育統計」（文部科学省）

子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

## ② ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入<sup>6</sup>等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。

## (4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

### ① 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

### ② 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割

<sup>6</sup> 平成27年現在、ボランティア登録制度を有する図書館は2,316館。(「平成27年度社会教育統計」(文部科学省))



を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

## 2 その他

### (1) 国立国会図書館

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

### (2) 大学図書館

子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

### (3) 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

### (4) 児童館

児童館は、子供に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となっているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

### (5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。

## IV 学校等における取組

### 1 幼稚園、保育所等

#### (1) 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所

保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

## (2) 幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

## 2 小学校、中学校、高等学校等

### (1) 小学校、中学校、高等学校等の役割

子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされている。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められる。

### (2) 小学校、中学校、高等学校等における取組

#### ① 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる。

- ・全校一斉の読書活動
- ・推薦図書コーナーの設置
- ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善という観点から効果的

である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。

子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

## ② 障害のある子供の読書活動

障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。

## (3) 学校図書館

### ① 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。

### ② 学校図書館の取組

#### ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚

教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。)を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。

このため、文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成27年度末（平成23年度末）：小学校66.4%（56.8%）、中学校55.3%（47.5%）<sup>7</sup>）を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約30億円、総額約150億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%、中学校で約37.7%、高等学校で91.0%であり<sup>8</sup>、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。

#### イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

#### ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

平成27年度末現在、学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合も含む）割合は、小学校で12.6%、中学校で8.2%、高等学校で4.6%である<sup>9</sup>。また、学校図書館内に、児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている割合は、小学校で10.6%、中学校で12.5%、高等学校で47.6%であり<sup>9</sup>、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で73.9%、中学校で72.7%、高等学校で91.3%である<sup>9</sup>。

教育用コンピューターをはじめとする学校におけるICT環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校

<sup>7</sup> 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

<sup>8</sup> 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

<sup>9</sup> 平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

#### (4) 人的体制

子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。

また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

##### ① 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

##### ② 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平

成28年4月（平成24年5月）：公立小学校59.3%（47.9%）、公立中学校57.3%（47.6%）<sup>10</sup>）、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

### ③ その他

図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。

## （5）連携・協力

子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。

## V 子供の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。

特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。

本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。

例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子供以外にも対象としつつ、取組が行われることが期待される。

<sup>10</sup> 平成24・28年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

- ・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

- ・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

- ・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

- ・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

- ・アニメシオン

読書へのアニメシオンとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

- ・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

- ・図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

- ・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

## VI 民間団体の活動に対する支援

### 1 民間団体の役割

民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会

を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。地域レベルでは、自発的に組織された約9,000のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている<sup>11</sup>。

## 2 民間団体の活動に対する支援

国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」<sup>12</sup>をはじめとした助成等を行う。

また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

---

<sup>11</sup> 平成25年度「全国読書グループ総覧」（公益社団法人読書推進運動協議会）

<sup>12</sup> 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。



## 7 都道府県・市区町村体験活動ボランティア活動支援センター等 設置数推移表

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
北海道	1	75	1	76	1	76	1	77	1	79	1	85	1	90	1	93
青森県	1	6	1	5	1	6	1	7	1	9	1	9	1	9	1	10
岩手県	1	3	1	3	1	2	1	2	1	2	1	1	1	2	1	3
宮城県	0	9	0	8	0	9	0	9	0	9	0	19	0	17	0	16
秋田県	1	7	1	6	1	7	1	7	1	6	1	6	1	4	1	4
山形県	9	13	9	13	9	15	9	15	9	15	9	18	9	19	9	18
福島県	8	69	8	63	8	64	8	55	8	56	8	56	8	60	8	54
茨城県	5	5	5	5	5	6	5	6	5	6	5	7	5	2	5	2
栃木県	8	10	8	11	8	11	8	12	8	11	9	11	9	13	9	14
群馬県	1	13	1	13	1	12	1	9	1	8	1	8	1	8	1	9
埼玉県	1	30	2	36	2	37	2	44	2	46	2	49	2	49	2	59
千葉県	1	8	1	9	1	9	1	7	2	25	2	27	2	28	2	28
東京都	0	10	0	11	1	10	1	10	1	10	0	10	0	10	0	10
神奈川県	1	22	1	25	1	41	1	41	1	43	1	43	1	44	1	43
新潟県	1	16	1	15	1	15	1	13	1	11	1	11	1	10	1	10
富山県	1	14	1	14	1	14	1	14	1	14	2	14	2	15	2	14
石川県	1	24	1	23	1	24	1	25	1	26	1	26	1	26	1	26
福井県	1	3	1	3	1	3	1	5	1	5	1	5	1	5	1	6
山梨県	1	5	1	5	1	5	1	5	1	7	1	8	1	7	1	7
長野県	0	36	0	38	0	41	0	42	0	43	0	44	0	47	0	49
岐阜県	1	29	1	29	1	30	1	30	1	31	1	32	1	35	1	34
静岡県	1	20	1	19	1	20	1	19	1	19	1	19	1	19	1	26
愛知県	1	38	1	38	1	39	1	37	1	41	1	46	1	48	1	56
三重県	0	20	0	19	0	18	0	16	0	14	0	14	0	14	0	14
滋賀県	1	1	1	1	0	2	0	3	0	3	0	4	0	5	0	4
京都府	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0
大阪府	1	6	1	6	1	7	1	11	1	11	1	18	1	27	1	30
兵庫県	1	32	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30	1	34
奈良県	1	7	1	7	1	7	1	8	1	9	1	10	1	11	1	11
和歌山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取県	2	5	2	6	2	5	2	5	2	3	2	3	2	3	2	3
島根県	1	6	1	5	0	5	0	3	0	3	0	8	0	8	0	8
岡山県	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	20	1	10
広島県	0	5	0	5	0	5	0	6	0	4	0	5	0	6	0	6
山口県	1	19	1	19	1	18	1	17	1	17	1	15	1	14	1	13
徳島県	1	7	1	4	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
香川県	0	3	0	2	0	4	0	3	0	4	0	4	0	5	0	5
愛媛県	0	34	0	23	0	23	0	25	0	25	0	27	0	25	0	25
高知県	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
福岡県	1	17	1	27	1	32	1	38	1	41	1	45	1	55	1	57
佐賀県	1	11	1	15	1	15	1	14	1	15	1	15	1	15	1	19
長崎県	1	14	1	14	1	14	1	15	1	16	1	17	1	18	1	20
熊本県	0	42	0	41	0	42	0	42	0	42	0	43	0	43	0	42
大分県	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
宮崎県	1	35	1	35	1	40	1	39	1	39	1	39	1	39	1	39
鹿児島県	1	57	1	52	1	53	1	53	1	55	1	56	1	56	1	56
沖縄県	0	3	0	5	0	12	0	15	0	15	0	16	0	17	1	18
合計	64	805	65	799	64	842	64	848	65	882	66	939	66	984	67	1,008

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市区町村数	1,742	1,742	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	1,742
設置率	46.2%	45.9%	48.4%	48.7%	50.7%	53.9%	56.5%	57.9%

令和3年度 社会教育指導者の育成・資質向上のための調査研究事業

---

## ボランティアに関する基礎資料

---

令和4年3月

文部科学省  
国立教育政策研究所  
社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園1-2番43号

TEL (03) 3823-0241

FAX (03) 3823-3008

---